

## 決算審査特別委員会

8月26日（金）午後2時15分開議

- 議題1 委員長の互選について
- 2 座席の指定について
- 3 副委員長の互選について
- 4 決算審査順番
- 5 決算事業現地調査
- 6 その他

○出席委員（10名）

1番 小林 智 委員

2番 山田 良秋 委員

3番 狛守 勝義 委員

4番 藤野 和美 委員

5番 大野 敏行 委員

6番 青柳 賢治 委員

7番 川口 浩史 委員

8番 松本 美子 委員

9番 渋谷 登美子 委員

10番 畠山 美幸 委員

○欠席委員（なし）

---

○委員外議員

森 一人 議長

長島 邦夫 議員

---

○特別委員会に出席した事務局職員

事務局 長

青木 正志

書 記

安在 洋子

---

○森 一人議長 初めての委員会でありますので、委員会条例第9条第2項の規定により、年長の松本美子委員さんに臨時委員長をお願いいたします。

〔松本美子臨時委員長、委員長席に着席〕

○松本美子臨時委員長 それでは、議長のご指名がございましたので、年長ゆえ私が臨時委員長の職務を行いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

---

◎開会の宣告

○松本美子臨時委員長 ただいまから委員会を開会いたします。

(午後 2時15分)

---

◎委員長の互選

○松本美子臨時委員長 これより委員長の互選を行います。

慣例によりまして、副議長が委員長職を務めることになっておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松本美子臨時委員長 異議なしと認めます。

よって、畠山委員を委員長とすることにいたします。

ただいま委員長に当選されました畠山委員長から就任のご挨拶をお願いいたします。

○畠山美幸委員長 それでは、今選ばれましたので、しっかり進めていけるように頑張っておりますので、皆様のご協力よろしくお願いをいたします。

以上です。

○松本美子臨時委員長 どうもありがとうございました。

それでは、委員長が決まりましたので、交代をさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

〔臨時委員長、委員長と交代〕

---

◎座席の指定

○畠山美幸委員長 それでは、早速ですが、座席の指定を行います。

座席は、議席番号順といたしたいと思います。なお、最終番席は委員長席といたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長 ご異議なしと認めます。

それでは、指定をいたします。1番席、小林智委員、2番席、山田良秋委員、3番席、狛守勝義委員、4番席、藤野和美委員、6番席、大野敏行委員、7番席、青柳賢治委員、8番席、川口浩史委員、9番席、松本美子委員、10番席、渋谷登美子委員。

以上であります。10番席が畠山美幸……あれ、私ずれた。すみません、もとい。青柳さんから間違えました。6番席、青柳賢治委員、7番席、川口浩史委員、8番席、松本美子委員、9番席、渋谷登美子委員、10番席、畠山美幸です。

---

#### ◎副委員長の互選

○畠山美幸委員長 これより副委員長の互選を行います。

どのような方法により行いますか、お諮りいたします。

青柳委員。

○青柳賢治委員 指名をお願いします。

○畠山美幸委員長 指名推選の声がありましたので、副委員長の選挙は指名推選の方法によることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長 ご異議なしと認めます。

副委員長の選挙は指名推選の方法によることに決しました。

それでは、ご指名をどうぞ。

青柳委員。

○青柳賢治委員 小林委員にお願いいたします。

○畠山美幸委員長 ただいま小林委員が副委員長に指名されました。

ただいま指名されました小林委員を副委員長と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長 ご異議なしと認めます。

よって、小林委員が副委員長に当選されました。

ただいま副委員長に当選されました小林委員から就任のご挨拶をお願いいたします。

○小林 智委員 副委員長に就任させていただきます小林です。委員長を補佐して、決算委員会がスムーズに行くよう微力ながら努力したいと思います。よろしくお願いいたします。

○畠山美幸委員長 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

---

#### ◎決算審査順番

○畠山美幸委員長 次に、決算審査の順序についてお諮りいたします。

お手元に令和3年度決算審査予定表をお配りいたしました。審査の順序は配付した表のとおりでご異議ございませんか。

川口委員。

○川口浩史委員 聞きたいのですけれども、9月6日、まちづくり整備課が2番目に来ていますよね。何かこれは理由があるのですか。

○畠山美幸委員長 局長。

○青木正志事務局長 まちづくり整備課なのですが、2日目の9月7日にちょっと予定が入っておりまして、先にさせていただきたいということで先に入れさせていただきました。

以上です。

○畠山美幸委員長 よろしいですか。

[発言する人なし]

○畠山美幸委員長 それでは、ほかにないようですので、審査の順序は配付した表のとおりといたします。

---

#### ◎決算事業現地調査

○畠山美幸委員長 次に、令和3年度事業現地調査の件についてお諮りいたします。

令和3年度事業において、現地を確認することが必要な事業等ございましたらご意見をお願いします。何かございますか。ここに行ったほうがいいのか、ご意見ございましたらどうぞ。

[発言する人なし]

○畠山美幸委員長 なければ正副委員長で一任させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長 それでは、正副委員長へ一任いただきたいと思います。

---

◎散会の宣告

○畠山美幸委員長 これにて委員会を閉会いたします。

ご苦勞さまでした。

(午後 2時20分)

## 決算審査特別委員会

9月5日（月）午後1時25分開議

議題1 「令和3年度決算事業現地調査」

○出席委員（10名）

1番	小林	智	委員	2番	山田	良秋	委員
3番	狩守	勝義	委員	4番	藤野	和美	委員
5番	大野	敏行	委員	6番	青柳	賢治	委員
7番	川口	浩史	委員	8番	松本	美子	委員
9番	渋谷	登美子	委員	10番	畠山	美幸	委員

○欠席委員（なし）

---

○委員外議員

森	一人	議長	長島	邦夫	議員
---	----	----	----	----	----

---

○特別委員会に出席した事務局職員

事務局	長	青木	正志
書	記	安在	洋子

---

○説明のための出席者

馬橋	透	地域支援課長
安藤	浩敬	地域支援課人権・安全安心担当副課長
高橋	喜代美	教育委員会事務局長
川上	力	教育委員会事務局生涯学習担当次長
吉川	壮司	教育委員会事務局知識の森嵐山町立図書館 主席主査
長島	邦夫	監査委員



---

◎委員長挨拶

○畠山美幸委員長 皆さん、こんにちは。本日は、決算審査特別委員会のご案内を申し上げましたところ、委員の皆様にはご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

現地調査及び審査を本日から行います。よろしくお願いいたします。

---

◎議長挨拶

○畠山美幸委員長 それでは、ここで議長に出席いただいておりますので、森議長からご挨拶をいただきたいと思います。

○森 一人議長 改めまして、こんにちは。決算特別委員会大変ご苦労さまです。今回の決算特別委員会から試行的にいろんなことを試させていただきますが、ぜひとも今後の町の発展につながるよう慎重なる審査をお願いしたいと思います。

以上です。

○畠山美幸委員長 ありがとうございます。

---

◎開会の宣告

○畠山美幸委員長 ただいまの出席委員は11名でございます。定数に達しておりますので、決算審査特別委員会は成立いたしました。

(午後 1時25分)

---

◎開議の宣告

○畠山美幸委員長 直ちに本日の会議を開きます。

---

◎委員会開会日の決定

○畠山美幸委員長 委員会の開会日につきましてお諮りいたします。

本委員会の開催は、本日9月5日、6日、7日、9日及び12日の5日間といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長 ご異議なしと認めます。

よって、本委員会の開催は、本日9月5日、6日、7日、9日及び12日の5日間と決定いたしました。

---

#### ◎諸般の報告

○畠山美幸委員長　ここで諸般の報告をいたします。

本委員会に付託された案件は、認定第1号 令和3年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件から、認定第6号 令和3年度嵐山町下水道事業会計決算認定についての件まで並びに議案第39号 令和3年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について及び議案第40号 令和3年度嵐山町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件、以上決算認定6件並びに議案第39号及び議案第40号の2件でございますので、ご了承願います。

次に、本委員会の決算審査予定表をお手元に配付させていただきましたので、ご了承願います。

次に、本日の委員会次第をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

最後に、今委員会の説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

以上で委員長よりの諸般の報告を終わりにします。

---

#### ◎審査の方法

○畠山美幸委員長　審査の方法についてお諮りします。

認定第1号 令和3年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件の審査は、実質収支に関する調書及び財産に関する調書等の添付書類を含め、決算審査予定表に基づき、課局ごとに議会事務局から順に行います。次に、認定第2号 令和3年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件から、認定第6号 令和3年度嵐山町下水道事業会計決算認定についての件までの審査を順次行います。次に、議案第39号 令和3年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について及び令和3年度嵐山町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件を審査し、最後に総括質疑といたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長　ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第6号並びに議案第39号及び議案第40号については、先ほど申し上げたとおり審査することに決しました。

なお、認定第1号 令和3年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件につきまして総括質疑をする委員は、9月9日金曜の午後1時までに委員長に届け出てください。

---

◎現地調査

○畠山美幸委員長 それでは、これより決算審査特別委員会現地調査を行います。よろしくお願いたします。

現地調査 午後 1時33分

現地調査箇所：日本赤十字社埼玉県支部旧社屋保存工事

嵐山町消防団第1分団第3部消防車庫新築工事

嵐山町立図書館換気用窓設置および空調強化改修工事

現地調査終了 午後 3時35分

## 決算審査特別委員会

9月6日（火）午前9時00分開議

議題1 「認定第1号 令和3年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定について」の審査  
について

○出席委員（9名）

1番	小林	智	委員	3番	狩	勝	義	委員			
4番	藤	野	和	美	委員	5番	大	野	敏	行	委員
6番	青	柳	賢	治	委員	7番	川	口	浩	史	委員
8番	松	本	美	子	委員	9番	渋谷	登	美	子	委員
10番	畠	山	美	幸	委員						

○欠席委員（1名）

2番 山田良秋 委員

---

○委員外議員

森 一人 議長

---

○特別委員会に出席した事務局職員

事務局	長	青	木	正	志
書	記	安	在	洋	子

---

○説明のための出席者

佐久間	孝	光	町	長															
高橋	兼	次	副	町	長														
杉田	哲	男	総	務	課	長													
木村	公	正	総	務	課	庶	務	・	人	事	担	当	副	課	長				
金子		守	総	務	課	財	政	契	約	担	当	副	課	長					
馬橋		透	地	域	支	援	課	長											
安藤	浩	敬	地	域	支	援	課	人	権	・	安	全	安	心	担	当	副	課	長
加藤	憲	史	地	域	支	援	課	政	策	創	生	担	当	主	席	主	査		
田畑		修	税	務	課	長													
内田	富	恵	税	務	課	課	税	担	当	副	課	長							
岡野	富	春	税	務	課	収	納	対	策	室	長								
贄田	秀	男	町	民	課	長													

柳	澤	純	子	町民課戸籍・住民担当副課長
吉	田	信	子	町民課保険・年金担当副課長
前	田	宗	利	福 祉 課 長
太	田	直	人	福祉課社会福祉担当副課長
内	田	淳	也	福祉課児童福祉担当副課長
福	嶋	啓	太	技 監
伊	藤	恵	一 郎	まちづくり整備課長
久	保	雄	一	まちづくり整備課道路担当副課長
安	在	知	大	まちづくり整備課都市計画担当副課長
大	島	真	弓	会 計 課 長
大	島	行	代	会計課会計用度担当主席主査
奥	田	定	男	教 育 長
長	島	邦	夫	監 査 委 員

---

◎開議の宣告

○畠山美幸委員長 皆さん、おはようございます。

ただいま出席委員は9名であります。定足数に達しております。よって、決算審査特別委員会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

(午前 9時00分)

---

◎町長挨拶

○畠山美幸委員長 次に、佐久間町長からご挨拶をいただきたいと思います。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 本日から決算審査ということで皆様にご審議いただきますけれども、我々のほうも誠意を持ってしっかりと答弁をしまいたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○畠山美幸委員長 ありがとうございます。

---

◎諸般の報告

○畠山美幸委員長 ここで報告いたします。

本日の委員会次第をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

傍聴について申し上げます。当委員会への傍聴の申出がある場合は、原則許可いたしたいと思っておりますので、ご了承願います。

---

◎認定第1号の質疑

○畠山美幸委員長 それでは、直ちに本日の審査を始めます。

委員の皆様申し上げます。質疑は、質疑発言通告書に基づいて行います。また、質疑の回数は3回までとしますので、ご了承願います。同じ質問をされる方は再質問からになりますので、ご了承願います。

認定第1号 令和3年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明並びに監査報告が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

まず、議会事務局に関する部分の通告はございませんでしたので、本日、まちづくり整備課に関する部分の質疑を行います。

それでは、質疑をどうぞ。

大野委員。

○大野敏行委員 主要な説明書の22ページ、道路占用料17社で800万3,883円とあります。この詳細を知りたいと思います。ちなみに前年度は15社でした。よろしく願います。

○畠山美幸委員長 それでは、答弁を求めます。

久保副課長。

○久保雄一まちづくり整備課道路担当副課長 お答えさせていただきます。

22ページの道路占用料の関係ですが、昨年度、令和3年度は17社、前年度は15社になりますが、私の数え方が間違っているというか、カウントの仕方が違ってまして、電力会社が数社から、電力会社のほうが出ております。前年度につきましては、その電力会社1とカウントさせていただきましたが、昨年度については支社ごとという形で2社から出ておりましたので、2とカウントをさせていただきました。昨年は17になりますので、あと1社につきましては、新規の会社が1社追加になりましたので、そこにつきましては、昨年は17社という形になっております。

以上です。

○畠山美幸委員長 大野委員。

○大野敏行委員 電力会社が電柱立てたりしたりしているのです、そこらの使用料を払っているというのはよく分かるのです。例えば志賀地内やなんかで太陽光発電があって、それは納税課のほうで出ているのか。赤道やなんかの使用料とか出ていますよね。この契約されている会社等は、契約内容というのはどうなのでしょう。1年1年度の更新になっていくのでしょうか。それとも規定の中で何年間はお貸ししますよと。5年なら5年して、それが過ぎれば、また継続してやっていくとか、契約内容というのはどのようになっているのでしょうか。

○畠山美幸委員長 久保副課長。

○久保雄一まちづくり整備課道路担当副課長 お答えさせていただきます。



太陽光とか、そういうところにつきましては町道ではなく、町道を外していただきまして普通財産になりますので、総務課さんのほうで契約をされているかと思います。ほかに道路占用の関係ですが、東電さん電柱を立てさせたり、あといろいろな会社で、太陽光であれば排水管を伏せたり、ケーブルを入れたり、そういうものについては、道路の占用料の徴収の料金によってお金を取らせていただいて、最長5年という形で更新のほうはうちのほうはさせていただいております。

以上です。

○畠山美幸委員長 大野委員。

○大野敏行委員 花見台やなんか一般企業があったり、町内にも企業は点在したりしているのですけれども、そういった一般企業にお貸ししている道路というのはないのでしょうか。

○畠山美幸委員長 久保副課長。

○久保雄一まちづくり整備課道路担当副課長 お答えさせていただきます。

一般企業につきましては、自分の敷地の中に看板だとかそういうものを立てているところについては道路の占用料とかは取っていないのですが、道路敷地の通行に支障がないのり面ですとか、そういうところに看板等をいろいろ立てたりなんだりというところにつきましては、一応申請を出していただいて、うちのほうで判断させていただいて、大丈夫であれば許可という形で、占用料という形で取らせていただいております。

以上です。

○畠山美幸委員長 次に、質問する方。

狛守委員。

○狛守勝義委員 私は、平沢土地区画整理事業ということで、主要の説明書のほうの115ページ、お願いしたいと思います。町道、これどうなっているのかなということでちょっと気にしていたときに、前回の全協で説明いただいたので、ある程度のことは理解しているつもりなのですが、今日は平成6年から28年間の事業ということでこの前説明いただきました。これから計画完了までどのくらいの期間を見込んでいるのか。令和3年度は3,600万円ほどの補助金が支出されているけれども、今後どの程度の補助金の支出が見込まれているのか。さらにこれまでのこの計画の進捗状況というのは計画どおり進んでいるというふうに見ていいのかどうか、その辺のことをお聞き

したいと思います。

○畠山美幸委員長 安在副課長。

○安在知大まちづくり整備課都市計画担当副課長 それでは、区画整理事業について説明いたします。

平成6年度から始まり、28年目を終えました。区画整理事業の事業期間は、事業計画第7回変更において、平成6年度から令和8年度、令和9年の3月31日となっております。また、先週の金曜日、令和4年の9月2日に換地処分の公告がされました。この換地処分の公告をもちまして、公告日の翌日から区画整理地内の地番が新しい地番に全て変わりました。実質的な区画整備事業は換地処分により終わりますが、個別の清算金事務等がございまして、清算金事務が3年間、令和の5、6、7年度で行う予定となっております。令和3年度の事業内容はこの換地処分に向けた内容で業務委託等をさせていただきまして、そちらのほうで3,600万円の使用をさせていただいております。

また、今後の事業費につきましては、令和4年度でもう既に保留地等の所有権の保存、移転登記等の業務委託等で一応1,500万円、令和4年度の予算措置となっており、令和5年度以降につきましては、公共施設の引継ぎの関係の図書とか、組合の解散申請とかの絡みの業務が残っておりまして、そちらのほうでおおよそまた3,600万円ほどかかる予定になっております。

進捗については、おおむね第7回の変更の事業計画において進めている内容につきましては順調にきている形になっております。事業費ベースでおおよそ99.1%の進捗率という形になっております。

以上です。

○畠山美幸委員長 狛守委員。

○狛守勝義委員 確認ですが、この前の全協の資料で補助期間という形で、例えば平成6年から、補助期間の6年から15年というのはこれはどういう意味だったのか、それをちょっと確認しておきたいと思うのですけれども。

○畠山美幸委員長 1つだけでいいのですね。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、今県のほうの土地、彩の国の区画整理で公開されている土地区画整理事業の概要の中で、補助機関とあるのは、国の補助をも

らった期間ということでございますので、それが15年度まででございました。それ以降は町の補助や、その他の補助でみんなやっている状況でございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 狛守委員、一問一答制ではないですからね。3回までですから、聞くことは全部聞いていいですからね。どうぞ。

○狛守勝義委員 はい、分かりました。一応この件に関しては、また総括質疑のほうでもしたいと思いますので、私はこれでオーケーです。

次の、松本委員、どうぞ。

○松本美子委員 それでは、2項目質疑させていただきたいと思います。

まず、主要な説明書のほうでお願いをしたいと思いますが、ページ数が59ページになると思うのですけれども、そこで、駐輪場の管理事業というものが中段にあります。そちらの予算も決算も金額的には同じようですけれども、まずお聞きしたいのは、こちらの駐輪場は現在何年ぐらいお借りしていて、平米単価で借りているのか、全体で幾らというふうにして借りているのか、お聞きをまずさせていただきます。

○畠山美幸委員長 松本委員、次の質問も全部、3回までにになりますので。

○松本美子委員 では、すみません。まず駐輪場、それから、道路の照明のほうで2点あります。

○畠山美幸委員長 置き去りの自転車の台数も言っていただいていた方がいいでしょうか。通告どおりに進めていただけますか。

○松本美子委員 2回目からということで最初からね。分かりました。では、こちらにお願いしたとおりに、駐輪場の事業ということで、駅の東口自転車の、先ほど言いました平米数とか何年とかということはもちろんですけれども、年間の利用台数ですね、それと前年度と比較して現在はどうかかなということ。

それから、片づければ一番いいのですけれども、利用者がなくなってきたというようなことで、自転車の処分といいましようか、処理といいましようか、そういうことが前にも行われたというお話も出ておりましたけれども、それが年間でやっているのか、半年ぐらいでやっているのか分かりませんが、その辺をお尋ねをさせていただきます。

2問目といたしましては、道路照明灯の設置状況につきましてお尋ねいたします。ページ数としましては、主要の説明の111ページになります。こちらの照明ですけれ

ども、町民が要望をし、あるいは区長さん等が町のほうへというような流れにほぼなっているのかなというふうに思っておりますが、現状につきましてはどのようになっているのか、また令和3年度で設置できなかったところがありましたら、その理由もお願いしたいと思っております。

以上です。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

安在副課長。

○安在知大まちづくり整備課都市計画担当副課長 それでは、駐車場管理事業について説明いたします。

駐輪場は、武蔵台むさし台側の線路に沿った部分と、駐在所の脇の2か所があります。それぞれのキャパは、線路沿いが195台、駐在所脇が135台となって、合計の330台になります。駐輪場の管理としましては、主に職員によりまして草刈り及びごみ拾い等を行っております。

続きまして、置き去り自転車、放置自転車についてなのですが、こちらの処理は環境保全条例に基づき行っております。令和3年度に放置自転車の撤去は実施しておりません。前年度に、令和2年度に20台を撤去しまして、令和2年度以前に撤去した車両と合わせて35台の処分を行いました。また、令和4年度なのですが、今年度、撤去の警告を貼らせていただきまして、64台の自転車をこちらのほうに撤去しております。現在防犯登録等の照会を警察のほうにかけている状況です。

以上です。

○畠山美幸委員長 久保副課長。

○久保雄一まちづくり整備課道路担当副課長 111ページの道路照明灯のほうをお答えさせていただきます。

道路照明灯ですが、区長さんからの要望という形で、道路照明灯のほうの申請を上げていただいております。うちのほうで現地を確認させていただきまして、周りの状況とか、近くに道路照明灯ないかとか、そこら辺を判断させていただいて、道路照明灯の設置のほうをさせてもらっています。昨年度につきましては、全て要望書どおりつけさせていただいております。1基、年度末に来てしまいましたので、そここのところにつきましては、今年度設置のほうを予定しております。令和3年度は7基つけさせていただきましたが、令和2年度につきましても8基と、最近ではほぼほぼこのく

らの数字なのかなと考えております。

以上です。

○畠山美幸委員長 松本委員。

○松本美子委員 先ほど私駐輪場の関係で、平米数はどのくらいでお借りしているのでしょうかというふうにお尋ねしたと思ったのですが、答弁漏れでしたら、2回目をお願いできれば。

それから、何年間ぐらい長期的にお借りしているのでしょうかということお尋ねしたつもりでしたけれども、お願いします。

それと、撤去した部分につきましてですけれども、こちらには登録の自転車の番号とかそういうものもついているかなと思うのですが、その辺につきまして、分かるものについてはどのような対応がなされているのでしょうか。一緒にいいのですか。

○畠山美幸委員長 次の。

○松本美子委員 次のもいいですか。

○畠山美幸委員長 照明のほうも。

○松本美子委員 それでは、照明のことは区長さん要望でということがこの要望ということになりますから、今現在はスムーズにつけられているということで、町民も明るくて、交通安全のためにも大分助かっているというふうに思っております。その中で主要な説明書の中には、むさし台と川島と菅谷地区というふうに書いてあり、それで7基というようになっていきますけれども、全部つけられたということであれば、このほかからは、もちろん全部ということですから、要望があくまでもなかったからという理解でよろしいですか。

それと、照明灯がついている周りに立木だの何かがかなり生い茂っておりまして、役目をあまりにも果たさないところがかなりあるというふうに見受けております。その中で、町のほうではそういったところの把握でしょうか、管理でしょうか、そういうものはどこをお願いをしたり、町がどのくらい把握をしているのかお尋ねします。

以上です。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

安在副課長。

○安在知大まちづくり整備課都市計画担当副課長 駐輪場の関係なので、申

し訳ございません、平米数については現在把握しておりません。

自転車の番号ついている車両についての処理のほうなのですが、こちらのほうにつきましては、警察のほうに自転車の防犯登録があるかないかというところを確認させていただきまして、まず自転車の所有者を確定させまして、そちらの所有者のほうに一応盗難車両とかもありますので、その部分、把握できたものにつきまして当事者に通知を出させていただきます。引取りがあったものについては、こちらのほうで返却になりますけれども、それでもやはり撤去したものについて引取りがない場合につきましては、所定の手続を取らせていただいて、衛生組合のほうに自転車を処理しているという状況になっております。

以上です。

○畠山美幸委員長 安在副課長、何年借りたかは分かりますか。

○安在知大まちづくり整備課都市計画担当副課長 何年借りているかは申し訳ございません、今分かりません。

○畠山美幸委員長 次に、答弁を求めます。

久保副課長。

○久保雄一まちづくり整備課道路担当副課長 道路照明灯のほうを答弁させていただきます。

昨年度につきましては、3地区から要望があり、ほかの地区は要望がありませんでしたので、この3地区の道路照明灯を設置させていただきました。

立木のほうにつきましては、立木の箇所についてなのですが、町のほうののり面とかそういうところから木が出ていたり、遮るような形になっている場合につきましては町のほうで職員でやったり、業者をお願いしたりさせていただいております。民地のほうから出ているものについては、その民地の方、所有者を調べさせていただいて、通知のほうを発送をさせていただいております。それで、道路照明灯なので、電力とか危険も伴うこともありますので、あまりにもひどいようであれば、電力会社に相談をさせていただいて、その周りだけでも伐採をさせていただいているような相談はかけさせていただいております。

以上です。

○畠山美幸委員長 松本委員。

○松本美子委員 駐輪場のほうは、平米数でどのくらいの平米をお借りしているか、何

年ぐらいの長期の契約なのか分からないというご返事だったですか、はい、分かりました。

それから、撤去に至るまでは警察に連絡を取り、あるいは名前だとか番号だとか分かる自転車であれば所有者にということですが、これは撤去後につきましては、あれですか、衛生組合のほうへ持っていくということですが、ここ2～3年ぐらいの間にでも結構ですが、何台ぐらい撤去があったのか。決算ですから、令和3年度だけでも結構ですが、比較させてもらえればありがたいと思いますが。もしあれでしたら、令和3年度だけでいいです。

○畠山美幸委員長 それ1問でいいですか。

○松本美子委員 町のほうの道路の照明の関係ですが、そちらにつきましては、なかなか立木の件につきまして、もうちょっと周りを切れば、少し枝を切れば、もっとすごく明るいになというふうに思うところがいっぱいあるのですが、町では、あれですか、民地の場合は特にですが、民地の方へは通知は差し上げますが、差し上げた後のことについて把握はどのようになされているのでしょうか。以上です。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

安西副課長。

○安在知大まちづくり整備課都市計画担当副課長 駐輪場の撤去の台数のほうの関係なのですが、令和2年度につきまして20台を撤去しております。令和2年度以前に撤去した車両と合わせまして、令和2年度に35台の処理をしております。今年度、令和3年度は撤去のほうを行っておりませんので、令和4年度、今現在64台の自転車を引き上げている状況になっております。

以上です。

○畠山美幸委員長 久保副課長。

○久保雄一まちづくり整備課道路担当副課長 道路照明灯のほうを答弁させていただきます。

通知後であります、基本的には民地のものはうちのほうで切れたりなんたりはしないので、通知をさせていただいて、現地を見させていただいて、それで、なかなか切ってもらえないようなのであれば、また再通知をするなり、そういう対応を取らせていただいております。

以上です。

○畠山美幸委員長 次に、青柳委員。

○青柳賢治委員 1点目ですけれども、主要の説明書の108ページです。道路橋りょう費、この原材料費が150万9,950円の決算額ですけれども、この効果についてお尋ねしておきます。

さらには、109ページから110ページにかけまして、高規格道路整備事業ですが、前年度から繰越明許、さらにはまた先に、次年度に繰越しとなっている事業にもなるのですけれども、この業務委託の内容、進捗についてどのような状況にあるのかということについてお尋ねしておきます。

○畠山美幸委員長 久保副課長。

○久保雄一まちづくり整備課道路担当副課長 道路維持費のほうの答弁をさせていただきます。

原材料費であります。道路維持に関して、うちのほうで、職員のほうで作業をやったり、そういう形のために原材料費という形で物を買わせていただきました。昨年度につきましては、常温合材が120体、あとはそのほかに側溝等を買わせていただいて、舗装にちょっとした穴が空いたりしたときには、うちのほうで常温合材で埋めさせていただいたり、あと蓋の亀裂で割れたりなんだりというときのために側溝の蓋等を買わせていただいております。

続きまして、高規格道路の委託料の進捗であります。昨年度、令和3年度につきましては1-23号線、都市計画道路になります。昨年度につきましては、測量、設計、あと設計業務等に伴う地質調査を全て完了しております。昨年度の年度末に用地測量の業務を発注させていただきまして、今用地測量の業務を繰越しにて実施のほうをさせていただいているところです。

以上です。

○畠山美幸委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 まず、この道路橋りょう費なのですけれども、このところいろいろと議会が行われるたびに専決処分などもあって、ちょっと気にかかっているところなのです。それで、これからましてや線状降水帯のような雨があたりしますと、簡単なことでえぐれてしまったりとかということも出てくるので、予算自体が前年比も140幾万円ぐらいだったと思うのです。今回もこれ不用額が20数万出ていますけれども、そ



の辺については、金額について、今役場の職員さんがやったださるような内容についてはこの材料で賄っているようなお話ですけれども、どうなのでしょう、その辺のところについては、やっぱりもう少し担当課だけでなく、いち早くそういったところを見つけていくというようなことも、この決算を機に考えていくような必要もあるような気がするのですが、その辺について不用額を含めて、決算ですので、このところをどのように判断されているか、お尋ねしておきたいと思います。

2点目については、今の答弁で結構でございます。

○畠山美幸委員長 伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 道路橋りょうの原材料費、基本的に常温合材を購入させていただいて、基本的に不足するということはないのです。やっぱりまちづくり整備課の職員が主に現場に行くことが多いので、それを見て、穴があったらすぐ埋めますし、職員等に対しても現場というか外に出たときに穴があったら教えてくださいとか、また通勤のときに走っていらっしゃる町道に穴が空いたら即座にやりますよという体制は変わっておりませんし、そのようにさせていただいております。ただ、頻度が多くなってくるときもありますので、ちょっと令和4年度になってしまうのですけれども、令和4年度については業者のほうで加熱という、かなり、常温ではなくて、加熱の対応で長くもつようにさせていただきました。ただ、緊急的な、穴が空いてそのまま加熱をするまでも時間がかかりますので、基本的にはこの常温合材ですぐに埋めて、穴を塞ぐということをやっているところでございます。基本的に常温合材が不足しているという状態はありませんので、必要な分だけ順々に買わせていただいているということでございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 この7月の雨なんかもそうですけれども、私も見ていると、グレーチングがあるところの排水のところなんかありますよね。ああいったような材料というのは全く業者さんに任せていくような感じで、担当課としてはなかなか手が出るころではないような気もするのですけれども、その部分などについてもたまに見ると、雨ですから、この間の質疑にもありましたけれども、はけ切れなくて、グレーチングのところにもすごい草葉ですね、落ち葉とかたまってしまっているような状況もよく見受けられるのです。その辺については、今私が答弁お願いしたところとはちょっと

違うのかもしれないけれども、そういった部分の材料費的なものとかというのはある程度補充しておいてできるようなものなのかどうか、それについてもご答弁いただければありがたいのですが。

○畠山美幸委員長 伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

グレーチングについても今現在ストックもありますので、必要なものについては随時買わせていただいております。要望どおり全部グレーチングというのはなかなかできなくて、グレーチングがずらっと並ぶのもなかなか難しいものでございますので、それは必要に応じてグレーチングは要望が来たら基本的につけさせていただいております。ただ、下の草とか土については、なかなかこの原材料費が出なくて、今年度になってしまいますけれども、こういう補助金等を活用して、側溝さらいとか、そういうのをさせていただいているところがございます。基本的には今まで道普請等でやられて、側溝とかをやっているところが多いと思いますので、そういうのにお願しているところでございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 次の方。

藤野委員。

○藤野和美委員 それでは、私3点質問いたします。

最初は、決算書の170ページ、このところの道路新設改良費の中の委託料と工事請負費の不用額がここに出ておりますけれども、その内容と理由をお聞かせください。

それから、決算書の176ページです。これは武蔵嵐山駅西口地区整備事業というところについてです。いろんな繰越し等々ありますけれども、この中で翌年度繰越しが1億5,550万円というのがありますけれども、もう一つ翌年度繰越しがありますけれども、この金額で最終的にこの西口事業が終了するのかと、要するに予算的にですね。それと併せていろんな形でこれまで繰越しが続いておりますので、その西口事業の総額が出るのであれば教えていただきたいと思います。

それから、3点目が決算書の180ページ、これは公園費ですけれども、この中の工事請負費の、これも不用額が474万3,750円というのがありますけれども、この内容と理由ということ、この3点お聞きいたします。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

久保副課長。

○久保雄一まちづくり整備課道路担当副課長 最初の不用額のほうの説明をさせていただきたいと思います。

委託料のほうの不用額になりますが、繰越額の不用額になりまして、幹線道路整備事業の委託料といたしまして、都市計画道路の用地測量業務の繰越しの金額になります。繰越しのときは当初まだ少し追加になるような要素もありましたので、この繰越しをさせていただいたのですが、すみませんでした、都市計画道路の測量設計地質調査の繰越しの費用になります。測量設計と地質業務の中で変更が生じるおそれがあったために、繰越しのときはその金額を繰越しをさせていただいたのですが、実際に業務のほうをやらせていただいて、そこまで変更増がなかったので、580万円という形で不用額になってしまっております。

続きまして、工事請負費のほうになります。工事請負費につきましては、町道1-3号線、七郷小学校から嵐山パーキングに抜ける県道と県道を結ぶ道路になります。その改築工事になりまして、交差点付近の最終年度になります。そのところも繰越しのときには、当初最終年度で交差点等もありまして、周りの擦りつけとか何とかで費用が、変更増が一応見込まれたのですが、そこまで変更に至らなかったということで270万円ぐらいの不用額という形になりました。

以上になります。

○畠山美幸委員長 安在副課長。

○安在知大まちづくり整備課都市計画担当副課長 それでは、公園費の工事請負費の不用額についてお答えいたします。

公園トイレ整備等工事の発注工事による請負差金になります。発注の時期が1月契約であったため、3月補正の予算の入力時期と時期が重なりまして、補正への対応ができなかったため生じたものです。

以上です。

○畠山美幸委員長 伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、駅西につきましてお答えさせていただきます。

駅につきましてはやっぱり用地交渉でなかなか時間がかかりましたので、繰越しや事故繰越をさせていただいて対応させていただいたところでございます。今現在現状

のとおり用地交渉が全て終わりましたので、順次工事にかかっているところでございます。工事費につきましては、都市再生整備計画を公表しておりますので、これにつきましては、現状では約6億7,000万円の事業契約で今現在進んでいるところでございます。先ほど繰越した1億5,000幾らと、今年度、令和4年度の事業を合わせて、基本的には最終的には終わるかなと考えているところでございます。先ほどこの繰越しにつきましては、6月議会に発注させていただきました道路工事等を含めて今発注をして進めている状況でございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 藤野委員。

○藤野和美委員 公園費のところ、今補正への対応との関係でいわゆる不用額が出たとおっしゃっていたのですけれども、もう少し詳しく。要するに不用額というのは予算計上して、実際には使わなくて済んだという金額なののですけれども、補正との関係で、すみません、ちょっと関係が、理解が、私もうひとつできなかったのも、もう少し詳しく教えてください。

それから、西口のところなののですけれども、これも確認ですけれども、この1億5,500万円を入れて6億云々かんぬんの、こういうふうなことで理解してよろしいですか、ちょっと確認です。

以上です。

○畠山美幸委員長 伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

基本的に工事等を発注する予算をいただいた場合は、早期に発注して、その内を見て、12月とか3月に補正減をさせていただいて、不用額をなくしていくのをさせていただいているのですけれども、今回の公園トイレにつきましては設計等に時間を要しまして、契約が1月になってしまいました。その後、ちょっと変更等も見込まれますので、その状況を見ながらしようかなと考えていたのですけれども、そこまで、この金額までいかない。あとは、3月の補正予算を編成するに当たりまして、その時期が大体1月下旬になりますので、ちょうど、まず契約をして照査というか、内容を業者と確認しながら打合せしていくのですけれども、その内容の精査が間に合わなかった状況ですので、契約の補正、どこまで予算を落としていいのかというのが判断できませんでしたので、そのまま補正減をせずにいたので、不用額が出たという状況

でございます。

駅西につきましては、先ほど言いましたとおり、全体の事業費は都市整備計画は6億7,000万円程度でございますので、それは今言った1億5,000万も含めて、今現在の予定ではさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 次の方。

渋谷さん。

○渋谷登美子委員 主要な施策の24ページになりますけれども、開発許可の申請手数料72件の119万7,660円の内訳ですけれども、これはほとんど住宅になるのか商業施設に、そういうふうな形でお願いしたいと思います。

それから、次が決算書の177ページで、耐震化促進事業ブロック塀撤去費補助金11万2,000円ですけれども、町内に危険箇所が3件あったというふうに覚えています。それは、危険なブロック塀の撤去はこれで全部完了したというふうになるのかどうか伺いたいと思います。

それから、主要な施策の114ページで、先ほど伺いました藤野さんの答弁と同じなのですけれども、武蔵嵐山駅西口の整備事業8,114万3,311円で、これは令和3年度の進捗率は、事業ベースと金額ベースでお願いしたいと思います。

その次が、主要な施策の115ページで、都市計画事業でエリアリノベーション講師謝礼37万円の具体的な事業、そして委託料の都市計画基礎調査業務委託で390万5,000円、この結果とその効果を伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

安在副課長。

○安在知大まちづくり整備課都市計画担当副課長 それでは、開発許可申請のほうについて説明させていただきます。

令和3年度の実績なのですけれども、都市計画法の第29条、これが開発許可申請になります。これが22件ありました。この開発許可の変更で5件、それから都市計画法の43条、これ建築許可というものなのですけれども、こちらが4件、それから適合証明と言われるものが35件、開発登録簿が6件になります。先ほど予定建築物の関係なのですけれども、主に開発許可申請の22件の内容については、専用住宅が16件、分譲住宅が2件、共同住宅等が1件、店舗1件、事務所が1件、工場が1件となっております。

ます。

続きまして、耐震化促進事業ブロック塀の撤去費補助金についてお答えいたします。

危険箇所は3件は申し訳ございませんが、まちづくり整備課のほうで把握しているものはございません。撤去が必要なブロック塀については、国土交通省において示されている危険ブロックに該当したものが対象となります。個人から申請があったものについて行われているもので、今回令和3年度に初めて申請がされたものになります。ちなみに今年度、令和4年度は今現在2件の申請がありました。

続きまして、エリアリノベーションの関係と基礎調査の関係を説明させていただきます。

まず、都市計画事業のエリアリノベーションなのですけれども、こちらのほうは講演会を1回、それからワークショップを4回やらせていただいております。講演会になります。講演会は、参加者が18名ございました。ワークショップのほうは参加者が17名となっております。

あと、すみません、基礎調査の関係がございました。基礎調査は都市計画法の第6条に基づきまして全国的に行われる調査でございまして、都道府県が行う法定の調査になります。そのうち各市町村の内容については県からの調査委託といたしまして、各市町村のほうで都市計画の区域につきまして、おおむね5年ごとに人口の規模、それから土地利用、交通量等の現況及び将来の見通しを把握し、県内の都市化の動向等明らかにして、都市計画に関する基礎資料を得ることを目的としているものになります。ですので、この委託によりまして町として効果が出るという内容のものではありません。

以上です。

○畠山美幸委員長 久保副課長。

○久保雄一まちづくり整備課道路担当副課長 駅西地区の進捗についてお答えさせていただきます。

令和3年度までで契約済みの進捗率ではありますが、事業費ベースで87.1%になります。

以上です。

○畠山美幸委員長 再質問どうぞ。

渋谷委員。

○渋谷登美子委員 そうすると、開発許可の申請手数料なのですけれども、私29条はばつと分かるのですけれども、43条は具体的には何を言うのかをお願いします。

それと、耐震化ブロックの撤去補助金については何年前だろうか、聞いたことがあるのです。町内で3か所というふうに、ご自宅のもので3か所と言われていて、それで2か所はやったと思ったのですけれども、今年度初めてということなので、そうすると嵐山町では国土交通省の危険ブロックについて、町内全体で把握しているということはないということなのでしょうか。

それと、駅西口の事業の進捗率は87.1%というのは、これは契約率で、実際の事業の進捗は令和3年度ではどのくらいとか、金額的にはもう87.1%全部支払ったということでもよろしいのでしょうか。

それから、次のエリアリノベーションの話なのですけれども、講演会1回、ワークショップを4回ということで、最後のワークショップは商工会のホームページか何かに突然出てきていて、それでちょこっと見たことがあるのですけれども、具体的には皆さんどのような形でなさっていて、どこをワークショップとしてしたらいいかというのを提案されていたような気がしているのですけれども、その点についての効果というのか、どんな形でそれが発展させていくことができるのか伺いたいと思います。それでいいです。

○畠山美幸委員長 安在副課長。

○安在知大まちづくり整備課都市計画担当副課長 43条の許可の関係につきましては開発許可を取っていない区域のもので、要は都市計画法の中で開発許可が不要の物件というものもございます。そういうものを再度建て替えたり行うときには、開発ではなくて新たに建築許可という形で取っていただく手続になります。こちらのほうは開発許可とは違いまして、もともとあった建物を建て替えたりですとか、そういった物件の内容になります。

以上です。

○畠山美幸委員長 久保副課長。

○久保雄一まちづくり整備課道路担当副課長 駅西の関係で答弁させていただきます。

完了している進捗状況につきましては、令和3年度末で53.2%が全て工事が終わってしまして、支払いのほうはさせていただいております。この間議案のほうで提出させていただいた工事請負費、2本の工事の契約済みも足させていただきまして87.1%

という形になっております。

以上です。

○畠山美幸委員長 伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 ブロック塀撤去につきましては、3件はどういう関係かというのがまちづくりで分からないのですけれども、基本的には例の東日本のときに、通学路については学校関係者の方が見ていただいて、見た目危ないだろうというのはないとか、あとの場合についても指導したりしている状況だなと思います。今回は補助金を使った額でございまして、初めてなったというものでございます。国土交通省の耐震ブロック塀については、控え壁もないと耐震化していないという判断になります。控え壁は宅地の中に入らないと分からないものですから、外から見ただけでは分かりません。また、あと中に鉄筋が入っているか入っていないかというのもしっかりやってみないと分からないものでございますので、そういうのについてはこの補助金が使えます。ただ、見た目だけで判断するというのはいないので、今まで嵐山町では大規模に控え壁や鉄筋が入った壁があるかないかという調査はしておりませんので、今回このような補助金がありますので、ご自宅の壁について国土交通省でこういう壁は危ないよというのが出ておりますので、それを建て替え等するとき、撤去するときは補助金を支給させていただくというものでございます。ですから、基本的にはご自宅でご自宅のブロック塀を見てみて確認したり、今回は何かをする場合にブロック塀を撤去をしたいというときに耐震化していないというのがある場合は、この補助金を活用したというものであるかなと思うので、ちょっとどこは、全ての壁を町が見て耐震化しているか、していないかというのは今現在把握している状況ではございません。国土交通省のその耐震化です。

エリアリノベーションのワークショップにつきましては、今現在町の公式のYouTubeのほうに全て出ておりまして、最後のワークショップの発表会においても全て公開しているところでございます。ワークショップの最後については、最初の講演もそうなのですが、4回のワークショップについてはエリアリノベーションの専門的な見地にあって、もう実績のある方を講師にお呼びして、とあるものを、例えばむさし台の東側公園を舞台にしてこれを活性化するにはどうしたらいいとか、民家をちょっとお借りというか、民家を使うというか、その古民家をどうエリアリノベーションして、どう使ったらいいかというのをいろいろそのワークショップの中で考え



ていただいて、それについて発表して、その講師の方に講評していただいたというものでございます。

エリアリノベーションについては、町としてはそのエリアリノベーションをつくるエリアリノベーター、そういう活性化させていただく人を発掘しようという事業でございまして、それに向けてやっぱり種をまいている状況です。エリアリノベーター、そういうエリアリノベーションの事業を行っていただくという人を見つけるのは大変難しいかなと思っていますし、嵐山町規模ではなかなか見つからないのが現状です。やっぱり大きな熊谷市とか本庄市とか、そういうところにはいらっしゃるのですけれども、そういう人を見つけて、発掘して、嵐山町で活躍していただく、そういう芽を今現在まいて、いろいろな講演会をやったり、ワークショップをして、こういうものがエリアリノベーションだよ、こうやれば町が元気になるよね、活性化できるよねというのを皆さんに教えていただいて、その仲間を募って、エリアリノベーションやっていただく方をどうしても嵐山町として確保していただきたいと、その芽を今つくっている状況だというふうに考えております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 耐震化ブロックの事業というのは令和3年度初めてということだったのですが、私が記憶している限りでは耐震化に関してあったと思うのですが、それをどなたかが質問して、それでそんな形の答弁をいただいたと思っていたのですが、では嵐山町では耐震化に関しては初めてで、ブロックの中に鉄柱が入っているかどうかという検査はしたというふうな形なのですか。実際に鉄柱の入っていないブロック塀もあるというのは感じてあったのですが、それはなくて、それでこれからも耐震化に関しては、ブロック塀に関しては、令和3年度にはやったけれども、ご自分で手を挙げた方がという形ということでよろしいのでしょうか。これはちょっとなと思って。分かりました。

あと、エリアリノベーションのことは仲間をつくっていくということでしたけれども、実際に仲間というのは嵐山町の中でできたのでしょうか。

○畠山美幸委員長 伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

耐震化事業につきましては令和2年、その前からブロック塀の補助を予算をいただいて始めさせていただきました。最初の年は日にちがなかったもので、今回初めて、令和3年度になって初めてこの補助金を使って耐震、ブロック塀を改修していただいたところでございます。基本的には何回も申しますけれども、ブロック塀につきましては国土交通省がこういうふうな壁を耐震化しますよというのを出しておりますし、前も何回かブロック塀を確認してくださいという広報等もさせていただいたかなというふうに思います。これも補助金でございますので、100%の補助ではないので、自己負担がどうしても2分の1等発生しますので、ご自分が危険というふうに、ブロック塀をやり替えるときに撤去費用を補助させていただいて、耐震化を促すというものになっておりますので、あとはご自分のブロック塀でございますので、基本的には管理しているご自身の方が本来やるべきなのですけれども、町がこの補助をさせていただいて、耐震化に向けて進んでいくというものでございます。

また、先ほどエリアリノベーションにつきましては、作業のワークショップにおいてもライングループをつくって、利用化への講演ではなくて、それ以外でも皆さんお話をしながら話し合いをさせていただいて、駅東側公園についてはその後一度盆踊りをしようとか、そういう流れにもつながっております。また、今回もそんな大きな輪ではないのですけれども、中で集まってきた方が連絡を取り合って、そんなに大きなイベントではないのですけれども、簡単なイベントやったり、それに向けてやっているよってグループが少しずつできつつあるかなというふうに考えています。皆さんお仕事をもちながらエリアリノベーションを進めていますので、そういう輪がつながるように積極的にこういうエリアリノベーションの講演会をしたり、ワークショップをして、輪をつくって、嵐山町が一番欲しいのはエリアリノベーター、それを先導して、町はなくて民間の方が、先ほど言いました熊谷とか本庄とかにいらっしゃいますので、そう方が。そういう方を嵐山町でも活躍していただいて、空き家を改修して造ったり、イベントも定期的にやって、そういうのをやっていただくというのに取り組んでいきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 川口委員。

○川口浩史委員 私もブロック塀のこと1点だけなのですが、そうすると今までの答弁聞いてて、今回はどういう理由で撤去したのか。町が働きかけたわけではない

というふう感じたのですけれども、どういうことで撤去したのか伺えればと思います。

それから、これ場所はどこだか、もしお話しできるのであれば伺いたいと思います。  
以上です。

○畠山美幸委員長 安在副課長。

○安在知大まちづくり整備課都市計画担当副課長 それでは、ブロック塀の補助金についてお答えいたします。

周知につきましては、広報紙と、あと町のホームページに掲載をさせていただいております。先ほども申し上げましたけれども、ブロック塀の基本的な維持管理につきましては、所有者・管理者という形になっておりまして、ホームページのほうにも「ブロック塀の安全点検について」ということで、こういったところを確認してくださいということで掲載をさせていただいております。今回申請、個人の方でありましたけれども、ご自分でこのチェック表に基づいて該当するのではないかとということで、町のほうもその書類と現地のほうを確認しまして、申請があった場所につきましては、大蔵の地内で、通学路に該当する道路に面している箇所の物件になります。

以上です。

○畠山美幸委員長 川口委員。

○川口浩史委員 大蔵の2つの物件と言ったの。物件って2か所という意味で、2件ということでいいのかな。ちょっとこれ確認ですけども、分かる。

それから、今おっしゃったように通学路なのです。一般の道路は対象ではないのです。通学路からはみ出たというか、外れたところは。今後方向性として一般の道路だつて人は歩くのですから、子どもは歩くのですから、やっぱり拡大をしていく必要があると思うのです。ちょっと外れてしまうのですけれども、質疑の方向が。時間があれだから、もしその点を伺えればと思います。

それから、やっぱり町が基本的には働きかけるべきだと思うのです。ちょっと斜めのようなところがあつたりするわけです。私これ質問しているから。ある場所でちょっと斜めではないですかということを。斜めではないですかとか、でも町が点検したときには通学路はそのときは全部安全でしたと、こういう答弁で何も町はやらないのです。向こうから、町民から来て、これもそうですよね、基本的なところは町が、教育委員会など調査するわけです。それに基づいて町が働きかけるべきではないかと

思うのですけれども、伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長 安在副課長。

○安在知大まちづくり整備課都市計画担当副課長 私のほうからも先ほど2件ということなのですが、令和3年度は1件です。今回令和4年度につきまして、今回2件申請が出ております。その2件につきまして、志賀と越畑地内でそれぞれ1件ずつとなっております。

以上です。

○畠山美幸委員長 伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えてさせていただきます。

今回もブロック塀については広報を2回出すなど、ブロック塀を改修した場合は撤去の補助が出ますよというので、基本的には皆さんに促しているかなというふうに考えています。町では耐震化地域計画というのを、住宅の耐震化計画つくっておりますので、それに基づいてこういう補助金をつくっているわけございまして、基本的には一番優先するべきところは通学路ではないかということで、通学路を主にやっただいたっている状況です。やっぱり優先順位をつけて施策としてはやらせていただきたいと思いますので、まず基本的には通学路を主としてやらせていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 いい。

〔何事か言う人あり〕

○畠山美幸委員長 伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 先ほど言いましたとおり、やっぱり広報に出してやっただきたいというのが町の働きかなと考えているところでございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 以上で質疑が終わりましたので、まちづくり整備課に関する部分の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。10時15分までといたしたいと思います。

休 憩 午前10時00分

---

再 開 午前10時14分

○畠山美幸委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、税務課に関する部分の質疑を行います。

それでは、1番の方からどうぞ。

狛守委員。

○狛守勝義委員 私は、資料は決算書、ページ数としては14、15ページ、特に15ページです。歳入のところの町税の収入未済額、これ見たときにちょっと数字大きいなということで、特に町民税及び固定資産税の収入未済額について例年と比べたときに、特に令和2年度と比較したときにこの数字はどういう状況と考えればいいのか。また、こういう数字になったのはどういう要因というふうに分分析、考えているのか。その辺を先にまず聞きたいと思います。

○畠山美幸委員長 岡野収納対策室長。

○岡野富春税務課収納対策室長 それでは、お答えをいたします。

ちょっと順番が逆になってしまいますが、固定資産税については収納率は令和2年度と比べてもそんなに変わりがないので、担当としては特に問題がないと言ったらおかしいですけれども、そういったような状況かなというふうに考えております。町民税ですけれども、まず個人のほうですが、個人のほうについてはお一人の方なのですけれども、町県民税のベースで250万円、町民税で150万円ぐらいの課税がされてしましまして、それが収入未済のほうに行ってしまうという状況です。もう一つ、法人につきましては、これも1社なのですけれども、課税額が470万ぐらいございまして、それについても結果として収入未済のほうに行ってしまうという状況、その2件が大きく影響されているものかなというふうに考えております。

以上です。

○畠山美幸委員長 狛守委員。

○狛守勝義委員 そうしますと、この大きい金額の課税の方が未済額のほうに回っているということで、大体例年と比べてそんなに変わりはないような状況だというふうに判断しているわけですか、これを除いた形で考えれば。

○畠山美幸委員長 岡野収納対策室長。

○岡野富春税務課収納対策室長 お答えをいたします。

まず、個人の町民税のほうですけれども、この方が仮に課税がされなくてということで計算をいたしますと徴収率が99.1ぐらいになりますので、それほどは変わりがない

いかなというのと、あと法人のほうにつきましてもこの分を除くと99%以上の例年並みの数字になりますので、仮定の話ですけれども、この2件について今後滞納整理を進めていって早期に解決できればよろしいのかなというふうに考えております。

○畠山美幸委員長 狛守委員。

○狛守勝義委員 私はこの大きい金額見たときに、場合によっては例えばコロナでの不況とか、そういうような部分のところの影響があるのかなというふうに思っていたのですが、そういうことはあまり考えなくてよかったということなのですか。

○畠山美幸委員長 岡野収納対策室長。

○岡野富春税務課収納対策室長 お答えします。

まず、個人の町民税のほうですけれども、この方については国税のほうから追徴の課税がございまして、それに伴って町県民税と、あと国保税もそうなのですけれども、それも遡っての課税になってしまったので、コロナの影響とは直接は関係がないかなというふうに考えております。また、法人ですけれども、こちらについてはその会社の売掛金というのですか、その回収が滞ってしまったという理由で徴収猶予の申請を受けておりまして、ということですので、これもコロナには直接影響はないのかなというふうに考えております。

以上です。

○畠山美幸委員長 次、青柳委員。

○青柳賢治委員 私は狛守委員と同じような質問でございまして、再質問からでよろしゅうございますね。

○畠山美幸委員長 はい。

○青柳賢治委員 今の説明ですと、確かに14ページ見ていただきますと、調定額自体がかなり、昨年と比べて法人、個人も減額になっているわけですね、調定額が。その中でさっき言った徴収率が個人の場合だと今回98.9、去年は99.1、今回も法人だと98.0ですね。99.9ということではちょっと心配になる数字だなと思いました。それで、収納未済額があるということは、今法人が1件、それから個人の追徴があったことによっての250万ぐらいの1件ということで、影響額として非常に大きいわけです。その辺の令和4年3月の状況とすると、この大きな金額を占めるものの中で、個人の方の納付の状況というか、そういったものはかなりまだ大変な状況にあるのかどうか。それと、法人ですから、これは猶予が出ているということですのでけれども、この辺の見通しとい

うのだろうか、3月時点でいいのだけれども、どんなふうな状況にあるのでしょうか。

○畠山美幸委員長 岡野収納対策室長。

○岡野富春税務課収納対策室長 それでは、お答えをさせていただきます。

まず、個人の町民税の件ですけれども、こちらについては実際国保税も含めた課税額が約500万でして、国税のほうで追徴課税ということで、国税のほうは既に納付をされたというお話を聞いていまして、残るのは町税と、あとは県税のほうにもあるということです。どうしても一括ではお支払いができないということで分割納付で受けているわけなのですけれども、先日ある程度まとまった額を納付はしてもらっておりまして、お話を聞いている限りだと、これまで滞納があった方ではございませんので、今後なかなかすぐすぐというわけにはいきませんが、続けて納付いただいて、折衝のほうも引き続きなるべく早く収めていただけるように進めてまいりたいというふうに考えております。

法人については、猶予を許可しますと、その後の差押えだとか、そういったものは当然できませんので、その辺状況を注視しながら、こちらについても県税ですとか、国税のほうにも猶予が出ていまして、そちらと連携してどういった方法でということも検討しながら滞納整理進めていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○畠山美幸委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 今回のこの収納状況、よく理解しました。納税があつていろいろな財源しながら事業展開していけるわけですので、やっぱり課税の公平性といいますか、そういった意味では債権管理をしっかりしてもらいながら、丁寧な願いをして回収できるような形で進めていただきたいと思います。

終わります。

○畠山美幸委員長 意見は言わないようお願いしたいと思います。

藤野委員。

○藤野和美委員 それでは、私のほうから。これは決算書の14ページが該当いたしますけれども、花見台工業団地の企業からの法人税及び固定資産税等の金額を教えてくださいたいと思います。

○畠山美幸委員長 内田副課長。

○内田富恵税務課課税担当副課長 それでは、まず花見台工業団地の法人税、令和3年

度の法人税額からお伝えいたします。

法人税額5,177万9,300円、こちらは相当税額ということで概算になります。続きまして、固定資産税4億4,377万1,800円、同じく概算の数字となります。

以上です。

○畠山美幸委員長 藤野委員。

○藤野和美委員 これは前年比、それから次年度というか、今後の見通しというか、もしあればその辺を教えてくださいと思います。

○畠山美幸委員長 内田副課長。

○内田富恵税務課課税担当副課長 それでは、まず前年比でございます。法人税につきましては、前年から76%ということで減でございます。ちなみに前年の額が6,807万7,900円となります。

続きまして、固定資産税でございます。前年比でいきますと101.38%、少し上昇してございます。金額、前年金額につきましては4億3,772万7,500円でございます。見通しにつきましては、今年度につきましては、固定資産税につきましてはなのですが、若干上昇はしているのですが、令和3年度につきましては評価替えということもございまして、多少家屋等は本当は減少する年になっておったと思います。それと、令和3年度のみ家屋、償却につきましては、この花見台工業団地の中でも令和3年度のみコロナ特例がございましたので、そちらを6社ほど申請されていまして、その影響額が約600万ほどございました。あとは土地の据置きということもございましたので、評価替えの中でも増やせるところが増やせなかったということもございまして、固定資産税につきましては令和3年度はちょっと特殊だったのかなと思っております。

法人税につきましては、今後法人につきましてはこちらでどうしても事業者さんでいろいろ、3年度につきましても業種ごとに決まっているわけではないのですが、増加したところもございまして、減少したところもございまして、なので、特にこちらは減額、何か税のそういったものがなかったもので、花見台につきましては減少のほうが大きかったという結果でございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 藤野委員。

○藤野和美委員 そうしますと、法人数、数そのものには変化がなかったということは、その辺の確認だけにしましょう。



○畠山美幸委員長 内田副課長。

○内田富恵税務課課税担当副課長 法人数につきましては若干、主要な施策の16ページになりますか、そちらのほうに納税義務者の数が入っているのですけれども、均等割につきましては前年から2社増です。法人税割につきましても12社増ということになっております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 次が渋谷委員。

○渋谷登美子委員 主要な施策の16ページで、個人町民税のうちの寄附控除と他市町…  
…

○畠山美幸委員長 すみません、マイクをしっかりとお願いします。

○渋谷登美子委員 個人町民税のうちの寄附控除と他市町村へのふるさと納税の件数と金額を1点伺います。

それから、町税の固定資産税のうちの償却資産の内訳、太陽光発電、それから他の機械器具についても伺います。

その次、主要な施策の16ページ、令和3年度の個人町民税、法人税を見ると、結果としては1人当たり、1社当たりは減額になっていますが、総務省の決算見込みでは個人住民税には変化がなく、法人税では2.4兆円の増となっていました。そして、それは嵐山町とは若干違うのかなと思いますが、評価はどうであるか伺います。

それから次、主要な施策の63ページ、コンビニ収納及び口座振替件数と金額を伺います。

○畠山美幸委員長 内田副課長。

○内田富恵税務課課税担当副課長 それでは、私のほうから2点、先にご説明させていただきます。

まず、個人町民税のうちの寄附控除と、そのうち市町村へのふるさと納税の件数と金額についてでございます。まず、全体の寄附に関しまして、人数につきまして466人、控除額1,394万9,000円。そのうちふるさと納税分でございます。人数は424人、寄附控除額につきましては1,357万7,000円でございます。

続きまして、固定資産税のうちの償却資産の内訳でございます。まず、償却資産の調定額でございますけれども、令和3年度、4億4,331万9,389円、そのうち太陽光の相当額2,774万7,972円、このうち償却資産に対する太陽光の構成比につきましては

5.58%でございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 田畑税務課長。

○田畑 修税務課長 私のほうから3番目の個人町民税、法人税の嵐山町の評価はということでご答弁させていただきます。

渋谷議員のほうからお示しいただいた総務省の計算見込み等見させていただいたところによりますと、国的にはあれなのですけれども、市町村税のほうにつきましては個人ではマイナス1.1、法人ではプラス1.5%のように決算見込みになるようでございますが、嵐山町の状況は先ほど来収税の副課長さんからもお話があったように、調定額は落ちてはおるのですけれども、収納率といたしましては、先ほど来の案件がクリアがあれば前年並み、法人については99.9%という状況にあります。それを鑑みますと、嵐山町の評価としてはこういう状況下でありながら、住民の方の納税意識と、あと事業者の方の納税の意識というのですか、大変収納にご協力いただいていることに関して感謝すると、評価できるものだと思っております。

以上です。

○畠山美幸委員長 岡野収納対策室長。

○岡野富春税務課収納対策室長 それでは、私のほうから最後のコンビニ収納と口座振替の件数、金額についてお答えをさせていただきます。

件数と金額ですけれども、国保税を含めて本税のみで、あと現年の件数と金額ということでお答えをさせていただきます。まず、コンビニ収納の件数ですけれども1万7,238件で、金額が3億598万8,075円となっております。割合につきましては、件数ベースで見ますと全体の28%、金額ベースで見ますと全体の14%といったような状況でございます。また、口座振替ですけれども、件数のほうが2万6,784件、金額が7億9,563万6,400円ということで、割合については、件数ベースで考えますと全体の43%、金額のベースでお答えをいたしますと38%といったような状況になっております。

以上です。

○畠山美幸委員長 渋谷委員、もういいですか。

次に、川口委員。

○川口浩史委員 初めに、15ページの不納欠損の関係で、普通徴収の無財産の方の金額

が増えているわけですね。考えられる理由を伺いたと思います。

それから、差押えも多分あったと思いますので、その件数と理由を伺いたと思います。どんなことをしているのか伺いたと思います。

それと、差押えの中に、これは毎年聞いていますけれども、200万円以下の低所得者の方は含まれているのか伺いたと思います。

それから、16ページの一番上の町民税、普通徴収の調定額が大きく下がったわけですね。理由を伺いたと思います。

それから、平均所得は幾らだったのか。令和元年から3年までの間の金額を伺いたと思います。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

岡野収納対策室長。

○岡野富春税務課収納対策室長 それでは、私のほうからは不納欠損の関係と差押えの件についてお答えをさせていただきます。

普通徴収の無財産の方という、この不納欠損処分状況の表の真ん中の普通徴収分ということかなというふうに思うのですが、こちらについてはお二人ほど実際いらっしゃるのですが、内容についてご説明をさせていただきたいと思います。この対象の方については大分前の、平成26年、27年度ぐらいに課税をされたものなのですが、その頃は普通に収入もあって課税もされていたという状況なのですが、その後収入がなくなって、借金とかもあって自己破産になってしまった方で、その後こちらとしても状況をお伺いしたりはしたのですが、納付の能力がないということで判断をいたしまして、今回不納欠損ということで金額を載せさせていただきました。もう一人の方も同じような状況になっております。

あと続いて、差押えの件数です。3年度につきましては、全体で73件の差押えをいたしました。金額については274万425円です。内訳については、預金の差押えが48件で171万2,322円、続いて給与のほうで5件で46万6,260円、所得税の還付金については10件で28万679円、続いて売掛金が7件で17万6,600円、購入電力料金が1件で8万864円、差押えの債権残余金として2件で2万3,700円というような状況になっております。

また、収入が200万円以下の方ということでお答えをさせていただきます。全部で19件で、金額については67万6,262円。その内訳につきましては、預金が16件で37万

6,698円、給与が1件、21万1,700円、所得税の還付金も1件で7,000円、購入電力料金につきましても1件で8万864円といったような状況になっております。

以上です。

○畠山美幸委員長 次に、内田副課長。

○内田富恵税務課課税担当副課長 それでは、続きまして町民税、普通徴収の調定額が大きく下がった原因ですけれども、大きな原因としましては、まず普通徴収に関しましては、納税義務者が前年よりも105名少なくなっております。それと、令和3年度から適用される個人住民税の税制改正がございまして、どのような所得にでも適用される基礎控除の控除額の10万円の引上げがございました。この控除額、33万円だったものが43万円に引上げがございました。それと、内訳としましては長期譲渡所得分に関しましても普通徴収で見ますと480万円ほどの減少がございました。

続きまして、平均所得でございます。令和3年度の平均所得でございますが、まず給与所得者303万8,000円、営業所得者318万円、農業所得者202万1,000円、その他の所得者183万2,000円でございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 川口委員。

○川口浩史委員 そうですか。200万円以下の方が16件。16件と言ったかな。19件。19件だね。大丈夫なのですか、生活が。その辺はきちんと見ているのか。200万円ですと、もう全部もらっててかつかつという状況ではないかなと。そこからお金取られるわけですから、きちんと大丈夫なのかどうか確認しているのか伺いたいと思います。

それから、調定額の関係なのですが、なるほど、税制改正の関係が一番大きいかな、これ聞いていますと。10万円の引上げね。それ自体は町民としてはありがたいわけで、控除額が増えたわけですから。なるほど、よく分かりました。コロナによる所得の減というのは、ここだと分からないですか、担当課だと。あまりないというふうに判断しているのか、やっぱり影響はあるのかなというふうに判断しているのか伺えればと思います。

それから、平均所得なのですけれども、これ私コロナの関係で推移を見たいのです。令和元年はコロナなかったでしょう。それで、令和2年、3年ってどうなのか。令和2年はそんなに変わっていないのですよね、町民税の金額が。今回は落ちているということで、なぜ令和2年度はなぜ落ちなかったのか不思議だなと思っていて。令和3

年度に落ちたというのは。コロナによるのかなって思っていたのですけれども、ちょっとその辺も見たいので、平均所得は資料としても後でもらいたいのですけれども、今答えられる範囲で答えていただければと思うのですけれども。令和元年、2年という分をね。

以上です。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

内田副課長。

○内田富恵税務課課税担当副課長 それでは、今お話のありました平均所得、今は全体の数字ということでよろしいですか。給与所得と、それごとに今お話しして。

それでは、令和元年につきまして順番に申し上げます。給与所得者が297万9,000円、営業所得者336万1,000円、農業所得者171万3,000円、その他の所得者174万7,000円。続いて、令和2年でございます。給与所得者296万7,000円、営業所得者342万2,000円、農業所得者230万2,000円、その他の所得者177万6,000円でございます。議員さんのおっしゃるとおり、そんなに全体としても数字があまり動きがないというのが印象でございます。こちらに関しては、コロナの給付金等もこちらの収入に入れているからなのかなというところではちょっと検証が分からないのですけれども。

すみません、以上でございます。

○畠山美幸委員長 あともう一つ。

岡野収納対策室長。

○岡野富春税務課収納対策室長 それでは、私のほうからは差押えの件についてお答えいたします。

収入200万円の方に対して差押えすると生活がということでございますが、差押えに当たっては、財産の調査等、預金調査を中心になりますけれども、を行っております。給与の差押えには差押えの禁止額というのがあるのですけれども、それに基づいて預金の差押えも行っておりますので、生活を脅かすような取立てはしていないというふうに認識しております。

以上です。

○畠山美幸委員長 質疑が以上で終わりましたので、税務課に関する部分の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。入替えのみです。

休 憩 午前10時46分

---

再 開 午前10時48分

○畠山美幸委員長 休憩前に続き会議を開きます。

続いて、総務課並びに会計課に関する部分の質疑を行います。

それでは、大野委員から、どうぞ。

○大野敏行委員 まず初めに、臨時財政対策債についてお尋ねします。

令和2年度は2億8,405万3,000円、利率0.03%、令和3年度は4億4,050万3,000円、0.08%。大幅に調達しているわけですが、その使い道というか狙いは何なのでしょう。

次に、主要の施策の53ページです。行政バス運行利用料193万9,905円。令和1年度が623万8,737円、令和2年度は92万1,405円ということで、2年続けて通常の使われている金額より大幅に下がっております。コロナの影響とはいえ、2年続けての低金額実績。武蔵観光との契約内容はどのようになっている、継続維持は問題ないのかお尋ねしたいと思います。

○畠山美幸委員長 それでは、答弁を求めます。

金子副課長。

○金子 守総務課財政契約担当副課長 それでは、私から臨時財政対策債の件につきましてお答えいたします。

臨時財政対策債につきましては、令和3年度の発行額が4億4,050万3,000円となり、令和2年度に比較して1億5,645万円の増額となったものでございます。臨時財政対策債の使い道でございますが、臨時財政対策債につきましては、本来交付税で措置すべき地方交付税の財源不足額について、国と地方が折半して補てんするために発行する地方債でございまして、交付税同様に使途が定められていない一般財源となるものでございますので、使い道につきましては歳出全般にわたり使用をしたところでございます。

なお、臨時財政対策債を昨年より発行したことによりまして、歳入面で財源のほうが増えたために、結果的には令和3年度の繰越金、そういったものが増えたことにつながったものでございまして、最終的にはそれらを今年度の、令和4年度の補正予算等で基金のほうに積立てを行ったところでございまして、最終的には基金の増加につ

ながつたものでございます。

続きまして、行政バスの件につきましてお答えいたします。

行政バスの契約内容でございますが、武蔵観光との契約内容につきましては使用の内容に応じて委託料を支払う契約となっております。基本運行委託料が基本時間3時間、基本距離50キロといたしまして、税抜き2万9,450円、超過時間運賃1時間当たり4,500円、超過距離運賃10キロ当たり1,000円、深夜早朝運賃、こちら22時から5時までの運行になりますけれども、こちらが850円となっております。行政バスの継続維持につきましては、委託業者の武蔵観光は、やはりコロナの影響を全体として受けていることではございますが、国からの助成金等により事業は継続しているということではございまして、行政バスも、継続維持についても問題は特にないというところではございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 大野委員。

○大野敏行委員 臨時財政対策債のほうですけれども、結果として積立金が4億7,000万という積立ができたということにつながってくるのかなというふうに思うのですが、これは多分に代表監査から昨年あのような指摘を受けたことも要因としてあるのでしょうか、お尋ねしたいと思います。

行政バスのほうですけれども、国の助成金を武蔵観光さんがいただいているために今のところは問題ないということではございますが、嵐山町がお借りしているバスは嵐山町という名前が載っていますので、ほかのところでは使えませんよね。運転手さんは武蔵観光の中のバスをシフト変更したり、いろいろしながら、そちらの人員費は賄えると思うのですが、働かないバスを何年も置いておくというのは企業とすれば大変困難なことではないかなと思うものですから、国の助成をいただいている間は大丈夫だよということまで、ただけなくなったらどうされてしまうのか、ちょっと心配なところもありますので、その辺をところをもう一度お尋ねしたいと思います。

○畠山美幸委員長 金子副課長。

○金子 守総務課財政契約担当副課長 それでは、お答えいたします。

臨時財政対策債の件、代表監査からのその辺の意見の関係はどうかということではございますが、嵐山町は財政状況といたしまして、非常に基金、そちらのストックのほ

うが少ない状況がずっと続いておったわけです。それを解消するためには財源を、歳入を、臨時財政対策債、借入金でございしますが、そういった形でも増やして、そちらの基金、ストックのほうを増やしていく必要があると考えましたので、その辺の代表監査の意見等も当然加味しながら財政運営のほうは行ったところでございます。

続きまして、行政バスの件でございしますが、今は国からの助成金があるので何とかやっているけれども、なくなったらどうなのだというお話でございしますが、その辺につきましては、当然委託業者のほうとその辺のバスの維持費ですとか、そういったものは現在の状況であれば、恐らく維持費のほうは維持はしていけるような収入にはなっていると思うのですけれども、その辺は行政バスの委託業者としっかりお話をしていきながら、運行のほうはし続けていきたいと考えておるところでございします。

以上です。

○畠山美幸委員長 大野委員。

○大野敏行委員 最初のだけ再度お尋ねしたいと思います。

行政運営をするについて、手持ちのお金だけで行政運営をするというのは決められた仕事しかできません。ところが、しっかりした財政運営ができている自治体においては、町長方針にのっとって信用機関からお金を借りて運営することが町民から負託を受けていることへ対しての最大の恩返しというか、できる仕事を最大してあげるというのが一番いい運営方法だと思っております。借金もそのうちの一つかなと思っております。嵐山町の実力の中において、嵐山町の予算の中、決算の中において、借金を何%ぐらいまでうまく使っていこうというような思いは町のほうでは描いているところはあるのでしょうか、その点をお尋ねしたいと思います。

○畠山美幸委員長 金子副課長。

○金子 守総務課財政契約担当副課長 お答えいたします。

借金をどのぐらい使っていくという思いがあるのかということですが、当然借金際限なくできるものではございません。今の方針としましては、臨時財政対策債につきましては、これまでもそうだったのですけれども、交付税の振替の財源として町が発行してもいいよということで発行しているものでございしますので、そちらのほうは今後もその方針にのっとって発行はしていかなくはないかなと思っております。一方、普通の建設事業に充てる地方債でございしますが、そちらにつきましては、今現在は方針としては町の当初予算組む段階ですとか、その辺のときに一番考え



ていることは今返済している額、それ以上には借金はしないようにできるだけ抑えていこうという方針で借金、町の借入金のほうは行っているところでございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 次に、松本委員、どうぞ。

○松本美子委員 それでは、質疑をさせていただきます。

まず、主要な説明書の52ページでございますけれども、ただいま大野委員さんが行政バスの件も質疑をなさいましたけれども、違う観点からお尋ねをさせていただきます。まず、行政バス運行事業でございますが、コロナ禍での利用と、これは宿泊あるいは日帰りの件数等があると思いますから、お尋ねします。

2点目につきましては、無料でのバスの利用、あるいは有料でのバスの利用の件数をまずお尋ねさせていただきます。

○畠山美幸委員長 金子副課長。

○金子 守総務課財政契約担当副課長 それでは、私から行政バスのことについてお答えいたします。

コロナ禍での行政バスの利用につきましては、マスクの着用や消毒の実施、乗車当日の検温の実施、バスの窓を定期的に開けて換気の実施等の感染防止対策を行った上で利用をしていただいた状況でございます。また、有料団体におきましては密を避けるために乗車人数を定員の半数の17名に制限して利用をしてもらっていたところでございます。宿泊と日帰りの件数でございますが、有料団体につきましては、宿泊がゼロ件、日帰り2件でございます。合計の利用は2件の利用でございます。無料の団体につきましては、宿泊の利用はゼロ件、日帰りが37件で、合計37件の利用でございました。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 松本委員。

○松本美子委員 ありがとうございます。そうしますと、ふだんですと42人乗りのバスですから、33人までということだったというふうに思っていますけれども、これはコロナということで、17名まで減らして利用したと、そういうような答弁だったというふうに思いました。そうしますと、その中で、無料での件数の団体さんが37ですか、いまして、それから宿泊はゼロだということでございますけれども、この団体の中には様々な団体さんが利用したのだと思いますけれども、年間で何回か回数を重ねて

日帰りでお借りしたということもありますでしょうか。

それから、コロナの中での件数の人数を消毒やなんかをいろいろ環境面ではきちっと整備しながらお貸ししたということですが、人数を17人に減らしたというその理由というのは1人が2人椅子までとか、何とか訳があるのだと思うのですが、その辺のところもお尋ねさせていただきます。

以上です。

○畠山美幸委員長 杉田総務課長。

○杉田哲男総務課長 お答えをさせていただきます。

1点目のご質問のところは再度ご確認をさせていただければというところでございます。

2点目のバスのほうの乗車の人数でございますけれども、基本的にコロナ禍においての必要最低限の利用というところをさせていただいた状況の中で、椅子につきましては1列に1人ですから、今2人がけになってございますけれども、そのところは1人がけというふうなところの中で17名に制限をさせていただいたというところがございます。

1つ目の質問につきましては、答弁漏れということで、再度ご質問いただければと思います。大変恐縮でございます。

○畠山美幸委員長 松本委員。

○松本美子委員 私が今質問したのは、今の回答はそれで結構なのですが、無料の方がいますよね。その方が日帰りですけれども、37の団体が利用したということですが、この中には同じ団体さんが何名、何団体かいたのか、あるいはまるっきり別々の団体さんがご利用になったのかということをお尋ねします。

○畠山美幸委員長 杉田総務課長。

○杉田哲男総務課長 こちらの日帰りの37件につきましては、小中学校の教育の中で利用されたというところがございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 答弁漏れの答えだから、どうぞ。

松本委員。

○松本美子委員 そうしますと、あくまでも団体で無料だということになると、小中学生のみということで、普通の団体さんは、確認ですけれども、なかったという解釈で

よろしいでしょうか。

○畠山美幸委員長 杉田総務課長。

○杉田哲男総務課長 一般の補助団体等の利用につきましてはございませんでした。

以上です。

○畠山美幸委員長 次に、狛守委員。

○狛守勝義委員 私は、資料は主要な施策の説明書の37ページの寄附金、ふるさと納税について質問させていただきたいと思います。

ふるさと納税は一般寄附金、民生費寄附金、衛生費寄附金、農業費寄附金、教育費寄附金と多岐にわたっている。それぞれどういった事業に活用したのかというのがまず1点目です。

それから、次に46ページ。公務災害補償事業ということで、共済費で地方公務員災害補償基金の負担金の決め方をどのようにしているのかということです。

それと、もう一回扶助費で職員公務災害見舞金の支出が出ているのですが、それはどういった内容だったのか、その辺をお聞きしたいなということです。

○畠山美幸委員長 木村副課長。

○木村公正総務課庶務・人事担当副課長 私からは公務災害補償事業につきましてお答えをさせていただきます。

まず初めに、この基金の負担金の計算の方法、算定の方法ということですがけれども、こちらにつきましては、教職員の給与費総額と水道事業職員を除いたその他の職員の給与費総額、合わせますと約8億円になりますけれども、その金額に負担金割合を掛けて、それが負担金の算定額になります。負担金の割合につきましては、教育職員のほうが0.00107です。それと、それ以外の職員が0.00108、それを計算をいたしますと算定額がそれぞれ14万2,523円と77万9,892円というような形になりまして、それにプラスして、さらに前年度の確定の負担金、これがございましたので、それをプラスして令和3年度は95万3,132円を負担金として収めたというような形になります。

続きまして、公務災害の見舞金につきましてお答えさせていただきます。

こちらにつきましては、見舞金の条例がございます。その中の見舞金の種類の中に死亡見舞金と障害見舞金、それと負傷疾病見舞金と3種類の見舞金がございます、その中で今回支出したのは、負傷疾病見舞金という形になりまして、職員が公務上負傷して、それに伴って見舞金が支払われたというようなものでございまして、令和3

年度は1件2万円という形で支出をさせて、見舞金のほうを支払わせていただきました。この見舞金2万円なのですけれども、こちらは負傷疾病の区分がございます。完治するまでにどれぐらいの期間がかかったかということで、それに応じて金額が変わるのですけれども、1か月以上2か月未満の負傷疾病ということで2万円。ということで見舞金のほうを支給させていただきました。内容ということなのですけれども、こちらは除草作業中に石が足に当たって、それだけがをってしまったというものがございまして、それについて見舞金が支払われたものでございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 金子副課長。

○金子 守総務課財政契約担当副課長 それでは、私からふるさと納税についてお答えいたします。

ふるさと納税の活用状況でございますが、令和3年度にいただきましたふるさと納税、そちら3,560万400円ございますが、そちらのほうにつきましては全てふるさとづくり基金へ積立てを行ったところでございます。その積立ても一部を令和4年度予算に、7事業に1,199万7,000円を活用しているという状況でございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 狛守委員。

○狛守勝義委員 ふるさと納税のほうの再質問ということで、その7事業を具体的に教えていただきたいというのがまずお願いしたいと思うのです。

それから、あと先ほどの見舞金の支出というのは、これは基金から出ているのではなくて、町のほうからの見舞金ということなのですか。そうすると基金からのほうは、そこからは出ていないという形になるのか、その辺確認したいと思います。よろしく申し上げます。

○畠山美幸委員長 木村副課長。

○木村公正総務課庶務・人事担当副課長 見舞金につきましてお答えさせていただきます。

2万円の見舞金につきましては町の支出でございます。それ以外に公務災害ということですので、それにかかった治療費につきましては、こちらの基金のほうから支出がされておまして……すみません、治療にかかった金額につきましては今把握はしてございません。申し訳ありません。

以上です。

○畠山美幸委員長 金子副課長。

○金子 守総務課財政契約担当副課長 その7事業の活用の事業でございますが、これ令和4年度の活用事業になりますが、重忠バッジの作成、こちらに45万円、地域猫活動推進事業費補助金、こちらに10万円、嵐山重忠まつり、そちらの実行委員会の補助金に179万2,000円、観光振興事業、こちらのイベント資機材等の購入、こちらに152万円、嵐山幼稚園のプールの購入、こちらに47万9,000円、あとはこども医療費の助成、こちらに500万円、あと菅谷小学校のブランコ更新ですね、こちらに265万6,000円を予算上は充当しております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 狛守委員。

○狛守勝義委員 ふるさと納税いただいたという形で、今7事業に有効活用していると、活用すると、令和4年度ですから、これから執行するのもあるだろうと思うのですが、そうした場合に、ふるさと納税をいただいたその方々には何かこういうものに使いましたよということでお礼状とか、そういうものというのはやっているのかどうか、最後に聞いておきたいと思うのですけれども。

○畠山美幸委員長 金子副課長。

○金子 守総務課財政契約担当副課長 お答えいたします。

ふるさと納税の利用をどういったものにしたかという公表でございますが、地域猫活動、そちらのほうに今までは使っていたものが多かったのですけれども、そちらは地域猫の活動のほうで、こういったことをしましたというものについてはホームページですか、そのサイトのほうに掲載しておりますし、今年度の活用した事業についても当然こういった形で活用しましたということは、報告のほうはさせていただきたいと考えておるところでございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 次に、青柳委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 私は主要の説明書の53ページです。総務管理費、財政調整基金費ですけれども、この嵐山町にあって令和3年度、財政調整基金積立金の積立分が4億7,000万。これが主要な施策の5ページに行きますと、積立金の財源の内容が書いてあるわけです。特定財源が1,173万5,000円、一般財源が6億4,647万6,000円というこ

とで、先ほどの大野委員さんへの説明でも半分ほどは分かったのですけれども、今回令和3年度に限った積立金というか、これだけの額ができたということは令和3年度に限ったことになるようなことでよろしいのでしょうか。

○畠山美幸委員長 金子副課長。

○金子 守総務課財政契約担当副課長 それでは、私から財政調整基金のことについてお答えします。

財政調整基金の積立てにつきましては、令和3年度においては4億7,000万の積立てを行うことができたものでございます。これだけ令和3年度に積立てが行えた理由につきましては、やはり9月の補正で一定額の決算剰余金、そちらがあったこと、それを財源として積立てができたこと、また3月補正において地方消費税、また等の交付金が多少上振れましたので、そちらのほうの補正もできたこと。また、交付税の再算定による増額分、そういったものを積み立てることができたことによりまして、こういった積立てができたものと認識しておるところでございます。この積立てが令和3年度に限ったものなのかということでございますが、積立金につきましては、当然税収の状況ですとか、各種交付金の交付の状況、または繰越金、そういった状況によって多少は左右されてしまう点があると思いますので、予想するのは非常に難しいと思っております。ただ、財政運営を行っていく上での考え方としては財政調整基金比率、標準財政規模に対して財政調整基金がどれくらいあるかという比率でございますが、そちらについては適正規模と言われております10%から15%、嵐山町でいいますと約5億から7億、そういった規模でございますが、それを下回らない範囲では取崩し、積立て等は行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 今の説明でほぼ理解できましたけれども、補正予算額においては、第1回目が3億5,000万、それから第2回目に2億2,000万という補正が財政調整基金に積み立てられました。こういったもの、それともう一つ、この施策の説明書の53ページにも至る、要するに減債基金の積立金です。これについても先ほどの説明ですけれども、臨時財政対策債が戻ってきたというそれを、ここに償還基金分ということでそれがそのままそっくり積み立てられているわけです。このような状況というのも今まであまりないようなケースかなと思われるのですけれども、これは決算ですから、こ

の先のことはなかなかあれかもしれませんがけれども、これは特殊な要因であったのかどうかということです。

それで、最初に申し上げましたように3億5,000万、2億2,000万といったときの、いわゆる予定されるべき金額がある程度想像、予定、計算できてくるわけですね。そういったものを当初の予算で9,000万ほど積立てを崩して予算を組んでいるわけですが、その後に補正予算やっていくというやり方になるのです。そういった進め方しかできないものなののでしょうか、この財政調整基金については。2つあるのですけれども。

○畠山美幸委員長 金子副課長。

○金子 守総務課財政契約担当副課長 それでは、お答えいたします。

減債基金のほうで積み立てておる1億2,069万8,000円、こちらにつきましては令和3年度に限ったものでございまして、これは普通交付税の再算定が行われまして、臨時財政対策債、令和3年度に発行した分なのですけれども、その分の償還に充てるための財源として国のほうで、本来であれば後年度に入ってくるのですけれども、それを令和3年度に普通交付税として交付したものでありますので、これは今後令和3年度の臨時財政対策債を返していく際にちょっとずつ取り崩して使うものでございまして、これは令和3年度に限ったものでございます。

それと財政調整基金の考え方でございますが、当初予算で取り崩して、それを毎年少し積んでいるような状況でございまして、今までのケースですと、やはり財政調整基金、当初予算である程度崩さなければ、予算ですので、ある程度予算、歳入のほうは厳しめに見込みますので、当初予算の段階では当然財源不足というものが生じます。ただ、決算の段階で交付金ですとか、税ですとか、その辺が増えてくれば、当然そういった余剰金についてはほかに使ってしまうのではなくて、その財政調整基金に積み戻すなり、それをもっと積めるのであれば、極力財政、先ほど申し上げました財政調整基金比率、そういったものをちゃんと守るように積立てのほうは行っている。そのような感じで財政運営のほうを行っている状況でございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 そうしますと、最初に説明いただいたように、ある意味だと令和3年度の1つの決算数字のようなものがあるとすれば、次の年度も、いわゆるこういう形

のものが継続できていくというような形の理解でよろしいでしょうか。

○畠山美幸委員長 杉田総務課長。

○杉田哲男総務課長 お答えさせていただきます。

今副課長のほうがお話をさせていただきましたけれども、当初予算の編成の中で翌年度の事務事業につきましては予算化をさせていただくと。基本的に財源不足に陥った部分につきましては財政調整基金等を取り崩しながら補てんをさせていくと。年度途中で、当然特別交付税等々につきましては算定がございまして、確定数字が来ますので、そういった余剰が見られる部分につきましては財調のほうで積立てをしていくと。令和、今年度につきましても公共施設建設用基金に積立てをさせていただきましたけれども、やはりそういった長期的な目標があるものにつきましては、基金の積立てを速やかにして事業執行に備えるということが基本的な考え方になるかなというふうに考えてございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 ここで1時間経ちましたので休憩といたしたいと思います。11時35分まででお願いします。

休 憩 午前11時21分

---

再 開 午前11時35分

○畠山美幸委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、次は藤野委員からです。どうぞ。

○藤野和美委員 私は、決算書の244ページ、それから主な説明の資料では152ページでございすけれども、公債費の利子についてお聞きしたいと思います。

元金、これが6億4,469万云々かんぬん、こういう形で返している。もう一つは利子として2,706万2,752円、この利子がついて、かなりの金額でございす。152ページのところで、借入先が列記されておりますけれども、この利子、各相手先の利子、これ近年ですと、かなり利子が低金利になっておりますけれども、かなり高い金利が残っている相手先があると思うのです。これを、よくやる方法ですけれども、借換えをしていくという形で、この利子の負担をなるべく減らしていこうということがあろうかと思うのですけれども、その辺のことが令和3年度についてはどういう形であったかということをお聞きしたいと思います。



○畠山美幸委員長 金子副課長。

○金子 守総務課財政契約担当副課長 それでは、私から借換えのことについてお答えしたいと思います。

令和3年度につきましては、借換え等については行ってはおりません。借換えをするには一旦、今現在借入れを行っているところに繰上償還をして新たに借りるという調査を起こして、それで借入れを行うこととなりますが、財政融資資金ですとか、地方公共団体金融機構、そういったいわゆる公的資金につきましては、繰上償還を行う場合には償還元金以外に補償金の納付が必要となっておりまいます。したがって、借換えについては、公的資金については検討はしておりません。一方、民間の金融機関、こちら市中銀行ですとか、その他の金融機関、そういったものが該当しますけれども、市中銀行につきましては、こちらの表でいきますと、0.5%を超えて1.5%以下のもの、そういったものが借入れとしまして15件ほどございまして、そのうち1%を超えて1.5%以下のものが、市中銀行につきましては、そのうち6件ございまして、一番高い利率のものについては1.21%となっておりますのでございまして。

償還、一番長いもので令和9年度までとなっております、こちらのほうについても検討はしていないのですが、借入れの残り金額、高い1%を超えているものについては借入れの残金、その辺もそれほど金額的には大きくないために借換えのほうは検討はしておりません。また、その他の金融機関については0.5%を超えて1.5%以下のもの、こちらについては13件ございまして、そのうち1%を超えて1.5%以下のものについては7件ほどございまして、そのうちの6件については、償還が令和7年、償還があと少しで終わるものとなっております、残りの1件についても令和11年度まで借入期間のほうはあるのですが、借入れの残額、その辺もそれほど大きな金額ではございませんので、現在のところは借入れのほうは検討していないという状況でございまして。

以上です。

○畠山美幸委員長 藤野委員。

○藤野和美委員 それでは、この152ページの表の中の公的なもの、これは何%となっているか。この表について各利子を教えていただきたいと思うのですけれども。

○畠山美幸委員長 金子副課長。

○金子 守総務課財政契約担当副課長 それでは、お答えいたします。

財政融資資金の利率でよかったですか。

○畠山美幸委員長 そのこの表の全てです。

〔「そのこの利率について、分かりやすく」と言う人あり〕

○金子 守総務課財政契約担当副課長 財政融資資金、こちらにつきましては0.002%から1.9%、旧日本郵政公社簡易保険局、こちらにつきましては0.1%から0.4%、地方公共団体金融機構資金、こちらにつきましては0.005から0.7、埼玉県市町村振興協会につきましては0.01から0.3、埼玉県市町村職員共済組合0.5、埼玉縣信用金庫嵐山支店0.16から1.46、武蔵野銀行小川支店0.2から1.09、埼玉りそな銀行0.1から1.21、埼玉中央農業協同組合0.23から1.5、埼玉県貸付金0.005から0.6でございます。

○畠山美幸委員長 藤野委員。

○藤野和美委員 先ほど公的資金は補償金とか必要ということで、実際それはかなりリスクがあるということで、やらないということだったのですけれども、この民間についても今かなりばらつきがありますよね、そう今お聞きしますと。ですから、これ少しでも利子を減らしてという形で資金を捻出するという手法というのは、例えば埼玉縣信用金庫ですと1.46というのもあるということですね。それから、武蔵野銀行も1.09があると、りそなも1.21までであると。中央農協も1.5までであるということで、かなりばらつきがあるということで、そういうところの利息を少しでも減らしていくということで考えれば、もっともっと積極的に、これ基本的に財源ができますから、そういうことのお考えというか、についてだけお聞きします。

○畠山美幸委員長 金子副課長。

○金子 守総務課財政契約担当副課長 それでは、お答えいたします。

当然借換えをして利子を少しでも減らしていく、そういった考えは財政の運営上、大変大切なことだと考えているところでございます。先ほど申し上げましたけれども、比較的、借換えをする、そうしますと、今現在の利率というものは大体0.5から0.7ぐらい、そのような感じが多いのかなと思っているところでございますので、今後の全体的な償還の年数があと何年残っているかとか、あとは金融機関と借換え、借換えを受けてくれる金融機関がいるかどうかとか、その辺の調査とかも必要になってきますので、その点も含めて総合的に研究のほうはしていきたいと思っております。

以上です。

○畠山美幸委員長 次に、渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 それでは、主要な施策の19ページですけれども、地方消費税交付金は令和2年度と比較しますと3,000万円ほど増になっています。令和2年度の消費の落ち込みが戻ったということか、物価上昇ということか、それとも比率が変わったということか伺いたいと思います。

そして、20ページの地方交付税増についてです。これも大幅な増になっていますが、理由を伺いたいと思います。

それから、主要な施策の37ページと48ページですけれども、ふるさと納税の寄附金額は分かるのですけれども、大幅増に至った経過について伺います。そして、ふるさと納税の需用費1,250万896円と、代行手数料486万1,643円差し引きすると、1,888万4,861円になるのですが、ふるさと納税による町財政の効果というのは、今年度は入ってくるほうが500万ほど多かったのです。そうすると、その効果というのは今後も続くかどうかということなのですから、その点について、令和3年度の効果というのは取りあえずどんな形で評価するか伺いたいと思います。

それから、主要な施策の36ページ、これはちょっと思ったのですけれども、財産収入、不動産売却収入で、菅谷の場合は平沢土地区画整理地内の土地売却収入と考えてよいのかどうか伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長 金子副課長。

○金子 守総務課財政契約担当副課長 それでは、私のほうから、まず地方消費税交付金のことについてお答えいたします。

地方消費税交付金が増額となった理由について、消費の落ち込みが戻ったということか、物価の上昇ということかというご質問でございしますが、地方消費税交付金の増加の理由といたしましては、個人消費の回復、また当然物価も上がっていますので、その2つ、どちらのほうも理由があると考えているところでございます。

続きまして、地方交付税の増につきましてお答えいたします。

地方交付税のうち普通交付税の主な増加の理由でございしますが、令和3年度につきましては、普通交付税の再算定、こちらが実施されたことによりまして、国の補正予算に基づく事業を円滑に実施するために必要な経費を算定するために基準財政需要額の臨時的な項目といたしまして臨時経済対策費、そちらが創設されまして3,028万4,000円、そちらのほうで交付されました。また、令和3年度の臨時財政対策費を償還するための積立てに要する経費として臨時財政対策債償還基金費、こちらも再算定

で措置されまして1億2,069万8,000円が交付されたものでございます。これらが主な理由でございますが、全体として需用額のほうが1億7,067万5,000円の増加となったところでございます。また、一方基準財政収入額、そちらにつきましては、町民税の所得割が減少したことと、あと法人税割、そちらが4,272万6,000円、そういった減少がございまして、基準財政収入額が全体として9,345万5,000円の減少となったところでございます。こういった理由によりまして、普通交付税のほうは増加となったものでございます。また、特別交付税、そちらにつきましては地方創生推進交付金の特別交付税措置分、そちらの増加等によりまして7,726万8,000円が交付されまして、前年度に比較して233万円の増加となったところでございます。

続きまして、ふるさと納税の寄附金額の大幅増に至った経緯等についてお答えいたします。

ふるさと納税の寄附金額が大幅に増加した経緯につきましては、令和3年度につきましては多くの方の目に止まるようにポータルサイト、そこから皆さんは入られて寄附するのですけれども、そちらを4つのサイトで運営しておったわけですが、そちらを7サイトに増やしたこと、また返礼品の充実を図り、返礼品を70種類から90種類に増やした、そういった取組によって寄附の増加につながったものと認識しております。また、令和2年度から引き続いて取り組んでいたのですけれども、そちらの返礼品の充実、そういったものも寄附金の増加につながったのではないかと考えておるところでございます。

ふるさと納税による町財政への効果ということでございますが、そちらにつきましては、ふるさと納税として収入した分が3,560万円ほどございます。一方、ふるさと納税に係る経費、返礼品とか、ふるさと納税の業務代行の手数料の支出、そちらが1,694万9,000円ございます。それらを差し引きますと1,865万1,000円となります。これが町のほうに手元に残った金額となります。

続きまして、財産収入の関係につきましてお答えいたします。

こちら菅谷地内の土地の売払いにつきましては2件でございますが、こちらにつきましては、武蔵嵐山駅西口地区整備に伴う移転代替地として町有財産のほうの売却を行ったものでございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 私、この消費税の増、地方交付税の増、ふるさと納税に関しても分かりましたけれども、不動産売払収入なのですが、この数字を見て、地図を行くと東原団地に行くのです、地図のナビで行くと。そうすると、菅谷の西口のところとは違ってきているので、これは何だろうというのが非常に不思議だったので、あれしたのですけれども、でもそれは嵐山駅西口の土地を売払いたものということでもいいのですか。おかしいなと思って。確かなのですね、それはね。分かりました。

○畠山美幸委員長 次に、川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 まず、職員の健康管理についてです。月80時間を超える者は何人いたのでしょうか。長期休暇を取った者は何人いたのでしょうか。

それから、入札契約についてですけれども、これ60ページです。町内業者の発注状況、これ資料で後でもらいたいのですけれども。

それから地方債、主要な施策の5ページ、そこに令和3年度末現在高が64億8,433万5,000円とあるわけです。令和3年当初予算ですと、令和3年度末は67億1,120万4,000円かな。いずれにしても当初予算よりは結果的に地方債の額が少なくなっているのです。それでよく頑張ったなと申したいのですけれども、どういう理由なのか伺いたいと思います。

次に、旧統一教会の行事等に参加、祝辞、祝電、会費等、何らかの関係があったのか伺いたいと思います。

次に、グリーンカーテンをやめた理由について伺います。温暖化対策との整合性はあると考えておりますか。

最後に、学校再編審議会で委員の方が飲料水の補給をしていました。許可になったのか伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長 順次答弁を求めます。

木村副課長。

○木村公正総務課庶務・人事担当副課長 お答えさせていただきます。

まず最初に46ページかと思いますが、職員安全衛生事業につきまして80時間を超える職員及び長期休暇の関係でございますが、月に80時間を超えて時間外でやった職員は、令和3年度につきましてはおりませんでした。また、長期休暇、こちらにつきましては病気休暇ということでお答えさせていただきますが、令和3年度につきましては、3名の方が病気休暇を取得してございます。

続きまして、旧統一教会の関係でございます。こちらにつきましては、主要な施策の45ページの秘書事務事業ということで、交際費の関係につきましてお答えをさせていただきます。

交際費につきましては、ホームページ等で公表されているとおりでございますが、その中に旧統一教会及びその関連団体を含めた支出、そういったものはございませんでしたので、この関係があったかということで答えますと、特になかったかなというふうに考えてございます。

続きまして、グリーンカーテンの関係です。グリーンカーテンは51ページの庁舎管理事業の関係かと思いますが、令和2年度、3年度、こちらにつきましてはグリーンカーテンを設置してございません。令和元年度で終了させていただいたものでございますが、こちらをやめてしまった理由ということなのですけれども、まず設置撤去の費用で約12万円ほどかかります。それと、あとはゴーヤですとか、アサガオを植えて、苗から育てていたわけなのですけれども、その育成に時間がかかってしまって、なかなか全体を覆うことが難しくなっているというものと、あとは育成の状況によりまして、遮光が不均一になってしまっているのかなということで、なかなかその効果が見えないというところで終了させていただいたものでございます。この温暖化対策との整合性ということで考えますと、電気代だけで見ますと、8月電気代につきましては、つけていたときと、つけていなかったとき、こちらにつきましては、実はつけていなかったときのほうが安くはなっているのですけれども、それがその効果として現れていたか、いなかったかというのは不明でございますので、現在のところこの対策との整合性ということにつきましてははないのかなというふうに考えてございます。

それと、続きまして審議会での飲料水の補給につきましてお答えさせていただきます。

こちらは審議会等の傍聴要領というのがございますが、こちらの改正につきましては行ってはございません。何か飲み物を飲んでいたということでございますが、こちらにつきましては、総務課としては申し訳ありません、把握はしてございませんでした。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 金子副課長。

○金子 守総務課財政契約担当副課長 それでは、私から入札契約、発注状況につま

してお答えいたします。

令和3年度の発注状況につきましては、工事の総契約件数が29件ございました。そのうち23件、79.3%を町内業者と契約しております。金額で申し上げますと、契約金額につきましては、総契約金額3億2,510万4,000円、そのうち3億450万9,000円、93.7%を町内業者と契約しておる状況でございます。委託につきましては、総契約件数は38件ございました。そのうち11件の28.9%を町内業者と契約しておる状況でございます。契約金額につきましては、総契約金額2億8,879万7,000円のうち1億2,581万円、43.6%を町内業者と契約しておる状況でございます。

続きまして、町債についてお答えいたします。

当初予算より返済が進んだ理由ということでございますが、元金について申し上げますと、元金、こちらにつきましては元金の返済につきましては当初予算の段階では6億4,418万円でございます。ただ決算につきましては6億4,469万8,000円となりまして、当初予算に比べ51万8,000円多く、元金の償還を行ったところでございます。その理由でございますが、平成23年度に発行いたしました臨時財政対策債、こちらが借入期間20年、10年で利率を見直す条件で借入れを財政融資資金から行ったものでございますが、そちらのほうが発行から10年が経過しましたので、昨年11月、こちらに利率の見直しが行われたことによりまして、借入利率が0.9%から0.0005%に変更になったことによりまして、こちらにつきましては半年賦で元利均等償還で返済をしておりますので、当然利息が減ったことによりまして、元金の償還が早まりますので、そういった形で元金のほうの償還が早くなっているという状況でございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 川口委員。

○川口浩史委員 長期休暇について、精神的な方が含まれているのかどうか伺いたいと思います。

80時間を超える人は誰もいなかったわけなのですか。そうですか、それはよかったです。分かりました。

旧統一教会も分かりました。一応確認で、多分いないのではないかなとも思っていたのですけれども、分かりました。

グリーンカーテンなのですけれども、去年はそんなに夏が暑くなかったですから、電気代だけを見れば確かにそうなのだと思うのです。問題は今年あったときと、つけ

ていないときを比較してどうかということだと思うのです。それがどのくらい違うのか、まだ分かんないかな。まだ来ていないね。それは後で伺いたいと思うのですけれども、そこで見ないと、外したのがいいかどうかというのは分からないと思うのです。

それから、町民への啓発というのが私はあると思うのです。町は、こういうことで頑張っているのだよというのが。全町に協力してもらわなかったら、この温暖化対策というのは進まないわけですから、それ町がやめてしまいましたということになったら、ではうちも金がかかるのでやめますよってなっていったら、これはまずいわけで、そのところはきちんと考えているのかどうか伺いたいと思います。

飲料水について、これは改正すべきです。委員会で、審議会でも飲んでそんなの当たり前です。飲んで自由です。喉が渴いたら、健康管理上当然のことだということぐらい考えられないのかって私は思うのです。何を考えているのだというふうに、いつまで昔の考えにとらわれているのだと。本当に健康管理のことを考えていない、これは一番の表れですよ。嵐山町の議会では、もうぱっと置いてありますけれども、自由です。傍聴者も自由です。そのぐらいのことを私はやっぱりやっていくべきだというふうに思うのです。課長に聞いたら、また同じ答弁になってしまうので、町長か副町長にこれは改正の必要性の立場で答えていただきたいと思いますが。

入札、ちょっと全部メモし切れなかったので、後で資料をもらいたいのですけれども、なかなか町は町内業者を採用しているなということでも分かりました。こういうことは引き続き頑張ってもらいたいなというふうに思います。町内業者はもっと使うべきだと、なかなかよくやっているかなというふうに、これだけ見ると思いますので。

町債について、なるほど、20年のうちの10年で見直しということで、これは今後も近々にはあるのですか。今年あるとか、来年あるとかというのはあるのでしょうか。ちょっとその点だけ伺って、やっぱり安い利率に、先ほど藤野委員がお聞きしましたけれども、あれば改正するのかどうか伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長 3点について、杉田総務課長。

○杉田哲男総務課長 それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

1点目のグリーンカーテンでございますけれども、これにつきましては町民への啓発等々というところもございます。今副課長のほうで申し上げさせていただきました費用的なもの、今までは結局グリーンカーテンを撤去して、それを処分をしていたというところがございます。では、グリーンカーテンがいいのか、遮光ネットがいいの



か、そういったものにつきましては、今後対策を考えながら、嵐山町といたしまして、もゼロカーボン宣言を実施しているわけですので、何らかの代わる対策を研究させていただきたいなというふうには考えてございます。

2点目の病気の関係でございます。精神的な、そういったものについての長期休暇というものはございませんでした。何と申しますか、それ以外の疾病等によりまして長期休暇の方はいらっしゃったというところでございます。

3点目の飲料でございます。傍聴も基本的には原則飲食につきましては禁止という形で今お願いさせていただいているかと思っております。ただ、市町村等によりましては、ただし書の中で、今こういう温暖化の中での飲み物、そういった水分補給等々につきましては、ただし書の中で除外をしているところもございまして、この点につきましても調査をさせていただきまして、今の時代に似合うような形で見直しができるかなというふうに考えてございます。

以上です。

〔「町債について」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長 町債、すみません4点でした。

金子副課長。

○金子 守総務課財政契約担当副課長 それでは、私から町債のことについてお答えいたします。

こういった利率の見直しはこれからもあるのかということですが、臨時財政対策債につきましては全て10年で利率の見直しということになっていきますので、これは毎年定期的にあるものでございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 何。

〔何事か言う人あり〕

○畠山美幸委員長 はい。

○金子 守総務課財政契約担当副課長 こちらにつきましては、やっていくというか、自動的にもうそういう条件で借入れを行っていますので、そういった利率の見直しは行われるということでございます。

○畠山美幸委員長 以上で総務課並びに会計課に関する部分の質疑が終結いたしました。

暫時休憩いたします。開会は1時30分といたしたいと思います。

休 憩 午後 零時07分

---

再 開 午後 1時28分

○畠山美幸委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、地域支援課に関する部分の質疑を行います。

まず最初、大野委員からです、どうぞ。

○大野敏行委員 私は1点、防災地図、嵐山町全図の件でございます。いい冊子資料を作っていただいたなというふうに思っております。防災地図が1万1,000部、今年度の7月末時点での世帯数は8,259世帯でありますので、世帯戸別以外のところにも配布されたのかなと思うのですけれども、その配布先はどちらだったのでしょうか。

嵐山町、全部ここに135と書いてありますけれども、35の間違いでございますので、どこかで何かで私がミスがあったのか分かりませんが、35部ですから、主な配布先というのは各地区かなとは思っているのですけれども、その2点、まずお聞きしたいと思えます。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

安藤副課長。

○安藤浩敬地域支援課人権・安全安心担当副課長 私より、まず防災地図の配布先についてお答えさせていただきます。

5月1日の広報紙で全戸配布をいたしまして、残りが約4,000残っております。この4,000につきましては、町民課にお願いいたしまして、もう1年前に作りました安否確認タオルと一緒に5月1日から嵐山町に転入をされる世帯の方に配布をしていただきたいということをお願いをしております。町民課に確認したところ、大体年350から400が転入をされる世帯というふうに聞いてございますので、8年、9年はやれるのではないかと考えております。

続きまして、嵐山町全図についてお答えをさせていただきたいと存じます。

こちらにつきましては、大野委員さん、今35というふうにおっしゃいましたが、作成したのは100作っております。100のうち、予算の関係でラミネート加工、耐久性がよいようにフィルムを貼ったものが35、フィルムを貼っていないものが65という形で100作っております。こちらにつきましては、5月に防災地図を全戸配布をし

たときに一緒に、まず6月の2日の日に防災会長さんの会議を開かせていただきました。その席で地域の集会所にぜひ貼っていただきたいということで、全防災会長さんをお願いしたところ、そこで30お渡しすることができました。そのほかに町内の小中学校、幼稚園、保育園、避難所となる施設、消防団、あとは交番、役場内ですとか、社協とか商工会、あとは嵐山郷さんですとか、社会福祉施設さんのほうに配布をさせていただきますまして、現在80枚配布を済ませております。残り20枚ということでございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 大野委員。

○大野敏行委員 これから、嵐山町に転入して来られる方にもちゃんと準備してあって、お渡ししていただけると、大変その気遣いというのはいいかなというふうに思います。ところで、このすばらしいものを作っていただいて、私のうちにも配布になったし、区長さんが区長代理を通じて、隣組長を通じて配布になっておるのですけれども、この資料の見方とか、資料を使った勉強会みたいなものは防災会かなんかで計画をされたりしているのでしょうか。恐らく配布されたうちでも、しっかりと防災地図を確認して見切れるうちがどのぐらいあるのかなと。私は半分あるかなというような気がしておるのですけれども、やっぱり宝の持ち腐れになってしまうので、そんなことも作ったことによってお考えになったりしていたのか、その辺をお尋ねします。

○畠山美幸委員長 安藤副課長。

○安藤浩敬地域支援課人権・安全安心担当副課長 では、私よりお答えさせていただきます。

防災地図を作りまして、6月2日の防災会長会議の先で、ぜひ地域で説明をさせていただきますという形をお願いをしております。土日でも構いませんということでお話をしたところ、川島防災会で8月に勉強会をやりたいということで、早速行ってまいりました。全て把握、なかなか難しいのが正直でございますので、時間をかけてお声かけいただければ、喜んで説明に上がりますので、委員さんもぜひお口添えいただければと思います。よろしく願いいたします。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 大野委員。

○大野敏行委員 その防災会の説明会に来ていただけるということなののですけれども、

それは曜日とか時間帯と問わずにやっていただけるのでしょうか。

○畠山美幸委員長 安藤副課長。

○安藤浩敬地域支援課人権・安全安心担当副課長 この前の川島防災会も日曜日の朝ということで行いましたので、言っていただければ、時間を合わせましてご説明させていただきます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 次に、松本委員、どうぞ。

○松本美子委員 それでは、2点ほど質疑させていただきます。

まず1点ですけれども、主要な説明書をお願いします。54ページの男女共同参画推進事業につきましてですが、こちらにつきましては第4次策定プランができたわけですけれども、これについての内容とか、あるいは効果をまずお尋ねします。

それと、やはり主要な説明書で56ページですけれども、コミュニティ事業につきましてお尋ねをさせていただきますが、地域コミュニティには現在20団体等の活動がなされているということが報告されております。その中で、どのような活動がされているのかお尋ねをし、また地域のほうに宝くじの助成金ということで、2団体には250万ずつですか、川島1区が太鼓の修繕、あるいは吉田2区が里山管理用備品購入のための助成金ですけれども、この助成金につきましての利用あるいは活動というのですか、そういった何か補助金を出して、これに充てたというだけのことの把握だけでなく、その後の把握も町のほうはなさり、あるいは指導を何かなさっているということがありましたら質疑させていただきます。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 それでは、私のほうから、まず初めに第4次嵐山町男女共同参画プランの内容と効果につきましてお答えいたします。

内容につきましてですけれども、まず期間につきましては令和4年度から8年度までの5年間としております。全ての町民が性別にかかわらず、お互いの人権を尊重して個性と能力を発揮することができるよう“らんざん”男女が共にいきいきと暮らせるまちづくり条例、この3つの基本理念に基づきまして、あらゆる人権・多様な生き方を尊重できる意識づくり、それから誰もがともに活躍できる環境づくり、誰もがいきいきと暮らせる社会づくり、男女共同参画を進めるまちづくり、この4つの目標を

掲げまして策定しております。それぞれの目標に対する主要課題ですとか、施策の方向性を示しまして、町の施策事業を明記しましたので、こちらを数値目標を16項目設定しまして、令和8年度までに達成を目指すというものになっております。続きまして効果ですけれども、令和4年2月に策定しましてまだ6か月というところですので、具体的な効果は把握できておりません。

男女共同参画の関係は以上となります。

○畠山美幸委員長 次の答弁。

○馬橋 透地域支援課長 続きまして、コミュニティ再生事業の関係をお答えいたします。

地域コミュニティ20団体の活動ということですが、今回20団体と書かせていただいたのですが、1団体のほうが実際に申請を取り下げたという経緯がございましたので、正確には19団体となっております。申し訳ございません。内容につきましては、令和3年度もコロナの関係で事業等が大分中止になっておりますけれども、基本的には地元のお祭りですとか子ども会、敬老会、それからグラウンドゴルフ等の催し、または公園の整備等、そういったことをやっていただいたことに対して10万円の補助をしております。そのほかに花いっぱい運動のほうを令和3年度よりこの地域コミュニティの予算の中に組み込みましたので、花いっぱいの事業につきましてもこちらのほうで支出しております。コミュニティ事業のほうが105万3,000円、花いっぱい事業のほうが53万8,000円、合計しまして約204万1,000円となっております。

続きまして、宝くじの助成金のご関係ですけれども、こちらにつきましては自治総合センターのコミュニティ助成事業ということで、10分の10の補助で実施しておりますのでございます。ですので、250万円ずつの助成がありましたけれども、そちらにつきましては、その後の実績報告等を求められておりませんので、町としては具体的な、この後にこれをやったとかという報告は受けておりません。

以上です。

○畠山美幸委員長 松本委員。

○松本美子委員 それでは、男女共同参画のほうから伺いますけれども、こちらは人権の関係も大いに関わってくるというようなお話の答弁でございましたから、ぜひともしっかりと取り入れてもらって、皆が平等に生活ができるということが何よりでありますので、そのような方向性でお願いできればということで、分かりました。

それと、内容は今の説明があつて、今回まだ始めたばかりということですが、この委託の関係で150万円委託料が出ていますけれども、これはどのようなものをつくって、どのような委託の内容だったのかお尋ねをさせていただければと思います。

それから、委員さんについては長年頑張っていた方たちが7人という考え方でよろしいでしょうか。それとも、新しく入れ替わりが時々あるということですか。それにもう1点は、この前の教育のほうだったと思いますけれども、コロナの関係、あるいはロシアの関係の、それから外国人がこちらのほうに、日本に入ってくるということで、学童ですか、生徒さんが多言語というような形でないと少し言葉のほうに通じてこないというようなことで協力もしていただいと、そのようなお話があったかなと思いますけれども、それだけでは足りないので支援員さんみたいなのを加配をお願いをするということなのでしょうけれども、この7人の委員さんの中には何か国語ぐらいがお話ができ、そういうふうに、それは学校だけではなく一般的な家庭も、もちろん生徒がいれば家庭もあるわけですし、周りの地域もありますけれども、対応ができるのかをお尋ねさせていただきます。

それと、宝くじの関係なのですけれども、コミュニティの関係は19団体だということでありましたので、10万円ですか、ということを行ったのか。

それから、花いっぱいがこちらの購入費のほうに入ってきたということですが、こちらはどこのところを増やして、花いっぱい58万円でしたっけ、間違っていないらすみません。58万円という答弁だったかなと思ったのですけれども。

○畠山美幸委員長 53万8,000円です。

○松本美子委員 53万8,000円ですか、ありがとうございます。これはどちらのところに使ったのか、植えたのかお願いします。どこが受けたのかということです。

それから、宝くじの関係なのですけれども、助成金は出して、あとのことはもうその団体さんにお任せで、一切町は管理、関与はしていないというような答弁だったかなと思うのですけれども、そうしますと、宝の持ち腐れではありませんけれども、もうちょっと利用がほかのことでできるもので申込みがあれば、そちらのほうへも移すというような気持ちももちろんあるでしょうけれども、今回はこの2団体ですが、これは今後もこの助成金は出しますけれども、あまり関与はしていかないのだ、お任せするのだとかというような方向性のコミュニティ、宝くじ助成金で、そういう考

え方でよろしいでしょうか。

以上です。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 それでは、順次お答えいたします。

まず、男女共同参画推進事業ですけれども、委託料のほうは今回使っておりません。予算のときには委託をする予定で予算組んだのですけれども、実際には職員のほうで自作でつくらせていただきました。

続きまして、委員さんの報酬なのですけれども、報酬を払っているのは7人なのですけれども、実際に委員さんは10人いらっしゃいます。このうち公職者ですので、報酬を払っていないということで、7人の方のみ報酬を払っております。この中には外国人と外国語に精通している方はいらっしゃいません。

それから、コミュニティ事業の花いっぱいの関係ですけれども、こちらにつきましては総額で53万8,000円お支払いしておりますが、今回申請いただいたのは菅谷8区、川島3区、志賀1区、2区、むさし台、平沢1区、鎌形地区、それから將軍沢地区、吉田2区、それから杉山区、それから太郎丸、それぞれ金額は前後しますけれども、その地区からご要望いただいております。

それから、宝くじの関係なのですけれども、こちらにつきましては、前年度にこういった事業をしたいということで、自治総合センター、県のほうなのですけれども、申込みをします。そちらのほうで採択をされて、翌年に決定しましたという形で助成金が町のほうに入る手はずになっておりまして、町のほうではこの事業についての採択には一切関わっていないとか、関われないので、そういった意味では県のほうから確定でお金が入ってくるような形ですので、その後設置した後には県の職員が来まして、実際に物を確認作業をしております。それには地域支援課の職員も当然立ち会うのですけれども、その時点で申込みとその実績が間違っていないかというところを県のほうで検証しますので、その段階で町の事業としては終了という形になります。

以上になります。

○畠山美幸委員長 答弁漏れがございます。お花の購入先をお願いします。

○馬橋 透地域支援課長 すみません。花いっばいの、花の納入先ということなのですが、こちらにつきましては各地区で購入していただいておりますので、町のほ

うでは指定しておりません。

以上です。

○畠山美幸委員長 松本委員。

○松本美子委員 それでは、共同参画の関係なのですけれども、予算書に委託料というものが出ていましたので、説明書のほうをよく見たのですけれども、確かに職員さんがやられたということで載っていなかったのですが、すみません、聞いてしまいました。これは相当なご苦労もあったのだろうというふうに思いますけれども、職員の中では策定プランを立てるのに、どのようなメンバー、どのような課の方ですか、そういう方が入れられて策定プランをつくられたのかお尋ねします。

○畠山美幸委員長 1点でいいですか。1点ですか。

○松本美子委員 続けていいですか。

○畠山美幸委員長 それ1点のみで。

○松本美子委員 もう1点……

○畠山美幸委員長 全部言ってください、どうぞ。

○松本美子委員 地域コミュニティの関係なのですけれども、こちらについては県の補助だということは、宝くじは承知していたのですけれども、県のほうで確認があったり、実績の報告書を受けたりするというのは毎年のことですか、これは。年に1回ですかという意味でお聞きをさせていただきます。

それに、花いっぱい関係ももうちょっとあるのかなと思ったのですけれども、今申し述べてもらったのだと、これで19の団体が入って、私のほう書き損じているのか分かりませんが、10万円前後ぐらいのお花の代金というのですか、そういったぐらいの見積りですか、それとももうちょっと前後していますでしょうか。面積等もあるかなとは思いますが。

以上です。

○畠山美幸委員長 馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 それでは、男女共同参画の関係をお答えいたします。

まず、このプランの策定ですけれども、地域支援課の職員が中心となりまして、庁内会議というのがございます。そちらのほうに総務課、福祉課、子育て支援課、それから保健師さん、まちづくり整備課等、こちらメンバーに入っていて、総勢10名になるのですけれども、入っていて、そちらの方にもご意見当然いただいたり



して作成をしております。当然審議会もごございますので、そういった町外の方からもご意見はいただいております。

続きまして、コミュニティ助成金の関係なのですけれども、こちらにつきましては10月の中旬に埼玉県に申請を出すという手続になっておりますけれども、毎年かというご質問だったかと思うのですけれども、こちらにつきましては希望があった場合になります。町のほうでやるということはほとんどないのですけれども、ほかの団体からこういったことをやりたいという要望があった場合にはこちらのほうを通して県のほうに申請をするという流れになっております。翌年の4月に埼玉県から交付決定通知が来るというような流れで、要望があった年はやっております。

それから、花いっぱいの関係なのですけれども、花いっぱいの関係につきましては、地区のほうからこれぐらい買いたいという、その地区のほうで決めますので、こちらで平米当たり幾らとか、そういったことではございません。その中には花の苗ですとか、花いっばいで使う消耗品等も含めて地区のほうから申請していただいて、その金額をこちらのほうから支給するという流れになっております。

以上です。

○畠山美幸委員長 次の質問者、狛守委員、どうぞ。

○狛守勝義委員 私のほうから1点だけお願いしたいと思います。

資料のほうは主要な施策の説明書の56ページです。子育て世帯に対する感染対策等支援事業ということで、福祉課のほうでは給付金とか支援金とかという形で対象の線引きがあったりしていたわけなのですけれども、地域支援課のほうの支援事業に対して、そういう対象の線引きがあるのか、あったのか、またその支援の内容というものについてお願いしたいと思います。

○畠山美幸委員長 馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 それでは、お答えいたします。

こちらの支援事業につきましては感染対策ということがメインでしたので、所得による線引きは行っておりません。内容につきましてはですけれども、子ども1人当たり1万円を給付しております。基準日を2回設けまして、9月30日と11月30日の2日間、2回基準日を設けまして、2回にわたって支給しております。

以上です。

○畠山美幸委員長 狛守委員。

○狛守勝義委員 一応これも現金の給付という形になっているみたいですがけれども、これは要するに地域支援課ということと、福祉課という形の、その違いというのはどういう形なのでしょう。

○畠山美幸委員長 馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 それでは、お答えいたします。

こちらにつきましては感染対策ということでしたので、当初健康いきいき課でやるものかなというふうに考えておりましたけれども、ワクチン接種等が始まりまして、担当課のほうがかなり忙しかったということで、地域支援課のほうでは特別定額給付金、こちらをやった実績がありましたので、こちらのほうで事業は引き受けたのですが、いざ実施する場合には早くお届けしたいということで児童手当のデータを使ったのです。ですので、事業は児童手当の部分につきましては、実際福祉課のほうで事業をしていただいています。地域支援課のほうでそのデータを使用することができませんでしたので、予算上は地域支援課のほうに全額組みましたけれども、その大部分は児童手当のデータでプッシュ式で支給しましたので、福祉課のほうで事業をしていただきました。地域支援課は公務員の分です。公務員の分につきましてはプッシュ式でできませんので、地域支援課のほうで申請書を受けまして、申請に対して給付したという流れになっております。

以上です。

○畠山美幸委員長 次に、渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 主要な施策の39ページなのですが、雑入の広告料97万円の件数を伺います。

それから、50ページに、情報発信事業事務使用料が令和2年度は59万7,960円で、令和3年度は76万2,960円になっています。具体的にはどのような発信事業で、件数が増加したのか、そして発信事業の種類が増加したのか伺いたいと思います。

次は、55ページで、地方版総合戦略検証事業の結果の公表、途中であれしたのですが、ウェブでやっていると思うのですが、それに対しての反応というのはあったのかどうか伺います。

それから、主要な施策の55、56ページなのですが、公共施設個別施設計画策定支援業務委託費が合計で1,991万1,650円ですが、3度で業務委託、パブリック・コメントマネジメント・コンサルタントに委託していますが、3度の委託になった理由

を伺います。

それと、主要な施策の59ページです。交通安全対策ですが、交通指導員運営事業で謝礼126万4,000円ですが、これ高齢の方が多いわけなのですが、世代的にはどのような世代の方がいらっしゃるのか、課題について伺います。

○畠山美幸委員長 順次答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 それでは、私のほうから順次お答えいたします。

まず、39ページ、広告料の関係ですけれども、こちらにつきましては、広報が18件で68万円、バナー広告が45件で29万円となっております。

続きまして、50ページ、情報発信事務事業ですけれども、こちらにつきましては、差額のほうが16万5,000円になるかと思えます。こちらにつきましては、テレビ埼玉のデータ放送の契約が月に5万5,000円となっております、令和2年度につきましては途中から契約しましたので、その3か月分が差額となっておりますので、内容的には変わっておりません。

続きまして、55ページの総合戦略検証事業のウェブでの反応ということでしたけれども、公表した後に何らかのご意見いただいたということは記憶しておりません。

それから、続きまして公共施設個別施設計画の関係ですけれども、個別施設計画自体は2回の委託になっております。まず初めに、これにつきましては前年度繰越明許ということで繰り越ささせていただいておりますので、令和2年度に契約をしまして、令和2年度中に終わる予定でしたが、学校再編の関係が白紙になった関係で、令和3年度にずれ込んだものでございます。ですので、その関係で令和3年度になってから計算をし直すという作業等が出てきましたので、追加で契約させていただいたので、こちらが2回になっております。総合管理計画を含めると3回の委託ということにはなるのですけれども、個別的計画は2回です。

私のほうから以上です。

○畠山美幸委員長 安藤副課長。

○安藤浩敬地域支援課人権・安全安心担当副課長 私より交通指導員さんについてお答えをさせていただきます。

まず、世代ということがございます。まず、交通指導員さん、10名いらっしゃいます。イベントに特化した方が4名、朝の通勤通学のときをお願いできる方が6名ござ

います。その10名ということでございますと、60歳代2名、70歳代が7名、ちょうど80歳になる方が1名ということでございます。

課題ということでございますが、特に朝の6名の方等ですと、もうそろそろ疲れたので代わりがないだろうかという、たまにお話がいただけます。3年の委嘱期間なのですが、実際年間200日お願いをする形になりますので、やはりもう、1回1,000円ということでございますので、お金ではなく、使命感ですとかやりがいではもうやっていただくものだと思っておりますので、簡単に代わりを見つけることができないというのが、これが一番の課題かなと思っております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 渋谷委員、いいですか。

川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 公共施設管理計画改定に伴い公共施設の管理は抜本的に改まるのか伺います。

それから59ページ、解放同盟の事業内容について伺います。

60ページに防犯対策事業があります。被害の推移、ここ数年の推移と、どんな手口が、手口というか、内容があったのか伺いたいと思います。

123ページに災害備蓄食糧がありますが、パン1,200食、アルファ米800食ということでありました。今までの備蓄と合わせて何食分になるのか伺いたいと思います。

それから、最後に1の3の消防車庫、アスベストの調査をしたということが書いてありました。アスベスト、あったのでしょうか。あったとすれば、きちんと解体されたのか、処理されたのか伺いたいと思います。

以上です。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 それでは、私のほうから公共施設総合管理計画の関係をお答えいたします。

改正をして抜本的に改まるのかというご質問なのですけれども、平成28年度に策定したもので、基本的な方針というところに「計画的に長寿命化を図るとともに、施設の適正化や複合化の検討、利活用を行っていく必要があります」というふうにうたっています。今回作成したのも「公共施設の機能、在り方について検証し創造して

いく」という文言入っております、基本的には変わっていないというふうを考えております。ただし、その施設の、平成28年につくったものときは、建物を建て30年経過したところで大規模改修を行って、60年のところで新しいものに取り替えるというような考え方のみで検証しておりましたけれども、今回はそれに加えて長寿命化をしたらどうかということと、このまま何も施さずに建て替え、ただ更新をするという、この3つの観点で計算等しておりますので、そういったところでは進歩があったかなというふうを考えております。

以上です。

○畠山美幸委員長 安藤副課長。

○安藤浩敬地域支援課人権・安全安心担当副課長 私からは残りの4項目についてお答えをさせていただきます。

まず、59ページの解放同盟の事業内容についてということでございます。こちらにつきましては、補助金を交付している嵐山支部ということでお答えをさせていただきます。嵐山支部の事業はということでお答えさせていただきますと、主に埼玉県連合会及び比企郡市協議会というのがございます。嵐山、東松山、小川、吉見町、こちらで組織している比企郡市協議会というのがございまして、こちらの事業に参加をするというような形の事業が多いように見受けられます。

続きまして、防犯対策事業につきましてお答えをさせていただきます。

被害の推移と内容ということでございますが、今年犯罪という意味では、残念ながらことなのですが、増加傾向にございます。まず、刑法の認知総数ということで警察の資料等を確認しますと、昨年1月から6月と今年1月から6月ということで比較をしますと、昨年の上半期では46件に対して今年は69件ということでございますので、増加傾向にございます。ぱっと見ますと、侵入窃盗ですから、空き巣なのか、こちらが多いように見受けられます。それともう一点ですと、振り込め詐欺が、今年は嵐山町は残念ながらことかなり多うございます。昨年は全体で、これも暦年なのですが、令和3年は全体で2件、650万円という被害がございました。今年は、まず1月から6月までで3件の980万円の被害、ここで終わらずに、新聞や警察のホームページを見た限りなのですが、8月に2件、振り込め詐欺がどうもあったようです。300万円と200万円の被害でございます。特に直近ですと8月30日ということで、先週の火曜日にどうも被害があったようで、新聞等にも載ってございました。新聞以上のことは

警察のほうも教えていただけませんので分からないのですが、そうしますと今年8か月で5件ということですので、振り込め詐欺が今年はちょっと多いというのが現状で、あとは全体に犯罪が今年は増えております。

続きまして、備蓄食糧についてお答えいたします。

昨年度の2,000食と合わせて現在どのぐらいあるのかということでございます。今日時点ということでまずお答えさせていただきますと4,574食でございます。こちらは委員さんご承知だと思うのですが、今新型コロナウイルスの自宅療養者用に備蓄食糧のほうを提供してございます。こちらが本来今の時点で賞味期限がありまして、備蓄をされておるべきなのですが、自宅療養者向けでかなり出しておりますので、その数が2,880食出しております。ですので、私どもで言う本来では7,454食あるべきなのですが、現状では4,574食ということでございます。

続きまして、1の3消防車庫のアスベストにつきましてお答えをさせていただきます。

アスベストの調査につきましては、3検体行いました。この3検体につきましては、アスベストはありませんでした。ただし、委託業者さんにまず見ていただく段階で、消防車また人の出入口のところの軒の天井にある石膏ボードが、これはもう見るまでもなくアスベストですというふうに言われてしまいました。調査をしてもしようがないのではないかという形で、もうそこまでお話をいただいてしまいましたので、そういう意味ではアスベストはございました。レベル3という意味で、一番低いものだったのでよかったのですが、アスベストございました。もうそこで分かりましたので、設計の段階からアスベストがこれだけの量あります、特別な解体と特別な処分が必要ですよということで、そういう形でも発注をしてございますので、資料によりますと、群馬県にあります専用の処分場のほうに運んでいただくことで報告書もいただいております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 川口委員。

○川口浩史委員 そうですか。施設聞こうと思ったのだけれども、いいです。

振り込め詐欺が増えていると、これ決算ですので、今年のはいいのですけれどもどうか、ただ困ったことですよ、これね。これどうしようかな、総括でやろうかなと思ってちょっとまだ悩んでいるのですが、分かりました。これはいいです。

備蓄は、そうするとコロナの感染者に食べてもらっているということで、それはそれで結構なことです。ただ、何か災害が起きたときには足らなくなってしまうということであるわけですね。この対応は、この1,200食と800食だけでは駄目なわけわけですから、きちんとされているのかどうか伺いたいと思います。

それから、アスベストの関係できちんと処理されたということでおっしゃったので、どこに処理したのかなってところまで聞こうと思ったのですが、答えてもらいましたので、群馬県のアスベストを処理する会社に処理をしてもらったということであるわけですね。そういうことで、解体費用が建設費用より高くなっているということと理解してよろしいのでしょうか。ちょっとこれ確認です。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

安藤副課長。

○安藤浩敬地域支援課人権・安全安心担当副課長 それでは、備蓄食糧についてお答えをいたします。

現在、今日時点で4,574食でございます。町の防災計画では約1万1,700食ということになってございます。それは避難者数から4.5日ということになってございますので、かなり少ない形になってございます。もちろんこちらはコロナの臨時交付金の該当にこの備蓄食糧はなりますので、まずそのお金を充当して、町の単独費ではなくて、やっぱり有利にという思いが私どももありますので、ぎりぎりまで総務課にお願いをして待っているという形で、単独ではなく臨時交付金を使わせていただきたいという形で待っているところでございます。

今実際にどう起きたときというのは災害協定等を結んでおりますので、そちらのほうをある程度頼ったり、花見台の工業団地の中で食料品の会社等ございます。協定という形で結ぶにはなかなか相手さんもいらっしゃるので難しいのですが、いざとなったときには協力するよという形でのお話等もいただいておりますので、そのときはそういったところを頼りながら、少なくとも今年度中にはそれなりの量が回復できるというふうに思っております。

続きまして、アスベストにつきましてお答えさせていただきます。

アスベストにつきましては、レベル3ということでしたので、一番費用のかからない形でしたので、アスベストですごくかかったということではございません。アスベストの処理がかなり占めたということではございません。これは参考なのですが、も

しそこそこのが出たらプラス1,000万円ってまず業者さんに言われまして、本当に出不いことを祈っていたのですが、アスベスト出なかったので、この工事費にアスベストがすごくということではないという形でお答えさせていただきます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 川口委員。

○川口浩史委員 そうですか。アスベストの件ですけども、そうすると、何で建築費より1,000万円も高くなっていた。建築費はたしか3,100万円ぐらいで、解体が4,100万円ぐらいではなかったですか。そうですね。それは、では何が一番大きかったのですか。アスベストの処理が一番大きかったのだと思っていたのですが、伺わせてください。

○畠山美幸委員長 馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 解体の費用なのですけれども、4,000ではなくて410万円になります。ですので、当然建設費のほうが高くなっております。

以上です。

○畠山美幸委員長 質疑が終わりましたので、地域支援課に関する部分の質疑を終結いたします。

入替えのみです。暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時14分

---

再 開 午後 2時15分

○畠山美幸委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、町民課に関する部分の質疑になります。

1番目の質問は藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 それでは、私のほうは決算書でいいますと114ページの後期高齢者医療事業費の中の委託料です。委託料の中で不用額が299万1,777円ありますので、この委託料、不用額の内容と理由をお聞かせください。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

吉田副課長。

○吉田信子町民課保険・年金担当副課長 お答えいたします。

令和3年度につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大予防のため、集団がん



検診が中止になりまして、あと健康診査の受診者の数も減少したことになりますので、その辺予算のほうはそのまま、ほかの人間ドックですとか個別のがん検診等もございまして、減額にしなかったため、この額が不用額になったということになります。

以上です。

○畠山美幸委員長 藤野委員。

○藤野和美委員 そうしますと、項目ではなくて、件数が減ったというふうな理解ですか。

○畠山美幸委員長 吉田副課長。

○吉田信子町民課保険・年金担当副課長 お答えいたします。

健康診査の受診人数は前年度に比べまして若干は増えたのですが、費用額のほうとかも令和3年度に関しましては、コロナの拡大前に比べますと受診の人数のほうも減っておりますので、それで令和2年度、3年度と不用額のほうが出た次第でございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 続きまして、松本委員、どうぞ。

○松本美子委員 それでは、主要な説明書ですけれども、23ページになりますが、使用料及び手数料事業というところでございます。まず、こちらにつきましては、戸籍住民基本台帳の弁護士などの8士業者が取得をできるわけですけれども、その件数、あるいは個人的に取得をした件数も主要な説明書にも載っておりましたけれども、この中で分けていただいて、8士業者の件数がどのくらいで、あとは個人がどのくらい取ったのかということをまずお尋ねし、個人もそのとおりにお願いします。

○畠山美幸委員長 柳澤副課長。

○柳澤純子町民課戸籍・住民担当副課長 それでは、戸籍住民基本台帳の弁護士などの8士業者取得件数についてお答えいたします。

令和3年度戸籍謄・抄本の取得件数は、弁護士138件、司法書士288件、行政書士118件、土地家屋調査士4件、税理士6件、弁理士業務用4件、合計558件です。

住民票の取得件数は、弁護士81件、司法書士124件、行政書士71件、土地家屋調査士5件、税理士4件、社会保険労務士3件、弁理士業務用3件、合計291件です。

個人の取得件数につきましては、戸籍謄・抄本の全体から職務上の件数を引いた額になりまして、そちらについては2,768件、住民票の取得件数につきましては、全体

から職務上の件数を引いた件数になりますので、7,455件になります。

以上です。

○畠山美幸委員長 松本委員。

○松本美子委員 細かくすみません、ありがとうございます。そうしますと、こちらの件数の中で8土業者の取得のできる方たちが大体の件数を占めているということになります。そうしますと、この方たちは他人の戸籍やなんか、住民票も取れるわけですよ。それを取って、悪く使えば転売もできるわけですけども、そういったケースを嵐山町はまずは水際対策というようなことできちっと対応をしていると思うんですけども、どのような対応をし、この8土業の方たちに交付をしているのでしょうか。

それから、個人のほうは結構です。

○畠山美幸委員長 賛田町民課長。

○賛田秀男町民課長 お答えいたします。

今不正があった場合ということで、もし仮に職務上請求用紙を偽造して戸籍謄本等を取得した場合というような事件があった場合にはその機関の職務上請求を全部チェックしまして、嵐山町でもし該当者がいれば、その人に実施要項に基づいて連絡をして確認をしてもらおうと。今までそれないですけども、そういうふうな対応をしています。

以上です。

○畠山美幸委員長 松本委員。

○松本美子委員 ないことにこしたことはなく、嵐山町では今現在では悪徳に使ったケースは見受けられないと、そういうことでよろしいですか。そうしますと、まず戸籍などをその業者の人が取りに来たときには証明書ではないですけども、そういうものを提示して、それから職員さんは関わっていくのではないのですか。そこで水際ということを使ったのですけれども、そこがなければストレートに出してしまいますよね。ですから、そのところの対策は受付のところできちっと対応を前はしていたというふうに伺いましたけれども、今でも続いているのでしょうかという聞き方のほうがいいでしょうか。お願いします。

○畠山美幸委員長 柳澤副課長。

○柳澤純子町民課戸籍・住民担当副課長 それでは、水際対策についてお答えいたします。

職務上請求で窓口でそういう資格の方が来られた場合は、専用の申請書もあるのですが、必ず資格証の確認もいたしまして、窓口との方がきちんと同じ人であるか確認いたして交付しております。また、郵便請求で職務上の請求があるケースもあるのですが、そのときも必ずその資格証のコピーしたものを同封して申請していただいておりますので、そういう資格がない方に不正に交付してしまうということがないようにこちらでも努めております。

以上です。

○畠山美幸委員長 次の質問者、渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 主要な施策の76ページから77ページになるのですが、令和2年度までは年金の受給者の状況について掲載されていたのですが、これは後期高齢者、団塊の世代が後期高齢に入ったのが令和2年から入っているのですか。そうするとこれがあつたほうがいいかなと思っていたのですが、この掲載しなくなった理由というのは、国民年金法施行システムの改修によってそういったことが公表されるシステムというものがなくなったということなのか、その点について伺いたいと思います。

それともう一点、66ページになりますけれども、コンビニ交付サービス事業の138万8,112円、委託料が138万8,112円、負担金が69万963円ですが、令和3年度のコンビニ利用者数と件数はどのぐらいになって、1件当たりの経費はどの程度になるのか伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長 吉田副課長。

○吉田信子町民課保険・年金担当副課長 では、最初の質問からお答えいたします。

今回のシステム改修ですが、税制改正に対応するためのものでありまして、年金受給者の状況について、もともと町に直接公表されるシステムというのをございませんで、年1回年金事務所のほうから送られてくる資料を基にうちのほうで数値をまとめて作成しておりましたので、表の掲載につきましては直接支出に関わらないということで総務課のほうとも相談しまして、掲載のほうの見直しをさせていただいたところでございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 柳澤副課長。

○柳澤純子町民課戸籍・住民担当副課長 私のほうからはコンビニ交付サービス事業の

令和3年度のコンビニ利用件数についてお答えいたします。

令和3年度の利用件数は、税証明68件、住民票833件、印鑑証明620件、合計1,521件でございます。また、そちらに伴う金額につきましては、手数料17万7,957円、委託料138万8,112円、負担金69万963円、合計225万7,032円が1年間にかかったコンビニ交付サービス事業費であります。これを利用件数で割りますと、1件当たりの経費は1,484円となります。

以上です。

○畠山美幸委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 このところ、何回か見ていると支出に直接関係ないから掲載しないということをなさっているようなのですが、状況を見るためには必要なのですが、そのところは支出と関係なければなくしていくという方向性というのはどこで決まっていくのか伺いたいと思うのです。

○畠山美幸委員長 賛田町民課長。

○賛田秀男町民課長 この施策を作成するに当たりまして、この後特別会計の部分でも直したところがあるのですけれども、よく議員さんから聞かれるような人数とか、そういうのを新しく加えたり、逆に今回のこの年金のところは省略をさせていただいたのですけれども、総務課が担当ですので、話し合いをさせていただきながら見直しを図らせていただいております。

以上です。

○畠山美幸委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 見直して分からないのですけれども、推計値というのをずっと毎年毎年を出しているのです。その変化が分かってくるので、そういったものの変化というのは担当課ではそれぞれのものというのは必要ないということなのかな。今回見ていると何回かこれが出てくるので、と思うのですけれどもいかがなのでしょう。考えていただければいいのかもしれないけれども、ちょっとなと思って気になったので。

○畠山美幸委員長 お答えになれますか。

高橋副町長。

○高橋兼次副町長 私のほうからお答え申し上げたいと思います。

詳細については私も承知していないところもございます。ただ、今委員さんおっし

やるように必要なものとあるとすれば、それはやっぱり何らかの形でお示したほうがいいのかなどというのは基本的に考えております。したがって、今後どうしたらいいかというのは改めて検討していきたいというふうに思っています。

○畠山美幸委員長 次に、川口委員。

○川口浩史委員 ページでは77、78なのですけれども、そこは後期医療の医療保険のところですか。当初予算には高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施というのが書いてあったのです。ここの主要な施策ではそれが消えているので、あまりうまくいかなかったのかなというふうに思います。その上で成果と、そのうまくいかなかったその課題というのはどういう点なのか伺いたいと思います。

また、そここのところに会計任用職員の報酬額が当初より増えているのですけれども、それ理由を伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長 吉田副課長。

○吉田信子町民課保険・年金担当副課長 お答えいたします。

この高齢者の保健事業と介護予防の一体化につきましては、事業の企画調整や分析を行う専門職のほうを長生きがい課のほうに配置しまして、医療機関への受診勧奨ですとか、フレイル予防のための事業として令和3年度の8月から3事業実施いたしました。

まず1つ目ですけれども、健康状態不明者対策事業、前年度の後期高齢者の健康診査未受診者かつ医療機関の未受診者に対して行った事業でございます。対象者は94名に対しまして通知を発送しました。実施できた件数が91名、そのうち医療機関のほうを受診していただいた方が7名おりました。

2つ目ですけれども、体重を増やそうプロジェクトに関しましては、BMIが18.5未満、または前年度比2キロ以上の体重減少がある方を対象にしまして、対象者が46名おりました。その中から13名の申込みがありまして、最終まで実施できた方が12名おりました。その中でこの結果、体重が増えた方が10名でありました。

3、最後の憩いの場における管理栄養士等の派遣についてですけれども、自主的に活動している通いの場のほうを対象としまして、医療専門職の方を派遣して、その自主グループが今年は6地区ございまして、1か所に対しまして年2回ずつ巡回し、フレイル予防ですとか、健康教育、健康相談のほうを実施いたしました。その中で見えてきた課題ですけれども、やはり今回健康状態不明者の中から7名だけでも健康診査

の受診が増えたというのは大きい結果だったと思っております。今後はその把握した健康状態の中から生活習慣の維持、向上のために継続支援を実施しながら、必要に応じて医療の受診勧奨とか、健康診査の受診率のアップへとつながっていければいいのではないかと考えております。

会計年度任用職員の報酬の件ですけれども、この事業を実施するに当たりまして管理栄養士を1名雇用した分になります。令和3年の8月から週2回6時間ということで来ていただいた分になります。

以上です。

○畠山美幸委員長 川口委員。

○川口浩史委員 そうですか。7月までは町民課でやっていたということなのですか。8月からは長寿に移管したという理解でよろしいのですか。そうではない。ちょっと意味が、8月、長寿に移管した云々と言っていたので。それで、だったらなかなかいい結果を出しているなというふうに聞いていて思ったのですけれども、これ堂々とこういうことがありましたというのを書いていったほうがいいと思うのです。当初にあって、これやった結果が決算にはないというのは。やっぱりいい結果出しているのですから、きちんと書いていったほうがいいと思うのですが、その点も伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長 吉田副課長。

○吉田信子町民課保険・年金担当副課長 お答えいたします。

その事業の展開としまして、实际的にうちのほうでその事業を行っているわけではございませんで、後期のほうで予算をうちのほうで持っているような形になっておりまして、実際の事業では長寿生きがい課のほうが中心となってやっておりますので、8月からその事業が開始されたという形になっておりますというのが内容でございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 川口委員。

○川口浩史委員 そうすると、長寿のほうにこれは載っているのですか、一体でやりましたというのは。それは分からない。長寿に聞かないと分からないですか。

○畠山美幸委員長 分かりますか。

吉田副課長。

○吉田信子町民課保険・年金担当副課長 4月から事業をやっているかということによろしい……。

○川口浩史委員 ほうに載っているかということ。分からないか。

〔何事か言う人あり〕

○川口浩史委員 いいですよ。分からないみたいだから。

○畠山美幸委員長 吉田副課長。

○吉田信子町民課保険・年金担当副課長 長寿のほうで一体化のものはまとめたものがございまして、ちょっとこのどこに載っているか今答えられなくて申し訳ございませんけれども、まとめてはございまして。

以上です。

○畠山美幸委員長 以上で質疑が終わりましたので、町民課に関する部分の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。2時50分までといたしたいと思います。

休 憩 午後 2時36分

---

再 開 午後 2時50分

○畠山美幸委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日最後の課は福祉課でございます。福祉課に関する部分の質疑につきまして、松本委員、どうぞ。

○松本美子委員 それでは、2問質疑させていただきます。

まず、主要な説明書でございますけれども、70ページです。こちらにつきましては補装具の給付事業というのがありますけれども、そちらで41件あったということで、金額的には621万円ほどなのですけれども、これは決算のほうですね。予算のほうでは406万円ぐらいだったので、こちらに対しまして、この金額の差がかなり多いということですが、この申込みの関係は、申込者には全員が給付できたのか、あるいはどこまで答えてもらえるか分かりませんが、年齢別には大人だか、子どもだか、そんなくらいのところまで答えていただければありがたいと思いますけれども、お願いをします。

もう一点は、障害者生活支援事業なのですけれども、こちらにつきましては重度の身体障害者の方が訪問入浴サービスを受けているわけですが、こちらではこの

内容と実施の現状ということでお尋ねをさせていただきます。

以上です。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

太田副課長。

○太田直人福祉課社会福祉担当副課長 それでは、補装具の関係でございます。委員さんのご質問でございますが、おっしゃるとおり当初予算に比べまして決算額、増額してございます。これにつきましては、申請がございました方の給付の金額等を加味しまして補正を組ませていただいて対応しているところでございます。

なお、年齢でございますが、まず18歳未満の方、全体の41件の支給給付の件数で分けますと、18歳未満の方で18件、それから18歳以上64歳未満の方で13件、それから65歳以上で10件という形でございます。

なお、申請いただいた方、全ての方に対応をさせていただきました。

それから、すみません、入浴サービスのほうもよろしいですか。

○畠山美幸委員長 はい、どうぞ。

○太田直人福祉課社会福祉担当副課長 入浴サービスにつきましては、内容といたしましては、肢体不自由の身体障害者の方で、肢体不自由の1級及び2級の手帳をお持ちの方で、家庭において入浴することが困難な方、加えまして介護保険の2号の要介護、あるいは要支援の認定を受けていない方を対象としてございます。昨年度の実績につきましては1名の方の利用で、回数としましては19回訪問入浴のサービスを提供したところでございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 松本委員。

○松本美子委員 補装具の関係なのですけれども、人数的には分かりましたけれども、この予算のときには、決算の金額までは申込者なり、種類なりというのですか、がないだろうということで406万だったということですか。決算で621万ですか、なっているのですけれども、これはもう一度すみませんが、どういう理由でこれだけの金額が件数的に修理代とか件数、新しい方というか、そういう方が増えたのかどうかということを知りたかったのですけれども。

それから、入浴のサービスの関係ですけれども、こちらにつきましては該当者が1人だということではなく、1人だけが利用して19回利用したという解釈ですか。それ



で、これは年間で何回と違って決められているのですか。障害者の手帳がある人、要介護5までの方ということの決まりはあるようですけれども、そのところをもう少し細かく教えていただければと思います。

○畠山美幸委員長 太田副課長。

○太田直人福祉課社会福祉担当副課長 補装具でございます。補装具に関しましては、当初予算を積算する際には前年度の状況を加味します。特に18歳未満の方におきましてはお子様でございますので、年齢が12歳未満なのか、12歳以上なのか、それは成長の度合いという部分でございます。例えば車椅子を作製するに当たっても、8歳で作った方がそのまま12歳以降で体格が大きくなって使えないという状況がございますので、比較的その児童に関しましては次年度、申請が上がってくる可能性のあるケースについて担当から状況を聞き取り、予算計上するよう指示をさせていただきます。ただ、やはりお子様でございますので、例えば特別支援学校等を通学している中で装具関係なんかも使用頻度が非常に高くなってございますので、そういった部分で修理が必要になるとか、あるいは年度の途中でちょうど成長の度合いでサイズが合わなくなるとか、そういったことはございますので、その都度その状況を見て対応させていただいているところでございます。逆に成人、18歳以上の大人になりますと、成長も一定程度もう止まってしまうので、先ほど申し上げた車椅子等は一度交付をして耐用年数の範囲で、例えばどうしても再交付をしなければいけない状況であれば改めて同じ車椅子をお出ししますし、その間に修理が必要であれば修理という形で対応しているというのが実態でございます。

それから、訪問入浴の関係でございますが、こちらにつきましては対象で申請をいただいた方が1名でございます。当初予算上で見込んでおりましたのは2名の利用を見込んでおりましたが、実際にその申請をされた方は1名という形でございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 いいですか。

次の質問者、狛守委員、どうぞ。

○狛守勝義委員 私の質問は資料の主要な施策の説明書で言うと73ページ、82、83、84、85ページということになります。今回質問しようというふうに考えたのは、この際支援金とか給付金、令和3年度どういったような形で、どういう内容で、どういう対象者でというのを整理しておきたいなということできょういうふうに並べさせていただき

ました。

まず1つは、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金事業ということで、対象者は986人、そのうち子育て世帯、ひとり親世帯の方は何人いるのかなということ、まず1つこれをお願いしたい。

それから、次はひとり親家庭臨時特別給付金事業、対象家庭と、当然これは対象家庭というのはひとり親ということで大体分かるのですが、その給付内容です。

それから、児童手当特例給付支給事業、これは被用者というのと、非被用者というのがあると。大体調べて内容的には分かっているのですけれども、それをきちっと聞いておきたい。それから、支給児童数が延べ人数になっているので、それを実人数で把握しておきたいということです。特例給付支給者の人数も実年齢できちっと知っておきたいということです。

それから、子育て世帯応援給付金事業、対象世帯とその線引き、応援給付の内容、それから子育て世帯生活支援特別給付金事業、これも同じように対象世帯とその線引き、生活支援特別給付金の内容、それから子育て世帯への臨時特別給付金事業、対象者とその線引き、臨時特別給付金の内容ということでお答えいただいて、再質問はなしというふうに私は考えていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

太田副課長。

○太田直人福祉課社会福祉担当副課長 臨時特別給付金事業でございます。まず、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業でございますが、この給付金自体は世帯全員が非課税の場合に世帯主に対して支給されるものでございます。子育て世帯あるいはひとり親世帯としての区分で対象者を抽出しておりませんので、把握がしておりません。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 内田副課長。

○内田淳也福祉課児童福祉担当副課長 それでは、私から順次答えさせていただきます。

まず、ひとり親家庭臨時特別給付金事業の対象家庭と給付内容でございます。対象家庭につきましては、令和4年1月1日現在、児童扶養手当の受給者でございます。給付内容といたしましては1世帯5万円、加算として第2子がいる場合には5万円の加算、第3子以降については7万円の加算ということで給付をさせていただきました。

続きまして、児童手当特例給付支給事業の被用者とは、非被用者とは、あと支給児童数の実人数ということでございます。児童手当の支給区分につきましては、加入健康保険に基づく年金で区分されておりまして、被用者については主に厚生年金の被保険者、非被用者は国民年金の被保険者ということになっております。支給児童実数でございますが、まず3歳未満のお子様でございます。被用者が176名、非被用者が26名、小学校修了前の児童につきましては、被用者が794名、非被用者が194名、中学校修了前の児童数が、被用者が278名、非被用者が67名、このほかに特例給付といたしまして、被用者が56名、非被用者が10名となっております。

続きまして、子育て世帯応援給付金事業の対象世帯と線引き給付内容でございます。対象世帯と線引きでございますが、令和3年の1月分の児童手当受給者のうち公務員世帯について支給をしました。給付内容としては児童1人当たり1万円となっております。この応援給付金につきましては、児童手当受給者については令和2年度の3月に積極的支給ということで既に支給しておりますので、令和3年度に支払ったのはあくまでも公務員世帯分のみを支給した形になります。

続きまして、子育て世帯生活支援特別給付金事業の対象世帯と線引き給付内容でございます。対象世帯につきましては、令和3年4月分の児童手当受給者のうち令和3年度の課税が非課税世帯及び高校生のみ世帯のうち非課税世帯または家計急変世帯というのが対象世帯でございました。給付内容につきましては、児童1人5万円でございます。

続きまして、子育て世帯への臨時特別給付金事業の対象世帯とその線引き給付内容でございます。対象世帯につきましては、令和3年9月分の児童手当受給者でございます。それと、あと令和4年3月31日までに生まれた児童で、児童手当の支給対象の児童となっております。あと公務員世帯、高校生のみ世帯も対象となっております。給付内容は、1人当たり先行給付として5万円、追加給付として5万円ということで、嵐山町につきましてはこの追加給付、先行給付、一度に10万円を支給しております。

以上になります。

○畠山美幸委員長 次の質問者、青柳委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 私は80ページです。ここのところのひとり親家庭医療費給付事業、扶助費、登録者数が130人と、前年比で81人の減となっているのです。その辺の理由についてお聞かせいただきたいと思っております。

○畠山美幸委員長 内田副課長。

○内田淳也福祉課児童福祉担当副課長 お答えいたします。

ひとり親家庭の登録者数が減ったというご質問でございますが、令和3年10月よりこども医療費の給付対象を18歳まで拡大いたしました。これによりひとり親家庭医療費の受給者の子ども分がこども医療費の支給対象に移行した関係で年度末登録者数の減少が主な理由となっております。

以上です。

○畠山美幸委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 そのこの拡大部分があったので相当数減ったということなのですが、そうすると令和3年とその令和4年のいわゆる給付金の対象になる人数そのものというのはほぼ前年並みで、ある程度改善傾向にあったとか、横ばいだったとか、その辺については担当課としてはどのように捉えていらっしゃいます。

○畠山美幸委員長 内田副課長。

○内田淳也福祉課児童福祉担当副課長 主にこれといった特別な理由で減ったり増えたりというのはないと思いますが、ひとり親家庭につきましては対象年齢、子どもの年齢が18歳になっておりますので、お子様が当然18歳を過ぎればこの支給対象から外れるような形になります。また、転出だったり、あとは婚姻によってひとり親家庭でなくなったりした場合には当然この支給対象になりますので、そういったところの増減はあるかと思えます。

以上です。

○畠山美幸委員長 次の質問者、藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 私のほうは5点ほどあります。

まずは、決算書の98ページ、説明でいきますと69ページですけれども、社会福祉総務費ですか、ここの委託料、交付金、それから扶助費のいわゆる不用額になった理由、内容ですね、お聞きします。

それから、決算書の103ページです。生活サポート事業費の補助金についてですけれども、この状況について、令和3年度の状況について、人数は説明書で出ておりましたけれども、事業者がたしか増えたかなと思うのですけれども、その辺の変化等お聞かせください。

それから、決算書の116ページ、これは児童福祉総務費、この中の委託料、それか

ら扶助費がやはりこれも不用額がありますので、その内容と理由をお聞かせください。

それから、決算書の124ページ、これは児童措置費、この委託料交付金、扶助費の不用額がありますので、その内容と理由をお聞かせください。

それから、決算書の126ページ、これは保育所費ですけれども、交付金です。ここにも不用額がありますので、それについて内容と理由をお聞かせいただきたいと思えます。

以上です。

○畠山美幸委員長 答弁を順次いただきます。

太田副課長。

○太田直人福祉課社会福祉担当副課長 それでは、お答えいたします。

まず、社会福祉総務費の関係でございます。委託料からでございますが、事業としましては7の地域ふれあい事業、こちらが利用回数の減少に伴いまして不用額が出てございます。地域ふれあい事業につきまして不用額10万4,000円という形でございます。

14の障害者生活支援事業でございますが、こちらの委託料では、主に訪問入浴サービスの部分で利用回数と、それから利用の人数が少なかったことで不用額が出ております。約66万円ほどでございます。

それから、住民税の非課税世帯事業でいくと20事業でございますが、こちらの電算委託料の部分がシステム改修等で当初の予定していた金額よりも少なく事業が実施できましたので、その分で120万ほどでございます。

それから、18の負担金補助の関係でございます。まず10番の補装具給付事業でございますが、申請が予定されていた方が年度内に申請が上がりなかつた関係で、その分で77万ほど不用となっております。

また、12の自立支援医療給付事業でございます。こちらは障害者または障害児における更生医療、育成医療に関する給付でございますが、医療費の関係でございますので当初見込みをしておりました金額に対しまして実績が少なかったということで380万ほど不用となっております。

それから、14の生活支援事業でございます。こちらにつきましては、主にはこの地域生活支援事業の中で障害児・者の日常生活用具の給付を実施してございますが、こちらは当初の見込みに対しまして決算額が34万ほど少なかったため、その分が不用と

なってございます。

それから、18の地域福祉人材育成事業でございます。こちらにつきましても当初50万円の見込みでありましたが、申請がいただけた方につきましては11名ということで金額として33万円でございますので、17万円の不用額となっております。

それから、19の扶助費でございます。扶助費につきましては、11事業の介護給付・訓練等の給付事業でございます。こちらにつきましても当初というか、予算の見込みに対しまして実績が下回りました743万ほどの不用額となっております。

また、13事業の重度心身障害者医療費支給事業でございます。こちらは当初の予算に対しまして実績が3,726万1,000円ほどでございますので、約520万6,000円の不用額となっております。

続きまして、14の障害者生活支援事業でございます。この中の地域生活支援事業ということで、主には福祉タクシーの利用料の助成、あるいは移動支援事業等の事業をこちらで歳出してございますが、特に福祉タクシーの利用の件数が予算よりも少なかったというところがございますので、全体としてこの地域生活支援事業として143万3,000円が不用となっております。

続いて、同じ14の中で在宅重度心身障害者手当でございます。こちらにつきましても当初の見込額に対しまして実績が939万5,000円ということで、30万1,000円が不用額となっております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 内田副課長。

○内田淳也福祉課児童福祉担当副課長 それでは、決算書の116ページの児童福祉総務費の不用額の内容でございます。

12節委託料につきましては、学童保育室の指定管理委託料で464万1,455円の不用額が主な内容となっております。

19節扶助費の不用額でございますが、こども医療費給付金555万6,560円及びひとり親家庭医療費給付金63万3,034円の不用額が主な内容となっております。

続きまして、児童措置費の不用額でございます。12節委託料につきましては、子どものための教育・保育給付事業の認可保育園への委託料で702万1,820円の不用額が出ているのが主なものになります。

18節負担金補助及び交付金の不用額ですが、子どものための教育・保育給付事業の

地域型保育給付費で325万3,072円、子育て世帯生活支援給付金事業で270万円、子育て世帯への特別給付金事業で1,480万円が主な内容となります。

19節扶助費ですが、子どものための教育・保育給付事業の施設等利用給付費で325万3,072円が不用額となっております。

続きまして、保育所費の不用額でございます。保育所保育事業の保育士宿舍借り上げ支援事業補助金239万9,000円、障害児保育対策事業費補助金89万9,800円が主な内容となっております。

以上です。

○畠山美幸委員長 太田副課長。

○太田直人福祉課社会福祉担当副課長 回答の順番が前後してしまいまして申し訳ございません。

続きまして、生活サポート事業の補助金の状況でございます。生活サポート事業補助金について、令和3年度は5つの事業所の利用がございました。利用時間数としましては延べで1,371時間の利用がございました。令和2年度に町内に1事業所を新たに設置されましたが、令和2年度では事業所のほうの利用はなく、令和3年度になりまして、その事業所も含めた利用が行われている状況でございます。5つの事業のうち2つの事業所は町内の事業所でございます。

生活サポート事業については以上でございます。

続きまして、3の2の1の12及び19の不用額の関係でございますが、19の扶助費の部分、社会福祉のほうの担当でございますので、お答えいたします。

児童福祉総務費の中で19扶助費で障害児の通所支援事業でございます。こちらにつきましては、当初予算に対しまして決算額が下回りましたので、不用額としましては284万9,000円ほどが不用額となっております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 藤野委員。

○藤野和美委員 1つは社会福祉総務費の不用額の関係なのですが、社会福祉の関係、要するに98ページの関係。先ほどの中で見込みに対して実績が少なかったと、実績がそこまで行かなかったということなのですが、これはあれですか、人数との関係、それから申請がなかった。要するに対象者が一定数予想されるのに、そこから申請が来なかったという状態があったのか。その辺のもう少し詳しい状況をお聞

かせ願えればなと思うのです。

児童福祉、それから児童措置費の関係ですけれども、これも同じようなことなのですけれども、全体でそのように該当人数が当初より違っているのか、それとも1人当たりの金額、それは恐らくないと思うのですけれども、人数がそれだけの申請なり、当初の見込みより少なかったと。その辺をもう少し詳しくお聞かせください。

それから、保育所費、これもそれが不用額になっているのは当然その金額が出ておりますので、その内容というか、理由というか、それをもう少し詳しくお聞かせください。

それから、生活サポートのほうなのですけれども、これは前年よりは件数、利用者数は令和2年度と3年度より増えているというふうに、その辺の状況についてお聞かせください。

以上です。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

太田副課長。

○太田直人福祉課社会福祉担当副課長 社会福祉担当の社会福祉総務費の関係でございます。見込みに対しての利用が少なかった等で不用額というお話でございますが、もともと扶助費のほうでいきますと、介護給付・訓練等給付費は補正をしていきまして、最終的に3億7,450万ほどの予算額となつてございますが、こちら月当たりの平均的な請求額でいきますと3,059万ぐらいの金額が毎月事業所から請求が上がってきてございます。ですので、ぎりぎりと言ったら変ですけれども、不用額となつてございますが、おおむね見込んだ金額に近づいた事業は実施できたと解釈をしてございます。医療費関係につきましても、どうしても自立支援医療なんかですと更生医療、いわゆる人工透析でございまして、主立ったものが人工透析でございまして、こちらにつきましても入院治療の件数が多かったのか、あるいは外来のほうで金額が多かったのかというところがその年度ごとによって多少違いますので、そういった意味では自立支援医療につきましても見込みに対してある程度、そのとおりの事業が展開できたことを感じております。委託料での部分でいきますと、一番最初にお答えしました地域ふれあい事業などは嵐山郷さんに委託をして実施しているところなのですが、令和3年度は、まず4月から11月までがコロナの関係で受入れができないという状況が続きました。12月から再開をしたわけなのですけれども、12月、1月利用までで、また2月、



3月が利用不可ということになりまして、予算上は12月で若干減額の補正をさせていただいたのですけれども、3月で補正の減をしたのですけれども、2月、3月の利用中止分は見込めなかったもので、その分が不用額として出てしまっているという状況ではございます。したがって、おおむね大きい金額のものにつきましては利用の状況を達成したけれども、もともとの予算額が大きいものですから、そこと比較しますとおおむね98%とか、そういった執行率になっているところでございます。

それから、生活サポートでございますが、生活サポートにつきましては、先ほど利用時間を申し上げましたが、令和2年度の利用時間は1,058時間でございます。運営費の補助金に関しましても令和2年度は201万200円、令和3年度は260万4,900円、事業所に対する運営費補助の部分だけなのですけれども、双方を比べまして対令和2年度でいきますと29.5%の増という形にはなっております。ただ、利用者に関しましては、実は登録の人数としましては令和2年度249名に対しまして、令和3年度245名ということで、若干減っております。加えて利用人数につきましても令和2年度が、実の利用人数でございますが、54人に対して47名ですので7名ほど少なくなっているのですが、少なくなっている理由としましては、利用されていた方が入院されてしまったりとか、主立った理由が名簿を見ても入院等が多かったような状況でございますが、おおむね利用については少しずつ増えてきている状況でございます。嵐山にできました事業所さんのほうで新たにできたその令和2年度の事業者さんも車両と、それから運転者の増を図っていただいたり、あるいはその前に嵐山に登録している事業者さんも今年の1月からドライバーさんと車両を増加して移送の対象者に対応していただくような形で実施をしているところでございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 内田副課長。

○内田淳也福祉課児童福祉担当副課長 それでは、まず児童福祉総務費の関係のところでございます。議員さんおっしゃるとおり、こども医療費につきましては基本的には利用児童の利用者数が少なくなったからということではあるのですが、令和3年度につきましては、特に先ほど来申し上げましたが、令和3年の10月より支給対象が高校生まで拡大したということもありまして、積算もそれに基づいて多く積算していた感があります。結果的に見込みより医療費が少なかったということで不用額が生じたという形になります。ひとり親家庭の医療費につきましても先ほど言いました子ど

も分がこども医療費のほうに移行したというところもありまして、その分が残ったというようなことがあるかと思えます。

続いて、児童措置費のほうなのですが、こちらにつきましては基本的には児童数が減っているというのが根本的なところではあるのですが、こちらは保育園に払う委託料等でございまして、保育所に払う委託料につきましては入所している児童の人数ですとか、あと保育士の雇用状況、あと毎年加算要件ですとか、そういったのが変わってくる関係で一保育所、あと毎月の請求額が変動するような状況であります。そういった関係もありまして、比較的多く積算しているというところもあって結果的に入所人数が少なかったというところで不用額が出ている状況であります。

また、給付金につきましては、国からの交付申請で大体基準日における児童数掛ける幾らという計算式がもう決まってしまうのです。それに基づいての交付申請になりますので、補助金自体の交付申請額が実情に合っていない交付申請をせざるを得ないというところもありまして、不用額が出ているような状況であります。

最後に、保育所費の不用額でございますが、まず宿舍借り上げ料につきましては、令和5年度該当者がいなかったため未執行となりました。障害児保育につきましては、該当児童が当初の見込みより人数が少なかったということで不用額が生じた結果になります。

以上になります。

○畠山美幸委員長 次の質問者、渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 最初の質問は21ページ、25ページ、31ページ、主要な施策の82ページですけれども、国の児童福祉費負担金3歳児以上が1億6,955万847円、3歳未満児が9,297万313円、県は3歳児以上が4,238万7,711円で、3歳未満児が3,405万458円で、保護者負担が1,977万8,700円で、実質的に保育料に関して町の負担分は幾らになっているのか伺いたいと思います。

次に、これは70ページになるのですが、障害者福祉費の扶助費の介護給付・訓練等給付費が令和2年は3億3,833万8,833円で、令和3年が3億6,709万9,999円で3,000万ぐらい増えているのかな。それで、就労支援とグループホームの数が嵐山町内を見ていると、歩いていると増えているような気がしているのですが、実際に令和3年に給付費が増えているのは新たな施設が増加しているかどうかという形で、施設数はどのくらいになっているのか伺いたいと思います。

次に、主要な施策の70、71ページですけれども、自立支援医療費が2,013万7,217円、重度心身医療費が3,726万1,346円と、ともに減額になっています。これは人数の減か、あるいはコロナによる医療機関受診控えか伺いたいと思います。

それから、次が79ページですが、学童保育室指定管理委託料が6,015万2,545円が令和2年で、そして令和2年の6,239万3,325円よりも減額になっていますが、これは学童数の減によるものなのか、事業日数の減によるものなのか伺いたいと思います。

それから、次が80ページです。障害児通所支援事業の人数が令和2年が20人で、令和3年が35人に増えています。町内に1か所、私が見た感じで滑川町にも1か所新設されたのかなと思うのですが、15人の増は新規事業所開設によるものかどうか伺いたいと思います。

それから、81ページです。子ども家庭支援センターの運営事業2,263万6,173円で、利用者数と利用の成果を伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長 順次答弁を求めます。

内田副課長。

○内田淳也福祉課児童福祉担当副課長 私のほうからは児童福祉部門に関しましてお答えをさせていただきます。

初めに、子どものための教育・保育給付事業の実質的な町の負担につきましてでございます。令和3年度の町の実質的な負担額は9,027万4,222円となっております。

続きまして、学童保育の指定管理料の減額の件でございます。こちらの主な理由としましては、令和2年度に新型コロナ対策の緊急包括支援交付金という補助金がありました。こちらが300万円ございました。こちらが令和3年度にはなかったもので、その分の差が大きいかと考えております。

続きまして、子ども家庭支援センターの利用実績でございますが、令和3年度の実績は、小学生が延べ522人、中学生以上の利用が延べ442人、合計の延べ件数が964人です。また、これ以外にも電話やメール等相談、学校・家庭への訪問等がございまして、そちらの件数が延べで1,175件となっており、年々相談件数が増えている状況となっております。

以上です。

○畠山美幸委員長 太田副課長。

○太田直人福祉課社会福祉担当副課長 それでは、介護給付・訓練給付費の関係でござ

います。令和3年度にグループホーム等新たな施設は増加してございませんが、グループホームの利用人数は増えております。ただ、これも内訳でいきますと、町内のグループホームは7名の方が利用、町外が22人が利用しているという状況になってございます。

また、就労移行支援の関係になりますが、こちらにつきましては令和3年度が急激に増えた様子がございます。参考までに今年度は令和2年度同等の9名ほどの利用になってございます。就労移行支援につきましては、例えばこれまで就労継続支援B型の作業所を利用してきた方がステップアップをするところで利用されていたり、あとは一般就労されていた方がメンタルヘルスによって一旦会社を退職された状況で、心療内科等の受診により社会生活ができる状況になったという段階で一般就労に再挑戦するためにその就労移行支援という事業を使って一般就労に結びつけるという方が令和3年度は多かったような状況でございます。

続きまして、自立支援医療の関係でございます。自立支援医療と重度医療でございますが、まず自立支援医療の中で更生医療という種類のものでございますが、こちらは3人増加してございます。また、児童が利用される育成医療というものでございますが、こちらでも1名増でございました。

医療費の状況でございますが、昨年度、令和2年度の更生医療の部分に関してなのですが、昨年度の入院、外来の総額のレセプトが毎月来ますので、それを積み上げていっておりますが、入院時の費用は増加しておりますが、外来分は減額になっております。ただ、外来分のレセプトの件数は令和2年度と比較しても数件程度の変動しかございませんので、治療の内容まではそのレセプトには載ってございませんが、金額ベースで外来の部分は減額になっているという状況でございます。また、重度心身障害者医療費、こちらにつきましては登録の人数及び支給の人数ともに減少している状況でございます。

続きまして、障害児の通所支援事業に関してでございます。令和3年8月に菅谷地区内に放課後等デイサービス事業所が新たに設置をされました。これまで嵐山町では放課後等デイサービス事業所がございませんでしたので、町内で初めて設置されたところでございます。15名、昨年と令和2年度と比較して利用人数が増えているというところでございますが、この新たな事業所の設置だけというよりは放課後デイサービスを利用する児童が増加しているということが考えられると思います。ちなみに、町内

に新たに設置された放課後デイの利用者は令和3年度、3名でございました。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 最後、川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 こども医療費の増額した、倍って書いてありますけれども、理由でございますので、理由で伺いたいと思います。それで、先ほど高校生まで医療費が10月から、そういう答えが返ってくるのかな。そうですね。ですので、1回目はいいです。ただ、そのときの当初予算では350万円を見込んでいるわけなのです。実際には1,000万円を超える金額が増えてしまっているわけなのですけれども、ですから高校生だけではちょっと理由にならないなと思うのですけれども、やっぱり違う面があるのではないかというふうに思うのですけれども、その点伺いたいと思います。

それから、学童及び保育所のコロナ感染状況時、どんなことをしたのか伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長 内田副課長。

○内田淳也福祉課児童福祉担当副課長 それでは、まずこども医療費の増額した理由でございますが、先ほど来お話が出ていますが、主な理由としては10月からこども医療費が対象が拡大いたしましたので、その部分が主な理由というふうになっております。実際の高中生分等の数字なのですが、これは令和3年度末の数字になるのですが、高校生の登録者数が404人になっております。それから、さらに先ほどもひとり親家庭の話もさせていただいておりますが、ひとり親家庭で資格喪失になっている部分も60名ほどいらっしゃいます。ただこれが全部こども医療費のほうには移行していませんので、実際的には404名、あと小学生から中学生終了までの分が1,064名になっておりますので、こちらについても前年と比べて増えているような形になっております。

続きまして、学童保育及び保育所のコロナの感染状況と対策でございます。令和3年度につきましては、学童保育で8月16日から9月30日まで、学童保育4か所で休室というようなことがございました。こちら学童保育所内で感染者数が増えた関係で休室とさせていただきます。保育所につきましては、13回クラス休園がございました。

それぞれの感染予防対策についてなのですが、基本的に学童保育につきましては、年齢、小学生ということもありまして、室内ではマスクを着用、またおやつ等は個包装にして、食事を行う際には黙食、または直前の検温と消毒等を行っております。また、飲食を行った場合には床の消毒や備品等の消毒を行っております。令和3年度に

コロナの関係の補助金が出ておりますので、それで各学童保育室では空気清浄機を買ったり、あとは学童保育室の床面を抗菌仕様にしたりとというようなことで補助金を活用させていただいております。保育所につきましても基本的には登園時に検温、消毒、あとマスクにつきましても、当然年齢が低いので、4、5歳児についてはできる限りというところで、あくまでもお子さんの状況を見ての判断になります。また、おもちゃ等の消毒、保育所内の換気等を行っているような状況であります。また、保育士さんにつきましてもマスクを配布したり、補助金等でマスク手当という形で保育士さん自身も感染予防対策ができるような形で手当のほうを支給しているところでございます。また、物品等に関しましては、空気清浄機やマスク、自動水栓等を購入していただきまして活用していただいているところでございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 川口委員。

○川口浩史委員 まず、こども医療費なのですけれども、高校生までの人数が増えているということで、そうすると、この人数が増えた分が昨年より1,050万ぐらい増えているのですけれども、そうなのですよということなのですか。レセプトも見ているわけですよ。だから、それが高校生の分なのかどうかというのが私には疑問なのです。そうすると、当初予算の見込みというのが大幅に狂っているということですので、350万しか見ていないわけですから、そんなに大きな見込み違いはないのではないかなって思っているの、何か違う病気がはやってしまったのか。マスクを着用しているので、昨年の決算のときには病休、マスク着用でこの医療費は減っているのではないかって思って質問しましたけれども、マスク着用しながら、でも感染が広がってしまう、そういう病気があるのかなと思って、ちょっと伺いたいと思います。

それから、学童と保育園の関係なのですけれども、なるほど、いろいろしてもらったということはよく分かりました。ただ、子どもから親へ、子どもがかかってしまった場合、それから親に行くということを考えると、予防だけではなくて、実際どうかというのを見ていかなければならないのかなと。そこがちょっと落ちているのかなって感じがするのです。いわゆる検査キットで見るというところは、これやっていないわけですよ、これだと。その辺はやっても無駄なのか、できればやりたかったのか伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長 内田副課長。

○内田淳也福祉課児童福祉担当副課長　こども医療費の関係でございますが、申し訳ございません、私のほうで言葉足らずで、確かに18歳まで拡大したという要因もあるのですけれども、それに加えて、令和2年度はコロナ控えて、令和元年度から令和2年度に医療費のほうがかくんと減りました。逆に令和3年度はそれが少し戻った形になっています。それが大きな理由の一つと考えております。実際にこれは1人当たりの給付単価になってしまうのですが、令和3年度については合計で、1人当たりの給付の平均なのですが、2万799円ということになってはいるのですが……令和2年度……失礼しました。ゼロ歳から6歳の平均単価がかくんと下がっておりまして、令和3年度の実績として1万5,187円で、令和2年度から比べると2,525円減しているのですが、逆に……すみません。説明がちょっと混乱して申し訳ございません。全体の金額で再度申し上げさせていただきます。令和2年度が1人当たり2万799円の給付額になっております。令和2年度については2万223円ということで、令和2年度はかくんと下がっていたわけなのです。それが令和元年度と同じ水準に平均給付額が戻ってきていますので、その金額も大きい理由かと考えております。

あと学童保育室と保育所の関係でございまして、令和3年度につきましては、学童保育につきましては濃厚接触の特定等を行って、結果的に休室だったりというところが発生しております。こちらについては感染者が出たときに学童保育室のほうの状況を聴取しまして、福祉課と健康いきいき課のほうと協議して濃厚接触者を特定してやっていた形で感染予防対策をした形になります。ただ、保育園につきましては、ほぼほぼお子様がマスクができていないので、1人が感染してしまいますと、ほぼクラス全体がもう濃厚接触者、要は特定ができていないのでクラス自体が感染しているという予測を立てなくてはならないというところでクラス休園を13回した形になります。学童保育と保育所のほうでは大分アプローチの仕方が変わってきてしまうのですが、ただいづれにしても各保育所、学童、あと福祉課のほうで感染者が出た場合には随時情報共有をしまして、その都度対応の検討をして、それ以上感染が広がらないような対策をしていたところでございます。

以上になります。

○畠山美幸委員長　川口委員。

○川口浩史委員　こども医療費なのですけれども、そうすると受診控えからそれが戻ってきているということで、特定の病気が広まったとか、そういうことではないという

ことなのですか。ちょっとこれ確認です。

それから、学童、保育所の関係なのですが、感染したら、もちろんそれはそうなの  
ですけれども、やっぱり感染が疑われる段階で親に広げないとか、周りに広げない  
ということでの検査キットの関係はあまり学童や保育所では効果ないというか、やっ  
ても意味がないという感じなのですか。その点のところの答弁がないので、お答えい  
たきたいと思うのです。

○畠山美幸委員長 内田副課長。

○内田淳也福祉課児童福祉担当副課長 医療費につきましては、議員お見込みのとおり  
でございます。

学童、保育所の関係なのですけれども、令和3年度につきましては、まだキットで  
すとか、そういったところの出回りですとか、今でこそ検査キットが配布とかってな  
っていますけれども、令和3年度につきましては、それほどまだキットで云々という  
ところがなかったものですから、そこまでできていません。また、保育所の児童につ  
きましては、検査キットで検査するのは正直園のほうでやるというのは難しいかなと  
いうふうに考えております。参考までに令和4年度につきましては、保育所等に検査  
キットとかを配布させていただいて、保育士さんとかが心配な場合には測っていただ  
くような措置をしております。

以上です。

---

#### ◎散会の宣告

○畠山美幸委員長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。ちなみにですが、明日はまた9時からですのでよろしくお願  
いいたします。

(午後 3時55分)



## 決算審査特別委員会

9月7日（水）午前9時00分開議

議題1 「認定第1号 令和3年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定について」の審査  
について

○出席委員（10名）

1番	小林	智	委員	2番	山田	良秋	委員
3番	狩守	勝義	委員	4番	藤野	和美	委員
5番	大野	敏行	委員	6番	青柳	賢治	委員
7番	川口	浩史	委員	8番	松本	美子	委員
9番	渋谷	登美子	委員	10番	畠山	美幸	委員

○欠席委員（なし）

---

○委員外議員

森 一人 議長

---

○特別委員会に出席した事務局職員

事務局	長	青木	正志
書記		安在	洋子

---

○説明のための出席者

佐久間	孝光	町	長
高橋	兼次	副町	長
萩原	政則	健康いきいき課	長
根岸	隆行	健康いきいき課	保健担当副課長
金子	美都	健康いきいき課	健康管理担当副課長
近藤	久代	長寿生きがい課	長
菅原	広子	長寿生きがい課	長寿生きがい担当副課長
簾藤	久史	長寿生きがい課	包括支援担当副課長
藤原	実	環境課	長
千野	政昭	環境課	環境担当副課長
中村	寧	農政課	長
飯塚	毅	農政課	農業振興担当副課長
藤永	政昭	企業支援課	長

松	浦	一	高	企業支援課商工・観光担当副課長	
小	輪	瀬	一	哉	企業支援課企業誘致推進室長
清	水	延	昭	上下水道課長	
清	水	聡	行	上下水道課下水道担当副課長	
奥	田	定	男	教 育 長	
高	橋	喜	代	美	教育委員会事務局長
川	上		力	教育委員会事務局生涯学習担当次長	
清	水	彩	子	教育委員会事務局教育総務担当主席主査	
山	岸	堅	護	教育委員会事務局教育総務担当次長	
溝	上	智	恵	子	教育委員会事務局教育総務担当指導主事
不	破	克	人	教育委員会事務局教育総務担当指導主事	
平		博	之	教育委員会事務局学校給食センター所長	
田	中	恵	子	教育委員会事務局嵐山幼稚園長	
岡	本		均	教育委員会事務局知識の森嵐山町立図書館長	
吉	川	壮	司	教育委員会事務局知識の森嵐山町立図書館 主席主査	
中	村		寧	農業委員会事務局農政課長兼務	
内	田	雅	幸	農業委員会事務局主席主査	
長	島	邦	夫	監 査 委 員	

---

◎開議の宣告

○畠山美幸委員長 皆さん、おはようございます。

ただいま出席委員は10名であります。定足数に達しております。よって、決算審査特別委員会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

(午前 9時00分)

---

◎諸般の報告

○畠山美幸委員長 ここで報告いたします。

本日の委員会次第はお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、根岸教育委員会事務局教育総務担当次長は、都合により欠席いたしております。代わりに清水教育委員会事務局主席主査が出席しております。

それでは、直ちに本日の審査を始めます。

---

◎認定第1号の質疑

○畠山美幸委員長 認定第1号 令和3年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

既に福祉課に関する部分までの質疑が終了しております。

本日は、健康いきいき課に関する部分の質疑を行います。

それでは、順番からお願いしたいと思います。

狛守委員、よろしくお願いします。

○狛守勝義委員 私の質問は2項目でありまして、資料としましては主要な施策の説明書、その87ページと90ページのところから質問したいと思います。

1つは、健康マイレージ事業ということで、この事業の内容を教えてくださいということと、2つ目が新型コロナウイルスワクチン接種事業ということで、全国的に若い人の接種率が低いと、そういうことを聞いております。嵐山町の5歳から20歳までの接種率を教えてくださいということでございます。よろしくお願いします。

○畠山美幸委員長 それでは、答弁を求めます。

根岸副課長。

○根岸隆行健康いきいき課保健担当副課長 それでは、健康マイレージ事業についてご説明いたします。

こちらは埼玉県が実施しているコバトン健康マイレージ事業に参加しているものでございまして、ウォーキングを楽しみながら継続して健康づくりに取り組むため、歩数に応じてポイントがつき、そのポイント数によって、抽選で埼玉県の県の農産物等に交換できるという事業になっております。健康意識を高めることによって健康寿命の延伸と医療費を抑えることが目的として実施しております。

以上です。

○畠山美幸委員長 金子副課長。

○金子美都健康いきいき課健康管理担当副課長 新型コロナウイルスワクチンの接種の関係でお答えを申し上げます。

令和3年度末の接種率についてでございますが、5歳から11歳の小児の1回目は10.7%、2回目を接種された12歳から19歳が82.3%、20代が88.3%となっております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 狛守委員。

○狛守勝義委員 それでは、再質問をさせていただきます。

このマイレージ事業というのは、結構長い事業かなというふうに思うのですが、現在何名ぐらいの方が参加して、それで私は、何て言うのですか、携帯の中でウォーキングのやつを登録してやっているのですけれども、それとは全然関係のないような事業ということで判断していいわけですか。それがまず1つです。

それと、やっぱり5歳から11歳の接種率が非常に低いなというふうに考えているのですが、今回嵐山町でも非常にコロナに感染する方が多く出たような気がするのです。そうした場合に、このワクチン接種をしていなかったこの5歳から11歳、低いところでは。この層はどのくらい今回感染が広まっていったのか、その辺分かったら教えていただきたいと思うのですが。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

根岸副課長。

○根岸隆行健康いきいき課保健担当副課長 それでは、お答えいたします。

まず、昨年度、令和3年度の参加人数です。参加登録人数につきましては701人です。それから、狛守委員さん登録されている携帯スマートフォンのアプリ……

〔何事か言う人あり〕

○畠山美幸委員長　そこでやり取りしないで再質問か何かでお願いしたいと思います。  
スマホだと思いますけれども。

根岸副課長。

○根岸隆行健康いきいき課保健担当副課長　県のほうで示しているアプリに登録されているのかなと思うのですが、やり方としてはこのアプリと、あとは歩数計です。アプリに登録されない方は歩数計を使ってウォーキングをされて、それを読み込ませる端末が役場のホールのところにもありますし、ヤオコーさんなんかにも置かせていただいているのですが、あと健康増進センター、駅にもございます。そちらの端末にかざしていただくと、そこで読み取って自動的に県のほうに送信されるというシステムになっております。

以上です。

○畠山美幸委員長　金子副課長。

○金子美都健康いきいき課健康管理担当副課長　お答えいたします。

5歳から11歳の感染者数に関しては具体的な数字は持ち合わせておりません。ただ、接種に関しましては、いわゆる小児接種と言われる嵐山町の接種開始が令和4年の3月22日からということでございます。その時点では、年度末では10.7%でございますが、現在直近で申し上げますと、2回目を終えた小児接種は36.1%ということでございますので、医療機関と調整、連携を取りながら、接種できる機会を設けて進めているところでございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長　いいですか。

次に、質問者、青柳委員。

○青柳賢治委員　私は90ページ、1億3,541万3,000円という事業費がかかった新型コロナウイルスワクチン接種事業、この成果、そして何回か行われているわけですが、その改善点等がありましたら、それについてお聞きしたいと思います。

○畠山美幸委員長　金子副課長。

○金子美都健康いきいき課健康管理担当副課長　お答え申し上げます。

成果と改善点ということですが、まず医療機関の協力と集団接種の実施により接種を希望する方へのご案内ができ、接種率につながったことが成果と考えてお

ります。嵐山町では国、県の接種率よりも高い接種率を、接種を進めているところがございます。集団接種の開始時には議員の皆様には運営のシミュレーションをしていただきました。これによってスムーズに改良運営することができ、その後の集団接種につながったと思っております。ありがとうございます。

改善点につきましては、初回接種、追加接種、小児接種と、ワクチン接種に関わる国の方針が変わってきております。適切に対応しているところでございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 再質問です。

青柳委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 この事業というのは恐らく嵐山町、今までの歴史の中でも初めての令和4年度の事業だと思うのです、これも。てんてこ舞いをして担当課はやってくれて、非常に町民のほうの声も、ある程度電話が混んでいたということもあったけれども、スムーズにできていたと。だから、1回目、2回目、3回目とどんどんやり方がスムーズに進化していったというか、私はそのように評価しております。それで、1億3,500万円というこの経費、これはほぼ国と県からとなってくるのしょうけれども、この中である程度町の一般財源的なものの拠出というのはあったのかどうかということです。それをお尋ねしておきます。

○畠山美幸委員長 金子副課長。

○金子美都健康いきいき課健康管理担当副課長 お答え申し上げます。

負担金、補助金ということで、国の負担は基本的には10分の10ということでございますが、補助金の中にはシステム改修で一部その補助対象とならない部分があります。既存のシステムを連携させて改修する部分で、一部だけできない部分がございますが、それ以外は基本的には10分の10ということで国費でございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 次の質問者、渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 主要な施策の33ページと87ページに市町村計画献血者確保促進事業というのがあるのですけれども、嵐山町での献血者はどの程度か伺いたと思います。それが1点目。

2点目が主要な施策の92ページで、妊産婦外出支援タクシーの10万5,000円で、交付者は164人となっていますが、実際の利用者数を伺いたと思います。

それと、次が89ページで、予防接種事業、子宮頸がん個別接種がガーダシルで71人なのですが、年齢と接種者数を聞きます。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

根岸副課長。

○根岸隆行健康いきいき課保健担当副課長 それでは、まず献血事業の人数についてお答えいたします。

令和3年度は446人の方にご協力いただきました。

続きまして、妊産婦外出支援タクシー事業についてお答えいたします。

こちらは交付者164人ということになっているのですが、こちらについてはこのタクシー券が2年間有効期限がございますので、令和3年度中に有効期限のある方が164人ということになっています。その中で実際に使用された方は29の方が実際に使用されました。

続きまして、予防接種事業の中の子宮頸がん個別接種についてお答えします。

こちらが71人ということになっておりますが、子宮頸がんワクチンは3回接種が必要ですので、実際の人数につきましては合計で33の方が接種いたしました。内訳としましては、高校1年生が11人、中学3年生が11人、中学2年生が2人、中学1年生が4人、小学6年生が5人となっております。

以上です。

○畠山美幸委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 献血者数なのですが、446人、割と多いほうなのかなと思うのですが、私が見ている感じで、ヤオコーでやっていらっしゃるほかに何回ぐらいやっていらっしゃるのでしょうかということと、それと妊産婦外出支援タクシーなのですが、どの年齢のお子さんを持っていらっしゃる方が多いのか、妊娠中なのか、それから出産後なのか、どのくらいの方が利用されているのか伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

根岸副課長。

○根岸隆行健康いきいき課保健担当副課長 それでは、まず献血の場所です。献血の場所はここ、役場のほかにもヤオコーのバイパス店さん、それとか大妻女子中学校・高等学校、それから凸版の嵐山工場さん、それから太陽インキさん、それから昭和機器工業さん、それからライオンズクラブさんにもご協力をいただいています。そのほか



に花見台工業団地の管理センターさん、以上、1つの場所で2回3回とやるところもありますので、合計17回、会場で実施させていただきました。

続きまして、タクシー券の利用者の出産後なのか、妊娠中が多いのかということでございますが、こちらに関しましては、申し訳ございません、データを取っておりません。

○畠山美幸委員長 最後の質問者、川口委員。ページ数を言ってお願いします。

○川口浩史委員 90ページです。コロナワクチン接種希望者は全員接種できたのでしょうか。これ外国人も含んでいるのですけれども。

以上です。

○畠山美幸委員長 金子副課長。

○金子美都健康いきいき課健康管理担当副課長 お答え申し上げます。

国籍にかかわらず嵐山町在住の方に関しては、ご希望者はできたと考えております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 川口委員。

○川口浩史委員 そうですか。国籍にかかわらずですから、嵐山町に住んでいる方全員が接種したと。嵐山町に籍を置く、住所だけではなくて、すみません、浮かばない。町民課で、自分の住んでいるあれを置かない人も住んでいると思うのです。そういう方も、ただ働きに来ているというだけの人も、住んでいるだけという人も、そういう方も接種をしたということによろしいのでしょうか。

それと、あと軽微な副反応は、これはあると思うのです。私も3回目はちょっと頭痛がしましたから。かえって私なんかは、これで抗体がしっかりできたなってむしろ思ったくらいで、ありがたい痛みだなど思ったくらいなのです。そういう人は別なので、あまり少ないでしょうけれども、重篤な副反応者は打った中でいたのかどうか伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長 金子副課長。

○金子美都健康いきいき課健康管理担当副課長 接種につきましては、接種券の発行は嵐山町に住所、住民登録をしている方ということになります。また、新たに転入や入国される外国の方につきましては、お勤め先の会社の方からご相談いただくことが多いです。ご希望があれば接種ができるように会社の方とも相談しながらご案内をしているところでございます。

また、重篤な副反応ということで報告を受けた件はございません。ただ、そういった窓口に関しては県のホームページですとか、県の窓口ですとか、そういったところをご案内申し上げているところでございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 川口委員。

○川口浩史委員 住民登録をしている方が基本的には対象だということで、あとは会社任せだということになるわけですよね。そういう漏れた方がどのくらいいるのか、そういう方がどのくらい感染して、嵐山でも外国人が感染をして、一気に感染人数が増えたということがあったわけです。ですので、そういう方がどの程度漏れているのかというのは大変大事だなと思うのですけれども、その辺の考え方を伺いたいと思います。

それと、重篤なというか、嵐山でもある女性の方が打った後倒れたのかな、それも軽微なうちに入ってしまうのですか、その方は。倒れたというか、ちょっと動けなくなったということですので、そういう方はどのくらいいたのかなというふうに思ったものですから、伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長 何点かお答えいたします。

まず、外国人の方でございます。町のほうに就労で来ている外国人につきましては、数年後また母国に帰られる方がほとんどでございます。働いている先の会社の担当の方が接種券を取りに来て、予約を取って打っている。これがほとんどです。なぜかという、帰るときに接種証明書を取りに来ます。そうしないと母国に帰ったときに隔離期間とかがありますので、皆さん2回は接種しているというふうに考えております。

あと、嵐山に住んでいて住民票がない方、この取扱いですが、住所地外接種ということで、嵐山町で接種ができます。ぱっと思いつくのが福島県から嵐山町に来ている方、もしくは赤ちゃんを産むので実家に帰ってきている方、単身赴任で嵐山町で住んでいる方、こういう方につきましては、住所があるところで接種ができませんので、町のほうにお話をいただければ、住所地外接種ということで町内の医療機関で接種することができます。申請が来ればすぐに手続をして接種していただいております。

最後に、倒れた方、副反応で集団接種会場で調子が悪くなった方、副課長のほうか

らゼロということでしたけれども、重篤の件数はゼロで私もいいと思います。川口委員さんの質問で、私の今記憶にある中では、集団接種中に救急車を搬送したのが3件ございます。全て重篤ではないと私は思っています。どうしてなったかという、血管迷走神経反射というのがございます。それは何かというと、ワクチンを打ったら副反応が嫌だなという、そういう心配がたくさんある方が、そこで接種をすることによって血圧が急に下がります。血圧が急に下がるとどういことが起こるかという、脳に行く血液の量が減り、ふらふらときたり、中には気絶をするような方がいます。一般的には若い方、10代等が多いのですが、嵐山町で搬送された方は3名、1人は高齢者、あとは多分20代だったと思います。まず、一番初めに会った高齢者につきましては、具合が悪くなりましてパルスオキシメーター等で血液中の酸素の量を調べましたらちょっと低かったので、大事を取りまして救急車で、多分日赤さんだったと思います、に搬送して、日赤に着いたときにはもう落ち着いている状況で、そのまま帰ってくる状況でした。もう一人につきましては、男性の方、多分20代だったと思うのですけれども、ふらふらときて倒れまして、床に頭を打ちまして、ちょっと切った状況がありました。先生と相談してちょっと縫ったほうがいいかもしれないね、あと脳のスキャン撮ったほうがいいかもしれないねということで救急車で搬送させていただきました。脳等には問題なく、そのまま処置をして帰られたというふうに聞いております。最後の1人でございます。20代の女性だったと思います。朝からご飯も食べずに、コーヒーだけ1杯飲んでいたというお話がありました。そこで、不安があって、また続いて血管迷走神経反射なのですけれども、具合が悪くなりまして横になっていたのですが、もう結構な時間たってもまだなかなか体調が戻らないということで、朝からご飯を食べていないということで、ブドウ糖というか、あめ等を看護婦さんが与えて血糖値を上げたりしていたのですが、なかなか戻らないということで、ご飯を朝から食べていないということも問題だったかと思うのですけれども、あとそれで心配なので救急車で搬送して、点滴をして帰られたというのが自分3件あったという記憶の内容でございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 質疑が終わりましたので、健康いきいき課に関する部分の質疑を結びたいします。

暫時休憩いたします。入れ替えのみです。

休 憩 午前 9時24分

---

再 開 午前 9時26分

○畠山美幸委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、長寿生きがい課に関する部分の質疑を行います。

まず、1番目の質問者、大野委員、どうぞ。

○大野敏行委員 主要の施策の75ページです。高齢者外出支援タクシーについてお尋ねします。

使い勝手がいいとみえて、大分利用者が増えているかなというふうに思います。その利用された、増えた人たちの、地区別といっても細かな地区ではなくて結構です。北部地区何名、中部地区何名、南部地区何名、そしてその地域に関しては、令和2年度に対してどのぐらいの伸び率があったのか。その辺のところが出ていましたらお答え願いたいと思います。

○畠山美幸委員長 それでは、答弁を求めます。

菅原副課長。

○菅原広子長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 それでは、お答えいたします。

高齢者外出支援タクシーの地区別の内訳につきましてお答えさせていただきます。令和3年度の南部地区の利用者数につきましては555人、菅谷、川島、志賀、むさし台、平沢地区が555人、遠山、千手堂、鎌形、大蔵、根岸、將軍沢の地域は67人、七郷地区の古里、吉田、越畑、勝田、広野、杉山、太郎丸は合計すると64人で、全部で686人の利用者となっております。

○畠山美幸委員長 前年度との比較をお願いします。

○菅原広子長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 パーセンテージは出していないのですが、令和2年度の実績につきましては、菅谷等の菅谷、川島地区につきましては455人、遠山地区とか將軍沢辺りになると58人、七郷地区については48人で、合計561人となります。

以上です。

○畠山美幸委員長 大野委員。

○大野敏行委員 各地区とも増えていて、中部地区だけが圧倒的に増えているかなと思ったら、北部も南部も増えてきたなど、使い勝手がやっぱりいいのだなというふうには

思います。ところで、タクシー会社の反応というか、そこらの反応はいかがでしょうか。

○畠山美幸委員長 菅原副課長。

○菅原広子長寿生きがい課長 長寿生きがい担当副課長 タクシー会社の反応なのですが、特にならなくてはいないのですが、以前のタクシーの助成内容からすると、1枚500円になりましたので、とても簡単になったということで、手続と申しますか、その乗り降りの料金の支払いのときに簡単になったということで喜ばれております。

以上です。

○畠山美幸委員長 大野委員。

○大野敏行委員 補正予算も取られたりなんかして、大分利用される方に応えようという姿勢が町のほうでも現れていたかなと思うのですが、際限なく予算が取れますよということではないかなと思うのです。できるだけことはやっていただきたいという気持ちはあるのですが、当面どの辺まで町としては、それは決算にならないですね。

○畠山美幸委員長 そうですね。

○大野敏行委員 いや、町として応えられるところはどこらまでと思ってこれを実施しておったのでしょうか。

○畠山美幸委員長 近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長 それでは、お答えいたします。

タクシーの利用に関しましては事前にタクシー券を配布してしまいますので、予算がここまでだからという形で切ることではできませんので、段階的に年代を引き上げておりますので、できる限り予算のほうは確保していきたいと考えております。

以上です。

○畠山美幸委員長 次に、質問者、松本委員、どうぞ。

○松本美子委員 それでは、同じタクシー券の関係になってしまいますけれども、違う角度から、あるいは再質問からでも結構ですけれども、お願いをいたします。

まず、地区別の関係の人数の利用人数等が出ていましたけれども、タクシー券の配布につきましては中部、南部、北部で結構ですけれども、何人ぐらいの方に配布をなさって、先ほどの答弁のように利用者がいたのかということですね、1点。

それから、使わなくても済んだという方は、それなりに家族とかいろいろ友達とかいろんな方が一緒にという形で利用をしなくても済んだのかなというふうなことは考えられますけれども、何かほかに使わなくても間に合ったようなことを町は聞いておりますか、それとも使わない方たちに対してお聞きになったことはありますか。

それから、対象者が66歳から65歳になられたわけですけれども、そうしますと、人数的なものはどうだったのでしょうか。その3点かな。

それから、利用勝手がよくなったというような声は町民アンケートというか、町民の声から、タクシー会社とは言いながらも乗り降りの関係だということですから、そういうふうにご利用券が一律になったので利用しやすくなってよかったという声は、これは町民のほうからも声が出ているということの理解にしたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

それから、老人クラブのほうに移らせていただきますけれども、やはり主要な説明書の74ページ、タクシーが74だから75ですか。すみません。老人クラブは74の主要の説明書です。こちらにつきましては、団体数も高齢化ということもあるでしょうけれども、コロナの中ということもあり、ここ何年かのうちに大分活動も、実際の団体数も減ったのかなというふうに思ってお尋ねをいたします。

まず、連合会のほうに補助金等が108万円ほど決算で出ています。そうしますと、これが各地域の団体のほうに振り分けられるというふうなことだと思うのですが、まず老人クラブの助成金を受けている団体数が何団体ぐらいあるのか、すみません、お願いをします。

それに連れられて、今金額を申し上げましたけれども、その中で1団体で、団体数で人数が違うと思います。ですから、その人数割でいくのだらうと思うのですが、何人でどのくらいというふうな計算ができるので、教えていただければ、計算していただいております。

それから、いろんな活動とかもしているわけですが、その団体によって内容は全然違うと思うのですが、健康予防というような形も兼ねてやっているところもあると思うのですが、そういう団体があるのか、あるいはゲートボールですか、そういうようなこととか、室内の関係はコロナの関係で大分できなくなっているということもあったと思っておりますけれども、健康を維持するためには多少の運動をなさらないと筋力が落ちたりなんかしますので、ちょっとつまずいても転んで骨折をする

とか、入院するとかというふうなほうにつながりますから、予防という形の老人クラブもそういう一面もあるのかなというふうに思って質疑をさせていただいていますけれども、以上の点についてお願いをいたします。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長 それでは、私からは高齢者外出支援タクシーの再質問につきましてお答えさせていただきます。

まず、配布数なのですけれども、令和3年度は市街地域が778人、それから南部地域が101人、北部地域が90人となっております。使わない方につきましては、全体で283人、配布した方が969人ですので、そのうちの283人、率でいいますと29.2%の方がご利用されておりません。ただ、未使用率につきましては、令和2年度のほうが高かったのです。35%ということで、未使用率が高かったのですけれども、令和3年度はやはり使い勝手がよくなったということから、使用されている方が増えております。使用されていない方の理由というのは、念のため、万が一のためにちょっと持っておきたいという方が多かったと捉えております。

次に、対象者数なのですけれども、運転免許証を所持している方を警察のほうに人数を教えていただきまして、その人数を引いた数になるのですが、ただそのいただける数字が65歳以上5歳刻みですので、令和3年度は66歳ということですから、正確な数字にはならないのですけれども、65歳以上の免許を持っていない方は2,238人と推計しております。

次に、利便性が、町民の方の声ということで、やはり1回に使える枚数が増えたということで非常に使いやすいという声は聞いております。

以上です。

○畠山美幸委員長 菅原副課長。

○菅原広子長寿生きがい課長 近藤長寿生きがい担当副課長 それでは、老人クラブにつきましてお答えさせていただきます。

嵐山町老人クラブ連合会への補助金につきましては1団体7万2,000円を出しています。15クラブですので、7万2,000円掛ける15クラブで108万円というふうになっております。その108万円の中から各地区の老人クラブへ出している補助金なのですけれども、それは金額でいうと全部で50万6,520円なのですけれども、これの計算方法

が4月1日現在の会員数を基に算出した金額となっております。ですので、それぞれの地区によって金額が変わってきています。

次に、活動内容なのですが、令和3年度もコロナ禍によってスポーツフェスティバルや町民体育祭や、ゲートボールやグラウンドゴルフのスポーツ大会が中止となって、できないことが多くありました。ですが、その中で新たに県で推進しているフードドライブということを実施しました。それから、毎年行っている町内の保育園や小中学校への手作りの雑巾の寄附とか、それぞれ地区で児童の見守りだとか、花植えとか、そういう毎年やっているような活動をできる範囲内で実施しているという報告を受けております。

以上です。

○畠山美幸委員長 松本委員。

○松本美子委員 ちょっと分からなかったのですが、すみません、もう一度確認をさせていただきますけれども、助成クラブのほうですね、老人会の。そちらの答えを今いただいたわけですが、これは15団体が全体で町の中にありまして、1団体は7万2,000円ですか、それに50万幾らかというのがちょっと金額が聞き取れなかったのですが、これはどちらかに、県のほうかなんかに、そちらに出すお金ですか。それともどのようなものですか。もう一度すみません。

それで、団体での活動は、コロナの中ですが、できる範囲内でやっているというようなことのように感じましたから、分かりました。

それと、外での予防的なものは大勢の人と触れ合いしながら、脳の活性にもなるでしょうし、体の運動にもなるでしょうし、そういったことで花植え、それからフードドライブをやったり、いろんなものを新しく入れて、それは町のほうの指導というか、県のほうからの呼びかけで町が指導し、指導者を選んでお願いをしているということの流れでよろしいでしょうか。

それと、こういったことについて対象になる老人クラブの方たちの声を聞くというアンケートを取るといふか、老人クラブをこれからはどんなふうな形で持っていくか、そういった流れの、アンケートというところちょっと言葉が硬いですが、そういったような声をお聞きになったことがありますでしょうか。

それから、外出支援タクシーの関係なのですが、やはり使い勝手がよくなったというようなことは私も伺っておりますし、相乗りも結構ですよということのよう



ですから、よかったなというふうに今いろいろ思っています。できることならもう少し枚数があれば、一人生活の方はどこへ行くのにもそれを利用するしかないの、あとは普通のタクシー使うとお金が非常にかかる。年金だけではやっていけないのだよねというような声もかなり聞こえてきます。やはりお店やなんかが近場にあれば、幾らでもなくタクシーでも、歩きでも行けるのですけれども、七郷の方面、嵐山町全町と言っていいかもしれませんが、北部も南部もお店そのものが少ないですから、そういう点では特にタクシー券が足りなくなってくるというようなお声も聞いていますけれども、町のほうではそのようなお話というか声を伺ったことがありますか。それとも、みんな満足しているというか、そんなような形に受け取っておりますでしょうか。

以上です。

○畠山美幸委員長 以上でよろしいですか。

○松本美子委員 はい。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

菅原副課長。

○菅原広子長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 それでは、老人クラブにつきましてお答えさせていただきます。

町のほうから嵐山町の老人クラブ連合会のほうに補助金を108万円出しておりまして、その中から50万6,520円を各地域のクラブに出しているという説明をさせていただきました。例えば川島地区ですと、会員数が31人なので、基本額というのがありまして、基本額が3万780円なのです。人数で掛けると、1人当たり270円なので、8,370円で、合計すると3万9,150円という形で各地区に配分されております。

活動の内容なのですけれども、外での活動も増えていまして、グラウンドゴルフの練習を始めているところもあるようです。あと地域によってなのですけれども、頭の体操とか、そういう体操教室を独自でやっている地区もあるようです。この老人クラブ連合会は事務局が社会福祉協議会になっておりまして、社会福祉協議会のほうでいろいろな活動について考えてくださっております。そちらのほうでアンケートも取っていただきまして、老人クラブへの要望とか提案などを出していただいております。内容的にはコロナだけれども、うまく付き合って活動をやっていきたいという、割と前向きな内容が掲載されております。

以上です。

○畠山美幸委員長 近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長 高齢者外出支援タクシーの枚数がもう少しあればという声なのですが、役場の窓口のほうでも数件、もう使い切ってしまったので、もう一回申請したいとかというお声も何件かはあります。ただ、やはり限られた財源の中でやっているものですので、大変申し訳ないのですが、お友達と声を掛け合って相乗りをしていただくとか、少し工夫をしていただいで使っていただければということで説明させていただきまして、ご理解をいただいているような状況です。

以上です。

○畠山美幸委員長 松本委員。

○松本美子委員 外出支援タクシーの今の件なのですが、町民のアンケートやなんかの声は出ているということをご存知ですね。私の勘違いかどうか分からないのですが、令和3年度からは、令和4年度からかな、66歳だったのが65歳から配布というか対応できると、そういうふうに変更になったかなと思っていたのですが、これは令和4年度からということでしょうか。ちょっとそこを教えていただきながら、もし前年度の令和3年度の決算ですから、令和3年度からであればどのぐらいの対象人数がいたのかということをご存知か、ちょっと知りたかったものですから、お願いします。

それと老人クラブの関係で、1団体については、金額は人数によって違うのですよということは聞いておりましたけれども、そういうことなのでしょうね。それで、ほとんどの団体さんの活動は先ほど何点かお答えしていただきましたけれども、そういったことが多いのでしょうか。それをなかなか一堂に会して、皆さんで同じ種目をやるというのはグラウンドゴルフぐらいのことで、ほかにもあるのでしょうか。

以上です。

○畠山美幸委員長 近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長 高齢者外出支援タクシーの対象者につきましては、令和2年度までは65歳だったのですが、今後高齢者が増えていく中で、利用状況等も鑑みまして、令和7年度までには70歳に引き上げるという形で1年ずつ年齢を引き上げていっておりますので、令和3年度は66歳以上の方が対象となっております。

それで、65歳の方が令和3年度は対象から外れたわけなのですが、令和2年

度に65歳でタクシー券を配布していただいている方につきましては、令和3年度も対象となっております。65歳の方の人口が223人ということですので、223人ということになっておりますので、その方たちが対象から外れていくというような形になっております。

以上です。

○畠山美幸委員長 菅原副課長。

○菅原広子議長 寿生きがい課長 寿生きがい担当副課長 それでは、老人クラブの各地区の活動につきましてお答えさせていただきます。

先ほどもお話ししましたとおり、各地区でグラウンドゴルフの練習とかを始めているのですが、令和3年度につきましては一堂に会してという実施はできませんでした。残念ながら令和3年度はできなかったのですが、令和4年度は計画しているということを聞いております。

以上です。

○畠山美幸委員長 次の質問者、藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 私は決算書の111ページ、説明書でいいますと75ページです。高齢者運転免許証自主返納支援事業についてお聞きしたいと思います。

この申請の関係ですけれども、これは役場のほうから案内を差し上げて申請をしていただくのか、逆に自主的に申請をされるのか。それから、自主返納者については警察から通知というか、連絡があるのかどうか。その連携です。連携はどうなっているかをお聞かせください。

それから、申請者の人数がここに出ておりますけれども、対象者との比率ですね。その対象者が先ほど言いましたとおり、警察から連携があつて数字を押さえているのであれば、比率が出るかなと思ったのですが、その辺をお聞かせください。

それから、先ほどから言われています外出支援タクシーの件との関係です。これが自主返納支援事業のタクシー券がプラスになるのか、その関係をお聞かせください。

以上です。

○畠山美幸委員長 菅原副課長。

○菅原広子議長 寿生きがい課長 寿生きがい担当副課長 それでは、運転免許証自主返納につきましてお答えさせていただきます。

申請につきましては、案内するのではなくて自主的に申請をしていただいております。

す。警察のほうと連携があるのかというご質問なのですけれども、警察のほうでは嵐山町が返納の事業やっているということを知っておりますので、返納したときに警察のほうから、嵐山町は返納事業があるから窓口に行くといいよという話はしていただいております。

それから、申請の対象者なのですけれども、70歳以上の方で有効期限内の運転免許証を自主返納された方ですので、把握のほうはできないので、申し訳ございませんが、比率のほうまではお答えできません。それで、返納してもらってから6か月以内に申請していただいた方が対象になります。

それと、支援内容なのですけれども、タクシー助成券を15枚交付しております。これは1年間有効のものを15枚交付させていただいております、そのほかに外出支援タクシーの助成券も申請同時にできます。ほとんどの方が同時に申請していただいております。

以上です。

○畠山美幸委員長 藤野委員。

○藤野和美委員 そうしますと、自主返納された方はタクシー券15枚がプラス1年間は使えるということですね。そういう形ですね。そうしますと、自主的に申請されるということで、その辺の告知ですね、そういう方法があるという、これは印刷製本代が8万4,656円というのが出ておりますけれども、その辺の告知の印刷物等はどういう形で配布なりしているのでしょうか。それちょっとお聞かせください。

○畠山美幸委員長 菅原副課長。

○菅原広子長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 それでは、お答えいたします。

告知に対するチラシというのではなくて、広報に掲載させていただいているのと、あとホームページに載せております。ここに載っている印刷代というのはタクシー助成券の印刷代になります。

以上です。

○畠山美幸委員長 次の質問者、渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 主要な施策の74ページの高齢者就業支援事業1,700万9,100円なのですが、これは何人の方に、事務局に補助を出していると思っていたのですが、それでよいのかどうかということと、コロナ禍の就労者への影響を伺いたいと思います。

110ページになりますけれども、高齢者外出支援事業なのですが、今までのお話を

伺っていますと、対象者の36%の方が利用されているというふうに計算できました。そして、そのうちの独り暮らしの方とか、ご夫婦だけの方というのはどの程度になっているのか伺いたいと思います。

どうなのでしょう。団塊の世代が後期高齢者になってきたので、だんだんそういった形も増えてくるかなと思うのですが、そこら辺の把握はされているのでしょうか。後期高齢者の方がどのくらい入って利用されているかということなのですが、それを伺いたいと思います。

以上です。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

菅原副課長。

○菅原広子長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 それでは、高齢者就業支援事業につきましてお答えさせていただきます。

こちらはシルバー人材センターに対する補助金になります。シルバー人材センターの会員数が229人ですので、人数割というふうには言っていましたが、人数割ではなくて、補助要綱に基づいて補助金を出しております。

コロナの影響なのですが、多少なりともあったのですが、令和2年度に結構影響がありまして、契約金額が令和2年度に2,000万円ぐらい減ったのですが、令和3年度は令和2年度と比較すると60万円ぐらいの減額なので、ほぼ同額かなということで、多少は影響を受けたけれども、就業率を見ると令和2年度は88.0%で、令和3年度は94.3%なので、比較すると6.3%アップしましたので、影響は受けましたけれども、それほどでもなかったということになります。

タクシーの利用なのですが、独り暮らしの方とか、そういう集計は出しておりませんので、申し訳ございませんが、お答えできません。

○畠山美幸委員長 後期高齢の部分は分かるのかな。

○菅原広子長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 後期高齢者なのですが、75歳以上の人口でいくと令和2年度は75歳以上の人口が2,888人で、令和3年度は2,960人なので、少し増えております。ですが、運転免許証を持っている方が結構いるのです。ですので、運転免許証を持っていない方というのは減ります。なので、後期高齢者人口は増えますが、タクシーの申請を受けるべき方は減少しているのです。それほど影響はないと考えております。

以上です。

○畠山美幸委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 すみません。高齢者の就業のほうなのですが、こういった職種に就業なさっているか伺いたいと思います。

実際には影響はほとんどなかったということですが、どの年齢までの方が就業されているのか伺いたいと思います。年齢層の一番高年齢の方というのかな、それと就業者が多い年齢の方、伺えればと思います。

次なのですけれども、高齢者外出支援タクシーなのですが、75歳以上は確かにそうなのです。今持っている一番、こういうふうな聞き方をすればいいのかな。令和3年度で一番高年齢の方で、これに加入されてタクシー券を頂いた方というのはどのぐらいいらっしゃるのか。ごめんなさい。どの年齢の方が一番多く取られたのか。それと、高齢者タクシー券を利用される最高年齢の方は幾つの方なのか伺いたいと思う。

それと、女性と男性の比率ってあると思うのです。今の時代はほとんど女性も持っていると思うのですけれども、免許を持っていない女性の方も結構いらっしゃるかなと思って、その方が利用されることも多いと思うのですが、その点について伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

菅原副課長。

○菅原広子隊長 寿生きがい課長 寿生きがい担当副課長 それでは、シルバー人材センターの年齢別就業者数なのですけれども、一番年齢の多いのは70歳から74歳の82人というのが一番多いです。最高年齢までは分からないのですけれども、80歳以上も35人おりました。就業しております。全体の比率でいくと60歳から64歳は3.62%で、65歳から69歳は11.31%、70歳から74歳は37.09%、75歳から79歳は32.13%、80歳以上が15.84%になります。

それから、高齢者タクシーの年齢別なのですけれども、集計は出しておりませんが、大変申し訳ございませんが、お答えできません。

○畠山美幸委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 そうすると、高齢者のタクシー事業なのですけれども、どのような方が利用されていて、そして男性、女性というふうな形の分析は、地区別はできていても、そういった細かいことの状況分析は今のところ出されていないというふうに考

えていいのでしょうか。それは、私は今後のこともあり、状況分析はする必要があると思うのですが、いかがなのでしょう。令和3年度されていないということですよ  
ね。

○畠山美幸委員長 近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長 お答えいたします。

今までやはり地域ごとの利用の状況に焦点を当てて見ていたものですから、年代別、性別というのが分析できておりませんので、今後はそちらのほうも分析に加えていきたいと考えております。

以上です。

○畠山美幸委員長 次の質問者、川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 74ページなのですけれども、シルバー人材センターについてです。依頼された仕事は全てできたのか伺いたと思います。

○畠山美幸委員長 菅原副課長。

○菅原広子長寿生きがい課長長寿生きがい担当副課長 それでは、シルバー人材センターにつきましてお答えさせていただきます。

令和3年度中に依頼されました仕事は全てできたということで報告をいただいております。

以上です。

○畠山美幸委員長 川口委員。

○川口浩史委員 そうですか。先ほどのお話ですと、令和2年度は仕事が減ったと。令和3年度はかなり戻ってきたというお話でしたよね。人数は229人で高齢化が進んでいて70歳から74歳が一番多いのだけれども、そこが一番多くて82人と。なかなか体力的にも厳しいかなというふうに思ったのですけれども、依頼された仕事というのはそれでも全部できていたというわけですか。もう一度確認なのだけれども。

○畠山美幸委員長 菅原副課長。

○菅原広子長寿生きがい課長長寿生きがい担当副課長 それでは、お答えいたします。

シルバー人材センターからの報告ですと、草刈り業務とか植木の剪定につきましては全部できたのですけれども、やや遅れぎみではあったそうです。ですが、全て処理できたという報告を受けております。

以上です。

○畠山美幸委員長 いいですか。

質疑のほうが終わりましたので、長寿生きがい課に関する部分の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。再開時間を10時25分といたしたいと思います。

休 憩 午前10時10分

---

再 開 午前10時24分

○畠山美幸委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、環境課、上下水道課に関する部分の質疑を行います。

最初の質問者、山田委員、どうぞ。

○山田良秋委員 決算書の39ページです。家庭菜園で楽しみ、生活を充実する人が近年ますます増えております。そこで、畑の害となるアライグマについて質問します。

アライグマ個体分析調査業務委託料76万760円とあります。このアライグマの捕獲の状況です。年度ごとの推移状況はどうかということ、また第二種のイノシシ、鹿はどうなっているかということです。よろしくお願いします。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

千野副課長。

○千野政昭環境課環境担当副課長 それでは、私のほうからアライグマの捕獲数とイノシシ、鹿の捕獲数についてお答えさせていただきます。

過去3か年の頭数について報告いたします。まず、アライグマですけれども、令和元年度の年間捕獲頭数が203頭、令和2年度が224頭で、前年比110%、令和3年度が232頭で、前年比104%と、そういった結果になっております。

次に、イノシシの年間捕獲頭数ですけれども、令和元年度が35頭、令和2年度が12頭、令和3年度が20頭となっております。

最後に、鹿の年間捕獲頭数ですけれども、令和元年度が7頭、令和2年度が13頭、令和3年度が9頭となっております。

以上です。

○畠山美幸委員長 いいですか。質問はない。

○山田良秋委員 はい、どうもありがとうございました。

○畠山美幸委員長 質問はある。どうぞ、山田委員。



○山田良秋委員 微増、あまり変化はないという解釈でよろしいのですか。捕獲数ですけれども。

○畠山美幸委員長 千野副課長。

○千野政昭環境課環境担当副課長 お答えさせていただきます。

多少ですけれども、微増という形でなっております。

以上です。アライグマに関してです。

○畠山美幸委員長 山田委員。

○山田良秋委員 どうもありがとうございます。

最後ですけれども、町のほう、こういった状況すぐ対応してくれます。環境課長自ら蜂の巣を対応してもらったこともあります。感謝しております。こんな形で引き続きよろしくをお願いします。

以上です。

○畠山美幸委員長 意見は要らないです。

次の質問者、狛守委員。

○狛守勝義委員 私の質問は1点で、資料としては主要の施策の説明書の95ページ、ぼい捨て・路上喫煙防止対策事業について。禁煙等強化区域というのは大体想像がつくのですが、どこであるのかということです。それから、巡回の回数はどのくらいなさっているのかと。それから、ぼい捨て・路上喫煙の状況というのは今現在どういう状況になっているのか、この辺をお聞きしたいと思います。

○畠山美幸委員長 千野副課長。

○千野政昭環境課環境担当副課長 それでは、私のほうからぼい捨て事業の、まず禁煙等強化区域はどこかという質問からお答えさせていただきます。

禁煙等強化区域は東武東上線の武蔵嵐山駅の東口、それから西口の主に菅谷地内、それからむさし台地内を指定させていただいております。

〔何事か言う人あり〕

○千野政昭環境課環境担当副課長 失礼しました。最後大字で言いますと、菅谷地内とむさし台地内、こちらを指定させていただいております。

巡回の回数につきましては週2回、1回2時間程度巡回をさせていただいております。シルバー人材センターの方が1名、不当要求相談員である方が1名ということで2名で対応させていただいております。基本的に月曜日が14時から16時、金曜日が8

時から10時といった形で巡回をしていただいております、年間104回の実施となっております。

それから、禁煙等強化区域内における周知啓発、声掛けと申しますでしょうか、そういった状況についてご説明させていただきますと、年間で582件、そういった形で啓発を行っております。それから、その上で喫煙等に対する指導件数、こちらにつきましては年間36件ということでございまして、その上で条例上の勧告書、命令書に当たるような案件はございませんでした。

それから、巡回をしている中で、ポイ捨てされたごみのほうも拾っていただいているわけですが、こちらにつきましては令和3年4月から令和4年3月までの間で、ごみを21.85キログラム、それから缶、ペットボトルが271本、こちらを回収していただいております。

以上です。

○畠山美幸委員長 狛守委員。

○狛守勝義委員 再質疑をさせていただきます。

これは強化区域の中にヤオコーは入っていないようなのですが、それは入っていないのはどのような理由なのか。

それと、やはりこのポイ捨て・路上等喫煙の状況を見ると、まだまだ啓蒙というか、啓発が必要な状況があるのかなというふうに思うのですが、そういった啓発、啓蒙というような活動としては環境課はどのように考えているのか、その辺をお尋ねしたいのですが。

○畠山美幸委員長 千野副課長。

○千野政昭環境課環境担当副課長 禁煙等強化区域の中にヤオコーといった店舗が入っていないと、そういうご指摘ですが、基本的に公共施設、それから道路、そういったところを対象としておりますので、含めていないというのが現状となっております。

それから、今後の啓発なのですが、予算も限られているところですが、まず今のぼり旗、それから看板等といった形で周知しているところですが、何分風によって老朽化してしまう部分もあるので、そういったところでまた再度購入させていただいて、さらなる周知啓発を図る。それから、道路に、ここは禁煙等強化区域ですよという印刷も当初はしたのですが、大分薄くなっ

てしまったところもありますので、また周知啓発を図るといった観点からは再度そういったことも検討したいというふうに考えております。

以上です。

○畠山美幸委員長 次の質問者、藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 私のほうは2点です。1つは、決算書の144、説明書で言いますと94ページです。外来生物対策事業について、この費用が会計年度任用職員報酬ということでこれが出ているわけですけれども、この業務の内容、それから勤務日数、どういう形でやっているのかということをお聞きします。

それから、先ほどこの中でアライグマの捕獲頭数が115ということで入っているのですけれども、先ほどの報告ですと232頭ということで報告ありましたけれども、その辺の関係ですね、お聞かせください。

それから、決算書の146ページです。説明書で言いますと94ページですけれども、空き家等の管理です。空き家等管理事業、これが2万6,852円、これは消耗品ですけれども、この事業についての業務の内容、それから管理している空き家の数がどのくらいあるのかをお聞かせください。

あと、空き家等を対処した数、空き家に対して何らかの対処をしたと。その数が判明できれば、それもお聞かせください。

以上です。

○畠山美幸委員長 千野副課長。

○千野政昭環境課環境担当副課長 それでは、お答えさせていただきます。

まず、外来生物対策事業につきましてですけれども、こちらの会計年度任用職員ですけれども、週2回、月曜と金曜日に勤務いただいております、午前8時半から午後3時半までということで勤務いただいております。勤務内容といたしましては、月曜日にアライグマの箱わなの蓋を開けて金曜日に閉めると、そういった流れとなっております。町内40か所ぐらい回っておりますので、なかなか時間がかかるところでございます。

それから、115頭の関係ですけれども、こちらにつきましては、こちらの主要な施策に関しましては会計年度の職員の報酬に絡めまして計上させておまして、年間では232頭だったのですけれども、職員が直接殺処分等を担っていただいた頭数が115頭ということで計上させていただきました。

続きまして、空き家等管理事業につきましてですが、こちらの消耗品につきましては、町内で放置されている空き家といますか、先ほどその空き家に蜂の巣がという話もあったのですが、蜂の駆除用のスプレー、こういったものを購入させていただきます。

それから、空き家の数、管理している数ということでございますけれども、管理と申しますか、空き家の適正管理に関する相談といったものが環境課のほうに入りますので、そちらの件数につきましては令和2年度に19件、令和3年度に16件、そういった件数が入っております、その上で適正管理に関する通知を送付しても何ら対応いただけないという空き家もございますので、そういった空き家に対しては町の職員のほうで、例えば適正管理を依頼してもされないということになります。本来であればいけないのかもしれませんが、草刈りを実施しているというところもやむを得ずということやっておりますので、そういったところが、現在の数になってしまうのですが、菅谷が3件、志賀が3件、広野が1件ということで計7件ございまして、雑草が繁茂する時期については苦情が入る前にはみ出ている部分といたしましうか、そういったところを適正管理、草刈りを実施させていただいているところでございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 空き家の数につきまして補足をさせていただきます。

空き家の数なのですが、令和3年度末に環境課で把握している数は506件となっております。

以上でございます。

〔「では、結構です」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長 そうですか。

次の質問者、渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 主要な施策の40ページなのですが、雑入の資源物売却代金が524万905円で、これは令和2年度から上がっているのですが、原価が上がったのか、量が増えたのか伺いたいと思います。

それと、主要な施策の94ページです。ストップ温暖化推進委員会の協議事項はどんなものだったのかお伺いいたします。

それから94ページの、先ほどの外来生物対策事業ですが、半分ぐらいが会計年度任用職員の方が行っていて、あとの半分は地域から持ってきたものと思われませんが、もうちょっと多いのかな、駆除の多い地区というか、アライグマの多い地区はどこになるのか伺いたいと思います。

それと、97ページです。動物死体収集運搬業務の133万3,000円で、運搬先はどこになるのか、件数と種類を伺います。

同じく97ページで、し尿券売捌手数料の20万3,961円ですが、くみ取り件数と家庭数、そしてこれは単純浄化槽というのですか、単一浄化槽というのか、合併浄化槽の前の浄化槽がありますよね。それも加わった数なのかどうか伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

千野副課長。

○千野政昭環境課環境担当副課長 それでは、お答えさせていただきます。

まず最初に、資源物売却代金の関係でお話しします。ご説明させていただきます。こちらにつきましては、令和2年度と令和3年度を金額で単純比較すると206万6,833円の増ということになっておりまして、回収の重量で比較いたしますと、アルミ缶で令和2年度が1万8,080キロ、令和3年度が1万8,560キロで、480キログラムの増。紙類のほうで令和2年度が49万5,509キロ、令和3年度が48万4,235キロで、1万1,274キロの減という形になっております。

また、アルミ缶の1キロ当たりの売却単価ということでございますけれども、年間平均額が、こちらは令和2年度から上昇しておりまして、令和2年度が年間平均67.3円だったものが163.5円に上昇していると、そういった形になっております。

それから資源物、紙類のほうの売却単価というのはほぼ変わっておりませんで、段ボールが5円から6.6円、新聞は変わらず6円、雑誌は変わらず3円、牛乳パックも変わらず5円、衣類につきましては売却ではなくて、受け取りという形で0円という形になっております。

続きまして、ストップ温暖化推進委員会の協議事項につきましてですけれども、こちらにつきましては、まず本町の事務事業に関するもの、嵐山町地球温暖化対策実行計画というのがございますけれども、こちらに基づきまして、役場庁舎、健康増進センター、図書館、ふれあい交流センター、それから町内の5つの小中学校、それから嵐山幼稚園の、こちらの10の施設です。この施設を対象に二酸化炭素の排出要因であ

ります電気、ガス、ガソリンの使用量等から換算した温室効果ガス排出量の令和元年度、令和2年度実績を報告させていただきました。次に、嵐山町環境基本計画兼ストップ温暖化地域推進計画における基本目標実現のための施策について、各個別目標における環境指標の検証を行いまして、こちらにつきましても令和元年度、令和2年度実績について報告させていただきました。そして、3番目に地球温暖化対策推進について、条例上で議会のほうに意見を求めるという形になっておりますので、こちらにつきまして意見を各に求めまして、それに対する意見書というのが令和2年9月3日付で届きましたので、こちらに対する環境指標に対する、出されました意見書に対する今後の町としての対応、こちらを委員さんのほうに説明させていただきました。

それから、続きまして外来生物対策事業のその頭数115頭ということですが、232頭が全ての年間捕獲頭数でございますけれども、残りの頭数は職員が駆除しております、処分しております、地区別の内訳ですけれども、232頭全ての内訳を申し上げますと、古里が9、吉田が25、越畑が25、広野が7、杉山が67、太郎丸が5、菅谷が4、川島が8、志賀が11、平沢が8、千手堂が14、遠山が5、鎌形が32、大蔵が1、將軍沢が11といった結果となっております。最も多いのが杉山だったわけですが、こちらにつきましてはインターのランプ内の開発に伴って、セイメイファームさんのところで捕れる頭数が多かったものですから、こういった捕獲頭数となっております。

それから、動物死体収集運搬業務に関してですが、運搬先ということでございますけれども、こちらにつきまして、令和3年度につきましては運搬先は小川地区衛生組合というふうになっておりまして、動物の種類で申し上げますと猫を39、ライグマを237、ハクビシンを30、タヌキを17、鳥類を12羽、それから、その他鳥獣が9といった収集運搬となっております。

最後に、し尿のくみ取り件数でございますけれども、こちらの件数は128世帯に対しまして833回のくみ取り回数という形で報告をいただいております。

以上です。

○畠山美幸委員長 清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 くみ取り件数なのですが、こちらにつきましては浄化槽は含まれてございません。あくまでもくみ取り式便所の件数のみでございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 最初の資源物の件なのですが、これはよく、いまひとつ聞き取れなかったのですが、アルミ缶は原価が上がったこともあるけれども、量も増えたということでもよろしいのですよね。違います。

それともう一つ、資源物のほうの紙は原価は変わらないけれども、量が増えたということでもよろしいのでしょうか。ちょっといまひとつうまく。

それから、ストップ温暖化の協議なのですが、議会からの意見に対して今後の町の対応を話されたということなのですが、それについてのストップ温暖化推進委員会の委員さんはどのようなご意見があったのか伺えますか。

それと、外来生物対策事業なのですが、杉山は今人が入っているというか、工事の車が入っているからたくさん確保できたというか、そういう形ですよね。ふだん人が入っていくと、他の地域、古里、吉田も多かったのかなと思うのですが、鎌形なども入っていくとアライグマがたくさん出てくる可能性というのはあるのかどうか伺いたいと思います。

あと、し尿券売払手数料なのですが、家庭数が128ということで、そうすると、ここのところでは単純浄化槽というのはこちらに入っていないので、それは合併浄化槽のほうに入ってくるのか、どういう処理を令和3年度なさっていたのか、これがよく分からないのですが、くみ取りではなくて、合併浄化槽でもなくて、公共下水道でもないところというのはどういうふうな処理をされているのか伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

千野副課長。

○千野政昭環境課環境担当副課長 それでは、私のほうからまず資源物売却代金の関係で答弁をさせていただきます。

まず、アルミ缶につきましてですけれども、令和2年度と令和3年度を比較して480キロの増となっております。こちらにつきましては先ほども申し上げましたけれども、単価が上昇しているといった形となっております。

それから、資源物に関しましては、その単価自体はほぼ変わってなくて、回収重量、こちらが1万1,274キロの減という形となっております。すみませんでした。

それから、ストップ温暖化の関係で議会のほうから出された意見に対する今後の町

の対応ということの説明というか報告させていただいたのですけれども、各委員さんから意見といったものは出されませんでした。

それから、最後にアライグマの関係ですけれども、鎌形等の地区に入って行って、数が増えるかといったお話ですけれども、基本的に農業被害ですとか家屋被害、こういったものに基づいて箱わなのほうを設置しておりますので、もっと被害を確認すれば増えるかもしれません。鎌形等については、いる可能性は十分考えられると思われ  
ます。

以上です。

○畠山美幸委員長 清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 それでは、お答え申し上げます。

先ほどの128軒、こちらにつきましてはくみ取り式の便所をご利用なさっているご家庭で、浄化槽エリアには107軒、公共下水道エリアには21軒ございます。そちらの128件はこのし尿処理のくみ取りにて汚物をバキュームカーで処理しております。残りの単独浄化槽とか合併浄化槽につきましては、合併浄化槽は家庭内の全て生活排水及びし尿を合併浄化槽の中できれいな水に処理をして、そのまま道路側溝なり生活公共用水に放流をしております。ただし、単独浄化槽につきましては、合併とは違ってし尿のみを処理する浄化槽でございまして、そのし尿を単独浄化槽で浄化して公共用水に流す。また、別の洗濯とかお勝手とかの生活雑貨水はそのまま流してしまうという状況になっております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 令和2年度に紙類が減少したというのはどういう理由からなのか伺いたいと思います。売却代金。

そして、次にストップ温暖化推進委員会なのですけれども、報告するだけで何も協議がないというのは、推進委員会はどのようなお仕事をやる場所だったのか、改めて伺いたいと、役目を伺いたいと思います。

それから、外来生物のことなのですが、これだと農業被害があったところにわなを仕掛けるから、その周囲というのはどこにあるかというのを見ること自体が今の現状ではできないというふうに考えてよいのか。そうすると、外来生物は増えていくわけなのですが、その点について伺いたいと思います。



それと、次の点ですけれども、私も今よく分からなかったのですけれども、単独浄化槽は直接公共の水路に行くので非常に問題があるというふうに言われていますよね。そして、このくみ取りではない単独浄化槽の仕様のものに関しては、くみ取りではなくて別にやっていくということで、全体では嵐山町の中で単独浄化槽はどのぐらいあると考えているのですか。私はくみ取りと単独浄化槽が確かにあったなと思って、今見ていて、単独浄化槽の手数料というのは嵐山町では全くカウントできないというふうになっているということでしょうか、伺います。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

千野副課長。

○千野政昭環境課環境担当副課長 では、まず自分のほうから資源物、紙類が減った理由ということでございますけれども、こちらにつきましては、理由については特に思いつくことがございまして、申し訳ないのですけれども……紙類の中で一番多く減っているのが雑誌類でございまして、雑誌が、令和2年度が13万2,934キロ、これだったのが11万6,735キロといった形で減っていることが見られます。

続きまして、ストップ温暖化の関係ですけれども、意見がなかった、役員の役割というお話ですけれども、先ほどもお話ししましたけれども、議会のほうからいただいた意見に基づきまして、町のほうからこういうふうに対応していきたいということをご説明して、その上で、確かにもっとこうしてほしいという意見はなかったのですけれども、役割……その他といいますか、環境基本計画に対する意見ですとかに関しましては活発に意見が出ましたので、それ以上何とも申し上げられないで申し訳ないのですけれども、環境基本計画に関しましては、個別の指標に関する事で意見が出ましたので、例えば里山のボランティア数が減っているのか増えているのか、そういった形の意見だとか、太陽光の補助金についてとか、保護樹林についてだとか、そういった個別の関係で意見はされましたけれども、先ほど申し上げましたとおり、今後の町の対応についてということでは意見は出されなかったというのが現状です。申し訳ないのですけれども、そういった形となっております。

それから、外来生物につきましては、確かに被害に基づいて設置をしている形ですので、あとはそれ以外に町のほうで自発的に、ここにかけてら捕まるのではないかと、いうところも何件かはかけておりますけれども、箱わなの数にも限りがありますので、その上で家屋被害、農業被害がどんどんと依頼が入ってくる状況でもありますので、

自発的に仕掛けたものに関しましてはやむなく回収して町民からの要望に応じているというところがあるという現状であります。

以上です。

○畠山美幸委員長 清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 お答え申し上げます。

大変失礼しました。浄化槽汚泥の処理のご質問でよろしいでしょうか。嵐山町の浄化槽につきましては、浄化槽エリア、公共下水道エリアに約2,900の浄化槽が存在しております。そのうち単独浄化槽につきましては900基、合併浄化槽につきましては1,860基でございます。合併浄化槽のうち800基は町管理型浄化槽でございます。その町管理型の浄化槽汚泥につきましては法定で年1回の清掃を行うことということで、毎年どのお宅も清掃委託の際に浄化槽汚泥の引き抜き、くみ取りを行って処理しております。それ以外のお宅の単独合併浄化槽につきましては、個人設置型でございますので、それぞれのご家庭でくみ取りを業者に依頼してくみ取っていただいて処分をしているという状況でございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 次の質問者、川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 95ページですけれども、河川水質検査についてです。基準値超過はあったのでしょうか。あった場合にその対策は何らかか取られたのか伺いたいと思います。

2つ目に、不許可の埋立てはありましたでしょうか。

そして、上下水道課のほうですけれども、116ページですけれども、川島川の大腸菌数はどのくらいか伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

千野副課長。

○千野政昭環境課環境担当副課長 それでは、私のほうから河川水質検査の基準値超過に関してお答えさせていただきます。

まず、市野川水域の矢崎橋、こちらのほうで5月に1回基準値超過、BODが1月に1回基準値超過、大腸菌群数が3回、5月、7月、10月基準値超過、そして大腸菌群数につきましては年4回実施しているわけですけれども、平均値も基準値を超過しております。次に、相生橋ですけれども、こちらはpHが5月に1回基準値超過、B

ODが同じく5月に1回基準値超過、大腸菌群数が3回です。こちらも5月、7月、10月に基準値超過して、4回の平均値も基準値を超過しております。

それから、川島川流入後でBODが1回、1月基準値超過、大腸菌群数が3回、5月、7月、10月に基準値超過、そして、年4回の平均値も基準値超過という結果になっております。

続きまして、槻川水域の谷川橋ですけれども、こちらにつきましては大腸菌群数が1回10月に基準値超過をしております。槻川橋ですけれども、こちらにつきましては大腸菌群数が1回、10月に基準値超過しております、年4回の平均値も基準値を超過しております。

それから、都幾川水域の八幡橋ですけれども、こちらにつきましては大腸菌群数が3回、7月、10月、1月に基準値を超過しております。また、年間の平均値も基準値を超過しております。次に、二瀬橋ですけれども、こちらにつきましては大腸菌群数が2回、5月、10月に基準値を超過しております、年4回の平均値も基準値を超過しております。

それに対します対策につきましてはですけれども、こちらの調査につきましては、町内を流れる河川の水質状況、こちらを把握いたしまして、今後の環境保全のための参考資料といったことでそれを目的としておりますので、調査結果に対しまして特に具体的な策を講じていると、こういったことはございません。

続きまして、不許可の埋立ての件数ですけれども、令和3年度における町の土砂条例、こちらの規制に関するものにつきましてはの許可申請はございませんで、無許可による土地の埋立てもございませんでした。

以上です。

○畠山美幸委員長 清水副課長。

○清水聡行上下水道課下水道担当副課長 私の方からは川島川の大腸菌群数についてお答えさせていただきます。単位につきましてはMPN/100ミリリットルでございます。

令和3年度の数値を申し上げます。5月、1万7,000、7月、2万4,000、10月、3万3,000、1月、490でございます。平均しますと1万8,623でございます。前年度の平均値が49万750でございますので、96.2%の減となっております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 川口委員。

○川口浩史委員 矢崎橋、相生橋、川島川、槻川、二瀬橋等が平均値でも基準値をオーバーしているということで、対策は何にも取っていないということで、ただ測っているだけということ、そうすると意味がないのです。どこが原因でなるのかというのが、対策を取らなかったら私はいけないのだと思うのですけれども、その考えを伺いたいと思います。

埋立ではないということで分かりました。川島川なのですけれども、すごいな、随分減ったなと、1万7,000、2万4,000、3万3,000。1月は、これ基準値内ではないですか。最近では初めてではないですか。何でこんなに少なかったのか、逆に不思議だなと思うくらいなのですけれども、何か1月に至るまでに対策を講じたので、この490という基準値内で収まったのか伺いたいと思います。いいときの100万ぐらいの数から比べますと、本当に改善したなと思いますけれども。

以上です。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 私のほうから河川水質の対策はというご質問にお答えいたします。

主に今副課長のほうから申し上げた基準値オーバーが水素イオン濃度、pH、生物化学的酸素要求量、BOD、あと大腸菌群数、主にこの3つでございまして、こちらのほうは、私どもといたしましては水素イオン濃度に関しましては、河川では水深が浅く、日光が川の底まで届くような、そういった場所に関しましては、水が滞留するような場所で付着藻類とか、そういうものが光合成によってpH値が高くなるというふうに調べております。これに関しましては、県のほうと連携して河川のしゅんせつや改修、水深や流速の確保などを検討していく必要があるかなと。機会を捉えてそのようなお話をさせていただきたいと思います。

生物化学的酸素要求量、BODのほうでございまして、こちらのほうは水の中の有機物、汚れの原因になるような物質でございまして、これが、微生物がそれを捕食することによって酸素を消費するわけでございますけれども、そのことによって少し数値が高くなると、そういったことなのですけれども、これは主に川の汚れの様子とか、ご家庭とか工場などの排水の状態を評価するような指標として使われ

ているものでございますけれども、こちらのほうが少し超過をしたと。そういう状況でございますけれども、こちらのほうの対応は私どもとしては、町民、事業者、それと町、行政のほうで排水基準に適合する排水を心がけると。町はそのための施策や、その行動を応援するような広報活動を周知していきたいと考えております。

続きまして、大腸菌群数でございます。こちらのほうは、実は昨年度に大腸菌群数から大腸菌数というふうに指標が変わっております。令和3年度は大腸菌群数ということでございますけれども、こちらの大腸菌群数というのは前から少し、50年ぐらいの前の調査方法をずっと踏襲してきたと、そういった経過がございます、大腸菌以外にほかの細菌も全部カウントしてしまって、それが全部数値で出ていたという背景がございます。そちらのほうはさすがに環境省のほうも問題視しまして、こちらのほう環境省の中央環境審議会の水環境・土壌農薬部会生活環境項目環境基準専門委員会というところで議論しまして、それで見直しの答申が出ております。今度最新の調査法を使って大腸菌数を測ると、そのように変わっております、それは令和4年度からの調査に該当になるのですけれども、その辺で大分大腸菌に対する現状把握がかなり精度が上がった形で取れるというふうに考えております。いずれにしても大腸菌に関しましては環境課だけでなく、例えば公共用水に流される排水、ご家庭に関しましては先ほども出ましたけれども、浄化槽、そのようなものからの汚れの場合、排水の性質、あと工場等の排水に関しまして、そちらのほうは水質汚濁防止法等でいろいろ規制がされておるわけなのですけれども、さらにその辺事故がないように私ども環境課としましては、ふだんから現場に出ることが多ございますので、その辺河川とか都市下水路も含めて異常がないかどうかというのは常日頃注視をしていきたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 清水副課長。

○清水聡行上下水道課下水道担当副課長 私の方からは川島川の1月の数値が異常に低いということで何か原因がということでございますけれども、1つ主要の施策の中でもお示ししておりますけれども、都市下水路の清掃委託ということで上流部分に当たります新田沼排水路、9月から清掃作業等を行っているのが1つの数値が小さくなった要因であろうかと考えております。また、1つが毎年1月の調査につきましては、桁が1つ低いぐらいの冬場についてはもともと数値が低い数値という形で結果が出て

おりましたので、その辺も含めて要因ではないかと考えています。もう一つは公共下水道区域内につきましては接続推進というものを行っております。令和3年度につきましては、区域内409世帯に対しまして公共下水を接続をお願いしたいということで戸別に通知を送らせていただいております。その中で、直接上下水道課のほうにお問合せもいただいております。お問合せいただいた件数が24件でございます。結果的に区域内で新たにし尿であったりとか、単独槽、合併浄化槽のお宅が公共下水に接続したというものが約30軒ございます。そういったことが総合的にありまして、数値のほう下がってきたのではないかなというふうに思っています。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 川口委員。

○川口浩史委員 pHは水深が浅くて、太陽光が入ってしまうと上がってしまうのだよと、なるほど、そうですか。BODについてはこれが問題だと。有機物を微生物が食べるので、その時に酸素濃度が一緒に消費されるから下がるという、そういうことだね。これが汚水や工場排水などとの関係で、我々の排水もそういうところに関係するということで。それで、川をある程度さらうということで、これはそういうことではぜひやったほうが良いと思うのです。特に嵐山町は魚がいるのかなと思うのですけれども、全部カワウに食べられてしまって、ほとんどもういないのではないかなって思われるのです。魚の逃げ場がないのです。魚の逃げ場がないような川になってしまってるから、それは逃げ場がなければ、もういくら放流したって、たちまち食べられておしまいだよということになってしまいますので、その辺を考えた川づくりというのが私は必要だというふうに思うのです。ただ、子どもたちが遊ぶ場というのは、そこは危険性がないようにしないといけないので、両方この場と魚がいる場所というはある程度区別しないとイケないのではないかなと思うのですけれども、どうですか、これ担当課ではないのでしょうか、その辺お答えできるのか。

○畠山美幸委員長 答えていただけます。高橋副……まだ質問ありますか。

○川口浩史委員 川島川なのですけれども、そうですか、1月は水温がそんなに上がらないか、大腸菌がうわっと増えるという状況ではないのでしょうかけれども、それでも基準値は超過していたなという私の記憶なのです。それが今回これだけ減っている、基準値内だということで何かなと思って。やっぱり新田沼の清掃が一番大きいのかな。あとは、そんなには改善していないよね。409世帯のうち30世帯しか下水にしている

わけではないですから。この辺のことは見て、1月以外は基準値超過ですから、ぜひ頑張ってくださいと思うのです。その辺、清掃を今後年何回かやる方向が必要だと思うのですけれども、お答えいただきたいと思います。

以上です。

○畠山美幸委員長 では、2点につきまして答弁求めます。

先に高橋副町長をお願いします。

○高橋兼次副町長 それでは、河川のお話が出ましたので、お答え申し上げたいと思います。

槻川の踏み石があるところに川口委員、最近行ったことがあるでしょうか。河川のことです。県が管理をしています。あの前後を今回しゅんせつといいますが、結構工事があって、それなりの成果が出ているのかなというふうに思っています。一度踏み石のところへ行って、ちょっと見ていただければ、こんなに魚がいるのかなと。小さな魚ですけれども、本当にたくさんいます。やっぱり何かやることによって、そういうふうなことも出てくるのかなというふうに思っておりますので、いずれにしても県の管理でございまして、必要があれば県にお願いをして、やるべきことをやればそれなりの成果も出てくるのかなというふうに思っています。特に踏み石のちょっと上流側が、藻が結構繁茂しているのです。それも今少しずつですが、きれいになってきています。したがって、その藻を今後どうしたらいいかなというふうに私ども考えておまして、それは何か手を入れてみたいかなというふうに思っています。いずれにしても、ぜひ一度踏み石のところ見ていただいて、こんなに魚がおるのかなというのは私も改めて感じました。したがって、今後のこともございまして、必要があれば県にお願いをして、いろいろな対策を取っていただくというのが一つの考え方かなというふうに思っています。

それと、全体的な公共下水等の話でございまして、先ほど副課長答えましたように、何十件というものを公共下水道に接続替えをしていただくと。これは地道な努力ですけれども、これを少しでもつなげていくのですか、町民の方において、公共下水道のエリアになっているのだから、ぜひその辺を理解していただいて、つないでいただきたいという啓蒙をしていくのは毎年のことなのですけれども、非常に大事かなというふうに思っております。

それと、公共下水道以外では、今度合併浄化槽の第2期工事も始まりましたので、

これからいかにまだ未整備のお宅に対してお願いをしながら、1軒でも多く合併浄化にさせていただくとかというものが大事なのかなというふうに思っております。いずれにしても、いろいろ数値のこと、お話が出ましたけれども、そういうことが地道な努力を続けていかない限り、なかなか一気に数値がよくなるということはないかなというふうに思っております。だからぜひ長い目で見ていただいて、少しずつでもいろいろな対策を取っていけば川もきれいになっていくのだなと。生活排水も地道な努力を続けた結果が最後は出てくるのかなというふうに思っておりますので、長い目で見ていただければ大変ありがたいというふうに思います。

○畠山美幸委員長 いいですか。

質疑が終わりましたので、環境課、上下水道課に関する部分の質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。30分までといたしたいと思います。

休 憩 午前11時20分

---

再 開 午前11時30分

○畠山美幸委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、農政課に関する部分の質疑を行います。

最初の質問者は狛守委員です。どうぞ。

○狛守勝義委員 私の質問が3点ほどあるのですが、資料としては主要な施策の説明書の99、100ということになります。

1点目は、農業者支援事業ということで、ほかの方も質問の準備をされているみたいなのですが、農業者フォローアップ事業と農業者フォローアップ事業の地域経済活性化分、この2つの違いです。そのことをまずお聞きしたいと。

次に、農業次世代人材投資事業ということで、まずこの事業の内容ということと、もう一つは農業次世代人材投資資金、2人というふうに書いてあったと思うので、差し支えない範囲でこの2人について教えていただければというふうに思います。

3点目は、担い手育成嵐丸塾運営事業ということで、現在何名の方が塾生として在籍しているのか、この3点をお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○畠山美幸委員長 中村農政課長。

○中村 寧農政課長 それでは、農業者フォローアップ事業の地域活性化分について、



通常のフォローアップとの違いということで説明いたします。

通常の農業者フォローアップ事業につきましては、農産物の生産体制の強化と経営安定を図るものでございます。認定農業者や農産物生産組合、それと農業の各種団体に対して支援するものです。また、この地域活性化分と申しますのは臨時交付金を、国の補助金をいただきまして、こちらのほうは令和3年度分については農産物生産組合にサービス品ということで補助をしております。サービス品につきましては、8月1日から1月31日の間に1,500円以上購入のお客様に対して、地元の農産物を150円分のものをプレゼントするというような内容でございまして、地域活性化分の令和3年度につきましてはこのサービス品、また同じ生産組合、このコロナ禍の中での販売の促進方法を少し変えようということで、外で対面販売とイベントを多くしようということで、生産組合に対してテント、それと備品につきましては、風等が吹きますと危ないですウエイト、それとテーブル、そういったものの購入に当たり10分の10以内で補助したものでございます。通常のフォローアップにつきましては、通常生産の効率をアップするための管理機、それと野菜を、ニンジンとかカブとか、そういったものを洗う機械、そういったものに補助しております。

以上です。

○畠山美幸委員長 飯塚副課長。

○飯塚 毅農政課農業振興担当副課長 それでは、私のほうから農業次世代人材投資事業について答弁をさせていただきます。

2人のほうなのですが、町内在住の40代男性が3年目で150万円受けております。この方につきましては古里地内の圃場でハウレンソウを周期栽培されている方になります。もう一人の方につきましては町内在住の30代の女性で、5年目の前期分ということで75万円、これ前期分というのは1年目が後期から始まっておりますので、そういった関係で前期分という形で75万円を入れているような形になります。この方につきましては、志賀地内の圃場で有機農業をやられている方になります。

それと、担い手育成嵐丸塾の運営事業のほう、何名の塾生が在籍しているかについてなのですが、現在塾生が20代の女性が1名、それと30代の男性が1名、それと40代の女性が1名ということで3名になります。

以上です。

○畠山美幸委員長 狛守委員。

○狛守勝義委員 再質問をお願いしたいと思います。

3つとも多少関係があるのですが、まず1つ目は、農業者フォローアップ事業というのは経営の安定がまずあるということが先ほどの答弁であったと思うのですが、そのときに新規就農をして、それで何年かたつと当然その方の状況というのが変わる可能性というのはありますよね。ですから、意欲を持ってやっていたけれども、例えば病気でその期間農業に携われなくなったとか、場合によっては女性の方で新規就農して、例えば結婚されてお子さんができてその期間ちょっとできなくなったと、そのような形であった場合のフォローというようなことはこの中には入っていないのかどうかです。

ここの、例えば農業をするための機械とか、そういう部分の補助をすとかというフォローと、別にほかの形のフォローというのも農業者フォローという部分のところでは重要な視点ではないのかなというふうに思っているのです。ですから、そういうものも含めた形のフォローアップ事業というような方向性というのは私は必要かなというふうに思っているのですが、その辺のところは現在の状況の中では考えられないのかどうか。

それと、この次世代人材投資事業で2名の方が新規で入ってきたと。これは最初考えていたような状況で、一生懸命やっても何年かやればいろんな状況を考えたときに、その後のフォローみたいなものというのも当然つながってくるだろうと思えますし、嵐丸塾のこの3名の方ですか、やっぱり嵐山町で新規就農するという意欲を持って今勉強されているというふうに思うのです。そうしたときには全部関連性があるのであれですが、そういった部分のことについて今後のフォローみたいなもの、そういうものについてどういう考えなのかお聞きしておきたいと思えます。

○畠山美幸委員長 中村農政課長。

○中村 寧農政課長 それでは、フォローアップについてお答えいたします。

機械ですとか、そういった以外のフォローアップということでご質問ですが、嵐丸塾の塾生、あるいは次世代人材育成の関係で国から経営開始型の補助金をいただいている方に関しましては、町が窓口になっております。当然嵐丸塾においては塾長や指導農家がございます。また、農林振興センターの農業支援部の職員もおります。そういった周りの関係者で、今現在もなかなか予算には出ておりませんが、実際に就農してお子さんを授かって、今現在子育て中という方もおります。そういった方に関し

では、規模のほうは一旦縮小して、その間農業の勉強をしていただく。できるだけ農地に足を運んで見回るだけでも農業に従事しているということになりますので、そういったアドバイス、相談もございます。そういったものは既に継続してやっていますので、今後もより新規就農者等に相談窓口のほうを広く開設して行って、そういった面のフォローもしていきたいと思います。

以上です。

○畠山美幸委員長 狛守委員。

○狛守勝義委員 このフォローアップ事業の中にそういったものをきちっとした形で組み込むというような、そういうことは考えられないのですか。

○畠山美幸委員長 中村農政課長。

○中村 寧農政課長 こちらのフォローアップ事業に対しましては、こちらは補助金でございますので、こちらと一体的というのは難しいとは思いますが、スタンス的には何かしらのPRをして、農業者に対してPRのほうを広く図ってまいりたいと思います。

以上です。

○畠山美幸委員長 次の質問者、大野委員。

○大野敏行委員 3項目について質疑をいたします。

まず初めに主要な政策の99ページです。嵐山町千年の苑手芸施設指定管理料63万円、令和3年度の事業は何をしたのか。平素はどのような利用方法なのかとありますけれども、私はこの通告書を8月23日に私の分は全て出しておりますので、その後一般質問でもこの問題が取り上げられました。再質疑からこの件はお願いしたいと思うのですけれどもよろしいでしょうか。

○畠山美幸委員長 どうぞ。

○大野敏行委員 この件につきましては観光協会に委託してやるということでした。観光協会に委託してあるこの施設につきまして、農政課としては一切お任せで口出しはされないのか、利用方法等についてお尋ねしたいと思います。

次に、100ページです。土地改良施設維持管理適正化事業、この事業内容と本事業により行ったことによって何年程度の耐用年数があるのかということ、その内容とそれをお尋ねします。

それから101ページ、農村地域防災減災事業、嵐山町4地区、農業用ため池劣化状

況評価業務委託で、緊急を要する場所はなかったのか、評価表の提出はいつになるのかお尋ねしたいと思います。

○畠山美幸委員長 中村農政課長。

○中村 寧農政課長 それでは、私から千年の苑手芸施設の指定管理料について回答いたします。

こちらの指定管理でございますが、令和3年4月から令和8年3月31日までの5年間の指定管理で基本協定を結んでおります。基本協定の内容では、施設等の運営管理に関する業務、施設等の維持に関する業務、施設等の効果・効率的運営に資するために必要な業務等があります。指定管理料の内容ですが、手芸施設での講師養成講座、これが指定講座としてやっていただく内容になります。また、施設内の清掃、光熱水、光熱料、浄化槽の維持管理料、消耗品等が含まれた金額が63万円でございます。特に農政課との関わりでございますが、施設を有効に本来の目的どおり活用していただくというのが強い願いでございます。一般質問でもございましたが、まさにまつりの期間は使っていただきたいということが農政課の気持ちでございます。今年につきましてはお土産品のストックヤードということで聞いておりますので、やむを得ないかなということで判断はしておりますが、まつり以外は講師養成講座、今年のまつりの手芸教室の講師さんを養成するための講習会を令和3年度は2回やっております。そのほかに観光協会、自主事業としても接ぎ木の講習会ですとか、クリスマスリースを作る講習会ですとか、オイルの蒸留体験とか、そういったこともやっております。コロナ禍ですので、自由に多くの方を集めてというのが本来できませんでした。ただ令和3年度におきましては、今年は施設のほうのお土産品販売はなかったのですが、ラベンダー応援ウイークというのが13日間ございました。その中でドライブスルーのような感じで、予約で生バラの切り花を販売したり、マスクスプレー等のお土産品もその場所で販売したという実績がございます。農政課といたしましても今年の利用についてはやむを得ないと思いますが、今後もそういった関わり合いを持ってしっかりとした指定管理がしていただけるように協力してまいりたいと思います。

以上です。

○畠山美幸委員長 飯塚副課長。

○飯塚 毅農政課農業振興担当副課長 それでは、私のほうから土地改良施設維持管理適正化事業と農村地域防災減災事業についてお話をさせていただきます。

適正化事業につきましては、土地改良施設の維持管理に伴う費用の一部を補助し、施設機能の保持と耐用年数の確保のために必要な整備補修をするものの事業でございます。内訳としまして、嵐山南部土地改良区のほうでパイプラインの敷設替え、ポンプの関連機器の交換、それと七郷北部土地改良区につきましてはポンプの交換と仕切弁の交換、嵐山中部土地改良区につきましてはポンプの交換、ラバー堰の交換、水管橋の交換という部分で補助のほうをさせていただくものになります。何年程度大丈夫かにつきましては、事業により造成された財産の処分制限を耐用年数といたしますと、対象となる施設ごとに異なりますが、例で言いますとパイプラインで10年、それとポンプで15年というのが1つの目安になると思います。

続きまして、101ページの農村地域防災減災事業のほうになります。劣化状況評価の結果につきましては、防災工事が必要となったため池が7池ほどございます。結果につきましては、関係する土地改良区等に随時報告をさせていただいて、今後の整備に向けて協議をしているところでございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 大野委員。

○大野敏行委員 千年の苑の手芸施設の利用方法については分かりました。これは結構です。

土地改良施設の維持管理適正化事業でありますけれども、南部、北部、中部とパイプラインの交換だとかポンプ交換だとか、かなりのこういったものが出てきています。土地改良事業始まって既に40年ぐらい経過しているのでしょうか。こういったものが土地改良区のみならず土地改良組合のほうでも同じような状況になってきているのかなと思うのですけれども、その辺の状況の把握みたいなものはされているかどうか、お尋ねしたいと思います。

それから、地域防災減災事業ですけれども、7池について再評価をする必要があるということでございます。この資料も見させてもらいますと、次年度へ繰越しという形で2,030万円ですか、来ておりまして、今年度そのような調査をされるのかと思うのですけれども、各地区に管理するところにお知らせはしてあるということで、つい最近私のところにも志賀地区で管理している沼もありましたので、飯塚さんのほうからお話はありました。これについてお金がいっぱいかかると思うのです。どのような順番というか評価というかをどの程度で考えていらっしゃるのか、この時点で、

その辺のところもお尋ねしたいと思います。

以上です。

○畠山美幸委員長 飯塚副課長。

○飯塚 毅農政課農業振興担当副課長 では、答弁させていただきます。

適正化事業の土地改良組合の状況のほうなのですが、施設的には土地改良区と同じような状況で、大分年数が経過してポンプ等に支障が出ているというお話も聞いた中で、何年か前にもポンプの、この適正化事業自体が、すみません、土地改良区は埼玉県の認可法人ということで事業申請ができるような形になっておりますので、手を挙げられるのですが、組合さんのほうにつきましては認可法人になっていない、任意団体になっておりますので、この適正化事業に手を挙げられないという形になっておりますので、町のほうの農業振興対策事業、10分の3の補助の事業を使いまして、以前三ツ沼のほうでポンプの交換等をしたという事例と、あと遠山のほうで配管の交換を行ったという事例がありますといった形で、組合さんのほうも大分その施設の対応が迫られているというのは農政課のほうでも把握はさせていただいております。

続きまして、農村地域防災減災事業のほうになります。今年度分に繰り越しているところもあるというお話をいただきました部分につきましては、先ほど申しました7池というのは、昨年度3分割をしまして委託のほうを発注させていただきました。1つが繰越しになりまして、5月31日で工期のほうを迎えておりまして、その結果も含んでの7池という形になります。

続いて、順番につきましては、一応県のほうに、今町のほうで考えているのがなかなか町のほうで全部というのが難しい形になりますので、県営事業を使いまして、なるべく県営事業のほうで対応する中で順番を決めさせていただく中で、当然ブロックローテーション等の耕作をしていないときとかが対応するのにいい時期だと思いますので、その辺を組み込んだ形で計画時期を入れて、進捗を進めていきたいと考えております。

以上になります。

○畠山美幸委員長 大野委員。

○大野敏行委員 各地区とも農業者の数が減ってしまって、改良区にしても土地改良組合にしても賦課金を個人が払ってその組合運営をしているわけですけども、なかなかお金をそう潤沢に各組合とも持っていない。このようにしっかりと県や国のそうい

った予算をうまく利用していただいて、今後ともこの件については積極的に、そういうアンテナを高くしてやっていただけたらなというふうに思います。これは答弁結構です。ありがとうございました。

○畠山美幸委員長 今答弁なしでいいって言ったよね。1点あった。要らないのよね。

○大野敏行委員 そうですか。失礼しました。

○畠山美幸委員長 終わったのですか。

○大野敏行委員 そういったアンテナを高くしていただいて、予算を捻出していただくようお願いしたいと思うのですけれども、その点についてお答えをいただきたいと  
思います。

○畠山美幸委員長 お答えいただく。

中村農政課長。

○中村 寧農政課長 それでは、答弁いたします。

委員のご心配のとおり、各組合非常に深刻でございます。嵐山町は嵐土連が  
ございます。嵐土連は改良区、組合ともに組織する団体でございます。そちらのほうで  
いろんな情報等、話合いの場が持たれておりますので、今後につきましても  
そういったご意見を反映させながら一丸となって取り組みたいと思  
います。

以上です。

○畠山美幸委員長 飯塚副課長。

○飯塚 毅農政課農業振興担当副課長 今国のほうから防災重点農業用ため池に係る防  
災工事等の推進に係る特措法というのが令和2年10月1日に施行されてお  
りまして、その期限が令和12年度末という形になっておりますので、町  
のほうでもそちらのほうの特措法をうまく使いながら、ため池の整備  
のほうを進めたいと考えております。

以上です。

○畠山美幸委員長 審議の途中ですけれども、ここで暫時休憩いたします。午後の再開  
は1時30分にいたします。

休 憩 午前11時56分

---

再 開 午後 1時25分

○畠山美幸委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いての質問者、藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 私は2問でございます。1番目が大野委員も質問されていましたが、手芸施設の関係と、それからフォローアップの事業です。これも先ほど質問等していらっしゃると思いますので、再質問からお願いしたいと思います。

○畠山美幸委員長 どうぞ。

○藤野和美委員 手芸施設の関係ですけれども、この手芸施設そのものの使い方です。例えばあそこを休憩所として使ったりとか、散策する人があそこを休憩スペースとして使っていくということは可能なのでしょうか、お聞きしたいと思います。

もう一つは、フォローアップ事業なのですが、これは臨時のほうです。交付金を使っているということで、サービス品を提供したと。これ約1か月で1,500円以上買われた方に150円の農産物をプレゼントしたということなのですが、これはどのぐらいの数の人に提供できたのか。それに基づいて直売所の売上げ等にどのぐらいの貢献があったのか、そのことについてお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

中村農政課長。

○中村 寧農政課長 それでは、答弁させていただきます。

まず最初に、手芸施設の利用方法でございます。来園、入場者、利用者等の休憩施設にということでございます。施設の軒先等にスペースがございます。まつりの期間中を見ましても、多くの来場者の方が手芸施設の軒先の、ちょうど自動販売機を2台設置しておりましたが、そこで腰かけて、くつろいで、トイレを利用して帰るところを見ております。まつりに限らず、できるだけ施設のほう、特にトイレです。閉めているときもございますので、限りなく、要は行楽シーズンです。花は咲いていませんが、ハイキングにいい時期です。春先ですとか、これからの秋の時期はぜひそちらのほうに立ち寄って、休憩なり、トイレなり、そういったことにも活用していただきたいと考えております。また、施設の中ですけれども、講師養成講座によって10名の講師がおりますので、できるだけ自主事業としていろんな体験教室等をやっていたきたいと思いますので、今後は利用方法につきまして観光協会と連携しながら考えていきたいと思っております。

続きまして、フォローアップでございます。期間のほうは8月の1日から翌年の1月の31日までということで、少し長い期間やっておりました。その間のサービス品が、150円のサービス品が2万4,947個でございます。こちらのサービス品は生産組合の方



々からの野菜を中心としたものでございます。これの事業効果でございます。ちょうどコロナが流行し始めた頃です。平成30年頃は売上げが、仕入れ品も含めて3億円という勢いまで来ておりました。コロナ禍になってから2,000万円ほど売上げが落ちました。ここ2年間、2億8,000万円近辺です。営業時間も当初は午前9時から夕方の午後5時半まででした。今現在、臨時的に午前9時半から午後4時ということで時間も短縮しております。そういった中でこういった事業を行うことによって、どうにか落ち込みを持ちこたえているという状況でございます。その中でも、売場を見ましてもにぎわい的にはかなりあると思いますので、これからどのくらいこういう状況が続くか予測もつきませんが、こういった事業をできるだけ活用して売上げの持ちこたえ、そういったものに貢献してまいりたいと思います。

以上です。

- 畠山美幸委員長 藤野委員。
- 藤野和美委員 オーケーです。
- 畠山美幸委員長 オーケーですか。

次に、松本委員、どうぞ。

- 松本美子委員 それでは、何人かの、私の質問するものにつきましても、今2名ですか、3名ですか、私を入れて4人目になるわけですがけれども、同じ質問になってくるかなと思いますけれども、違う面の質問をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

まず、農業者のフォローアップ事業の助成金と農業者フォローアップ地域経済活性化というふうに2つの農業者フォローアップ事業というものが予算化しておりますけれども、これのまずは違いをお尋ねさせていただきます。

- 畠山美幸委員長 その質問につきましては……
- 松本美子委員 分けていただきたいということです。
- 畠山美幸委員長 狛守委員の答弁を聞いていただいた上での再質問でお願いしたいです。
- 松本美子委員 ですから、そういうわけで答えいただいて、先ほども断りましたけれども、狛守委員さんが聞きましたけれども、年代とかいろんなものも聞きましたけれども、答えていただきながらそこに違う問題をちょっと私のほうでは聞かせていただければと思って質問をさせていただきますけれども、無理なようでしたら再質問から

でも、今再質問でも結構ですよ。

○畠山美幸委員長 再質問をお願いします。

○松本美子委員 再質問ですか。

○畠山美幸委員長 はい。

○松本美子委員 そうしますと、その中で管理費というもので機械等があったと。機械というものがどのような機械なのかというようなこと。それから、経営が安定するためにこの事業をやっているということですが、安定とはどのようなものを指して安定というものなのでしょうか。

また、もう一点は、各種団体等へのフォローアップをしているということですが、この各種団体はどのような団体があるのでしょうか。3点です。

次の農業委員会のほうの関係ですが、農業委員の運営事業でございませうけれども、こちらにつきましては年間活動内容と指導や効果ということでお尋ねをさせていただきます。

以上です。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

中村農政課長。

○中村 寧農政課長 それでは、答弁させていただきます。

まず、一般の農業者フォローアップ事業でございませうが、補助の内容でございませうが、管理機と私先ほど申し上げましたが、稲作用の播種機ですとか、今回におきましては、ハンマーナイフというものがございませう。このハンマーナイフなのですが、基本的に除草の機械は補助対象外なのですが、このハンマーナイフをご希望の農家の方はイチゴの施設栽培をしております、使う用途としては、ハンマーナイフですので、土の上をナイフでたたくということで、草をすき込む、土壌を改良するというものにこの機械が必要だということを説明を受けましたので、こちらのハンマーナイフを管理機として考えまして補助いたしました。

また、この対象者ということでございませうが、まず認定農業者がございませう。それと、農産物直売所の生産組合員、118名ほどおります。その方のご希望のある方ということで、それと新規就農者または団体、法人などの農業をされている団体の方、そちらのほうが対象となっております。

○畠山美幸委員長 あと経営安定。

○中村 寧農政課長 失礼いたしました。目的です。農産物の体制の強化と経営安定を図るというのが目的でありますので、対象者が農業を経営として営んでいる方です。ですから、最新の農機具によって生産性を向上するというのが目的であります。

以上です。

○畠山美幸委員長 次に、答弁を求めます。

農業委員会事務局内田主席主査。

○内田雅幸農業委員会事務局主席主査 それでは、農業委員会運営事業につきまして、私のほうから答弁させていただきます。

農業委員会、年間の活動、それから指導、効果等についてでございますが、農業委員会運営事業といたしまして、毎月1回定期的に農地調査会を開催いたしてございます。令和3年度におきましても年間を通じまして全ての月で開催いたしております。加えまして、11月には年1回の集中的な農地利用状況調査も実施いたしてございます。また、毎月の農地調査会を経まして、農業委員会総会を令和3年度につきましては9回開催してございます。これらの年間の調査会、総会等、主な活動といたしまして、農地法に基づく許認可に関する審査等、またもう一つ大事な課題といたしましては、農政課のほうとの関係がありますが、農地の利用状況の集約化の推進、これらに取り組んでございます。それに関わる制度であります農地の利用権設定の申請につきまして、令和3年度につきましても新規、更新ともに多くの申請をいただいております。また、農地を取得して農家の経営拡大を目指す農地法3条の許可申請につきましても多数の申請がございました。また、国のほうで進めております農業のDX化の推進の流れを受けまして、令和3年度からはタブレット端末の導入等も進めてきてございます。農業委員会といたしましては、農業委員さん、農地利用最適化推進委員さんと力を合わせまして、令和4年度につきましてもこれらについて一層推進しているところでございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 松本委員。

○松本美子委員 それでは、再質問させていただきます。

ハンマーナイフの関係なのですけれども、こちらのほうが認定農業者の農業そのものは118人いるということのようでしたけれども、該当になられた土の上を、土壌ですか、それをするものだという事ですので、幾つの団体さんに、こちらはあれ

ですか、フォローアップ事業の中の地域経済活性化分のところの金額という形の見方でよろしいのでしょうか。それが452万6,000円ほど入っているものですから、この内訳が聞きたかったので、1回目から聞いてみたいなと思ったのですが、再質問からということですから、再質問からさせていただいていますけれども、その辺をもう一度申し訳ないですが、分けていただければありがたいかなというふうに思います。

それと、経営安定というのは、農家のほうでは安定化していくというものは自然の相手ですから難しいという部分は非常にあるというふうに思っています。ですが、安定しなければ生活もできないと。そういう中で、特に経営安定をしていくための努力というか、指導といいますか、何かそういうものはあるのでしょうか、ないのでしょうか、それをお尋ねをさせていただきます。

それから、農業委員会の関係なのですが、農業委員さんの活動はただいまの答弁でほぼ分かりました。そういう中で、優良農地でしたら現在維持管理も大体のところで行っていると。集団なり、担い手さんなりが頑張ってくれているというふうなことですが、そういうところの人たちとの関わり合いは、農業委員さんのほうで関わっているところは優良農地ではないのですか、それとも耕作放棄地のほうの関係とか、新規就農の関係とか、そういう方面に携わっていき、優良農地化をしていきながら元に戻すと、そういった事業のほうに力を入れていくのが農業委員さんで、現状の優良農地については各集団あるいは担い手さんがしっかりとやっているの、そのほうにはあまりタッチはしていないとか、そういうことですか。

それから、集約化のほう等はこの間から出ておりましたけれども、この件はいつ頃までに、どこまで予算、決算ですか、どこまで、どのくらい進んだのでしょうか。こういう聞き方ならよろしいですか。

以上です。

○畠山美幸委員長 中村農政課長。

○中村 寧農政課長 それでは、農業者フォローアップ事業の内訳についてご回答させていただきます。

具体的な内容ですが、南部堆肥組合の堆肥施設の修繕料でございます。それと、こちらのほうは認定農業者にパイプハウス、また生産組合に、これはチャレンジするための苗の配布、アンズですとか、ミカン、キンカン、そのような苗代を補助い

たしました。また、生産組合の中でも、花き部会というのがございまして、花き部会のほうにもパンジー、ピオラとミモザ、ハボタンなどの苗の代金の補助をしております。それと、先ほど申し上げましたハンマーナイフ、稲作用播種機、精米機、こちらは認定農業者です。ブドウのハウス、カブ洗浄機、動力噴霧器の以上のような3団体7経営体に補助しております。

また、経営安定の指導でございまして、こちらのほうは農政課サイドと農林振興センター、農協、そういった関連する人々によって相談を受け入れてサポートをしているというのが今のスタンスでありまして、指導というよりは相談に応じてアドバイスをしているというのが実態でございまして。

以上です。

○畠山美幸委員長 農業委員会事務局内田主席主査。

○内田雅幸農業委員会事務局主席主査 農業委員さん及び農地利用最適化推進委員さんでございまして、優良農地、それから荒廃している農地、いずれにも毎月毎月のパトロール、それから年1回の農地利用状況調査を使いまして、町全体を優良農地の方々と交流をしていただいたりして、先ほど申しました農地の集約化に貢献していただいておりますし、それから一方で、荒廃農地に関する調査につきましても毎年協力していただいて、そちらのほうの把握、そして対応等につきましても毎年毎年進めております。農地の利用権設定によって集約化を進めているわけですが、農政課のほうとの関係がありますが、農業委員会のほうでは、令和3年度につきましても、毎年年に4回定期的に利用権設定を受け付けております。年間で合計しますと、203筆の申請がございました。うち82筆、半分弱ぐらいは新規の申請がございまして、毎年着実に農地の集約化を進めているというところでございます。

以上でございまして。

○畠山美幸委員長 質問はありますか。

松本委員。

○松本美子委員 いいですか。

○畠山美幸委員長 今度で3回目ですから、どうぞ。

○松本美子委員 フォローアップのほうは再質問という話でしたから、そちらは結構です。ですから、農業委員会のほうのことだけは3回目だと思いますので、よろしいですか。

○畠山美幸委員長 どうぞ。

○松本美子委員 ただいまの答弁をいただきました中で、就農の関係、集約の関係ですけれども、随分数が多く集約がなされつつあるのだなというふうに思いますけれども、やはりこれは耕作ができないというような形での集約が主なのでしょうか。その内容は高齢化ということが一口に言われますけれども、そういったような言葉を引いて203件というような形で今集約がなされているというふうな解釈でよろしいでしょうか。

以上です。

○畠山美幸委員長 農業委員会事務局内田主席主査。

○内田雅幸農業委員会事務局主席主査 農地の利用権設定でございますが、主に担い手さんの方々をまず中心に農地を担っていただける方々が農地を借りて、広い面積で農地に携わっていただいているということと、それからまた一方で新たに農業を始めたい、あるいは嵐山町に引っ越して来られて農地を借りたいという方々、そういった方々にも申請していただいて農地を借りていただいて集約化を担っていただいているという状況でございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 次の質問者、川口委員です。

○川口浩史委員 この夏、東北では大雨によるため池の決壊があったということで、私これラジオで聞いて、実際どういう決壊の仕方をしたのか分からないのですけれども、嵐山町も大変ため池が多いわけですので、しっかり聞いておこうと思いました。それで、101ページにため池の測量設計が載っているわけです。金額がそれぞれ違うので、測量の仕方が、ため池は全部違いますから、違うといえば違う、そうになってしまうのですけれども、測量の仕方も違うのかなと思っているのですけれども。沼だけを見ると25沼あって、あと調整池、池があるわけなのですけれども、それぞれどういう測量の仕方をしたのかを伺いたいと思います。1回目はもう大野委員さんがやっていますので、2回目からということで。それと、今後の必要性、必要というか、どのくらいの沼がまだ測量設計、調査する必要があるのか伺いたいと思います。

2つ目に、99ページなのですけれども、有害鳥獣の捕獲委託料が、去年は77万円だったのですけれども、82万9,000円、うんと増えている。具体的に捕獲はどのくらいあったのかを伺いたいと思います。

それから、昨年来の値段が下がったということで、農業の方大変だったわけなのですけれども、その補償というのは何かあったのか伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

飯塚副課長。

○飯塚 毅農政課農業振興担当副課長 それでは、私のほうから答弁させていただきます。

まず最初に、農業施設整備事業の中のため池の関係ですが、金額に応じて、同じため池数なのに金額が違うという今お話があったのですが、内容についてはみんな同じなのですが、ため池の規模が、皆さんどこの池も違いますので、大きさ等によって測量設計費のほう、委託料のほうが増減するような形になります。

それと、この夏において嵐山町で被害があったかという状況なのですが、ため池の被害及びため池が起因する被害はこの夏ありませんでした。

それと、調査を必要とするため池のほうなのですが、残りのところ、そこにつきましては現状の方針では全て完了しております。

続きまして、有害鳥獣捕獲の委託料について答弁させていただきます。

金額の増加によるものにつきましては、従事者の単価の見直しということになります。それと、捕獲の状況なのですが、鳥類が83羽、イノシシが16頭、鹿が8頭という形になります。

続きまして、米の値段が下がって補償があったのかという部分について答弁させていただきます。

令和3年度の補償はありません。しかしながら、6月の補正をさせていただいたように、令和3年度に影響を受けた農業者に対して、令和4年度の事業で水稻の次期作支援として補助を実施しております。

以上となります。

○畠山美幸委員長 川口委員。

○川口浩史委員 そうですか。ため池の関係では大きさが違うので、金額も違ってくる。同じ内容の調査をしているということですか。これ調査ですよ。調査やった結果、改修が必要だというのはどのぐらいあったのか伺いたいと思うのです。私個人的に言うと、池田沼や谷戸沼、池田沼も仮に決壊しても大丈夫かな。

○畠山美幸委員長 意見は言わないでください。質疑のみでお願いします。

○川口浩史委員 ちょっと影響を受けるのではないかなと思いますので、谷戸沼も。ほかのところは具体的なところがよく分かっていないので。調査をして改修が必要だった沼はどのぐらいあるのか。その改修はどのぐらいの時点でやっていく予定なのか伺いたいと思います。

有害鳥獣の関係では、そうですか。これほかの環境課のところでは聞いていますけれども、イノシシ、鳥などもそうですけれども、鳥類が83羽、イノシシが16頭と。これは、令和2年度と比較して捕獲した数が伸びているのか。伸びていないとしたら、やっぱりこれは被害が出ているわけですから、どうしたらいいかという、今銃を扱える人が少なくなっている、その辺の対策というものがしっかり必要ではないかと思うのですけれども、その辺を伺いたいと思います。

それから、米の値段の関係なのですが、6月議会で、あれによって、令和3年度作っていた人は全員が補償というか対象でお金が行くという理解でよろしいのでしょうか。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

飯塚副課長。

○飯塚 毅農政課農業振興担当副課長 それでは、答弁をさせていただきます。

まず最初に、ため池のほうなのですが、改修の数なのですが、劣化状況調査につきましては先ほどお話ししたため池の数が7池となります。

それと、ため池につきましては、以前から耐震点検、豪雨調査、劣化調査という形で、調査を3つさせていただいております。その中で評価が悪かったため池につきましては、整備が必要と判断されたため池が、耐震のほうは20池、また豪雨調査のほうは23池、先ほど言った劣化調査のほうは7池ということになりまして、ダブっているところもあるのですが、トータルすると24池の何らかのこういった整備が必要となる結果となっております。

ため池の改修の時期につきましては、今県と打合せのほうをさせていただきながら事業の計画を煮詰めているところにはなるのですが、県営事業としましては、本年度基本調査ということで、ため池群1、2という形で、ため池群1が5池、それと2としまして4池を県営事業ということで9か所進めております。それと、団体営事業としまして、町のほうで4池、本年度予算で基本計画策定の業務を進めているところになります。そこで調整を取りながら、あと先ほど話したようにブロックローテーショ



ンの時期等も踏まえた上で改修の時期を煮詰めているところになります。

それと、有害鳥獣捕獲の昨年度との比較になります。昨年度、鳥類のほうは57羽、それとイノシシのほうは10頭、それと鹿のほうは13頭という形で、前年度よりも捕獲頭数は増えているような形になります。今後の捕獲の指導等につきましては、従事者とお話をさせていただきながら、農作物等に被害が出ているところを中心に捕獲のわたの設置を引き続きさせていただいて、捕獲のほうを進めていきたいと考えております。

以上になります。

○畠山美幸委員長 あと水稻。

中村農政課長。

○中村 寧農政課長 それでは、次期作支援の関係で答弁させていただきます。

令和3年度に影響を受けたということが大切でありまして、一応再生協議会のほうに正式に作付の計画書を出していただいた方、それが一番手がかりになるもので、そういったきちんと水稻をここの場所にこれだけありますというものを出していただいた方が約100人ほどおります。その中で、当然水稻をやられる認定農業者等も14名ほどありまして、そのほか個人である程度集積してやられているという方もおりましたり、自作するという方もございます。そんな中で、種代1反当たり3,500円ほど考えておりまして、計画の中で、申し訳ないのですけれども、1反分は自己消費ということを考えてまして、そこは抜かせていただきます。それを抜いた作付面積のほうで計算しまして、申し訳ないのですけれども、一番低い方で1,000円という方もおりますし、中には100万円を超えるという方もおられます。そういった支援の方法で、ブロックローテーションの関係もございます。4年度作らないということがございますので、その方にとっては次期作はその次の年になりますので、そういった考えで次期作支援という形を取らせていただきまして、まさに今その事業を展開しているところでございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 川口委員。

○川口浩史委員 ため池の関係なのですが、1、2ということで答弁があったのですが、その意味がよく分からないのです。1が5池、2が4池だということで、その1、2の件を伺いたいと思います。

これは、その後、4池がこれは町がやるのだということで、これは最優先ということなのですか。これは先ほど大野委員さんが言った件のところかな。違うのであれば、どこの沼なのか伺いたいと思いますが。町がやるのが最優先で、その後1、2に県と相談をしてやっていくということで、1、2のものに対しては県からの補助があるという理解でよろしいのでしょうか。時期的なものも分かれば併せて伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長 飯塚副課長。

○飯塚 毅農政課農業振興担当副課長 それでは、ため池について答弁させていただきます。

令和4年度に計画をしておりますため池郡1、2と町でやる部分につきましては、県営事業でお願いする中で、ため池群1と言われているのですが、七里北部の左岸側でまとめた群になりまして、そこで受益があったりだとか、ため池群というのが大雨が降ったときの貯水機能を持たせている、そういう大雨対策になるという部分も含めておりますので、そういった中で左岸側でまとめさせていただいて、ため池群1、今後、新川のところで、右岸側でまとめさせて、またため池群2につきましては、嵐山中部をメインとしまして、粕川の右岸側と左岸側で分けさせていただいて、くくりをつくっているところになります。優先順位はないのですが、そういった形の中で町で全部計画策定から改修まで24池ありますので、そういったところを全部町のほうでできませんので、県と協議した中で、そういう分け方をさせていただいた中で、ため池を1、2、3、4でくくれなかった部分を嵐山町のほうで団体事業として行うという形を取らせていただいております。

以上になります。

○畠山美幸委員長 次の質疑者は渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 主要な施策の99ページですけれども、地産地消事業の14万9,520円ですけれども、事業内容と効果を伺います。

それから、同じく99ページ、嵐山農業振興地域整備計画策定業務委託643万円なのですけれども、これは見直しということに書いてありますけれども、落札率、それと策定の効果について伺います。

それから101ページ、これは書き方が悪かったのですけれども、農業用地測量設計委託料4,542万4,000円ですけれども、今のため池のこの活用だと思うのですけれど

も、成果物の活用について大体分かったような感じはするのですけれども、伺います。

○畠山美幸委員長 中村農政課長。

○中村 寧農政課長 それでは、地産地消事業について答弁させていただきます。

こちらの地産事業の活用ですけれども、地元農産物に付加価値をつけて販売を拡大するための技術支援や販売促進を図るための経費となっておりますが、具体的には消耗品においては直売所の裏に味菜工房が展開する61のうどんの店舗がございます。そちらのほうは昨年度コロナのために長い間休業をしております、少し店舗のほうの改修が必要になりまして、その部品です。ボルトですとか、ジョイントする金具ですとか、それと屋根の部分のシートです。そういったものを消耗品として買って、職員等で設置をしたというものに使用させていただきました。また、有機栽培をしている農家のご質問、一般質問であったところがございますが、有機と観光農業の間に実は埼玉県で認証する特別栽培の認証というのがあります。そちらの認証を受けている方が町内で3名ほどいらっしゃいまして、その方がその農産物に貼るシールというのがございます。そちらのほうの印刷代ということで使用させていただいております。また、そのほかに農林61号で既にパンフレットを作っております。いろんな施設において配布しているのですけれども、かなり好評で、直売所はかなり部数が出てしまっているので、そちらのほうを約1,000部ほど増刷したものでございます。

いずれにしても、効果につきましては、めんこ61を展開するに当たって、味菜工房のうどん店は、そういった意味ではPR効果がございます。また、それを支援することによって、味菜工房の販路、これは昨年ささいなことなのですが、実は鎌形のデイセンターウィズさんのほうで農林61号の話を聞きまして、うどんを利用者に提供したいという相談がありました。味菜工房さんに相談したところ、喜んで配達しますよということで、月に1回、5パックほどですけれども、利用者に地元のものを食べさせたいということで、うどんが大好きだそうなので、そういったことで、また生麺を提供してしまして、施設で調理の方がその場で茹でて、茹でたてのうどんを食べるということで、茹で方も何か指導したようなことも聞いております。そんな内容で使用させていただきました。

以上です。

○畠山美幸委員長 飯塚副課長。

○飯塚 毅農政課農業振興担当副課長 それでは、私のほうから農業振興地域の整備計

画とため池について答弁をさせていただきます。

農振の整備計画の策定業務委託のほうなのですが、643万円につきましては、この事業が令和元年からの継続事業となっております、当初の業務委託料のほうが913万円となっております。そのうち令和元年度中に前払い金として270万円をお支払いのほうさせていただきます、残った額が先ほどの金額になります。請負率につきましては91.4%となっております。今回、前回の全体見直しの平成21年から年数が経過しており、道路買収等を除外して農用地域として確保しなくてはならない面積を再度把握するために行った業務になります。

続きまして、ため池のほうになります。成果物の活用につきましては、先ほどからお話をさせていただいている調査の耐震、豪雨、劣化で出た成果を今年度から委託のほうをさせていただきます基本計画の策定のところでご使用させていただくような形になります。

以上となります。

- 畠山美幸委員長 質疑が終わりましたので、農政課に関する部分の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。入替えのみでお願いします。

休 憩 午後 2時12分

---

再 開 午後 2時16分

- 畠山美幸委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

企業支援課に関する部分の質疑を行います。

それでは、狛守委員からどうぞ。

- 狛守勝義委員 それでは、質問させていただきたいと思います。

私は3点なのですが、資料でいうと主要な施策の説明書の104、106ページということで、まずこの機会に、例えば給付事業、給付金事業に関しては整理したいということで、全て聞かせていただいております。

まず1点目、嵐山町小規模事業者等応援給付金事業、給付101件とありますけれども、この事業の内容を教えてください。

2点目が、嵐山町販売促進支援金給付事業、これも同じように支援24件とありますけれども、この事業の内容。

それから、3点目は観光地域づくり法人推進事業ということで、法人化に向けての進捗状況、これを質問させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

松浦副課長。

○松浦一高企業支援課商工・観光担当副課長 お答えさせていただきます。

嵐山町小規模事業者等応援給付金事業の内容でございしますが、こちらは新型コロナウイルス感染症の影響により令和3年1月から申請日前月までの期間で、任意の連続する3か月間の平均売上高が影響の出る前に当たる前年または前々年同期の平均と比較して20%以上減少している町内事業者に給付金を支給したものです。減少率により支給額が異なります。売上げの減少率が20%以上50%未満が10万円、売上げの減少率が50%以上70%未満が15万円、売上げの減少率が70%以上が25万円となっております。なお、国が実施する一時支援金、月次支援金、県が実施する休業・時短営業の要請に伴う協力金の支給者は対象外としております。

続きまして、嵐山町販売促進支援金給付事業の事業内容についてお答えいたします。

嵐山町販売促進支援金給付事業の内容は2種類ございします。1つ目が嵐山町販売促進支援金です。町内事業者で、嵐山町商工会の支援を受け、経営革新計画を策定し、計画を実施中か、もしくは小規模事業者持続化補助金における一般型の第4回から第6回に採択されている事業者へ事業実施のために必要な経費に対し、10万円を上限とした給付金を支給するものです。対象事業につきましては、機械装置等費、広報費、あと展示会等の出展費になります。2つ目が嵐山町新規創業者支援金です。令和2年1月1日から令和4年1月31日の間に創業し、町内に本社または本店を有する法人及び主たる事業所を有する個人事業主に対し、女性、若手創業者に25万円、一般創業者15万円を上限とした給付金を支給するものです。対象経費につきましては、先ほどと同じく機械装置等、広報費、展示会等の出展費になります。また、令和2年度、3年度の嵐山町創業塾の受講者につきましては、上限金額に5万円を上乗せしております。

続きまして、観光地域づくり法人推進事業の法人化の進捗状況についてお答えさせていただきます。

法人化の進捗状況につきましては、令和3年度より観光庁に申請する観光地域づくり法人形成・確立計画の作成を行い、令和4年8月5日に観光地域づくり候補法人の候補DMOの登録のための登録申請書を提出したところでございます。

以上になります。

○畠山美幸委員長 狹守委員。

○狹守勝義委員 再質問をさせていただきます。

この小規模事業等応援給付には飲食店というのは入っているのかどうかです。それと、もう一つは、法人化の進捗で8月5日に申請をしたというようなことなのですが、例えば法人化がもしできたとしたときに、現在の観光協会の形が法人化されたことによってどのように変わっていくのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○畠山美幸委員長 今後のことだと決算にならないので。

○狹守勝義委員 そうか。では、それはいいや。

○畠山美幸委員長 聞き方を変えてくれれば、いいですか。

○狹守勝義委員 聞きたいところだけでも、いいです。

○畠山美幸委員長 最初のほうの質問に対してのお答えをお願いします。

松浦副課長。

○松浦一高企業支援課商工・観光担当副課長 お答えさせていただきます。

こちらの対象の事業者には食品、食料品関係のお店等入ってございます。

○畠山美幸委員長 飲食店。

○松浦一高企業支援課商工・観光担当副課長 飲食店関係の事業者が入ってございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 次の質問者、大野委員。

○大野敏行委員 私は、観光地域づくり法人推進事業ということですが、今参考資料を頂いたもので、かなり細かく、何に幾らかかったのかということが載っています。それで、その中で、お土産の商品製作費430万5,006円、土産品製造費用、どんな土産品をどこに頼んだのか。

それから、ラベンダー園の周辺管理の229万4,192円、イベント費用等とあるのですが、昨年は大きなイベントはされなかったわけなのですが、どんなイベント費用にお使いになったのか。そして、このような事業をしていくについて、コロナ禍での問題点は何かあったのか。継続運営するために何を目的としてやってこられたのか、その辺のところをお尋ねしたいと思います。

○畠山美幸委員長 松浦副課長。

○松浦一高企業支援課商工・観光担当副課長 まず、お土産品をどんなところという  
ことなのですけれども、肉汁うどんの製造を花山うどんさんというところに依頼をし  
ております。また、ハンドクリーム等の製造について、ホシケミカルズさんというと  
ころに製造のほうを依頼してございます。

続きまして、今年のイベント等についてなのですが、去年はコロナ禍のために大規  
模なイベントを開催することができませんでしたので、広くPRを行わずに小規模な  
イベントとして、ラベンダー応援WEEKSを開催することとなりました。こちらに  
つきましては、目的といたしまして、ラベンダーの育成状況を御覧いただきまして、  
皆様にも少しでも楽しんでいただくためのイベントということで、コロナ禍での開催と  
いうことで大規模に人を集めず、育成状況をラベンダーを応援していただける方に来  
て見ていただくというふうなイベントで開催をしたところでございます。こちらにつ  
きましての目的等についてはそういったところになります。

以上になります。

○畠山美幸委員長 コロナ禍での問題点と継続についてのご答弁は、松浦副課長。

○松浦一高企業支援課商工・観光担当副課長 問題点についてお答えができていなかっ  
たので申し訳ありませんでした。コロナ禍での問題点につきましては、やはり大々的  
にPRができなかったために多くの方に来場していただくことができなかったという  
ところと、あと商品等の販売も行ったのですけれども、やっぱり集客が少なかった分、  
その分の売上げが少なかったということが挙げられます。

以上です。

○畠山美幸委員長 大野委員。

○大野敏行委員 土産品、パックのうどん、めんこ、私も何回も買って肉汁うどん食べ  
ました。大変おいしいです。あれ人気あるかなと思うのですけれども。ああいったも  
のは、この花山うどんさんというのは嵐山町内ではないかなと思うのですけれども、  
町内にそういったものを作れる業者みたいなものはなかったのか。もともとそこに当  
たるつもりもなかったのか。むしろこの花山うどんさんがそれを得意としていたのか、  
何で頼んだのか。ホシケミカルズさんもそうですけれども、そこらはどうされたのか  
ということと、イベントを大々的ではなくてもされた。楽しみにしている人がいる  
のです。去年は入場料も何も頂かないで自由に見に来てくださいよという形だったよ  
うな気がします。ただ、いずれは刈取りをするわけですよ。摘み取りもしたりして、

リースを作ったりだとか、そういったこと、今年につながるようなことが何かできたのかなと、できなかったのかなと。このイベントの中でという気がするのですけれども、その辺のお考えについては何かありましたらお答え願いたいと思うのですけれども。

以上です。

○畠山美幸委員長 藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

まず、うどんですとかクリーム関係、これはどこの業者でこういったものを製造できるかどうかというのは、当時うどんは農政課のほうでやっておったのですが、打合せをしている中で聞いている話によりますと、一番近場といいますでしょうか、そういったところでこの対応ができるのがこの花山うどんさんだったということでここに頼んでいるという話を聞いておりますので、当然町内業者も含めて近隣の業者さんのほう当たっていただいたのかなと。このホシケミカルズさんというのは、要は隣の小川町の業者さんで、近くにそういった業者があったものですから、そこのところをお願いをしてきたというような、そういったような経緯でございます。

また、去年の刈取り後のいろいろ何かできたのではないかというところのお話なのですけれども、ラベンダーの、毎年ここ何年か終わった後にすぐ刈取りをして精油を作る、そういった手続を取っております。これにつきましては、昨年ちょっと聞いたところによりますと、大体満開になってすぐ刈り取った状態で精油を取るのが一番いいというようなお話を伺いました。ですので、応援WEEKSという、そういうイベントをやりましたけれども、それが終わり次第、去年はたしか2日間、刈り取れるだけ刈り取って精油の福島工場のほうに持っていったという経緯でございます。それにつきましては、新鮮なうちに満開状態というのでしょうか、まだ終わらない状態のうちに持って行ったほうがいい精油、精度が取れるといたしますか、量とか、そういったことがあるということで、そんな対応をさせていただいたので、また量は昨年度は4ヘクタールぐらいの敷地にラベンダーという形でしたので、今年は昨年度にまた植えたのがより増えていましたから、余計に花は咲いておりますけれども、そんなような形でなかなかそういったものができなかったかなと。ただ、今回やってみて、今回は3日間刈取りをやったのです。ですから、昨年よりも量は大分増えて精油のほうの工場に持っていったというふうにはやっておりますが、それでもなかなか現地の営農



さんのほうで委託している人たち、我々職員、観光協会事務局の職員、今年に限りましては、かなりラベンダーの量が増えましたので、職員の動員のほうもお願いをしまして刈取り作業のほうをやったのですが、それでも全て刈取りができないような、そのくらいの量だったものですから、来年はそういうところをうまく今大野委員が言ったようなことも活用できるのかなというのも一つの検討材料としては話をしているところでございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 大野委員。

○大野敏行委員 バーベキュー場や学校橋河原や、このラベンダー園を含めて、町外からお見えになるお客様が、人が集まる場所というのは嵐山町の中ではあそこの地域が圧倒的かなというふうに思います。そして、稼げる場所としてこのラベンダー園も開設したわけですから、よりいろんな仕事を通じて、この嵐山町の中で稼げるという活動というか、運動というか、そういったものをどのように心がけていらっしゃるのか、その点を最後にお尋ねしたいと思います。

○畠山美幸委員長 藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 まさに委員さんおっしゃるように、いかに南部のほうは今稼げる場所というところの位置づけになっているかなというところもありますので、そこでどういうふうに稼げていけるのか、これはこの1年、2年で解決するものではないのかなと。やっぱり一つ一ついろんなアイデアを出しながらやっていくという形で、今担当なり観光協会職員とか、どうやったら稼げるようになるのか、そういったところが検討しているところでございますので、一つ一つできることをどんどんやっていくというのがまずは一番いいのかなというふうには思っているところです。職員も観光協会の事務局のほうも忙しい中で、いろいろどういうふうにしたらいいかというところは検討しておりますので、来年いいアイデアが出るかどうかというのは何とも言えないところがございますけれども、一般質問当時にもお話しさせていただいたとおり、ラベンダーのイベントが終わった後、すぐに反省会等も開きながら、どうやったらいいのかというのは既に始めておりますので、できる限り稼げるような方法を考えて、来年度のほうは実施に向けていけたらいいかなというふうには思っているところでございます。

○畠山美幸委員長 ここで、藤永企業支援課長から狛守委員の質問に対して答弁がある

ということですので、どうぞ。

○藤永政昭企業支援課長 すみません、先ほど狛守委員さんのほうから給付金の該当の中で、飲食店がその中に入っているかどうかというご質問があったかと思えます。それにつきましては、飲食店につきましては県のほうで給付金のそういった制度がございまして、その県のほうに該当するということは対象外ということでやっておりますので、原則的には対象外みたいな形。そこに該当しない人で、うちのほうの町の該当するものがあればそちらのほうでという形ですので。ただ、実質ほぼ対象外、県の申請のほうが有利な給付といたしますか、助成になっておりましたので、そういった形では町のほうでは申請は上がっていなかったかなと思えます。大変申し訳ありませんでした。

○畠山美幸委員長 答弁の訂正でした。

ここで暫時休憩いたします。開催時間は2時50分といたしたいと思います。

休 憩 午後 2時35分

---

再 開 午後 2時50分

○畠山美幸委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、次の質疑者は藤野委員です。どうぞ。

○藤野和美委員 私が予定しておりましたのは3点でございます。

1点目が決算書の162ページ、主な説明書で104ページでございますけれども、地域活力創出拠点管理事業、この費用の中に会計年度任用職員報酬と、それから委託料というのが両方入っております。拠点そのものを委託するのであれば委託料で済むかなということが普通思うわけですが、ここに会計年度任用職員が入っているということの関係性をお聞きしたいと思います。

それから、2番目は同じく決算書の162ページ、説明書で104ページですけれども、販売促進支援金給付事業の件です。これは先ほど狛守委員のほうで質問しておりましたので、これは結構です。

それから3点目が決算書の166ページ、説明書で106ページ、観光地域づくり法人の関係でございます。これも先ほど大野委員と狛守委員と聞いて、質問がありましたので、再質問でございますけれども、先ほど資料を頂きました。実は、私の質問でこの資料を提出してほしいというのが私の質問内容だったのですけれども、もう出ており

ますので、その上でさらにお聞きいたしますけれども。これは町からの補助金をどう使ったのかという形の内容だと思っておりますけれども。一方では観光協会のほうで事業等を、バーベキュー場、学校橋河原、当然コロナがありましたので、いろんなことが執行できないとか、そういう中で当然あったと思っておりますけれども、ただ細々ながらも一部実施したりとかということがあったと思っております。そうしますと、この中に当然人件費と先ほどお土産のコストも、ラベンダー等入っておりますけれども、観光協会としては令和3年度の会計というか、はどういうふうになっているのだろうと。これをお聞きしたいかと思っております。

補足しますと、私の一般質問等でもお聞きしておりますけれども、補助金を出しました。当然補助金を受けた側で経営をいたします。その補助金を受けた範囲内で事業をやっているのか。その中で活動すれば利益が当然生まれてくるわけです。それは、利益は町に返すとか、返却するとかということは当然あってもしかるべきだと思っております。ですから、相手企業が、相手がどういう状態になっているかというのは、やはり正確につかんでおかないと、町はただ出しただけで終わってしまうと。逆に出したのに対して費用はこういうふうに使いましたよとありますけれども、相手先はどういう経営方針を持って経営して、収支はどうなっているのか。本来はそこまでつかんでおかないと、補助金を出した側の決算にはならないのではないかと。そういうことがありますので、その辺をもう少し詳しくお聞きしたいと思っております。

以上です。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 それでは、まず最初の地域活力創出拠点管理事業の関係でございます。主要な施策の説明書の104ページ、会計年度任用職員の報酬、これにつきましては、嵐なびの2階で就労相談を今実施しております。こちらの就労相談の嘱託の職員さんの報酬額ということになっておりますので、費用弁償で通勤手当とかも含めての、その方の費用となっております。あくまでも就労相談、要は観光協会とは別枠という形になります。

また、今回決算で資料のほうで出しましたけれども、こちらの関係につきましては、観光協会さんのほうからは毎年度総会という時期になりますと、当然観光協会の決算報告書というの提出されます。ご承知のとおり町も社員になっておりまして、その

中で今副町長が理事長という形でやっていますので、当然町側のほうにも総会の資料とご案内も当然あるわけですが、その総会の資料の中に、決算報告というのがございますので、今回補助金で渡しました金額についての使い道は、この資料でお渡しした中身の内訳というのはこれになりますけれども、その他の観光協会での決算、そういったものというも、収支報告書というもも全て出てきておりますので、その利益の出ていた分とか、そういったものにつきましては、また来年度の新年度予算の計上といえますか、そういったところにも組み込まれながら、今まででいきますと利益の出た分というのは町のほうに寄附という形で基金で積立てのほうさせていただいております。今回もしそういうことになれば、また基金のほうに積立てをさせていただきながら、観光のほうの事業で何か使うことがあれば、その基金から対応していくという方向になるのかなと。ただ、ご承知のとおり、この補助事業もこれで終わりますので、その中で今後どうなるかというのは分かりませんが、想定の方もなかなかできないところもあるのですけれども、なるべくこれは利益を上げられるようにというのが目標で皆さん頑張っているいろいろなことを考えながら、対応しながらやっていきましょうということですので、何ていうのでしょうか、昨年度の決算については当然プラス収益のという決算にはなっておりますけれども、今年度もそういうふうにはなるかなというふうには思いますけれども、来年度以降がどうなるかというところも含めて、観光協会全体でマイナスにならないような、そういうことにはしていきたいなというふうには考えているところなのですけれども。

○畠山美幸委員長 藤野委員。

○藤野和美委員 それでは、まずはその拠点です。関係地域活力のところですが、この就労相談はどのぐらいの実績があったのかということをお聞きしたいと思います。

それからもう一つは、今の協会自体が決算報告をこれからやるということですね。だから、まだ確定はしていないということでもいいのですか。協会自体の会計報告というか、それはまだ終わっていない。終わっているわけでしょう。そうすると、終わっているのであれば、どういう形で町に寄附等ができるというのは、ある意味もうはっきりとしているのではないですか。その見通しとしては。ですから、やっぱり補助金を出す側は、かなりその辺は本来は厳しく見ていかないとと思うのですけれども、ただこの一覧表を見る限り、人件費からお土産物、それから学校橋河原の業務委託、ラ

ベンダーの圃場整備等々が全部これ入っていますので、ほとんどの費用がこれでカバーできているだけの金額かなとは思っています。ただ、これが出ているということは、そんなに期間が長くなくても、厳しいコロナの状況でありましたけれども、売上げが上がるということは、その分は結局利益に上がってくるというふうにも考えられますよね。これは今年度もそうだと思うのです。ただ、昨年度について、その辺がしっかりとしていないと、今年度の決算等でまたあるわけですから、その辺でお聞きしているのですけれども、その辺も現状で一定程度はつきりしているのであれば、見込みも含めてお聞きしたいと思います。

○畠山美幸委員長 藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 それでは、就業相談の関係の人数でございます。令和3年度につきましては2件でございます。また、参考までにですけれども、過去何年間分のデータがございますので、お答えさせていただければと思います。令和2年度につきましては4名、4件でございます。平成31年の令和元年度についても4件、平成30年度が8件。

以上でございます。

以前にも何か一般質問だったか、予算のときに、ここの活用についてはお話があったかと思うのですが、人数は大分少ないというのが実績としては分かっているのですが、あの嵐なびの建物自体の補助で、要は建築をするに当たりましては、こういった就業相談をする、それが条件の一つになっているので、今も実施しているというところでございますので、ラベンダーの話ではないのですが、今後会計検査等のそういったところの頃合いも見て、就業相談をやっている場所につきましては、やめないにしても主体は観光のほうでやりながら、その中で就業相談も受けていますよという形の活用方法を今後は一応考えているというような現状でございます。

また、観光協会の決算の関係でございますけれども、こちらについては、当然令和3年度の決算というのは総会で諮って承認されておりますので、その時点でもう確定という形にはなっております。それにつきましては、また観光協会の理事会のほうで協議をしていただきまして、利益分というのでしょうか、そういったものについてはどういう対応をしていくかというのは決めていただくようになるかなというふうには思っております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 藤野委員。

○藤野和美委員 この指摘が、あの2階の問題というのは当然あると思うのです。ただ、場所は非常にいい場所なのです。だから、あそこはカフェとして機能させて、カフェのマスターが就労相談もするとかということの考えはなかったのですか。

もう一つ、そういうことで理事会は町との関係で決定するということですが、理事会はいつ頃開かれるのでしょうか。その2点だけ。

○畠山美幸委員長 藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 最初の、カフェをやりながらという話ですが、嵐丸ひろばが今あるところが以前はカフェ等をやっていた経緯があって、そこのところをやめた経緯というのはなかなかお客さんが来てくれないということもあったように私のほうでは聞いておりましたので、そういう意味では、あそこでカフェをやりながら、カフェのマスターが相談するという、そういう発想というのは誰も出てこなかったかなというところがございます。現状就業相談やって、月、水、金来ていただいているわけですが、細かく、聞かれた内容というのも集計していただいています、ほとんど観光だとかに関する場所の行き方、そういったところがほとんど。ただ、聞かれることというのは、特に平日、気候のいい観光シーズンというのでしょうか、そういうときにはかなりの人が電車で見えられて、いろんなところへ行くにはどうしたらいいだとか、そういった聞かれることは、件数はかなり多い。ほとんど観光案内しているようなのが現状かなというところがございます。

また、観光協会、理事会のほうにつきましては、現在具体的に何月何日という予定はございませんけれども、来年度のラベンダーのそういったこともございますので、こちらとしましては、ある程度の時期には1回理事会のほうも開いていただいて、いろいろこちらからもご相談とか、方向性とか、そういったものも承認をいただきながら進めなければいけないかなというふうには思っておりますので、あまり遠くないうちには理事会のほうも1回開いていただけるような形で要望はしたいかなというところがございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 次の質疑者は、青柳委員です。どうぞ。

○青柳賢治委員 私は主要施策の説明書103ページです。企業誘致事業、佐久間町長も全協などでその都度お話もありますけれども、この川島地区現地測量及び地区界測量

業務委託の進捗を聞きます。

それと、今106ページの観光地域づくり、私が3回目になるのか、いろいろ細かい資料を出してもらいました。私もここに、令和3年度までの町の勢力というか、費やしてきているということはよく理解しています。そして、今回参考資料ということで企業支援課が出してくれたことにもありがたいと思っています。そして、さらにはこの事業、令和3年度実績ですけれども、やはりなぜこのDMO化を図ったかと、地域商社として、その辺のところをもう一度しっかりとそのところに戻らなくてはならないのではないか。そして、私が見て、ここにDMO管理運営費として、人件費は2,735万1,000円上がっているということです。これは今この補助金があるから、自走期間であるということでこの事業は進んでいるのです。令和4年である意味でなくなってしまふということを見ると、この人件費が、嵐山町観光協会の職員が5名、そして嵐なびに2名ということで賄っている。やはりこの辺のことを担当課としては、令和4年もこれと近い金額が出ているのだと思いますけれども、どのようにその辺を捉えるかなのです。さっき藤野委員がおっしゃったように、やはり観光協会は今までの、ずっと昔からのバーベキュー場があったり、学校橋河原があったりする。私はそういったある程度部門別の連結的な考え方も観光協会にあっていいと思います。投資していくところ、それからそれを回収していくということ、そのぐらいのある程度長期的な目線でこの事業はやっていかななくてはならないと思っています。そういう中で人件費の、私はこれが恐らく全て、今言ったほかの事業のところの部分も含めてこれを持っているわけではないと思うけれども、その辺の人権費の割合というのだろうか、例えば、あくまでも嵐山町観光協会の職員とか嵐なびの2名についてはこれで賄っているということなのか、その辺のところをお答えできるようにであればお答えしていただきたい。

以上です。

○畠山美幸委員長 小輪瀬企業誘致推進室長。

○小輪瀬一哉企業支援課企業誘致推進室長 それでは、企業誘致事業につきましてお答え申し上げます。

川島地区の測量業務委託についてのお尋ねですけれども、こちらにつきましては定められた工期の範囲で無事に完了しております。

以上です。

○畠山美幸委員長 藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 それでは、2点目の、まずDMO化の関係でございます。これにつきましては、先ほど今年の8月5日に候補法人の申請書を観光庁のほうに申請は出しましたということで答弁させていただきました。こちらの候補法人も、あくまでも申請を出したら認定されるというものではございません。ただ、候補ですので、候補ぐらいはある程度認定されやすいのかなというふうには思っております。ただ、この認定をされてから今度正式な法人化されるまでには、やはりよその事例を聞いてみますと、数年観光庁のほうで嵐山町はDMOとしてやっていけるのかどうか、そういったところを見極めて判断をするというところがあるようでございますので、そのときに観光庁のほうで嵐山町はまだまだ駄目ではないかという判断をされると、このDMO化というのはすぐすぐできるものでもないでしょうし、何かやっていかないとならないのかな。では、DMO化にならないと、例えば観光協会なりが何かちょっと困るといいますか、そういったものがあるかという、特にそんなこともないのかなというふうには思っていますので、DMO化にしますと、いろんな意味でお金がまたかかるわけなのです。ですので、候補法人を目指してということで補助金をいただいていますので、一応目指してやってはいるのですが、最終的には国の判断でなるか、ならないかというのは来ますので、我々がしてくださいと言っても国のほうからこのままでは駄目ですと言われればなれませんので、それはもうどうなるかというのは3年後とか、そのぐらいにならないと分からないのが現状です。

ただ、ラベンダーの運営につきましては、再三申し上げているとおり、いろんな意味でこれができるべくマイナスが減らせる、最終的にはプラスに持っていけるような方向で先ほどお話があったような、それをプラスに持っていくように投資をしてでもまたそれが回収できるようなことであれば、そういうことも考えながら今後は進めていきたいなというふうには思っておりますのでございます。

○畠山美幸委員長 何か答弁漏れありましたか。

〔「人件費」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長 人件費のことがありました。

○藤永政昭企業支援課長 失礼しました。今回この人件費、今職員5名というのが観光協会の事務局の3名と、バーベキュー場の施設長という方と、ラベンダー園の農場長という方の2人足して5人、それと嵐なびのほうの売店関係で、町でいう会計年度職



員みたいな形の方が2名分ということで載せております。こちらにつきましては、今この補助金をもらっているの、人件費もここで対応させていただいておりますけれども、当然今年度までということになります。来年度からは今までのようにパーベキュー場なり、学校橋河原なり、そういったところの売上げからこういった給料を払わなければいけないというところがございます。また、事務局長が東武トップツアーズから派遣で今年度までお願いしているということで、それなりの金額を支払っておりますので、来年度その事務局長どうなるかということもありますけれども、今回と同じ金額になるかどうかというのもちょっと分からないところもございます。ですから、なるべくこの事務局長の人件費も抑えられて、それなりの方がなっただけかというのかなというふうには思っておりますけれども、そういった意味では、人件費の分、これにつきましては、通常であれば何とか賄える、今までどおりだったら賄えるというところなのですけれども、またラベンダー関係は数年の補助をいただきながら、そろえるものも100%ではございませんけれども、ある程度備品等もそろえられてきてはおりますので、来年度以降はそんなにお金をかけずにほかのところ多少運営はできるかなというふうには思っております。

また、一般質問のときにちょっとお話をさせていただいた取れた精油、これがそれなりに売れて、買っていただける会社があれば、ラベンダー園の運営管理費だとかというのがある程度賄えていけるかなというところ、一応目星ですけれども、確定ではございませんので、そういったところも含めて何とか観光協会自体がやっていけるような形で考えていかなければいけないのかなというのは、昨年度あたりからある程度今後のことについては考えているところでございます。

○畠山美幸委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 103ページの今お答えいただいた件ですけれども、川島地区の設立準備委員会などもできていまして、それで令和4年3月の状況というのは、今小輪瀬さんが答えていただいたようなところまでというか、そんなところまでになるのかな。そのところは答えできる範囲で結構なのですけれども、お願いしたいと思います。

それと、今の答弁なのですけれども、観光協会のほうの、やっぱりできることをやっていくということは当たり前だと思うのよね。それで、私もなぜ今回決算でこの資料が出てきてちょっと厳しめに言っているかということ、やっぱり監査報告が出ていて、DMO事業が肝だとおっしゃっているわけです、代表監査委員が。そういう中で

我々も議会の中でこの決算特別委員会をやっているということです。そして、その辺の人件費になる部分って普通の企業だったら、売上げがなければ人件費なんて払えないわけです。それが当たり前ですから。まず、その辺のところの捉え方というのか、いや補助金がついているからというようなことではないのだ。これだって税金ですから。皆さんの血税がここに流れているわけ。その辺のところをもう一度思い直すというか、捉え直すというか、そしてできる限りのことをやっぱり考えていく。

さっきラベンダーのほうのオイルですか、あれも非常にいい値段がつくということになってくると、今後のやり方だって、今後のことは言いませんけれども、その穂が一番高く売れる時期というのは、恐らくああいうものというのは商品ですから、相場があると思うのです。そういったことも少し入れながら、やっぱりここからどうやって税金の、いただいたものを戻せるようにやっていくかというところが私は嵐山の本拠地だと。南のあそこの大平山からあした部分の場所というのは嵐山町の一番私は誇れるところだと思っている。だから、あそこで稼げれば、先々だってそうですよ、と思っていますので、そういうふうな、その部分のところだけ課長に答えてもらうのはちょっときついかもしれないけれども、そこが大事だと私は思うので、代表監査委員のほうからも指摘が出ているので、その辺のところの答弁もらって、そしてお願いしたいと。

○畠山美幸委員長 小輪瀬企業誘致推進室長。

○小輪瀬一哉企業支援課企業誘致推進室長 それでは、川島地区の状況ということで、最初に青柳委員お尋ねいただいた測量業務委託につきましても、今進めております川島地区で組合区画整理事業による産業団地整備、これの準備のために実施をしたものでございます。測量のほうも無事に終わりました、併せてもろもろ、埋蔵文化財の試掘調査等も、これは教育委員会のほうの仕事になりますけれども、実施をいたしまして、次のステップといたしまして、これは今年度の取組にはなるのですけれども、いよいよ実際区画整理事業を実施していただける業務代行予定者の募集の手に7月から入っております。スムーズにいけば10月末には業務代行予定者が決定できるかなというところで今もろもろ動いているところでございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 高橋副町長。

○高橋兼次副町長 それでは、私のほうからお答え申し上げたいと思います。

今の委員ご指摘の点は重々承知しております。今年度でいずれにしても補助金が終わるということなので、抜本的にどうしていったらいいかというのはこの間の反省会でもいろいろ出ております。特にお祭りをすることによってそこに費用がかかっているというのが現実でございまして、ではおまつりをどうしていったらいいか。来年やらないよというわけにはいかないと思いますので、ただやり方をどうしていったらいいかというのはそれなりに考えております。したがって、当然理事さんおられますので、今後どういうふうにしていったらいいかというのはぎっくばらんに相談をしながらやっていかなければいけないかなというふうに思っております。ただ一つ言えるのは、今までバーベキュー場とか学校橋河原の、いわゆる借り上げるというのですか、それは町が持っていたわけなのですけれども、今は観光協会のほうで、たしか300万台ぐらいだったと思うのですけれども、支払いをしているようになってきました。したがって、そういうことが長年積み重なっていけばそれなりの値段になってくるのかなというふうに思うのですけれども、いずれにしても来年どうしたらいいかというのが最大の課題です。先ほど人件費の話も出ましたし、ラベンダーの圃場に、管理に結構お金もかかっています。今のまま続けていくというのはどだい無理なのかなというふうに思っております。しからば今後どういうふうにしていったらいいかというのはいろいろ考えさせていただいて、来年度きちっとおまつりもできるような形でやっていければというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○畠山美幸委員長 次の質疑者は、渋谷委員です。どうぞ。

○渋谷登美子委員 先ほど決算資料として観光地域づくり法人推進事業の実績というのを頂きました。それで、ちょっと気にかかるものがあるので伺います。

PR費なのですけれども、ドローン講習費等というので31万4,174円が掲載されています。これはドローンを実際に多分購入されたのかなと思うのですけれども、それと合わせて、1の方が免許を取ったということなのかどうか。多分ドローンを使うといろんな観光事業ができるのではないかなと思うので、その点について伺います。

○畠山美幸委員長 松浦副課長。

○松浦一高企業支援課商工・観光担当副課長 お答えさせていただきます。

ドローンの講習を受けられた方というのは観光協会の職員の方1名でございます。そちらの方が今回のラベンダーまつりにつきましてドローンを何回か飛ばしまして映像のほうを撮りましてホームページにもアップ等をして広報活動をしていただい

おります。今後はこちらのドローンのほうを利用して、嵐山溪谷ですとか、紅葉の時期とか、そういったものを撮ったりとか、そういうことをして嵐山町の観光資源を上手にPRしていけるようになっていくのではないかとというふうに考えてございます。

○畠山美幸委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 ドローンって私もすごく興味があっていろいろ見ているのですけれども、実はラベンダー園自体があればドローンの講習会にとってもいい場所なのではないかなと思ったりして、そういうふうなことは今後企画されると思うのですけれども、1人の方が今回撮られたわけですが、これは町でもドローンを借りて撮影するということができるのか。免許を持っている人ではないと駄目だと思うのですけれども、すごく活用ができるなと思っていますので、観光だけではない形でも観光協会のドローンというのは使えるようになるのかどうか伺いたと思います。

○畠山美幸委員長 藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 今回こういった補助事業でドローンを購入してPRのほうに活用していきたいということで、たまたま費用の関係で1人しか免許のほうは講習を受けて取れていないのですが、やはりもう少し多くの方が講習を受けて免許を取れると一番いいのかなというふうには思っているのですが、また町のほうも何人かこういった免許を取って違う形で利用度があるのであれば、当然使っていただくということでいいのかなというふうには思っております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 いいですか。

川口委員。

○川口浩史委員 私もドローンを質問しようと思っていたのですが、ドローン自体は今年のまつりは借りてやったということなのですか。ドローン自体も観光協会を持っているのですか。

その点と、あと圃場管理委託料があって、ドローンの下に圃場管理主任がいて、これ別々の予算になっているわけです。なぜ別々の予算の組立てになっているのか。委託料の中に当然この主任手当というのも入れてしかるべきではないかなと思うのですけれども。その点伺いたいのと、あとバーベキュー場の開発費、体験型商品というのはこれ何だったのか伺いたと思います。

○畠山美幸委員長 藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 それでは、お答えさせていただきます。

まず、ドローンは観光協会のほうで持っているものでございます。購入をして、今1台あると。ですので、ラベンダーの刈取りも含めて、免許を取った職員がドローンを飛ばしながらそういう風景を映したりとかというのも実際もう既にやっております。また、今回は多分イベントのほうも確認はしていませんが、どこかでドローンを飛ばしながらイベントの風景なんかも撮っているのかなと思います。その辺は今後もっとPRをするに当たってはラベンダー園に限らず、これからの紅葉まつり、紅葉シーズンに入ってきますので、そういったところも含めて、ドローンで飛ばした風景だとかを、例えばホームページに載せて、今こんな現状です、いついつ現在こんな状況ですよとかというのが載せられるようになるのではないかなというふうには思っております。

また圃場管理と、人件費の圃場管理主任、これがなぜ別々になっているのかというご質問かなと思うのですが、これにつきましては、圃場管理、ここの委託料、これにつきましては営農さんとの委託をしている金額でございますので、今来ている作業員の方というのは営農の方です。そこに委託業務で契約をしてやっていただいている。ラベンダー園の農場を仕切ってやっているのが、農場長という方が1人、これが先ほど言った一番上のところの職員5名のうちの1人。その農場長の下に主任という形でもう一人観光協会のほうで雇っている方がいて、その主任の方、この圃場管理主任というのが、その主任の方の人件費、これは観光協会のほうから支出しているということとところで別枠になっているということでございます。

3つ目は、副課長のほうから。

○畠山美幸委員長 松浦副課長。

○松浦一高企業支援課商工・観光担当副課長 体験型商品の関係なのですけれども、こちらにつきましては、ダッチオープンを使用した体験型の商品開発のための備品として、購入物資につきましては、ダッチオープンの温度計ですとか、ダッチオープンとたき火の三脚だとか、そういった物資を購入しております。

以上です。

○畠山美幸委員長 質疑が終わりましたので、企業支援課に関する部分の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。入替えのみです。

休 憩 午後 3時26分

---

再 開 午後 3時29分

○畠山美幸委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、教育委員会事務局に関する部分の質疑を行います。

それでは、藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 私のほうは1点でございます。決算書でいきますと218ページ、主な説明書では139ページでございます。教育振興費の中の扶助費です。この扶助費の不用額、この内容と理由についてお聞かせください。

以上です。

○畠山美幸委員長 清水主席主査。

○清水彩子教育委員会事務局教育総務担当主席主査 お答えいたします。

ご質問の3科目は扶助費でございます。具体的には生活保護世帯と、それに準じた生活困窮世帯の児童生徒、特別支援学級の児童生徒に対する就学支援金でございます。これらの支援金の支給対象者は前年度の予算編成の段階では未確定です。したがって、人数も金額も推計値による積算となります。また、現年度におきましても支給の中に実費精算の部分がございまして、年度の最後まで支給の総額が確定いたしません。よって、1月の補正予算の編成の段階では減額することが難しいのが現状です。この不用額につきましては、制度の適正な実施のために生じた執行残と解釈していただければと思います。

以上です。

○畠山美幸委員長 次の質問者、狛守委員、どうぞ。

○狛守勝義委員 私の質問は資料の主要な施策の説明書126ページ、146ページ、3点の質問になります。

1つは、検定受検料補助事業です。この事業の内容を教えてくださいということ。

2つ目は、いじめ問題対策事業ということで、現在のいじめや不登校の状況というのはどういう状況なのか。さらに前年度と比較してどのような状況かということをお尋ねしたい。

それから、3つ目が、負担金補助及び交付金ということで、古里の獅子舞保存会が1,000円、それから古里の祭囃子保存会が1万1,658円というふうに、ちょっと差があります。この差はどのような形でついているのか、この辺のことを教えていただきたいということでございます。

○畠山美幸委員長 清水主席主査。

○清水彩子教育委員会事務局教育総務担当主席主査 最初のご質問にお答えいたします。

検定受検料補助事業とは、児童生徒の語学力及び学習力向上を図るとともに保護者負担の軽減をするため、日本語検定と英語検定の受検料に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものでございます。具体的には小学5、6年生の日本語検定受検に対して受検料の全額、中学生の英語検定の受検に対しては半額の補助を行いました。昨年度の受検者数の実績は、小学生が231名で全体の96.3%、中学生が82名で22.3%となっております。

最初のご質問に対しては以上でございます。

○畠山美幸委員長 次に、溝上指導主事。

○溝上智恵子教育委員会事務局教育総務担当指導主事 それでは、私のほうからは、いじめ、不登校の状況についてお答え申し上げます。

まず、いじめでございますが、小学校、中学校ともに令和2年度から令和3年度、比較をしてみますと微増ということになります。不登校の児童生徒数につきましても令和2年度よりも令和3年度につきましても、やはり微増ということになっております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 川上次長。

○川上 力教育委員会事務局生涯学習担当次長 それでは、私のほうからは古里獅子舞保存会、それから古里祭囃子保存会の金額につきましてご説明させていただきます。

まず、古里獅子舞保存会の1,000円なのですけれども、こちらは嵐山町文化団体連合会の会員でございまして、その年会費が1,000円でございます。もともと当初の補助金額というのが13万5,000円でしたが、令和3年度、コロナということもございまして事業ができなかった関係から1,000円の支出、なお13万4,000円につきましては精算をさせていただいております。

それから、続きまして、祭囃子保存会です。こちらの1万1,658円の内訳でございますが、まず支出の内訳なのですけれども、5月16日の役員会で会議費ということで758円を支出しております。それから、7月17日に八坂神社の大祭がありまして、そこで祭りばやしを披露しているのです。祭りばやしですので、それのはんてんとかを着て汗をかいてということで、そのクリーニング代が9,900円です。同様に、嵐文連、嵐山町文化団体連合会の年会費1,000円を払いまして、足して合計しますと1万1,658円になるものでございます。こちらも当初の補助金額4万5,000円でしたが、3万3,342円は精算させていただいております、その支出した分がこちらのほうに計上されたものでございます。

説明は以上です。

○畠山美幸委員長 狛守委員。

○狛守勝義委員 それでは、再質問させていただきます。

まず、検定受検料なのですが、これは例えば級数、例えば4級とか3級とか2級とかという形があると思うのですけれども、これはどの級の検定を受けても同じように補助というかしていただけるというような形になっているのか、その辺をまず一つ。

それからあと、いじめや不登校の微増というようなお話を伺ったのですが、実数のほうをお尋ねしたいということと、もう一つは第三の居場所である子ども家庭支援センターとの連携状態というのはどういうふうになっているのか、その辺のことで、それをまずお尋ねしたいと思います。

それから、保存会のほうの支出分かりましたので、これは結構でございます。お願いいたします。

○畠山美幸委員長 清水主席主査。

○清水彩子教育委員会事務局教育総務担当主席主査 検定の級のほうでございますけれども、どの級を受けても半額補助ということで支給させていただいております。昨年度につきましては、中学生の英語検定のほうでございますが、2級から5級まで5段階ございまして、それぞれ金額違いますけれども、半額補助させていただいております。

以上です。

○畠山美幸委員長 溝上指導主事。

○溝上智恵子教育委員会事務局教育総務担当指導主事 それでは、いじめと不登校の関



係につきましてお答え申し上げます。

いじめにつきましてまず申し上げます。令和2年度時点におきまして、小学校では2件だったものが令和3年度末時点では3件、中学校では5件だったものが令和3年度末には7件のいじめを認知いたしました。全て解消しております。解消率100%でございます。

続きまして、不登校の状況でございます。小学校につきましては、令和2年度末には6名だったものが令和3年度末には10名、中学校におきましては、令和2年度23名だったものが24名ということで微増ということでございます。

加えまして、家庭支援センターとの連携ということでございますが、こちらにつきましては、年間数回の家庭支援センターにおける連携会議、それから各校で行われます各校の具体的な児童生徒の様子についての情報交換の会、そして状況によってはケース会議等を随時行っている状況でございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 次の質問者、松本委員、どうぞ。

○松本美子委員 それでは、質疑のほうですけれども、図書館の関係につきましては5日の日に現地調査という形で見てまいりましたので、ある程度分かっておりますから、それは再質問のほうからでも結構ですけれども、後でさせていただきます。

そして、もう一点ですけれども、公有財産の購入ということで、主要な説明書の146ページになると思うのですけれども、杉山城の関係なのですが、駐車場の整備ということで土地の購入をなされたのか。そこで、その単価ですけれども、どのくらいの単価平米数をお買上げなされたのか。それから、物件補償はもちろんありますけれども、その関係。また、この駐車場につきましては、大型車だか普通車だか何台ぐらい入れるのかお尋ねをさせていただきます。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

川上次長。

○川上 力教育委員会事務局生涯学習担当次長 それでは、お答えいたします。

まず、平米単価です。杉山城の跡の駐車場としまして2筆ございまして、1筆が433平米、それからもう1筆が1,113平米です。買収単価のほうは1,800円でございます。それを掛けますと278万2,800円になるものでございます。

それから、駐車場台数なのですけれども、普通乗用車で30台程度が駐車が可能です。

以上です。

○畠山美幸委員長 図書館の質問は再質から。

松本委員、どうぞ。

○松本美子委員 それでは、質問させていただきますけれども、図書館の関係なのでけれども、現地のほうへ全員で行って来ましたので、大あらしには伺って来ましたので、私も了解はしております。そういった中で、環境面ではかなりさっぱりしたというか、窓のなかったところに窓もつき、網戸もつき、いろんな面でよくなったなというような印象がまずありました。そういった中で質問なのですけれども、この利用者の関係は日にちの単位や、あるいは年単位とか、全部説明を受けましたから結構ですけれども、この利用者1日、男女別というか、それから主に年齢はどのくらいの方が利用なさっているのかなというところが1点。

それから、そこを利用なさる方は、改修工事がなされれば気がついたと思いますけれども、どのような利用の方たちの声が出ましたかということ、よかったというか、あるいは、わあ、すごいとか、いろいろな言葉が出たのかなと思っています。そこできちっと把握できるように利用者の声を伺ったことがありますかということです。

以上です。

○畠山美幸委員長 杉山のほうはいいの。

○松本美子委員 すみません、杉山城の関係をもう一回。大型車の関係は、普通車で30台という答弁だったかなと思っていますけれども、大型車もこちらには来ているかなと思いますけれども、それは普通車で入る分には大型車でというふうに、取って入るといいますか。区別はしていないということよろしいでしょうか。

それから、どのような方が主に利用なさっているのかなというところも少し伺いたいというようなところもあります。

以上です。

○畠山美幸委員長 順次答弁を求めます。

吉川主席主査。

○吉川壮司教育委員会事務局知識の森嵐山町立図書館主席主査 それでは、図書館の男女別利用者数と年齢についてお答えいたします。

男女別の人数と年齢別の人数は手元に資料をご用意しておりませんので、申し訳ありません、お答えできませんが、年齢としましては高齢者が多い傾向がございます。

また、夏休み中は子どもの利用もたくさんございました。

私からは以上です。

○畠山美幸委員長 岡本館長。

○岡本 均教育委員会事務局知識の森嵐山町立図書館長 利用者の方々の声なのですが、アンケートとかは実際まだ取っておりません。ただ、私利用者の方々の直接の声を聞きたいなと思っておりますので、入り口のところで立っていて、利用者の方々からご意見や感じたことを伺っているのですが、工事が終了してから、以前も大変居心地のいい図書館だったけれども、さらに快適で居心地のいい図書館になったねという言葉とか、それから本当の意味でのクールオアシスになりましたねという、うれしい言葉をいただいております。数についてははっきりした数が言えなくて申し訳ないのですが、利用した後の直接の声なので、とても本質に迫っているような意見だと感じております。

以上です。

○畠山美幸委員長 川上次長。

○川上 力教育委員会事務局生涯学習担当次長 お答えいたします。

車の関係です。普通車、それから大型車、特に区別はしておりません。

それから、どんな方がお見えになっている、来場されているかということでしょうか。まず、私たちもずっとあそこにいられるわけではないので、どんな方がいらっしゃるかというのはちょっと分からないのですが、一般的に町内、町外の方、それからかなり遠方のほうからも訪れていらっしゃるということで、あとは外国人の方も何人かいらっしゃるということを聞いています。

以上です。

○畠山美幸委員長 松本委員。

○松本美子委員 それでは、公有財産の杉山城の関係で、すみません。入り口あたりとか出入りしている方にはいろいろな声を聞いて喜んでいて、そんなような声を聞かれているということですが、令和4年度あたりには、もしかしたら希望とか、あるいはアンケート、そのようなものを取る予定がありますか。今令和3年度決算ですから、令和4年度に入っていますけれども。

○畠山美幸委員長 決算ですので、令和4年度のことはすみませんが、聞き方を変えていただけますか。

○松本美子委員 分かりました。令和3年度は取れなかったということでしたから、残念ですが、今後よろしくお願いいたします。

以上です。

○畠山美幸委員長 次の質問者は青柳委員です、どうぞ。

○青柳賢治委員 私は主要な施策の説明書126ページ。学校教育のIT推進事業です。3,554万8,676円。こちらの使用料、主に13節ですか、使用料、それから賃借料、この辺の金額の効果についてお尋ねしておきたいと思います。

それから、152ページです。学校給食費の補助事業です。これは今年恐らく丸々該当する第2子から第3子ということで597万7,000円ということで増額になっているわけですが、この辺の令和3年度の対象となった生徒の数、さらにはその効果をお尋ねしておきたいと思います。

○畠山美幸委員長 順次答弁を求めます。

清水主席主査。

○清水彩子教育委員会事務局教育総務担当主席主査 それでは、学校IT推進事業の契約内容ですとか、そういったところをまずお答えいたします。

学校IT推進事業の使用料、機械器具借上料はそれぞれ決算額が510万58円、2,712万3,222円となっています。こちらの主な支出目的は、使用料が前年度に導入した教育ソフトのライセンス更新料でございます。機械器具借上料は、同じく前年度に購入した児童生徒用タブレットパソコンの運用経費でございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 不破指導主事。

○不破克人教育委員会事務局教育総務担当指導主事 それでは、私のほうからは効果についてお答えさせていただきます。

まず、子どもたちのGIGAタブレットに含まれているアプリケーション等を教職員も同様に使えるようにということでこの予算を計算させていただきました。その中で、オンライン授業の実施、また対面の中で質の高い授業の実施をICTを活用した授業で行わせていただきました。この結果、個別最適化された学びや協働的な学び等を充実したICTを活用した授業を実践することができました。

以上となります。

○畠山美幸委員長 高橋教育委員会事務局長。

○高橋喜代美教育委員会事務局長 それでは、私からは学校給食費補助事業についてお答えさせていただきます。

こちらの事業ですが、第2子以降学校給食費補助金交付要綱に基づきまして、15歳以上の子を対象とし、第2子目を2分の1補助、第3子以降を全額補助とするものがございます。こちらの対象者数でございますが、第2子が215人、第3子が22人、合計237人。世帯数といたしましては215世帯でございます。

こちらの事業の効果でございますが、保護者の経済的負担を軽減することができたと考えております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 まず、IT推進事業のほうなのですけれども、令和2年もこのような同額のような経費がかかっていたと思うのですが、今この3,222万3,000円というのは恒常的に発生する支出というふうな捉え方でいいのでしょうか。年度によってなくなるときもあったりとか、そういうようなことなのですけれども。令和2年度と令和3年度が同額だったものですから、この辺がどういうふうな支払いの内容になっていくのかなということなのですけれども。同額が発生するかしらないかということです。

それと、タブレットの話が今出ました。恐らく令和3年の3月までに全部入ったのかな、生徒に。令和3年度ですから、今年で2年目ということでもいいのですか。いろいろな各地の学校の様子だとか見ていると、大分タブレットを使って子どもたちが笑顔でやっている。そして、コロナの状況がなかなか改善しないという中で、相当このタブレットというのが重要度を増してくる。今の子どもたちは、もうこんな横になりながらもできるのだろうけれども、そういう効果、初回のときの初年度の効果と、それからこの令和4年3月までの1年間たってみたところの、いわゆるスキル度というか、上達度というのですか、そういったようなことについてお尋ねできればと思います。

それと、あと第2子、第3子、こちらのほうはあくまでも要綱ですから、手を挙げてお願いしますという形で第2子、第3子には、中には第3子がいても手を挙げていないような人も中にはいるというようなことに、ほとんどがやっていますよということになると、その辺はどうですか、把握できているのでしょうか、お尋ねします。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

清水主席主査。

- 清水彩子教育委員会事務局教育総務担当主席主査 IT推進事業に関連する契約についてご説明いたします。

大体長期の5年間の契約になっておりまして、金額につきましては、そのため数年間は同じような水準で推移するものと思われまます。また、その中でいろいろな効果を検証しつつ次回の契約の際に内容変更ですとか、そういったことを考えていくことになると思ひます。

以上でございます。

- 畠山美幸委員長 不破指導主事。
- 不破克人教育委員会事務局教育総務担当指導主事 お答えさせていただきます。

委員さんおっしゃるとおり、令和3年度はGIGAタブレットを導入して、まずは使ってみるという目標の1年間でした。その中で、教職員も試行錯誤しながら多くの研修等を重ねて、令和3年度当初から比べて令和3年度末には、まず教職員のほうがかなり使えるようになってきて、それに伴って児童生徒のほうが実は習得は非常に早いものがありますので、具体的に何ができるようになったというものはないですけれども、授業を見ている限りだと、子どもたちもいずれ目標としては文房具のように使えるようになればいいなとは思っているのですけれども、そのような形に近づいていると感じております。

以上です。

- 畠山美幸委員長 高橋教育委員会事務局長。
- 高橋喜代美教育委員会事務局長 お答えいたします。

対象者でございますが、委員さんおっしゃるとおり、申請の方式になっておりますので、1回目の申請が8月までになっておりまして、前期の分でこちらでもできる限りの広報はしたところでございますが、申請を出さなかった方が数名いらっしゃいましたが、後期のほうではほぼ出てまいりましたので、年間を通しては、対象の方には支給できたと考えております。

以上でございます。

- 畠山美幸委員長 青柳委員。
- 青柳賢治委員 この機械の使用料が大分高額なのです。それで、当然5年契約ですと、ある程度内容がうたわれているのですけれども、その辺の使用料として支払いは町が

するわけです。その辺の使いやすさとか、そういったような点については、特に支障なく、こちらのほうの要望というか、ニーズというようなものを酌み上げてもらって支払いがされているものでしょうか。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

高橋教育委員会事務局長。

○高橋喜代美教育委員会事務局長 お答えいたします。

5年間の長期継続契約になりますので、途中の段階で使いやすさ等につきましては、見直すということはなかなか難しいかと思えますけれども、適切な運用をしてみたいと思います。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 次の質問者、渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 まず、主要な施策の40ページなのですが、町立幼稚園の預かり保育参加料が22万2,600円ですけれども、具体的な内容を伺います。

124ページになりますけれども、小川町広域適応指導教室利用者の状況を伺いたいと思います。今ですと、中学生が令和3年度24人、そして小学生が7名の不登校がいるということでしたよね。その状況も併せて伺いたいと思います。いたということか。

125ページの英会話指導事業の808万529円の内容です。

それから、126ページのオンライン授業の課題なのですけれども、今伺った限りではなかなか教員の方もやっとならないけれども、使えるようになったという形で、令和3年度の課題というのは、令和3年度のうちに一応終わったのかなと思うのですが、それでの課題というのはどういうものか。あと、電子掲示板を使用する連絡の効果というのはどういうものかなというのがあって、この電子掲示板というのは、子どもはタブレットを持ち帰ることもあるのかもしれないけれども、親も見るのかどうか伺いたいと思います。

それから、134ページと139ページで、要保護、準要保護が増加傾向で、これは数字で見ると、実数では令和1年よりは少ないのですけれども、令和2年よりはうんと増えている。実際に子どもの数が少なくなっているの、パーセンテージにしていくとやっぱり上がっているのかなというふうに思うのですが、その点について伺いたいと思います。特にひとり親家庭の増なのか、コロナ禍によって家庭の財務が縮小したからなのか伺いたいと思います。

それから、145、146ページですけれども、杉山城のリーフレット3万枚ですか、印刷して、これは集客と言ったらおかしな話なのですけれども、観光者でいらっしゃる方はどのくらい変化しているのか。駐車場も設置されて、あれは去年の話ですけれども、令和3年の話ですけれども、数としてはどのような変化があるのか。町には時々役場の中に判こを押しにいらっしゃる方がいますよね。そういったことも含めて伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長 順次答弁を求めます。

田中園長。

○田中恵子教育委員会事務局嵐山幼稚園長 答えいたします。

預かり保育は子育て支援の一環として重要視しております。令和3年度は緊急事態宣言の期間を除き125回実施、74%の家庭で利用しております。この22万2,600円の内訳でございますが、嵐山町は1回100円となっております。県下では400円、450円等のところも多い中で100円、そして延べ人数2,226名が利用いたしましたので、22万2,600円となります。

そして内訳の中ですが、子どもの胃は、おやつを食べないと、管のようになっているので大変なので、毎日このように、お煎餅みたいな甘いもの、こういったもので補食としてそういった費用を出しております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 高橋教育委員会事務局長。

○高橋喜代美教育委員会事務局長 それでは、私からは2番の小川町広域適応指導教室の経費の負担につきましてお答えさせていただきます。

こちらは小川町、滑川町、嵐山町、ときがわ町、東秩父村、こちらの5町村で構成しておりまして、かかる経費を各町村で分担しております。負担割合は、児童生徒数に応じたものと均等割で計算しております。令和3年度は、嵐山町は対象児童生徒数が1,056人、42万8,975円、均等割が5町村で割りまして、1町村42万1,745円、合計しまして85万720円でございます。

続きまして、3番目の英会話指導事業につきまして経費的な部分でお答えさせていただきます。

こちらの事業につきましては、町立小中学校において児童生徒に外国の文化に触れる機会を提供し、外国語、主に英語でございますが、こちらの学習への興味、関心を



高め、外国語を用いた基本的なコミュニケーション能力の向上を目的とするものでございます。講師の派遣は中学校、それぞれ1名ずつ、小学校は3校を巡回で回ります。1名、合計で3名の講師を雇用しております。勤務日数につきましては、1人当たり年間180日でございます。

事業概要につきましては以上でございます。

○畠山美幸委員長 溝上指導主事。

○溝上智恵子教育委員会事務局教育総務担当指導主事 私からは小川町広域適応指導教室の利用者の状況についてお答えします。

昨年度、令和3年度につきましては、定期的に通室を正式に行っていた者が中学校で2名おりました。それ以外にも一時的な相談であるとか、見学であるとか、そういったことで利用した児童生徒、保護者というのはそれよりも多くございますが、繰り返しになりますが、実際に定期的に通室をしていた生徒は中学校で2名ということでございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 不破指導主事。

○不破克人教育委員会事務局教育総務担当指導主事 私からは、まずオンライン授業での課題についてお答えさせていただきます。

こちらは遠隔でのオンライン授業ということで、学級閉鎖だったり、登校ができない児童生徒に対しての対応という形でお答えさせていただきます。こちらの授業に関しては、昨年度オンライン授業週間というものを設けまして、そちらで教職員に対し研修を行いました。9月の第1週、第2週をオンライン授業週間とし、午後に各家庭にてオンライン授業を行いました。その結果、教職員のほうは技能、そのときはかなり身につけてはいるのですけれども、この遠隔でのオンライン授業自体は頻繁に行われることではないので、やはり準備だったり、慣れというものはその都度必要になってくるかというのがまず1つ目の課題となります。また、技能ということで通常の授業とは異なる形になりますので、黒板の提示の仕方等、カメラの設置等、そのような技能、技術のところでの課題というものも見られます。また、回線のトラブルということで、児童生徒のほう家庭から見えているのかどうかを確認するときに、教室に1名の事業者が、そこまで対応するのが非常に厳しい部分もあるというのが課題となっております。

続きまして、電子掲示板の利用効果ということで、先ほど申しましたが、昨年度までは使ってみるという目標の1年でした。その中で、SKYMENU Cloudというアプリケーションの中の電子掲示板というものを活用した学校がありました。そこには次の日の授業連絡や週、月の連絡をその電子掲示板に活用して学級全員に漏れなく連絡ができる仕組みを活用しました。これは家庭に持ち帰らなければならないものなので、家庭に持ち帰り、ある時間になったらタブレットを開きましょうという指示を出し、その時間になると、その内容が更新されているという形になっておりますので、生徒だけでなく保護者のほうも確認することができます。

以上です。

○畠山美幸委員長 次に、清水主席主査。

○清水彩子教育委員会事務局教育総務担当主席主査 要保護、準要保護のご家庭についての質問にお答えいたします。

こちらの認定の人数ですけれども、延べ認定人数におきまして、令和元年度が205名、令和2年度が206名、令和3年度が217名となっております。これが全体数に対して増加傾向にあるかどうかの分析は行っておりません。もし増加しているということであれば、こちらの制度は申請主義でございますので、制度が周知されて申請数が多くなったということも考えられるかと思えます。

それと、ひとり親家庭の増減についても把握しておりませんが、この認定者数の中に認定条件である児童扶養手当の受給者という、こちらのご家庭は皆ひとり親という条件になっておりますけれども、この比率が過去3年間におきましてどの年も55%を超えておりますので、高水準が続いておるという状態でございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 川上次長。

○川上 力教育委員会事務局生涯学習担当次長 では、杉山城の集客数につきましてお答えさせていただきます。

まず、集客数といいましても、実際にはリーフレットが出た数字でございます。まず、平成30年度から申し上げますと1万人、令和元年度1万5,000人、枚になるのですか、1万5,000冊とか、そういう感じですか。平成30年度が1万冊、それから令和元年度が1万5,000冊、それから令和2年度8,300冊、それから令和3年度1万3,050冊、令和4年度が、今なのですけれども、4月から8月までで4,000冊ほど出て

おります。

それから、駐車場の整備ということで、集客数は平成30年度に駐車場の整備をしたのですけれども、今申し上げたとおり、令和2年度はコロナ禍ということもございますが、約というか、大体1万人からそのぐらいの方がお見えになっているということで、かなり好評に皆さんにご見学をされているのではないかと思います。

以上です。

○畠山美幸委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 そうしますと、預かり保育、ほとんど75%の方が利用されているというのはすごいと思うのですけれども、これは実際には22万2,600円というのは、おやつの実費というふうに考えてよろしいでしょうか。

小川町広域適応指導教室の利用状況で、まず負担金の在り方なのですが、これは各市町村の子ども数と、それから平等割という形で考えてよくて、令和3年度の場合は中学生が2人ということで、特に不登校のお子さんでも長期の方が2人いらっしゃるというふうに考えていいですね。学校に行くこともちょっと難しいという方がこちらにいらっしゃるということで考えてよろしいですね。

あと英会話指導員ですけれども、これはそれぞれの方が年間180日ずつ学校のほうにお出かけになるということですが、実際には子どもたちは英会話指導事業にどのぐらいの割合で触れることができるのか伺いたと思います。だから、学年によって違いますよね。中学生だったら、中1だったら何回ぐらいとか、そういうのってありますよね。それを伺いたと思います。

それと、学校のIT推進事業なのですが、なかなか難しいなと思って聞いていたのですけれども、今回コロナで学校をお休みになった子どもさんも多いと思うのですが、それに関しては同時に、授業と一緒にオンラインでその子に加わってもらって授業をするということができたのか。令和3年度だからあれなのですか、できたのか、できなかったのか、準備段階だったのか、その点について伺います。

そして、子どもたちは電子連絡板は必ずうちに持ち帰るという、重たいのかどうか分からないのですけれども、それはやっているということで考えないと、急に休んだりすると、オンラインの授業に参加できないのでということで、そういうふうに考えていいのかどうか伺いたと思います。

要保護、準要保護のことが分からないのですけれども、私の計算と大分違うなと思

って。私が何か間違えて計算しているのかなと今思ったのですけれども、実際に入れてみたのですけれども、入れ方が違うのかなというふうには思ったのですが、全部で200何人というのはそれで確かなのですか。私が計算したのだと、令和3年度は192人になって、令和元年が195人、令和2年度が175人という形で私自身は出しているのですけれども、その数字は多分ここに書いてあるものを入れたのだと思うのだけれども、違ったのかなと思いつつ。それで、令和3年度の特徴としては、七郷小が増えているなというふうには思ったのです。今まで七郷小は1桁台だったのだけれども、2桁台になっているので、これはコロナの関係なのかなと思ったのですが、私の入れ方が悪いのか、違っていたのかどうかなのですが、伺いたいと思います。

あとはもう分からないことなのでいいです、杉山城に関しては。

- 畠山美幸委員長 質疑の途中ですが、暫時休憩いたします。4時25分までといたしたいと思います。

休 憩 午後 4時14分

---

再 開 午後 4時25分

- 畠山美幸委員長 休憩前に引き続き会議を続けます。

先ほどの松本委員の答弁漏れがございましたので、川上次長のほうから答弁よろしくお願ひいたします。

- 川上 力教育委員会事務局生涯学習担当次長 すみません、答弁漏れがございましたので、先ほど松本委員の質問につきましてお答えさせていただきます。

補償、補填及び賠償金の杉山城跡駐車場整備に係る物件補償費の件でございます。こちらのほうは、まず移転補償費5万100円なのですけれども、こちらは土地の取得に日額1万6,700円、それに補償日数が3日かかるとされ、それを1万6,700円掛ける3日で計算しますと5万100円というものになります。先ほど2筆というお話をしましたので、5万100円が2筆で10万200円。それから、この土地は嵐山中部土地改良区の農地であるため、改良区を抜けるための地区除外決済金としまして15万4,600円が支払われましたので、合わせまして25万4,800円がそちらのほうに記載してある金額でございます。

説明は以上です。

- 畠山美幸委員長 それでは、順次渋谷委員の答弁を求めます。

田中園長。

○田中恵子教育委員会事務局嵐山幼稚園長 では、預かり保育についての質問で、この22万2,600円、これは月ごとに実績で町に納めています。そして、おやつ代がかかるということで予算にいただいているので、消耗品の中からおやつ代を出しておりますので、すみません、説明不足で申し訳ございませんでした。

○畠山美幸委員長 次に、溝上指導主事。

○溝上智恵子教育委員会事務局教育総務担当指導主事 私からは英会話指導事業、ALTの勤務の状況についてお答え申し上げます。

小学校3年生以上の児童生徒の英語科、それから外国語活動の授業につきましては100%配置できるように対応してございます。時間割等の変更がない限り100%対応ができております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 不破指導主事。

○不破克人教育委員会事務局教育総務担当指導主事 私からは学校教育IT推進事業で、まずは学校に登校できない児童生徒に対してオンライン授業ができたのかということに関してお答えさせていただきます。

こちらに関しては、登校できないと分かった時点で保護者等に連絡を取り、希望者に対してはそのような形でオンライン授業を実施いたしました。

続きまして、電子掲示板の利用効果ということで、こちらは実は菅谷中学校で昨年度実践を行いました。菅谷中学校は、ほぼ毎日持ち帰りを実施しておりますので、自宅に帰ってから午後6時とか、決まった時間にタブレットを開いて掲示板を確認するという習慣が身につけておりました。こちらの事例も踏まえて今後活用を進めてまいります。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 清水主席主査。

○清水彩子教育委員会事務局教育総務担当主席主査 要保護、準要保護の児童生徒数のことについてお答えいたします。

先ほど私为您介绍いたしましたのは事務処理システムより抽出いたしました延べの認定人数でございます。年度の途中の追加認定や認定取消しまで含めた数となりますので、今まで皆様の資料として公開してきましたデータとは若干の差異が生じるもの

でございますので、お手元の資料の数字が間違っているということではございません。七郷小学校の認定人数につきましては、おっしゃられますとおりに令和3年度は13人となっております。ただ、この認定の理由につきましては、例年どおり所得判定によるものですので、コロナの影響があるかどうかについては把握しておりません。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 次に、川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 一番上の教育相談員運営事業とありますが、いじめのところで聞ければ聞くようにしますので、ここは飛ばします。

給食の米、嵐山町産の割合について伺います。

それから、奨学金貸付けと返済の人数は何人か。また、滞納者は何人で、所得が少ない方がおられるかということです。

続いて、いじめの問題はもう狛守さんが聞いておられますが、私は各校のいじめ、不登校の人数と出現率、また各校の相談件数を伺いたいと思います。

次に、交流センター、休日の月曜日の開館要望はあるのかどうか伺いたいと思います。

次に、オリンピック聖火リレー、町への効果はあったと見ているか、評価について伺いたいと思います。

次に、教員不足と教員の長期休暇、これはあったのでしょうか。

次に、少人数指導の実施回数、そして最後にアスポート学習支援センターとの連携をした中学生は何人おられるのか伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長 順次答弁を求めます。

平所長。

○平 博之教育委員会事務局学校給食センター所長 1つ目の質問にお答えします。

給食の米、嵐山産が10割です。

以上です。

○畠山美幸委員長 次に、清水主席主査。

○清水彩子教育委員会事務局教育総務担当主席主査 奨学金の貸付けにつきましてお答えいたします。

奨学金の貸付けを受けていらっしゃる方は現在6名いらっしゃいます。そのうち1名が昨年度新規の貸与者でございます。

また、返済の滞っている方は4名いらっしゃいまして、連絡によってご相談に乗りながら返済のほうを進めさせていただいております。

所得状況につきましては、正確な把握はしておりませんが、やはりその相談内容等からいたしますと、かなり厳しい状況にあるのかなと思われまます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 溝上指導主事。

○溝上智恵子教育委員会事務局教育総務担当指導主事 それでは、まず私のほうからは、教育相談員運営事業に関しまして、いじめ、不登校の学校別の相談件数というようなことでよろしかったでしょうか。大変申し訳ございません。学校別の相談件数というものに関しては持ち合わせておりません。実は市町村配置相談員につきましては、各中学校に1名ずつの配置でございまして、その相談員のところに相談があった件数、各校区ごとということを集約した人数、数値になっておりますので、そちらを申し上げさせていただきたいと思えます。2名の相談員の全ての相談件数の中で、不登校に関する相談件数は延べ277件でございます。いじめに関する相談は、令和3年度についてはございませんでした。その他友人関係、性格、行動、学業等様々ございまして、全てを総合いたしますと1,545件の相談が延べでございました。

続きまして、教員不足があったかということについてでございます。令和3年度は様々な状況の中で教員不足に欠員の状況が一時的に発生した時期がございましたが、年度末には欠員の状況は解消され、1年が終わったということになります。

続きまして、教員の長期休暇があったかというご質問でございます。昨年度につきましても産休、育休、また病気休暇、退職、また介護休暇等々長期にわたる休暇を取得する者は複数名おりました。

続きまして、9番のアスポーツ学習支援センターとの連携ということでございますが、こちらにつきましては、対象となる児童生徒、家庭があった場合には紹介をするということはさせていただいておりますが、その後通室しているかどうか、どのような状況か、人数は何人かといったことについては、教育委員会としては把握してございません。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 川上次長。

○川上 力教育委員会事務局生涯学習担当次長 すみません、私のほう先にご説明させ

ていただきます。

私のほうからは、交流センター休日の月曜日の開館要望があるのかということです。要望は特に私どものほうは聞いていないのですけれども、それでよろしいでしょうか。

それから、オリンピックに関しましてご説明させていただきます。

オリンピックにつきましては聖火リレーですね、町のPRに貢献できたと感じております。

以上です。

○畠山美幸委員長 不破指導主事。

○不破克人教育委員会事務局教育総務担当指導主事 私からは少人数指導の実施回数をお答えさせていただきます。

まず、大前提として町費での少人数指導対応の教員は配置しておりません。少人数指導は県費のほうで配置をしておりまして、参考までにこちらは志賀小学校、菅谷中学校、玉ノ岡中学校、こちらの3校で県費での加配が配置されております。

以上となります。

○畠山美幸委員長 川口委員。

○川口浩史委員 まず、米なのですけれども、何で私これ質問したか、私はずっと嵐山産が100%だと思っていたのです。令和3年度の評価報告書、これを読みますと、嵐山産が100%だと書いてあるわけです。ところが、令和2年産はこれ書いていないのです。あれと思って、なぜ令和2年産は100%だと書いていないのだから、多分埼玉産で済ましてしまっているのかなって思ったのですけれども、そうではないのですか。ちょっとその点は確認なので。まだ質問ありますから、伺いたいと思います。

それから、奨学金の関係なのですけれども、令和3年度に6人ではなくて、トータルで6人という理解でよろしいのですか。そこを伺いたいと思っていたので、お願いしたいと思います。滞納が4人だと。話を聞いていると厳しいと。職には就いている方なのですか。きちんとした職なのか、臨時的な職なのか、やっぱりそこは大きいと思うのです。あまり収入がないのに返せ返せなんて言ったって返せるはずがないのですから。そのところはかなり慎重にやっているのかどうか、そこを確認したいので伺いたいと思います。

それから、いじめ、不登校の問題なのですけれども、私は各校ごとに聞いたかったのは、多分七小はあまりないのではないかなと思っているのです。それを確認したか



ったのですけれども、こういう答えしかなかったの。いい学校なのに、皆さんは早くもうあんな学校なくしたいという、そういうお立場ですから、どうかなというのを私は証明したかったのですけれども、ちょっとそれは残念です。でも、この数字は何かにかしたいと思いますので。各校のごとの件数というのは駄目なわけですね。もう一度伺いたいと思います。

それから、交流センターの関係なのですけれども、先日も借りようとしたら月曜日で、今度の19日が月曜日で休みですよ。休日なのです。借りられるのかなと思ったら、借りられなかったということで。前もそういうことがあって、やっぱり休みの日の月曜日というのは普通のウイークデーより借りる人が多いのではないかなと思ったのです。かなり周知が行っているから借りようとしただけで、私は月曜日の休みの日も月曜日は開館すべきだというふうに思うのですけれども、お考えを伺いたいと思います。

オリンピックなのですけれども、オリンピックが148ページにあるわけなのですけれども、驚いたのが181万3,870円。181万円も使ってPR効果が上がりましたって、上がらないほうがおかしいので、問題はその費用対効果、費用をこれだけ使って効果がどうだったのかということをやっばりきちんと私は見ていくべきだというふうに思うのです。近辺では小川も来ていないですね。来ていないところのほうが多いのかな、埼玉だと。そういうところは、全くPRができていなかったわけなのですけれども、嵐山のPRはどう生きたのかというのを、PRできたという程度ではなくて、これだけの予算を使っているわけですから、私はもう少し何か内容の濃いものが欲しいなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

教員不足はそうですか、一時的な発生で嵐山は終わったということなのですか。それは本当によかったなと思います。分かりました。

教員の長期休暇なのですけれども、産休だとか、そういうのはもう仕方のないことで、通常の病気も。問題は精神的な病気で長期の人がいるのかなと思ったのですけれども、それは答弁にないからいらっしやらないということでもいいわけなのですか。いたということなのですか。ちょっと今頭を下げないというか、そこを確認したいと思います。

少人数指導は、市が菅中、玉中で、ほかはしない。七郷はなくてもいいと思うのですけれども、少人数指導に事実上なっていますから。菅小はなぜしないのか伺いたい

と思います。

アSPORTはいいです。

○畠山美幸委員長 順次答弁を求めます。

平所長。

○平 博之教育委員会事務局学校給食センター所長 今手元にあります嵐山町学校給食運営委員会の公表資料に、平成29年度以来ずっと地元産100%、嵐山産100%というふうに数字は出しております。

以上です。

○畠山美幸委員長 次に、清水主席主査。

○清水彩子教育委員会事務局教育総務担当主席主査 奨学金の関係について再度お答えいたします。

令和3年度の貸与者の人数でございますが、前の年から引き続いて継続して貸与されている方が5名いらっしゃり、新規の方が1名ということで6名でございます。

また、所得の条件につきましては、収入や職業につきましては個人情報にも当たりますため、こちらのほうから何うなどのことはしておらず、詳しいことは把握しておりません。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 奥田教育長。

○奥田定男教育長 それでは、私のほうから不登校の各校ごとの人数というようなお話でしたけれども、基本的には小学校10名、中学校24名と先ほど答弁させていただきましたけれども、学校ごとの人数についてはご勘弁いただければと思います。ただ、七郷小学校については、川口委員ご指摘いただきましたけれども、ございません。

以上です。

○畠山美幸委員長 次に、川上次長。

○川上 力教育委員会事務局生涯学習担当次長 では、交流センターにつきましてお答えさせていただきます。

月曜日が祝日になっていたわけですが、基本月曜日というのは交流センターは開館しているのですが、祝日につきましては、条例でも規定されているとおり休館というふうに扱われております。それに年末年始、12月29日から翌月の1月3日までお休みというふうになっております。ちなみに、令和3年度どのぐらい祝日があったか

と申し上げますと、まず5月3日の憲法記念日、それから8月8日が日曜日で、その日は山の日で祝日でしたので、振替休日で8月9日の月曜日がお休みでした。それから、9月20日敬老の日、1月10日が成人の日、それから3月21日が春分の日ということで、年間で5日間、祝日でお休み。それから、先ほど申し上げました年末年始の1月3日がやはり月曜日で休館というふうになっております。原則月曜日も開館していますが、祝日につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。

続きまして、オリンピックの関係なのですけれども、まず金額等で費用対効果はどうかということなのですけれども、金額まで算出するというのはなかなか難しいので、オリンピックの聖火リレーを皆さんで盛り上げて、見ている方、または聖火リレーに出場された嵐山の方お一人いらっしゃるのですけれども、それから聖火リレーを盛り上げるためにヌエックさん、国立女性教育会館の中でサポートランナー、小学生20名を募りまして、その方たちと一緒に聖火リレーを盛り上げていただいたということで、皆さん、それとあとは沿道でその走りを見守る多くの方に見守ってもらいながら、多くの皆さんにその聖火リレーが記憶に残ったのではないかとこのように感じております。

以上です。

○畠山美幸委員長 溝上指導主事。

○溝上智恵子教育委員会事務局教育総務担当指導主事 私のほうからは教員の長期休暇、精神疾患といったような状況があったかどうかといったご質問であったかと思いますが、昨年度病気休暇を取得した者は複数名おりますけれども、その病気の内容につきまして、ここで申し上げることにつきましては差し控えさせていただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

以上です。

○畠山美幸委員長 不破指導主事。

○不破克人教育委員会事務局教育総務担当指導主事 お答えさせていただきます。

菅谷小学校の加配に関してですが、こちら菅谷小学校には専科指導加配が配置されております。こちらはある専門教科、専門科目を単独で授業するための加配となっております。菅谷小学校は音楽の授業を単独で授業できる教員を配置しておりますので、一人で授業をその教員が行っております。

以上です。

○畠山美幸委員長 川口委員。

○川口浩史委員 奨学金の、個人情報だから聞けないというのは、皆さんは漏らせないので、守秘義務がかかっているわけですから、これあれでしょう。生活保護の相談などは、私も相談と一緒にいったことはありますけれども、担当課の人は聞いているわけです。どのぐらいの所得があるのかということは。ところが、奨学金の返済の関係では聞けないなんていうのはどうでしょう。相手に本当にそれで寄り添えるのでしょうか。どうして返してくれないのだという気持ちのほうが強くなってしまっているのではないかなと思うのですけれども。

○畠山美幸委員長 ご意見は言わずに質疑だけに徹してください。

○川口浩史委員 その辺が私は心配ですので、そこは変えたほうが良いというふうに思うのですけれども、伺いたいと思います。

いじめの関係では七小はなかったということで、やはりなという感じがいたします。それで、溝上指導主事さんがこの令和3年度の評価書ですと、いじめは小学校は3件、中学校では7件となっているのです。数が違っていったような気がするのですけれども。違っていかなかった。何か違っていったような感じが。これ確認だけですので、補足を伺いたいと思います。数字が違うのではないかなと。

それで、小中学校とも解消率は100%だと。そこは分かったのですけれども、私は出現率を聞いているのです。なぜ出現率を聞いているか。令和2年度には書いてあるのです。出現率が何%、6.13%。今回書いていないのです。これ不登校のほうですけども、小中学校ともに年々増加しており、特に中学校の状況は深刻です。こういう深刻な状況から数を出さないように、出現率を出さないようにしてしまったのかなと思ったのですが、ただ深刻な状況は令和2年度にも書いてありますので、聞いても大丈夫だろうと思って聞いたのですけれども、もしお答えできるようでしたら伺いたいと思います。

交流センター、相談してもらおうと思うのですが、どうでしょう。休日の月曜日は開館していくようにしたほうが良いと思うのですけれども。条例改正すれば済む話ですから。これは奥田教育長になってしますね。その上の上司いませんから。

それと、長期休暇は答えられないということで、どんな病気があったか。個人を特定するわけではないですから、こんな病気はありましたぐらいいはあっても別に。本人特定されてしまいますか。そうですか。そうすると、やっぱり精神的なところでの長

期休暇があったのかなど。どこでもあることですから、嵐山だけないというほうがむしろ不自然なくらい大変な仕事、先生方がついていますので、それをどう改善していくかというのは国民の働きかけだと思うのです。ただ、現状を知らないで、その働きかけもできなくなりますので、そう思って聞いてみたのですけれども、一応私はあるというふうに認識しました。分かりました。答えられないでしたらいいです。

以上です。

○畠山美幸委員長 3点について再質問の答弁をいただきたいと思います。

奥田教育長。

○奥田定男教育長 お答え申し上げます。

まず1点目の、先ほどのご質問のいじめ、不登校の関係ですが、私すみません、勘違いしていました。いじめについては小学校3件、中学校7件。これは、点検・評価の報告書に書いてあるとおりです。不登校のほうが小学校10名で、中学校24名ということで、学校別の数については特に公表はしてございません。したがって、議員先ほどご指摘いただきました七小のことをご質問されましたが、不登校の関係で七小はいませんというふうなことで私お答えさせていただきましたので、その辺はご理解いただければと思います。

それから、交流センターの月曜日開館について検討したら、そういうニーズがということですが、この辺については当然開館していれば町民に対して利便性は生じるわけですが、この辺については当然開館していれば町民に対して利便性は生じるわけですが、職員の勤務体制や諸般のいろいろなことを考えまして、図書館、交流センター、一体的に含めて、その辺については研究していきたいというふうに考えております。

以上です。

○畠山美幸委員長 出現率についての。

溝上指導主事。

○溝上智恵子教育委員会事務局教育総務担当指導主事 それでは、不登校の出現率について申し上げます。

こちらにパーセンテージを昨年度まで入れていたものを入れなかった理由につきましては、子どもたちの数の推移を見ることで新しい不登校児童生徒は出現したのかどうかという、そこを重きを置きたいという意味合いで、割合ではなく、実数のみということでさせていただきましたが、調査の上でこの出現率というのは報告も

している数値でございますので、申し上げることは可能でございます。申し上げます。  
まず、小学校の10名につきましては1.4%、これはおおよその数字でございます。約1.4%。中学校の24名につきましては約6.7%。6.7%です。この6.7%という中学校の数字が大変深刻な状況ということになります。

続きまして、病気休暇の内容、特に精神疾患があったかどうかといったご質問だったかと思うのですが、これについては、やはり回答については控えさせていただきたいと存じます。理由につきましては、それほど病気休暇を取る者は多くはございません。各校では病気休暇等、お休みをいただく場合には保護者、学校関係者にはそのことをお伝えしてお休みをいただきますということで了解を得てお休みをいただいている関係で、個人の特定につながるということを心配してのことでございます。ご理解いただければと存じます。失礼いたします。

以上です。

○畠山美幸委員長 あと奨学金も言っていたよね。

高橋教育委員会事務局長。

○高橋喜代美教育委員会事務局長 それでは、奨学金につきましてお答えさせていただきます。

奨学金の返済につきましてご心配をいただいているかと思いますが、返済につきましては、返済計画を立てる際に教育委員会のほうでもその方の状況を可能な限り把握いたしまして、その方の返済計画に無理のないように計画を立てさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 質疑が終わりましたので、教育委員会事務局に関する部分の質疑を終結いたします。

---

#### ◎散会の宣告

○畠山美幸委員長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 5時00分)

## 決算審査特別委員会

9月9日（金）午前9時00分開議

- 議題1 「認定第2号 令和3年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」の審査について
- 2 「認定第3号 令和3年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」の審査について
- 3 「認定第4号 令和3年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」の審査について
- 4 「認定第5号 令和3年度嵐山町水道事業会計決算認定について」の審査について
- 5 「認定第6号 令和3年度嵐山町下水道事業会計決算認定について」の審査について
- 6 「議案第39号 令和3年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」の審査について
- 7 「議案第40号 令和3年度嵐山町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」の審査について

○出席委員（10名）

1番	小林	智	委員	2番	山田	良秋	委員
3番	狩守	勝義	委員	4番	藤野	和美	委員
5番	大野	敏行	委員	6番	青柳	賢治	委員
7番	川口	浩史	委員	8番	松本	美子	委員
9番	渋谷	登美子	委員	10番	畠山	美幸	委員

○欠席委員（なし）

---

○委員外議員

森 一人 議長

---

○特別委員会に出席した事務局職員

事務局	長	青木	正志
書記		安在	洋子

---

○説明のための出席者

佐久間	孝光	町	長
高橋	兼次	副町	長
田畑	修	税務課	長
内田	富恵	税務課課税担当	副課長
岡野	富春	税務課収納対策室	長
贄田	秀男	町民課	長
吉田	信子	町民課保険・年金担当	副課長
近藤	久代	長寿生きがい課	長
菅原	広子	長寿生きがい課長寿生きがい担当	副課長
福嶋	啓太	技	監
清水	延昭	上下水道課	長
片岡	範行	上下水道課水道管理担当	副課長
永嶋	稔	上下水道課水道施設担当	副課長



清	水	聡	行	上下水道課下水道担当副課長
奥	田	定	男	教 育 長
長	島	邦	夫	監 査 委 員

---

◎開議の宣告

○畠山美幸委員長 皆様、おはようございます。

ただいまの出席委員は全員であります。定足数に達しております。よって、決算審査特別委員会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

(午前 8時58分)

---

◎諸般の報告

○畠山美幸委員長 ここで報告いたします。

本日の委員会次第はお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

それでは、直ちに本日の審査を始めます。

---

◎認定第2号の質疑、討論、採決

○畠山美幸委員長 認定第2号 令和3年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明並びに監査報告が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本日の最初の質疑者は狛守委員です。どうぞ。

○狛守勝義委員 おはようございます。私の質問は資料の主要な施策の説明書のページとしては159ページと161ページ、2点ですが、被保険者、世帯数ということで、(1)のところは被保険者・世帯数の状況ということで、70歳以上一般ということと現役並みというこの違い、これはどういうことなのか私分からなかったもので、お尋ねしたいと思います。

それと、もう一つは収納状況で収入未済額、これは現年課税分、初年度内に納めていただくということだろうと思うのですが、これは1,915万2,870円ということですか。この数字は前年と比べてどのような状況と考えていいのか。また、滞納繰越分と合わせると相当高額になっているので、これをどう見ているのか、この辺のことをお尋ねしたいと思います。お願いします。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

吉田副課長。

○吉田信子町民課保険・年金担当副課長 お答えいたします。

被保険者数、世帯数の状況について、70歳以上一般と現役並みの違いということですけれども、70歳以上一般につきましては、医療機関での窓口の負担額が2割の方、70歳以上現役並みの方は窓口負担の割合が3割の方になります。どんな方が3割かと申し上げますと、同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の70歳以上75歳未満の被保険者が1人の場合、収入が383万円以上、2人以上の場合は、収入合計が520万円以上の方が3割の方となっております。

以上です。

○畠山美幸委員長 岡野収納対策室長。

○岡野富春税務課収納対策室長 それでは、私のほうからは収納状況についてお答えをさせていただきます。

まず、滞納繰越分につきましては、前年度と比べると若干減っているかなというふうに思うのですが、現年課税分については結構増えているような状況でございます。こちらの内容についてご説明をさせていただきたいと思います。先日の一般会計の委員会でも内容を説明させていただいたのですが、そのときも説明した国税が追徴課税になった方が国保税のほうも高額で出ておりました、この額が約250万円で、そのほか一時的に収入が上がった方がお二人おりました、事業をやっている方なのですが、その方も完納に至らず収入未済になってしまっているのですが、その方の分が150万円。あとは、体調を崩して会社を辞められて、それで国保のほうが課税になってしまったという方ですとか、あとは社会保険をやめたにもかかわらずずっと国保の加入の手続をしていなくて、遡って課税をされた方等がおりまして、それが全て収入未済のほうに行ってしまったということで令和2年度と比べて現年課税分については大きく金額がなってしまうといったような状況でございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 次の質疑者、藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 それでは、私は4点でございます。

決算書の254ページ、この予算現額と調定額が、金額が大分離れておりますので、その理由についてお聞かせください。

それから、決算書の270ページ、保険給付費、この中の療養諸費の不用額の内容と

理由についてお聞かせください。

それから、決算書の276ページ。これは説明書のほうでは170ページですけれども、疾病予防費の委託料の不用額、514万円と出ております。この理由です。

それから、決算書の278ページ。主な説明書では171ページですけれども、特定健診事業費の不用額がやはりこれが委託料のところで595万円出ておりますので、この内容についてお聞かせください。

以上です。

○畠山美幸委員長 それでは、答弁を求めます。

内田副課長。

○内田富恵税務課課税担当副課長 それでは、まず私のほうから国民健康保険税の予算現額と調定額についてお答えさせていただきます。

まず、予算現額につきましては、当初予算の積算時期においての町の試算と県の算定いたしました所得総額を参考に計上しております。この年につきましては、コロナ減免等の対象もどのぐらい出てくるかということが分からなかった、不明だったために例年よりは少な目の積算となっております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 吉田副課長。

○吉田信子町民課保険・年金担当副課長 お答えいたします。

2の1の保険給付費、療養諸費の不用額の内容と理由についてから申し上げます。内容としましては、主に療養給付費になりますけれども、新型コロナウイルス感染症の影響で、前年度と比べますと年度の後半の医療費が思っていたほど伸びなかったこと、あと特に手術を伴う長期入院控えと思われます70歳以上の入院費用の減少によるものが主な理由となっております。

続きまして、6の1の1の12、疾病予防費の委託料についてですけれども、こちらでも新型コロナウイルス感染予防のための集団がん検診の中止と、あと人間ドック等の受診者がコロナ前に比べるとまだ減少していることが主な理由でございます。

続きまして、特定健診事業費の委託料についての不用額ですけれども、こちらも特定健診の受診者がコロナ前に比べてまだ減少していることと、あと国保の健康増進に係る事業であるヘルスアップ事業についてですけれども、特定健診未受診者勧奨と特定保健指導未利用者勧奨事業につきましては、R2年度はコロナの影響で実施できな

かったのですが、R3年度は県が主体で実施事業者と契約をしたことにより、その事業の参加保険者として加えていただいたことにより委託料のほうが不用になったものでございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 最初の予算現額と調定額のあれですけれども、これはコロナの影響で不明だったけれども、調定額のほうが増えているということはそれほど逆に言うと落ち込みはなかったというふうに、コロナの影響が、それはなかったというふうなことで判断してよろしいのでしょうか。

それから、逆に給付費のほうなのですが、コロナで受診控えがまだかなり残っていたということで給付のほうはかなり少なかったというふうなこと。一応これは確認ですけれども、その辺の認識について、その2点だけお聞かせください。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

内田副課長。

○内田富恵税務課課税担当副課長 委員さんのおっしゃるとおりでございます。まだ予算積算時期につきましては、コロナの影響がどのくらい出るかということが不明でしたので、積算は少なめにいたしましたけれども、影響については調定額を見た結果、そのように大きな影響はなかったと判断をしております。

以上です。

○畠山美幸委員長 吉田副課長。

○吉田信子町民課保険・年金担当副課長 お答えいたします。

委員さんのおっしゃるとおり、医療費につきましてはやはりコロナのほうの入院、受診控えというのもございまして、特に去年は70歳以上の500万円越えの高額な入院の方が何名かおられましたので、それが今年は全くゼロ件という形でその辺の差が大きく出ている次第でございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 藤野委員。

○藤野和美委員 あともう一点だけです。やはりコロナ減免が令和3年度はあったと思うのですが、その影響はこの金額、療養、調定額等にはそれほど影響はない。その影響の関係というのはどうでしょうか。減免。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

内田副課長。

○内田富恵税務課課税担当副課長 コロナ減免につきましては、大きく影響があったのかということですが、結果といたしましては、令和2年度と令和3年度を比べましたところ、総額では令和2年度のほうが大きかったということです。その影響は大きくはなかったと思っております。

以上です。

○畠山美幸委員長 田畑税務課長。

○田畑 修税務課長 調定額につきましては、影響が大きかったのは先ほど収税のほうでもお話ししましたとおり、別の案件ですか、未済になった分になっているような、遡って課税された方が調定として出てきてしまうので、そういう部分についてもこの調定額が大きい原因になっていると思います。

以上です。

○畠山美幸委員長 次の質疑者、青柳委員です。

○青柳賢治委員 私は先ほどの狛守委員の答弁で理解しましたがけれども、ただこの増額幅が結構大きかったものだから、私とするとその理由はそれでよしとして、その状況、いわゆる世帯数がありますよね、いわゆる収納未済にいます。そのような状況というのが令和2年度と比べて厳しい状況になっているのかなというような形で、先ほど町民税のときにも話がありましたけれども、その部分とか、それから何人かいらっしゃったと。2人ぐらいいたとかおっしゃっていましたが、そういった世帯数そのものの収納未済額に当たる人たちが増えているかいないかということぐらいは把握されていますか。

○畠山美幸委員長 岡野収納対策室長。

○岡野富春税務課収納対策室長 それでは、世帯数についてお答えをさせていただきます。

現年度ということで人数のほうを答えさせていただきますと、令和3年度が130人、令和2年度は76人でした。その前まで遡りますと令和元年度が127人で、平成30年度が114人ですので、増えたり減ったりですが、令和2年度と比べますと増えているといったような状況でございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 今3か年ほどの人数言ってもらったので、状況的には、そうすると127人のときがあったわけだから、130人といえば3人ぐらい増えているだけだというように、担当課としてはかなり状況的に厳しいという方が増えているというような判断にまで至ることがなくていいのかどうか、その辺お聞かせください。

○畠山美幸委員長 岡野収納対策室長。

○岡野富春税務課収納対策室長 お答えをいたします。

先ほどの話にもあったようにコロナでという方については令和3年度は大分落ちてきてきたということですので、委員さんのおっしゃるとおり増えてきたとかということではないのかなというふうには考えております。

以上です。

○畠山美幸委員長 次の質疑者は川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 今の収入未済で私が聞きたいのは162ページの普通徴収の収入未済の方の件を聞きたいのですけれども、130人だということで、ほとんどがこれは普通徴収の方と理解してよろしいのでしょうか。昨年と比較して増えているのか、減っているのか。増えているのでしょうかけれども、伺いたいと思います。

それから、コロナ特例減免が先ほどご質問ありましたけれども、何世帯ぐらいこれ受けられたのか伺いたいと思います。

そして、差押えの件数、理由、その中に200万円以下の方はいらっしゃるのかどうか伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

岡野収納対策室長。

○岡野富春税務課収納対策室長 それでは、私のほうからは162ページの普通徴収の件と差押えの件についてお答えをさせていただきます。

特別徴収については、これは年金から天引きですので、基本的に収入未済はないということでございます。問題は普通徴収になるかと思いますが、先ほど青柳委員のご質問の際に、収入未済の人数ということでお答えをさせていただきましたが、先ほどお答えしたのが現年のみでございます。現年滞納繰越分、両方合わせた人数を申し上げますと、令和3年度が273人、令和2年度が268人、令和元年度が288人ということでございますので、人数から判断をいたしますと、それほど増えてはいないのかな

というふうな状況と考えております。

続いて、差押えの件についてお答えをさせていただきます。

令和3年度につきましては、差押えの件数が合計で21件、金額にいたしまして196万2,538円、内訳を申し上げますと、預金の差押えが9件で121万2,904円、給与の差押えが4件で44万3,125円、最後に所得税の還付金が8件で、金額が30万6,509円となっております。

続いて、収入が200万円以下の方の件数と金額ですけれども、預金については5件で72万1,650円、給与については1件で26万4,300円、所得税の還付金については2件で2万1,049円、合計で8件の100万6,999円となっております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 内田副課長。

○内田富恵税務課課税担当副課長 私のほうからはコロナ減免制度を受けた世帯数についてお答えいたします。

令和3年度につきましては、17世帯の方が受けられました。

以上です。

○畠山美幸委員長 川口委員。

○川口浩史委員 国保税の普通徴収の件で特別徴収は副課長おっしゃるように天引きですから、通常ないわけなのです。普通徴収が18万円以下ですから、これは本当に所得少ない人で、自分から払いに行かなければいけないということで。その方だけになるわけですね。

コロナによって、先ほども質問出ていますけれども、そんなに影響が出ていないと。これコロナの特例減免の関係でも僅か17なのかって思うと、全国的にそんな傾向なのですか。嵐山町は周知が不徹底なので少ないのか、その辺分かりますでしょうか、近隣の状況というのは分かりますか。伺えればと思うのです。何か巷間というか世間というか、テレビ、新聞では大きく減っているようなことが言われているわけです。ですから、いろんな給付を令和3年度もやったわけです。ところが、実態はこういうことで、滞納も含めると273人。この方たちを少ないなんという見方してはいけないのでしょうけれども、驚くほどの数字ではないなと思うと、ちょっとうかがえると思うのです。

差押えは、これ一般会計でも聞きましたけれども、きちんと生活に影響のないとい



うことの範囲でこの差押えをしているということでよろしいのでしょうか、ちょっと確認です。

○畠山美幸委員長 2点でいいですか。

○川口浩史委員 はい。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

内田副課長。

○内田富恵税務課課税担当副課長 では、私のほうからコロナ減免の件数についてお答えいたします。

まず、周知方法につきましては、広報やホームページ、それと国保の納税通知書をお送りするときに通知のほうにも入れさせていただいております。

それとコロナが減ったかどうかというか、影響がなかったと本当は言い切れないかもしれないのですけれども、こちらの税務のほうの状況といたしましては、減ったということなのですが、申請の状況について少しお話しをさせていただきますと、コロナ減免の申請につきまして、減免の理由を書くところがあるのですけれども、実際コロナウイルスに罹患して、国民健康保険の納付が困難となったため、もしくはコロナウイルス感染症の影響による失業、事業の廃止、または収入が減少する見込みにより納付が困難になったためかということと理由をお聞きしているのですけれども、今回といいますか、全員の方が後者の収入が減少する見込みという方がほとんどでございました。まず、コロナに罹患したというか、これは主たる生計維持者に関してなのですから、そういった方の申込みは1件もございませんでした。

以上です。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

岡野収納対策室長。

○岡野富春税務課収納対策室長 お答えいたします。

差押えの件ですけれども、委員さんおっしゃるとおり、預金調査等で状況も把握しながら差押えのほうは行っておりますので、生活を脅かすようなことは行っていないというふうに認識しております。

以上です。

○畠山美幸委員長 次の質疑者、渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 主要な施策の159ページなのですが、私が感じているのは被保険者

と世帯数の状況と掲載が今までとちょっと違っているなということで、統計が取りにくいなと思っていて、被保険者のうち、6歳以上64歳までが466人になるって、この数字でいいのでしょうか。そのうちに児童生徒、学生の人数、18歳以上64歳までの被保険者数というのは1点。

次に、これで計算しますと、国民健康保険税は1世帯当たり14万918円、1人当たり9万2,989円になります。県平均、全国平均との比較、保険給付費は1世帯当たり52万5,658円、1人当たりが34万6,873円になります。国、県、近隣市町村の比較をお願いします。

それから、163ページです。災害臨時特例補助金155万4,000円はコロナ感染症に関しては10分の6の補助率ですが、個人負担分の町負担は258万3,333円になるので、コロナによる町負担分は102万9,333円ということでのいいのか。そして、実際に令和3年度は令和2年度と比較すると、国保では感染者数が減少したというふうに考えていいのかどうか伺います。

○畠山美幸委員長 吉田副課長。

○吉田信子町民課保険・年金担当副課長 それでは、お答えいたします。

まず、被保険者、世帯数の状況からお答えいたします。未就学児に関しましては、国保では6歳に到達した年度末までが対象になっております。前期高齢者につきましては、65歳以上74歳以下の方が対象となっております。ですので、70歳以上が含まれるような形になっております。ですので、7歳以上64歳までの数字となりますと、全体の3,931から未就学児53と前期高齢者2,108名を引いた1,770名が人数となる次第でございます。委員さんのおっしゃいます児童生徒といった細部なのですけれども、学校教育法に基づくと、小学生を児童とかというふうな区域がございますが、そういった細部まではこちらでは把握できておりませんので、年齢別で申し上げたいと思います。7歳未満が53人、7歳以上13歳未満が90人、13歳以上19歳未満が83人、19歳以上65歳未満が1,597人、65歳以上70歳未満が804人、70歳以上1,304人となってございます。

続きまして、保険給付費の1世帯当たりと、あと1人当たり、県、国、近隣の市町村の比較はということで申し上げたいと思います。ほかと比較するに当たりまして、被保険者が支払う一部負担金も含んだ総医療費であります費用額で比較をさせていただきましたので、それを申し上げたいと思います。そうしますと、嵐山町は平均世帯

数1世帯当たり59万9,482円、平均被保険者数、1人当たり39万782円になります。近隣の市町村はどうかということで申し上げますと、まず世帯数のほうから申し上げます。滑川町は1世帯当たり59万1,827円、小川町60万7,132円、ときがわ町65万506円、川島町61万3,159円、吉見町64万5,570円で、町村平均を申し上げますと全体で60万4,269円、市町村平均で申し上げますと54万2,958円、県平均になりますと52万8,754円となります。

続きまして、被保険者1人当たりを申し上げます。滑川町が37万8,193円、小川町38万9,822円、ときがわ町41万2,311円、川島町37万8,652円、吉見町40万3,847円、町村平均38万4,403円、市町村平均35万9,100円、県平均34万2,534円となります。全国平均につきましてなのですけれども、調べて、ちょっと費用額でベースがなかったものですから、医療費だけで申し上げますと県平均が全体で35万6,512円で、全国平均が39万2,044円となっております。

続きまして、災害臨時特例補助金について申し上げます。こちらに記載されてあります155万4,000円の内訳ですけれども、東日本大震災分が入ってございますので、それが4万7,000円分、新型コロナウイルス感染症分が残りの105万7,000円となっております。そのコロナ分の105万7,000円の算出としましては、税務課の算出いただきました減免額が251万4,100円となりますので、その10分の6の補助率になりますので、医療保険給付費に当たる減免額が1,000円未満切り捨てまして131万6,000円、介護分に当たる減免額10分の6補助率になりますので、19万1,000円で、両方合わせて105万7,000円となります。減免額の251万4,100円からこちらの補助分105万7,000円を引いた残りの100万7,100円になりますけれども、10分の4の差額に当たる部分につきましては、県補助金の中の特別調整交付金で交付されておりますので、合わせて10分の10になりますので、町負担分はございません。

コロナの感染者数についてですけれども、医療費の面から申し上げますと、前年度よりは人数のほうは増加しているところでございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 賛田町民課長。

○賛田秀男町民課長 1つだけお答えさせていただきます。

159ページの被保険者、世帯数の被保険の件なのですが、被保険者数の内訳を今年度から再掲分として右のラインに表記をさせていただいたのですが、ちょっと分かり

にくい表記でしたので、申し訳ございません。見直しを図っていきたいと思います。

以上です。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

内田副課長。

○内田富恵税務課課税担当副課長 それでは、私のほうから国民健康保険税の県平均と全国平均との比較についてお答えさせていただきます。

まず、県平均でございます。1人当たりの調定額、埼玉県平均が10万5,074円、1世帯当たりの調定額16万1,131円、県と町との比較でございますが、1万2,085円、率にしますと11.5%、町のほうが少ない状況でございます。これは、すみません。1人当たりの調定額につきましては1万2,085円少ない状況でございます。1世帯当たりの調定額につきましては、県との比較をいたしますと2万213円、率にいたしますと12.54%少ない状況でございます。国につきましてはでございますが、データがなく把握できておりません。申し訳ございません。

以上です。

〔「数字的なことなので、ちょっとよく分からないので、後でいただけますか」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長 渋谷委員、引き続き質疑ありますか。

○渋谷登美子委員 これでもう。ちょっと数字的なことなので、いいです。

○畠山美幸委員長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○畠山美幸委員長 討論を終結いたします。

これより認定第2号 令和3年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

本案を認定すべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○畠山美幸委員長 挙手全員。

よって、本案は認定すべきものと決しました。

ここで休憩いたします。入替えのみです。

休 憩 午前 9時35分

---

再 開 午前 9時35分

○畠山美幸委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎認定第3号の質疑、討論、採決

○畠山美幸委員長 認定第3号 令和3年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明並びに監査報告が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

それでは、本日の質疑者、渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 主要な施策の179ページの……

○畠山美幸委員長 マイクをお願いします。

○渋谷登美子委員 失礼。特別徴収の人数と普通徴収の人数を伺います。

それから、180ページですけれども、後期高齢者医療費給付金に対して嵐山町の後期高齢者医療費総額と1人当たりの医療費を伺います。

○畠山美幸委員長 吉田副課長。

○吉田信子町民課保険・年金担当副課長 答えいたします。

特別徴収の人数は2,179人、普通徴収の人数は757人でございます。

続きまして、医療費の総額と1人当たりの医療費ですけれども、医療費総額は22億4,147万4,003円、1人当たりの医療費は77万9,101円、対前年度比5.51%となっております。県平均につきましては83万3,300円となっております。

以上です。

○畠山美幸委員長 質疑ありますか。

○渋谷登美子委員 数字だけなのでしたから。

○畠山美幸委員長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○畠山美幸委員長 討論を終結いたします。

これより認定第3号 令和3年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定

についての件を採決いたします。

本案を認定すべきものとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○畠山美幸委員長 挙手全員。

よって、本案は認定すべきものと決しました。

ここで休憩といたします。入替えのみです。

休 憩 午前 9時37分

---

再 開 午前 9時40分

○畠山美幸委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎認定第4号の質疑、討論、採決

○畠山美幸委員長 認定第4号 令和3年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明並びに監査報告が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

まず最初の質疑者、狛守委員、どうぞ。

○狛守勝義委員 私の質問は2点でございます。

まず、決算書の327ページ、次は333ページということで、1つは高額介護サービス費ということで、この事業の内容、高額ということですから、大体のことは分かるのですが、具体的に教えていただきたいということです。

それと、262件というふうに説明でちょっと聞いたような気がするのですが、これの詳しい内訳です。年齢というか年代の、それを聞いておきたいなということです。

もう一つは地域住民グループ支援事業委託料ということなのですが、この事業の内容を教えていただければと、そのように思います。よろしく申し上げます。

○畠山美幸委員長 それでは、答弁を求めます。

菅原副課長。

○菅原広子議長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 それでは、高額介護サービス費につきましてお答えさせていただきます。

内容につきましては、簡単なのですが、簡単に言わせていただきますと、介

護サービスを利用したときに利用料負担いただいているのですけれども、その利用料が一月に合計すると限度額がありまして、限度額を超えた分が介護サービス費として後から払い戻される制度になっております。その限度額というのが所得によって3段階に分かれているのですけれども、令和3年度につきましては、令和3年7月までは3段階だったのです。令和3年度の8月からは現役並みの所得の方の限度額が4万4,400円なのですけれども、それが少し年収が多い方にはもっと限度額を上げましょうということになりまして770万円から1,160万円の方は9万3,000円になりました。年収が1,160万円以上の方は14万100円となりました。

内容につきましては以上です。

年代別なのですけれども、60歳代が、大変申し訳ございません、年間の利用者の件数の割合とかというのは出していないのですけれども、令和4年の3月分の一月分だけなのですけれども、年代別を出していますので、そちらを答えさせていただきます。令和4年の3月分については、60代の方が3件で、70代の方が27件、80代の方が80件、90代の方が76件、100歳代の方が10件です。ですので、80代と90代の方で8割ぐらいが占めているという結果となっております。

以上です。

○畠山美幸委員長 近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長 私からは地域住民グループ支援事業についてお答えいたします。

地域住民グループ支援事業は住民主体の通いの場の活動を支援する事業でございます。委託料16万2,100円はふれあいうきうきサロン等、地域のサロン活動に要する費用で、嵐山町社会福祉協議会に委託して実施しております。

以上です。

○畠山美幸委員長 大丈夫ですか。

次の質疑者、山田委員、どうぞ。

○山田良秋委員 2項目について質疑します。

まず、1点目ですけれども、歳入317ページ。

○畠山美幸委員長 マイクをお願いします。

○山田良秋委員 歳入317ページ。聞こえますね。317ページ、歳入のところですか。認知症カフェ運営事業参加費3,300円と書いてあります。総合的な人数を教えてください。

それから、もう一点は決算書の323ページ、歳出です。地域密着型介護サービス給付、対象を64人と聞きましたが、直近の年度ごとの推移を教えてください。

以上です。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長 私からは認知症カフェにつきましてお答えいたします。

認知症カフェの参加費は1回100円で、月1回の開催で1回当たり5人を見込んでおりました。

以上です。

○畠山美幸委員長 菅原副課長。

○菅原広子長寿生きがい課長 寿生きがい担当副課長 私のほうからは地域密着型サービスを受けている対象者ということなのですが、決算書で言うと323ページなのですが、主要な施策のほうでいきますと186ページになりまして、中ほどの(7)番の地域密着型(介護予防)サービス受給者数という表が中ほどにありまして、令和3年度につきましては対象者の総数が64人となっております。昨年の令和2年度の受給者数についてはその下のほうにありまして68人、令和元年度につきましては62人、平成30年度につきましては64人です。利用者については65人前後で推移しているという状況です。

以上です。

○畠山美幸委員長 次の質疑者、川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 私の質問は施設入所への待機者という方はいたのか。いたとすれば何人いたのか伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長 菅原副課長。

○菅原広子長寿生きがい課長 寿生きがい担当副課長 それでは、お答えいたします。

施設入所待ちの方なのでありますが、令和3年度につきましては28人おりました。よろしく申し上げます。

○畠山美幸委員長 川口委員。

○川口浩史委員 そうですか。その前の年までもこのくらいの数いたのでしょうか。

基本としては、自宅での介護というのを行政側は進めているわけですが、入所したいという方もこういう形になっているとなると、今後どういう方向というか、もう造っ



ていくしかないのですけれども、この比企郡の中でまだ余裕はあるのですか、建物を建てられる数。これ比企郡の中で幾つかというふうに決まっているわけですよね。その辺余裕あるのかどうか伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長 近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長 お答えいたします。

大変申し訳ございません。比企郡での必要数というのが埼玉県の計画で県内で何か所という形で定められていたと思うのですけれども、今その資料を持っておりませんので、お答えすることができません。ただ、28の方がずっと待っているということではなくて、令和3年度は入所された方が40人いらっしゃいます。退所された方も45人いらっしゃいますので、優先順位にはよりますけれども、それなりに入所はできているのかなと理解しております。

以上です。

○畠山美幸委員長 次の質疑者、青柳委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 私は、主要な施策の説明書199ページです。この保険給付費の6項の特定入所者介護サービス1,992件ということで令和3年度の実績が載っているのですけれども、これは低所得者への云々ということですが。昨年と350件以上の件数が減少しているのです。その辺のところの理由についてお尋ねしておきます。

それと、あと205ページですけれども、この介護保険、今回令和3年度の基金残高ということで2億1,990万6,000円という積立てができていくということで、これからさらにまだ75歳以上の人たちが増えたり、移動してくる中で検討していることだと思うのですけれども。この辺について、担当課としてこの基金残高についてどのように捉えていらっしゃるのか、2点お尋ねいたします。

○畠山美幸委員長 それでは、答弁を求めます。

菅原副課長。

○菅原広子長寿生きがい課長 近藤長寿生きがい担当副課長 それでは、特定入所者介護サービス費につきましてお答えさせていただきます。

令和3年度につきましては、こちらに示してありますとおり1,992件でありました。令和2年度は2,358件で、比較すると366件減少いたしました。減少した理由としましては、令和3年8月から制度改正がありました。対象者の要件が変更になったことが一番の要因となっております。

以上です。

○畠山美幸委員長 近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長 それでは、基金積立金につきましてお答えいたします。

令和3年度から5年度の第8期介護保険事業計画における保険料基本額は月額5,302円のところ、基金を取り崩し5,000円となっております。1年目となる令和3年度は基金の取崩しは行っておりませんが、令和4年度、令和5年度で合わせて6,600万円取り崩す計画でございます。第8期計画における推計では第1号被保険者数は令和7年度まで増え続け、その後緩やかに減少します。また、介護給付費は令和17年度まで増え続け、その後緩やかに減少します。このことから令和7年度から令和17年度までは被保険者が減少し、介護給付費が増加するということによりまして、最も被保険者の負担が多くなると考えております。介護予防を推進しまして、基金をできるだけ残し、被保険者の負担をできるだけ軽減できるように努めていきたいと考えております。

以上です。

○畠山美幸委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 1点目の制度改正なのですけれども、どのような所得の要件変更みたいな形で先ほどありましたよね。その辺、どのような形で変更されたのかだけ教えてください。その1点で結構です。

○畠山美幸委員長 菅原副課長。

○菅原広子長寿生きがい課長長寿生きがい担当副課長 それでは、特定入所者介護サービス費の改正点なのですけれども、こちらにつきましては所得の状況と、あと預金とどれだけあるか、資産とどれだけあるかという状況を見させていただくのですけれども、どれだけの預金残高があるかというところが改正になりまして、7月までは単身だと預貯金が1,000万円以下だったのですけれども、それが500万から600万ぐらいに下がりました。夫婦の場合は7月までは2,000万だったのですけれども、それが1,500万から1,600万ぐらいに預貯金の金額が減りましたので、預貯金を持っている方についてはその制度が適用にならないということになりました。

以上です。

○畠山美幸委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 すると、さっきの300数十件という件数が減っているのだけれども、

それになった対象の人たちがいたことによって決算額も少なくなっているわけですが、それは要するに350人ぐらいの人たちというのは、そうするとある程度上のランク、一定のランクの1割負担とか、そういった負担のところに行ってしまったというような解釈でいいのですか。その辺はどのように捉えていったらいいのでしょうか。今の預金だとか、そういったものが起きましたよね。

○畠山美幸委員長 菅原副課長。

○菅原広子長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 それでは、特定入所者介護サービス費の改正につきまして再度お答えさせていただきます。

委員さんがおっしゃるとおり、所得についてはそのままなのですが、預金が1,000万円ちょっと欠けるぐらいだった人が今まで7月は該当になっていたのですが、500万円以上1,000万円以下ぐらいの方がこれを調べてみましたところ17人ぐらいいたのです。それで、この減少した366件というのが、施設に入ると施設サービス費のほかに居住費と食費をお支払いするのですが、居住費と食費を合わせた件数なので、件数が366件になっているのですが、その両方を合わせているので、実際にいえばこの半分ぐらいなので150件ぐらいになるので、10か月分ぐらい減少したということになります。

以上です。

○畠山美幸委員長 次の質疑者、藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 私は2件です。

決算書の326ページ、高額介護サービス費の不用額がありますので、その内容と理由です。

もう一つは決算書の328ページ、介護予防生活・支援サービス事業費の、これも不用額がありますので、その内容と理由についてお聞かせください。

以上です。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

菅原副課長。

○菅原広子長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 それでは、高額サービス費の不用額の内容と理由につきましてお答えさせていただきます。

令和3年度の予算につきましては、令和2年度実績を基に計上させていただきましたので、令和3年度につきましては令和2年度に比べて大分給付が少なかったことに

よりまして、不用額が多くなってしまいました。件数でいうと253件減ったことによって不用額が多くなってしまったということです。

以上です。

○畠山美幸委員長 近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長 それでは、介護予防生活・支援サービスの事業費の答えをさせていただきます。

介護予防生活・支援サービス事業費のうち、不用額が多い18節負担金及び交付金は要支援者及び事業対象者に提供した訪問型サービス及び通所型サービス等に係る負担金でございます。前年度の実績に認定者の増加を見込んで予算を計上しているため、不用額が生じたものでございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 藤野委員。

○藤野和美委員 まず1つ、高額介護サービスです。これが422万円。これは先ほどから説明されているいろんな限度額とか対象者が変わってきたと。その変更によって、その影響というふうに理解してよろしいのでしょうか。またそれとは別ですか。単純に給付数が減ってきた。要するに対象者が先ほどから大分変わってきていますよね。変わってきているというか、その給付する対象に対して限度額、例えば先ほどの特定の預金額の変更によって対象が変わってくるとか、その辺の影響との関係ではなく、その辺もう少し詳しく教えてください。

それからもう一つ、生活支援のほうですけれども、訪問事業、通所事業、両方の関係だと思うのですが、訪問事業と通所事業それぞれどれくらい不用額が発生しているのか、それも詳しくお聞かせいただければと思うのですけれども。

以上です。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

菅原副課長。

○菅原広子長寿生きがい課長 近藤長寿生きがい担当副課長 それでは、高額サービス費の不用額の内容と理由につきまして、再度説明させていただきます。

先ほど藤野委員さんおっしゃられたとおり、ただ単純になのですけれども、介護サービスを利用する人は多かったのですけれども、限度額以上利用する人が少なかったという結果になっています。改正がありました。改正は現役並みの所得の方が対象

でしたので、現役並みの所得の方というのは高齢者ではあまりいなくて、調べたところ6人から7人ほどだったので、特に影響は受けていないと考えています。

以上です。

○畠山美幸委員長 近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長 それでは、お答えいたします。

主なところなのですが、第1号訪問事業ということで訪問事業につきましては不用額が241万2,446円、執行率が57.4%となっております。また、通所事業につきましては、不用額が104万942円で、執行率が85.4%となっております。

以上です。

○畠山美幸委員長 藤野委員。

○藤野和美委員 その辺のところについては最初の見込んでいた、要するに要支援者というか、多めに来たらろうということであったと思うのですが、実際にはそれほど利用者がなかった。これはやっぱりコロナの関係等で控えたとか、そういう関係であれですか。普通は要支援者がかなり増加傾向だと思うのですが、その辺があったのかどうかだけお聞かせください。

○畠山美幸委員長 近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長 お答えいたします。

実績につきましては、令和2年度のほうが不用額がかなり多かったです。それはコロナの影響でサービスの利用を控えたというのが明らかにはなっているのですが、ただ令和3年度は利用者数的には増加しております。それですので、少しその年によって認定される方の人数の差がありますので、足りなくなってしまうところもあるので、ちょっと多めに見込んだところで不用額が生じたということでございます。

○畠山美幸委員長 次の質疑者、渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 主要な施策の330ページ、331ページですが、これは一般介護予防の不用額104万2,874円、これの理由は。これは同じ、違いますよね。さっきの藤野さんのとは違って。

それと、決算書の334ページと335ページ、包括的支援事業・任意事業の不用額104万2,874円の内容を伺います。

それから、主要な施策の203ページの配食サービスの220万4,720円の具体的な内訳を伺いたいと思います。

それから、主要な施策の186ページ、要介護認定者数、嵐山町の認定率、県、国、近隣市町村との比較で、今年も鳩山町が幸福度1位の街になってしまったのですけれども、それも併せて伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長 それでは、お答えいたします。

まず、決算書330、331ページの一般介護予防事業の不用額でございます。決算書の331ページ、備考欄下段、やすらぎトレーニング事業は緊急事態宣言で8月と9月の2か月間やすらぎが休館したことにより、不用額が、トレーニング事業の委託料が減額となっております。

続きまして、333ページ上段、脳の健康教室事業は定員を20名としましたが、参加者が8名でしたので、委託料が減額となっております。

続きまして、地域介護予防支援事業は社会福祉協議会に委託している地域のサロン活動への支援ですが、活動を自粛したグループがあったため、不用額が生じたものでございます。

その下段の地域リハビリテーション活動支援事業はぷらっと嵐トレの自主グループにアドバイザーを派遣するものなのですが、自主グループに活動を自粛したところがあったということと、それから新規の立ち上げの説明会が開催できなかったということにより不用額が発生したものでございます。

続きまして、決算書334、335ページです。不用額が生じた主なものは決算書335ページ上段、総合相談事業のうち高齢者見守り訪問の実績が減によるもので、もう一つは下段、任意事業のうち徘徊高齢者位置情報探索サービス、GPSの利用者が減少したことによるものでございます。

続きまして、主要な施策の説明書203ページの配食サービスにつきましては、昼が50人、3,705食、夜が14人、1,794食、計64人、5,499食となっております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 菅原副課長。

○菅原広子長寿生きがい課長 長寿生きがい担当副課長 それでは、要介護認定者数と認定率につきましてお答えさせていただきます。

それでは、最初に全国から行きます。全国の認定者数は676万5,995人、認定率は

18.9%です。埼玉県は認定者数31万8,888人で、認定率は16.2%です。嵐山町は認定者数が892人、認定率は15.2%です。滑川町は認定者は583人、認定率は13.0%です。小川町は認定者数1,771人で、認定率は15.4%です。ときがわ町694人、認定率は16.4%です。吉見町は882人、認定率は13.8%。川島町は1,001人、認定率は14.2%。東秩父村は190人、認定率は16.2%。鳩山町は712人、11.8%です。最後に、東松山市は4,062人、認定率は15.2%でした。渋谷委員のおっしゃるとおり、鳩山町についてはこの近隣の町村で11.8%ということで一番低い数値となっております。高いのはときがわ町の16.4%となっております。

以上です。資料が細かいですので、後でお配りさせていただきます。

○畠山美幸委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 配食サービスなのですけれども、これは昼間が多くて、夜というのはやっぱりご家庭でご一緒なさっている方が多いということで考えてよいということですか。独り暮らしの方はこの中にどのぐらいいらっしゃるか。2人だけの方はどのぐらいいらっしゃるか伺いたいと思います。

それから、鳩山町の認定率、嵐山町は埼玉県よりは低いのですが、鳩山町、滑川町、これは認定率だからちょっと違うと思うのですが、低いですね。この差というのはどこら辺にあると考えられるか伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長 お答えいたします。

配食サービスなのですけれども、夜のほうが食数が少ないということなのですが、これはその方その方のご事情があって、ご家族で食べられる方というのは恐らく、対象者が独り暮らしか高齢者世帯になりますので、どちらかというとならば要介護認定を受けている方につきましてはヘルパーさんと一緒に作ってもらったものを食べたりとか、あとはご自分で購入したものを食べたりしているのだと理解しております。また、独り暮らしと夫婦世帯の別の人数というのが統計を取っておりませんので、お答えすることができないのですが、申し訳ございません。

以上です。

○畠山美幸委員長 もう一点についての答弁を求めます。

近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長 お答えいたします。

嵐山町だけでなく、近隣でもやっぱり鳩山、滑川というのは認定率が低いという話  
はございまして、ではその辺どういうわけなのかなというところはあるのですけれど  
も、まず滑川町につきましては若い方が多いということで、何というのでしょうか、  
認定率に影響がしてきているのかな。今手元に持っていないのですけれども、認定率  
でも修正認定率というのがありまして、年代とかの影響を受けない認定率を見ますと、  
そんなにかけ離れて差はなかったかなとは思っているのですけれども。あと鳩山町についま  
しては、本当に介護予防事業等が充実しております、特にニュータウンの地区あたり  
はかなり活発に行われているということで、そういうのも影響しているのではない  
かということをお隣では話しているところでございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○畠山美幸委員長 討論を終結いたします。

これより認定第4号 令和3年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につい  
ての件を採決いたします。

本案を認定すべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○畠山美幸委員長 挙手全員。

よって、本案は認定すべきものと決しました。

ここで休憩といたします。10時30分までといたします。よろしくお願いいたします。

休 憩 午前10時14分

---

再 開 午前10時30分

○畠山美幸委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎認定第5号の質疑、討論、採決

○畠山美幸委員長 認定第5号 令和3年度嵐山町水道事業会計決算認定についての件  
を議題といたします。



既に本会議にて提案説明及び細部説明並びに監査報告が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

最初の質疑者、青柳委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 水道事業業務報告書ですね、説明書と書いてありますけれども、この11ページです。資本的支出の1番、建設改良費委託料599万5,000円。さらには5番の建設改良繰越しというので委託料8,628万4,000円、この内容です。補正予算等では取っ払ってきているような流れを受けているものですから、どのような内容になっているのかということです。お願いします。

○畠山美幸委員長 永嶋副課長。

○永嶋 稔上下水道課水道施設担当副課長 私のほうからお答えさせていただきます。

まず、建設改良費委託料の599万5,000円の内容につきまして、こちらは第1浄水場更新設計委託料になります。内容といたしましては、地下発電施設、受変電施設、中央監視操作盤施設の電気設計を委託したことになります。

続きまして、建設改良繰越委託料についての説明をさせていただきます。

8,628万4,000円のうち8,116万9,000円につきましては、新浄配水場整備実施設計業務委託になります。内容といたしましては、認可設計、浄水場実施設計、配水場実施設計、導水管布設設計、確認申請書類作成、基本設計見直し業務、水源検討業務、第2浄水場検討業務、用地測量業務になります。残り511万5,000円につきましては、管路更新計画策定業務になります。内容としましては、布設から40年を経過した昭和50年代の管路を令和4年度から令和13年度において布設替え等を行っていく計画の策定業務となります。

以上です。

○畠山美幸委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 この599万5,000円の委託料というのは、この第1配水場の委託料として、これは丸々全額がこの費用ですと。要するに、だから一部支払いが出ているということではなくて、その作業がこれ全部終わったということで理解してよろしいかどうか。

それと、今のここに出てくる改良繰越しなのですけども、これは補正では来季に回してというような説明を受けているのだけれども、実際にこれ今言った8,116万9,000円のうちの7,600万円ぐらいというのは、そういった委託の作業にかかっている

というふうに理解してよろしいですか。

○畠山美幸委員長 清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 お答え申し上げます。

まず最初の599万5,000円、こちらにつきましては第1浄水場の電気設備の改修の設計業務委託になりまして、これは将来的な新浄配水場建設時にはこの第1浄水場、現在は井戸から水を引き込んで、その後第1浄水場内で水を浄水化して遠山の配水池に送って、遠山の配水池から第1エリアについて配水を行っている施設でございます。こちらにつきましては、将来的には浄水場施設を廃止して、中継ポンプ施設に変更する予定でございます。ですので、将来的には第1浄水場は井戸からくみ上げた水を中継ポンプによって新浄配水場に加圧して運び込む施設となる予定でございます。599万5,000円につきましては、その設計業務委託として令和3年度中に業務が完了しております。

続きまして、繰越事業につきましてお答え申し上げます。

こちらは新浄配水場の整備に係る実施設計に係る委託業務となっております。こちらにつきましては、令和2年度に計上をさせていただいたものでございますけれども、その後令和2年度中にはその設計業務につきまして、今後の川島の産業団地のエリア、それと花見台の拡張エリア、それと都市計画道路に伴う配水管の布設の関係がございまして、将来計画配水量に変更が生じたため、令和2年度から令和3年度に繰越しをさせていただいた事業でございます。そちらにつきましては、併せて511万5,000円の管路更新計画策定、こちら先ほど申し上げましたその3つの新しい事業の関係がございまして、新浄配水場の整備実施設計と管路更新計画の策定業務、いずれも令和2年度から令和3年度に繰越しをさせていただいて両方とも令和3年度中に業務は完了しております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 次の質疑者、川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 1点目は、有収率が91.97%とありました。そうしますと、漏水は8%余ということになります。それを計算すると、幾らぐらいになるのか伺いたいと思います。

2つ目に、夜間の緊急出動というのは何回ぐらいあったのか伺いたいと思います。また、その事故についても伺いたいと思います。

次に、内部留保の額について伺いたいと思います。

そして最後に、不納欠損の理由について伺いたいと思います。

以上です。

○畠山美幸委員長 順次答弁を求めます。

片岡副課長。

○片岡範行上下水道課水道管理担当副課長 私のほうからは委員さんの質問の中で、有収率と内部留保と不納欠損の関係をお答えさせていただきたいと思います。

まず、有収率91.97%とあるが、漏水した量を計算すると幾らぐらいになるのかということなのですけれども、こちらにつきましては年間総配水量から有効水量を引いた無効水量となったものが令和3年度で約16万3,000立米となっております。こちらを令和3年度決算での家庭用水道料金の単価、こちらを立米当たり118円とさせていただきますと、この16万3,000立米分につきましては、1,915万円ほどとなります。

続きまして、内部留保の額ということなのですけれども、令和3年度決算を迎えまして内部留保につきましては金額として16億5,603万5,675円となりました。令和2年度決算と比較して4,046万8,338円の増となっております。

続きまして、不納欠損はどんな理由かということなのですけれども、不納欠損につきましては、決算書378ページの下段にあるのですけれども、特別損失の過年度損益修正損のところをご確認ください。金額といたしましては28万7,326円となります。この内容といたしまして、今回の令和3年度決算では平成19年度、20年度及び27年度を対象としております。この中で平成19年度、20年度は町外転出者の方で分納を続けていただいていた方なのですけれども、こちらの方がお亡くなりになりまして、その分が不納欠損で計上させていただいて、この方に関する分は金額18万1,138円となります。それと、平成27年度分といたしましては、合計16人、金額といたしましては10万6,188円となります。こちらのほうの不納欠損の理由といたしましては転出後連絡が取れなくなった居所不明の方が12人、金額は9万7,305円。それと、お亡くなりになったという死亡によるところが4人、金額は8,883円となっております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 永嶋副課長。

○永嶋 稔上下水道課水道施設担当副課長 私のほうからは夜間緊急出動の回数と、そ

の内容についてお答えさせていただきます。

夜間緊急出動は早朝も含めまして合計5回ありました。1件目につきましては、早朝6時、場所は志賀地内、町民の方からの通報がありまして、漏水箇所は直径100ミリのダクタイトイル鑄鉄管のフランジ部分からの漏水でした。仕切弁を5か所締め、修繕工事を行いました。

2件目は、早朝7時、場所は菅谷地内、町民からの通報があり、漏水箇所は径75ミリの塩ビ管のT字管からの漏水でした。仕切弁を4か所を締め、修繕工事を行いました。

3件目は、深夜1時、場所は菅谷地内、町民の方が警察へ通報し、警察より連絡がありました。漏水箇所は径75ミリの塩ビ管のベント部分からの漏水でした。仕切弁を4か所締め、応急処置をし、深夜でありましたが、修繕工事業者と連絡を取り、朝から修繕工事を行えるよう手配しました。

4件目は、夜18時30分、場所は鎌形地内、こちらは町給水指定工事店より連絡がありました。この漏水は工場の門扉、門柱を施工していた業者が誤って給水管を破断したため、漏水が起きました。こちらは仕切弁を2か所調整し、修繕工事を行いました。

5件目は、早朝4時、場所は川島地内、こちらは町民の方からの通報がありまして、場所は消火栓からの漏水でした。仕切弁を3か所締め、漏水を止めまして、その後消防署へ修繕工事が終わるまで使用できない旨の連絡をしました。

以上となります。

○畠山美幸委員長 川口委員。

○川口浩史委員 まず、漏水の金額なのですが、1,915万、2,000万円近くあるということで、大変な金額だなというのをつくづく思います。これ予算のときも聞いて、約2,000万だということで。90%そこそこだと2,000万前後というか、このくらいになるのかなというふうに理解してよろしいのでしょうか。

それと、これをいかに少なくしていくかということを考えると、これをゼロにするということができるのか、対策によってはできるのか伺いたいと思うのです。問題は金額だと思うのですけれども、ゼロにするためにはどのくらいの金額がかかってしまうのか、分かれば伺いたいと思います。

それから、内部留保はなるほど、このくらいあるわけですね。このくらいあると安心して事業ができるというふうに見てよろしいのですか。もっと少なくとも大丈夫な

のか伺いたいと思うのです。前何か17億ぐらいの記憶があるので、増えているような気がするのですけれども、伺いたいと思います。

不納欠損の理由については、転出、死亡、死亡はどうしようもないですよね。転出の場合追い方というか限界があるのかな。軽自動車などは自治体間で連携を取っているというふうに聞いているのですけれども、水道の関係はどうなのでしょう。自治体間での連携の取り方というのは取っていないのか、取れないのか、伺いたいと思います。

それから、夜間なのですけれども、5回あったと。水道に携わる皆さん、本当にご苦労さまですというふうに申し上げたいと思います。こういうことで寝ているときに起こされるわけですから。起こされるだけではなくて現地へ行って作業しなければならないわけですから、本当にご苦労さまですというふうに申し上げたいと思うのです。これを最大限少なくするということでは古い老朽管の改修というのが一番だと思うのですけれども、まだどの程度あるのか伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

片岡副課長。

○片岡範行上下水道課水道管理担当副課長 それでは、有収率90%ぐらいの中で、こちらの漏水といいますか、有収率に加わらなかったものを金額にしたら2,000万円ぐらいということで、こちらいかに少なくしていくかということと、あとゼロにできるのか、ゼロにするまでの金額はどれくらいかかるのかということだと思っておりますけれども、いかに少なくしていくかということにつきましては、毎年漏水調査会社に委託して行っているものと、あとは2か月に1度検診時に、メーター検針をする際に検針がお留守の家庭であったりとかしたときに、メーターのパイロットが動いていたりとかすると漏水の疑いがありますとかというお知らせもしてくるのですけれども。失礼いたしました、それはメーターより先の水量なので、お客様の分で有収率のほうにはかかってこない部分でございました。ただ、メーター検針のときにもメーターより道路側の管ですとか、あとは止水栓付近に水が出ていたりとか、湿っていたりですとかというときがあればすぐに施設担当のほうに報告が行くような形になっておりますので、随時そういったことで漏水の解消には努めているところであるのですけれども。

それと、次に漏水をゼロにできるのかということなのですけれども、この総配水量からメーターを取った有収水量、料金になった水量を配水場とかを通過して配水する総

配水量で割ったものが有収率になるのですけれども、こちらの中には……失礼しました。町で漏水とか配水管の布設替え工事をした後に洗管、管を洗浄する作業とかというのも実施するのですけれども、そういったものの水量ですとか、あとは家庭内において漏水軽減とさせていただいたもの、その対象になったものの水量とかもございませので、漏水がゼロになるということは現実的ではないのかなと思います。

それと、漏水をゼロにするためにどのくらいの金額が必要なのかというのはちょっと……

○畠山美幸委員長 どうぞ、答弁続けてください。

○片岡範行上下水道課水道管理担当副課長 ゼロ円にするのは金額がどのくらいか、ごめんなさい、こちらはちょっと……

○畠山美幸委員長 その件につきまして、清水上下水道課長がお答えになりますか。どうぞ。

○清水延昭上下水道課長 申し訳ございません。お答え申し上げます。

漏水の町全体につきましては、先ほどおっしゃられたとおり、老朽管が一番の原因と考えております。老朽管につきましては、今後管路更新計画に基づいて順次改修を行っていく予定ではございますけれども。老朽管というのは、ある程度年代がたてば改修してもまたいずれかは老朽管になっていく、その繰り返し、繰り返しで、ずっと修理の繰り返しでございませので、漏水がゼロになるということはとても考えられないことではございませ、その漏水量の節減、いかに少なくするかどうかによって毎年漏水調査をかけて、そういった漏水が見つければすぐに修繕をして、または更新計画に基づいてもう漏水をしている、またはおそれのある老朽管から順次新しい管に布設替えをすることによって漏水の量を削減していきたいと考えているところでございませ。

それと、内部留保の関係でございませけれども、こちらにつきましては今現在、先ほど16億5,600万と申し上げました。こちらにつきましては、毎年減価償却とか、現金ばかりではございませ。内部留保というのは企業の毎年の活動によって生まれていくものでございませ、その額は毎年毎年積み上がっていくものとなっております。しかしながら、もちろん決算書にもございませように現金預金につきましては決算書の中にある金額がございませ、その費用に関しましては、今後の新浄配水場の建設費用、または先ほど申し上げました老朽管の更新事業、それに充当していく考えでございませ。

ございますので、現状では常にある程度の内部留保を持っていないと将来の事業に当たっていけないものでございますので、このような結果となっております。

それと、漏水に関しましての自治体間の連携につきましてでございますけれども、こちらはもちろん……

○畠山美幸委員長 その質問は漏水管ではなくて、自治体同士で連携して不納欠損が減らせないかという質問でございますので。

○清水延昭上下水道課長 分かりました。それでは、私は以上でございます。

○畠山美幸委員長 では、片岡副課長。

○片岡範行上下水道課水道管理担当副課長 それでは、未納があった方が転出された場合の自治体間の連携があるのかどうかということなのですけれども、税のほうは調査権自体も税務課の職員は持っておりまして、いろんなその方の資産調査とかというのは独自でできるのですけれども、水道料金につきましては私債権でございます、そこまでの調査権だとかというものは水道課の職員には与えられておりません、実際の転出された方につきまして、隣町に転出された場合とかで隣町の水道課の職員にこの未納分の収納をお願いしたい、督促をお願いしたいとかということはどうこの自治体もやっていないのかなと思います。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 まだもう一つ答弁、出勤回数の件につきましては、永嶋副課長。

分かっているかな。質問がどうしたら出勤回数が減らせるかだったっけ。もう一回言ってあげてください、それだけ。

○川口浩史委員 老朽管で答えてもらったからいいです。

○畠山美幸委員長 そうですか。いいそうです。

3番目の質疑ありますか。なし。

次、渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 報告の15ページなのですけれども、収益に関する分析で水道利用料の免除を行ったわけのですけれども、影響はあまりなかったということか伺います。

それから、決算書の377ページで報告書の17ページなのですけれども、職員数の減の影響はなかったかということなのですけれども、職員の時間外労働の金額が予算額を下回っているその点について伺います。

それと、決算書の356ページですけれども、建設改良費1億2,685万5,000円が補正

予算で削減されていると思ったのですけれども、その理由を伺います。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

片岡副課長。

○片岡範行上下水道課水道管理担当副課長 それでは、お答えいたします。

収益に関する分析で水道料金の免除を行ったが影響は少なかったかということなのですけれども、こちらにつきまして業務報告書15ページ、経営分析の指標になるのですけれども、こちらで（２）収益に関する分析という項目がございまして、その項目の10番は総収益を総費用で割ったもの、項目11は経常収益を経常費用で割ったもの、項目12につきましては営業収益を営業費用で割ったものとなっております。水道料金の基本料金免除事業につきましては、令和２年度に実施したのですけれども、この免除により影響があるところにつきましては、項目12営業収益対営業費用比率のところでございます。この表にございますように、令和２年度につきましてはこの数値は106.05%となっております、ほかの年度、免除事業を実施していない年度と比べまして大体7%ぐらい下がっているのかなと思うのですけれども、実際この令和２年度に免除事業を実施いたしました、水道料金につきましては約2,000万円減収となったのですけれども、これに伴って水道事業といたしましては営業外収益といたしまして、一般会計から補助金を補てんされておりますので、この令和２年度の項目12番の数値としては低くなっておるのですけれども、経営に影響はほとんど出ていない状況と思っております。

続きまして、職員数の減の影響はなかったということか、職員の時間外労働が予算額を下回っているというところなのですけれども、時間外勤務手当について、予算に対しまして実際に執行額は少なくなっておるのですけれども、もともと時間外手当は予算として様々な想定をした上で予算計上している状況です。実際時間外勤務の実績といたしましては、令和２年度485時間、令和３年度522時間30分と、37時間30分増加しております、手当の金額といたしましても12万7,000円ほど多くなっております。また、業務報告書17ページの生産性に関する分析では、職員1名の減によりましてこの数値の求め方で分母が減りますので、必然的に前年度より数字が高い内容となっております。また、昨年、令和３年の6月から実施いたしました嵐山町建設水道事業協同組合への休日修繕工事の待機の委託によりまして、職員の負担は大きく軽減している状況になったと思います。また、総合的に見て職員数の減の影響がなかったかとい



うことではなくて、現場対応等で職員が不在になった中、残っている職員で窓口対応とかを実施させていただくなどして職員数の減を課を挙げて対応した結果であると考えております。

私からは以上でございます。

○畠山美幸委員長 永嶋副課長。

○永嶋 稔上下水道課水道施設担当副課長 私のほうからは建設改良費1億2,685万5,000円の減の補正理由をお答えさせていただきます。

こちらにつきましては、まず浄水場施設費として5,700万円、こちらは第1浄水場を単独で改修する予定でありましたが、第1水源を単独で改修する予定でございましたが、第2、第3水源を含めた浸水対策を実施するため、実施設計を行うのを令和4年度、今年度を予定しております。予算化しております。

続きまして、配水本管施設費として7,000万円の補正減を行いました。こちらにつきましては文化庁との協議が令和3年8月に許可が下りたのですが、こちらの工事の年度内の竣工が難しいと判断しまして、令和4年度に改めて関連布設工事も併せて行うことを予定しております。

以上です。

○畠山美幸委員長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○畠山美幸委員長 討論を終結いたします。

これより認定第5号 令和3年度嵐山町水道事業会計決算認定についての件を採決いたします。

本案を認定すべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○畠山美幸委員長 挙手全員。

よって、本案は認定すべきものと決しました。

ここで休憩いたします。入替えのみです。

休 憩 午前11時05分

---

再 開 午前11時05分

○畠山美幸委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎認定第6号の質疑、討論、採決

○畠山美幸委員長 認定第6号 令和3年度嵐山町下水道事業会計決算認定についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明並びに監査報告が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

最初の質疑者、川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 決算書の384、385ページに特別損失2,000円というのがあります。

この金額が今後の不納欠損になっていくのか心配ですので、1点目伺いたいと思います。

そして、2つ目に不明水の流入の状況はどうだったのか伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

清水副課長。

○清水聡行上下水道課下水道担当副課長 それでは、お答えさせていただきます。

決算書384、385ページの収益的収入及び支出、その支出、第3項特別損失の予算2,000円につきましては、決算書の389ページ損益計算書の特別損失6、(1)過年度損益修正損の公共下水道事業分1,000円と浄化槽事業分1,000円としての計2,000円を課目設定として計上させていただいたものでございます。損益計算書、特別損失のとおり、令和3年度におきましては特別損失はなく、したがって収益的収入及び支出の3特別損失の欠損額についてはゼロとなっております。

なお、今回ご質問の特別損失2,000円の予算、この額について不納欠損になるものかということでございますけれども、この2,000円については先ほど申し上げたとおり課目設定の金額でございまして、不納欠損になるものではございません。

○畠山美幸委員長 次に答弁を求めます。

引き続き清水副課長。

○清水聡行上下水道課下水道担当副課長 続きまして、不明水の流入の状況についてお答えさせていただきます。

まず、不明水の算定方法でございます。市野川流域処理場における総汚水処理量を3町、滑川町、嵐山町、小川町になりますけれども、における申告有収水量の合計と

比較して、その差の汚水処理費を3町の有収水量に応じて案分し、それを汚水処理量としております。汚水処理量から申告有収水量を差し引いたものが不明水となっているということをまずご理解いただければと思います。その上で令和2年度、3年度の数字を申し上げさせていただきます。まず初めに、令和3年度でございます。汚水処理量174万3,140立方、有収水量158万7,640立方、不明水15万5,500立方でございます。不明水率としては8.9%でございます。続きまして、令和2年度を申し上げます。汚水処理量173万9,543立方、有収水量を155万3,521立方、不明水18万6,022立方でございます。不明水率につきましては10.7%となっております。汚水処理量及び有収水量、前年度と比較しまして増加しております。不明水量につきましては約3万500立方ほど減となっております、率で申し上げますと1.8ポイントの減少ということになっております。

以上です。

○畠山美幸委員長 川口委員。

○川口浩史委員 不明水なのですけれども、これを水道でもゼロにできますかということと聞いたのですけれども、この不明水も限りなくゼロに持っていく必要があると思うのです。これはゼロにすることはできるのか1点伺いたいのと、どの点が今嵐山町では不明水が多いところになるのか。前は志賀2区が多いというふうに言われていたのですけれども、志賀2区はかなり工事をやって少なくなってきたって聞いたので、今はどこになっているのか伺えればと思います。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

清水副課長。

○清水聡行上下水道課下水道担当副課長 それでは、お答えさせていただきます。

まず、不明水の原因として考えられるのが雨量による影響が大きいものと考えております。令和2年につきましては6月、7月に降水量が非常に多くございました。令和3年度につきましては年間雨量が令和2年度に比べまして非常に少なかったということが大きな原因ではないかというふうに考えておりました、その雨量をどう侵入するのを防ぐかというのは非常に難しい問題かなというふうには考えております。対策といたしましては、令和2年にストックマネジメント計画を策定しておりますので、それによりまして順次更新、優先順位の高い路線からカメラ調査等を行いながら、順次不明水の削減を図っていくということ。結局埋設管の中の亀裂等からも流入したり

することもございますので、そういったことを行っていくことが非常に大事ななと思っています。それと、各家庭、外の水道、水栓、そういったところを設置するときについては町としては当然指導をしております。外の水栓から流入するというのも当然ありまして、屋根のある部分に設置をしてくださいとか、栓をできるような形のものをしてくださいということも当然指導させていただいております。そういったものが結構多く入っている部分もあるかなと思っております。それと、昨年花見台工業団地42社につきましては、アンケート調査というのですか、そういった雨水の流入についての調査等もさせていただいております。その中で2社、流入部分があるというようなお答えをいただいたところについては指導させてやっております。そういった形で、町としてはいろんなことを想定しながら対策を取っているということでございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 川口委員。

○川口浩史委員 そうすると、特定の地域ではなくて、もう町全体という理解でよろしいのですか。ただ、花見台は特定であるわけですが。ただ、そこはもうアンケートを取ってある程度の対応はされているということなのですか。場所的なものはもう全体になってしまっているというふうに理解してよろしいのか。そうすると、なかなか難しいなというのを。カメラ全体に入れないと分からないという状況になると、把握が難しいなというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○畠山美幸委員長 清水副課長。

○清水聡行上下水道課下水道担当副課長 委員さんおっしゃるとおりで、町全体からエリアとしては考えられるかなと思っています。先ほども水道のほうでもお話ありましたけれども、当然更新等を行っていけば、一定年数たてばまた傷んできて、管路のほうから流入等も当然ございますので、なかなか委員さんおっしゃるとおり、ゼロというのは非常に難しい問題かなというふうに理解しております。

以上です。

○畠山美幸委員長 次の質疑者、渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 決算書の400ページなのですけれども、12行目に法定耐用年数を経過した管渠老朽化率の割合は13.14%に対して、改善率はゼロ%、ストックマネジメント計画に基づき計画的に老朽化対策を行っていると書いてありますけれども、具体

的には令和3年度ではどのような事業を行ったのかということと、決済書の404ページの(1)で重要契約の要旨、令和3年8月27日テレビカメラ調査業務に係る検討業務委託、令和4年1月21日テレビカメラ調査業務委託をやっているわけですが、その結果について伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長 清水副課長。

○清水聡行上下水道課下水道担当副課長 それでは、お答えさせていただきます。

まず初めに、令和3年度事業はどのような事業を行ったかということでございますけれども、次のご質問でございましたけれども、令和3年度事業といたしましては令和2年策定のストックマネジメント計画の管路点検・調査計画に基づきまして、花見台幹線のテレビカメラ調査を開始しております。令和3年度につきましては、約1,110メートルの調査を実施しているところでございます。その調査に先立ちまして、検討業務ということでテレビカメラ調査をスムーズに実施するための検討業務を行っております。そのほかといたしましては、花見台ナンバー3、マンホールポンプ制盤入替え工事を実施しております。また、修繕といたしましては、マンホールポンプ用機器修繕やマンホール蓋交換修繕、公共ますの交換修繕などをうたっております。

続きまして、重要契約の要旨、カメラ調査の件でございます。先ほども触れましたけれども、テレビカメラ調査業務ということで花見台幹線約1,110メートル実施しております。工事の内容といたしましては管渠内洗浄工、仮設排水工、管渠調査判定等を行っております。ご質問の判定結果ということでございますけれども、各人口、人口と人口を1スパンとさせていただきますと、全33スパン調査を行っております。全33スパン中、緊急度及び健全度から判定し、管更生または入替えなどの管渠改善が必要であろうという箇所につきましては13スパン、約348メートルございました。残りにつきまして約765メートルでございますけれども、健全度からすると現状は問題ないという判定結果となっております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 質疑ありますか。

渋谷委員。

○渋谷登美子委員 そうしますと、大体1,110メートルぐらいですが、1年間に行える限界で、それはテレビカメラを使って調査をして、今回は進捗率がゼロということなので、そういった形のことで老朽管ではなく、ほかのことを調査したというふうに考

えてよろしいのでしょうか。大体1年間にどのぐらいずつやれる予定なののでしょうか。

○畠山美幸委員長 清水副課長。

○清水聡行上下水道課下水道担当副課長 老朽化率につきましては、昭和46年度に敷設しました志賀2区の管渠でございまして、約10.4キロほどございます。これが耐用年数の50年を迎えたということで、今回13.14%ということで老朽化率として挙げさせていただいているものでございます。調査につきましては、既に国のほうに補助事業として要望しておりまして、令和3年度から6年度にかけてカメラ調査を花見台幹線について実施するような形の計画を立てております。ということになりますので、令和3年、4年、5年、6年度につきましては、花見台幹線をまず調査を行い、その結果に基づきまして環境改善事業等に移っていくこととなります。また、志賀2区につきましては、老朽管、耐用年数50年過ぎておりますので、順次この後テレビカメラ調査を実施し、環境改善等を行う予定でございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 あともう一つ、1年どれだけ。

どうぞ。

○清水聡行上下水道課下水道担当副課長 すみません、漏れました。基本的には年間の調査については1キロ程度ということで予定しております。

○畠山美幸委員長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○畠山美幸委員長 討論を終結いたします。

これより認定第6号 令和3年度嵐山町下水道事業会計決算認定についての件を採決いたします。

本案を認定すべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○畠山美幸委員長 挙手全員。

よって、本案は認定すべきものと決しました。

---

◎議案第39号の質疑、討論、採決

○畠山美幸委員長 続きまして、議案第39号 令和3年度嵐山町下水道事業会計未処分利

益剰余金の処分についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方、どうぞ。

[発言する人なし]

○畠山美幸委員長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○畠山美幸委員長 討論を終結いたします。

これより議案第39号 令和3年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○畠山美幸委員長 挙手全員。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

---

◎議案第40号の質疑、討論、採決

○畠山美幸委員長 続きまして、議案第40号 令和3年度嵐山町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

[発言する人なし]

○畠山美幸委員長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○畠山美幸委員長 討論を終結いたします。

これより議案第40号 令和3年度嵐山町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○畠山美幸委員長 挙手全員。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

---

◎散会の宣告

○畠山美幸委員長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦勞さまでした。

(午前11時24分)



## 決算審査特別委員会

9月12日（金）午前8時56分開議

議題1 「認定第1号 令和3年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定について」の審査  
について

○出席委員（10名）

1番	小林	智	委員	2番	山田	良秋	委員
3番	狩守	勝義	委員	4番	藤野	和美	委員
5番	大野	敏行	委員	6番	青柳	賢治	委員
7番	川口	浩史	委員	8番	松本	美子	委員
9番	渋谷	登美子	委員	10番	畠山	美幸	委員

○欠席委員（なし）

---

○委員外議員

森 一人 議長

---

○特別委員会に出席した事務局職員

事務局	長	青木	正志
書記		安在	洋子

---

○説明のための出席者

佐久間	孝光	町	長
高橋	兼次	副町	長
杉田	哲男	総務課	長
馬橋	透	地域支援課	長
田畑	修	税務課	長
贄田	秀男	町民課	長
前田	宗利	福祉課	長
萩原	政則	健康いきいき課	長
近藤	久代	長寿生きがい課	長
藤原	実	環境課	長
福嶋	啓太	技	監
中村	寧	農政課	長
藤永	政昭	企業支援課	長

伊	藤	恵	一	郎	まちづくり整備課長
清	水	延	昭		上下水道課長
大	島	真	弓		会計課長
奥	田	定	男		教育長
高	橋	喜	代	美	教育委員会事務局長
堀	江	國	明		代表監査委員
長	島	邦	夫		監査委員

---

◎開議の宣告

○畠山美幸委員長 皆さん、おはようございます。

ただいま出席委員は全員であります。定足数に達しております。よって、決算審査特別委員会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

(午前 8時56分)

---

◎諸般の報告

○畠山美幸委員長 ここで報告いたします。

本日の委員会次第は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

それでは、直ちに本日の審査を始めます。

---

◎認定第1号の質疑、討論、採決

○畠山美幸委員長 全課局に関する質疑並びに現地調査を終了しております。

これより歳入歳出を含めて総括的な質疑をお受けいたします。

総括質疑につきましては、4名の方から届出がございましたので、初めに第10番、川口浩史委員、次に第12番、渋谷登美子委員、次に第1番、小林智委員、最後に第3番、狛守勝義委員の順で行います。

それでは、川口浩史委員からどうぞ。

○川口浩史委員 私は4点についてご質問いたします。

初めに、学校再編審議会についてであります。町長は、前の委員会から委員会を一旦ストップということでおっしゃいまして止めました。それから僅か半年で審議会を設置した理由について、しっかり町民の意見などを聞いた上での設置だったのか伺いたいと思います。

それと関連しまして、2番目に、七小は文科大臣賞、最高賞の受賞をしたわけでありますけれども、これ普通のべた記事なのです。本来ならこうした賞をもらったときには賞状の写真だとか、本人たちの写真だとか載せて、大きく掲載するというのが普通の在り方かなって思うのです。やはり七小をあまり高く評価すると、統合に支障を来すと、そういうところが働いたのではないかというふうに思うのですけれども、ベ

た記事にした理由について伺いたいと思います。

2番目に地方債についてであります。令和3年度末で67億8,000万円ということがありました。この現状から見て、嵐山町が今後地方債を借りていくのに幾らまで借りられるのか。財政の硬直化を招かない、その最大の額というのは幾らぐらいなのか伺いたいと思います。これは学校の統合により当然地方債を借りることになるといいますので、新しい学校を造ることができるのかという視点で伺いたいと思います。

3番目に、観光地域づくり法人についてであります。どのようなものを狙ってつくったのかを伺いたいと思います。

それから、黒字化はできるという判断でいるのか。もしできるという判断であれば、その道筋を伺いたいと思います。

そして、最後に夕方の防災無線についてであります。1つは、犯罪被害が増加傾向にあるということでありました。この増加傾向にあるということを町民に実態を知らせる必要が1点目にはあるというふうに思います。

その考えと、2番目に、子どもの安全を守るには大人の目が大事だと思います。登下校、特に下校時がばらばらに、1人の場合になってしまいます。そうしたことを考えますと、子どもの安全をどう守っていくかということで、大人の関わりを強めていくという必要があります。そういう点で、近隣では防災無線を子ども自身が下校時に大人たちに安全を呼びかける。私たちこれから下校しますという呼びかけをしている自治体があります。それを聞いたときに大変よい取組と思いました。その考えがあるのか伺いたいと思います。

以上です。

○畠山美幸委員長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、高橋教育委員会事務局長。

○高橋喜代美教育委員会事務局長 それでは、私からは1番につきましてお答えさせていただきます。

まず、質問項目1の①でございます。町の小中学校の再編の協議については、前回、平成29年8月から適正規模検討委員会という形で検討が始まり、平成31年1月まで行われました。しかし、令和3年1月に保護者の皆様、議会、町民の皆様のご理解や協議検討を進める上での手続が十分ではない部分があるとの判断から、町長が事業の見直しを表明いたしました。一旦立ち止まる理由としては、今申し上げた理由でございます。

まして、前回の検討結果そのものに異議があるものではないということでございました。そうしたことから、令和3年6月議会に嵐山町立小中学校再編等審議会設置条例を上程、可決、ご決定をいただき、同年10月に審議会がスタートいたしました。

続きまして、1の②につきましてお答えいたします。

七郷小学校の日本語検定における文部科学大臣賞の受賞については、児童生徒の語学力及び学習意欲の向上が図れた結果であり、大変喜ばしいことであります。この結果を町民の皆様にお知らせする手段として、町広報紙に受賞の内容を掲載いたしました。掲載時期は令和4年5月号になりました。これは受賞結果を教育委員会が知った段階で最も早い時期の掲載であり、当然写真を載せたい希望がございましたが、記事の入稿締切りを過ぎてからの掲載依頼となったため、残念ながら写真のスペースが確保できませんでした。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 次に、杉田総務課長。

○杉田哲男総務課長 それでは、私のほうから質問項目2、地方債につきましてお答えさせていただきます。

財政の硬直化を示す指標として公債費負担比率がございまして。これは公債費の歳出全体に一般財源に占める割合の指標として示すもので、この公債費負担比率につきましては15%が警戒ラインとされております。これを超えると財政の硬直化が進む一つの目安ということになってございまして。令和3年度の決算額をもとに試算をいたしますと、町の公債費負担比率は13.0%と算出されます。令和3年度の歳出の一般財源総額に15%を乗じますと7億7,600万円弱という数字になります。こちらの数字を目安といたしまして、相関する金額が15%の警戒ラインといたしまして、注視しながら地方債の発行について慎重に進めたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○畠山美幸委員長 次に、藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 私のほうからは3番のまず最初に①の関係につきましてお答えさせていただきます。

こちらにつきましては、町に点在する観光資源の連携を取り、地域の関係者を巻き込み、資源をブランド化し、生産から販売までを一貫してプロデュースする地域商社としての役割を果たせる機能を持つことを目的として立ち上げたものでございます。

続きまして、②につきましてでございます。こちらにつきましては、今議会の一般質問また予算委員会等でもお話をさせていただいておりますけれども、なかなか今までの実績といたしまして、やった結果としては、例えば来年度すぐに黒字化というのは大変厳しいという状況でございます。こちらにつきましては、最終的には黒字化になるようにやっていくという目的を持ってやるわけですが、収入で得られるものをいかに増やせるか、また支出のほうをいかに抑えられるか、まずそこを来年に向けては今からもう動き始めていろいろ検討のほう始めておりますので、いかにしてその赤字を少なくしていくかという今は段階でございます。ただ、観光協会全体として、他のパーベキュー場または学校橋河原、この辺でまたより収入を上げられるように併せてやっていければ、観光協会全体としての予算、そういったものがまず赤字にならなければいいのかなというところもございまして、そういうところも併せていろいろ黒字化に向けて検討はしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 最後に、馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 それでは、私のほうから質問項目4についてお答えいたします。

初めに、①につきましてお答えいたします。

昨年度も嵐山町において特殊詐欺の被害が発生いたしましたので、広報の2022年3月号で「小川警察署からのお願い」という形でお知らせをいたしました。今年度につきましても掲載する予定となっております。委員ご指摘のとおり、実態をお知らせすることで犯罪が身近に感じられ、抑止効果になると考えておりますので、機会を捉えて広報してまいります。

続きまして、②につきましてお答えいたします。

下校時間に合わせた防災無線による放送を児童が行うことにつきましては、以前も検討した経緯がございます。教育委員会と協議をした結果、犯罪を計画しているものに下校時間が分かってしまうことや、放送を担当する児童の選考が学校の負担になることなどを考慮し、賛否両論ございますが、実施しないことといたしました。

以上、答弁とさせていただきます。

○畠山美幸委員長 川口委員。

○川口浩史委員 学校再編なのですが、そうですか、統合そのものに異議がある

ものではないという理解であったわけなのですか。私はもう少し慎重に今となってはやっていくべきではなかったかなって思うのです。特に七小の学校、志賀小もなくなるわけですけれども、七小の地域の皆さんの意見をもう少し酌み上げていくことが必要であったのではないかなって思うのです。そういう点で、何か早くやってくださいという、くださいではない、やるようにという強い圧力があつたのではないかというふうには私は思っているのですけれども、行政自体は我々もやりますから、それはいろんな人からの要請というのはあると思うのです、皆さん方には。ただ、そういうときには常にというか、中立的な立場でそれは受け止めていかないはずいわけなので、その圧力に屈するようなことがあつたのでは、そういうことあつたのでは、そういう点を考えて私は思っているのです。統合してほしいという人たちの声を優先させるようなことがなかつたのか伺いたいと思います。そういう点で伺いたいと思います。

それから、そうですか、七小の表彰の関係では締切り、よく場所は取れたなというふうには思うのですけれども、あそこの場所が、ベタ記事とはいえ。何か外したのかどうか、これ分かりますか。そういうことをしないと、あそこの場所だけでも組んでしまいますと、後から入れるというのは難しいわけですから、我々も議会報を作っていて、そういうのをよく経験します。よくというか、作った後で何かこれを入れてくださいということになったら、それは大変なのです。そういう何か削ったことがあるのかどうか伺いたいと思います。

七小のよさをなるべく出さないということは、そんなことはないということなのですか。そうすると、七小のよさというのは、私はこの前の一般質問していて、私が七小が少人数でいいところがあるということをお話ししても、教育長があまり乗ってこないというか、何ていいますか、冷静過ぎるといふか、そういうのを感じたのです。やっぱりそこには七小をあまり評価すると、統合に支障を来すのではないかというものを私は感じましたので、この点の質問をさせていただいたわけなのです。その点も教育長には伺いたいと思います。

次に、地方債についてであります。15%以上だと硬直化の傾向になるということで、余裕が大体7億7,000万円ですか。そうすると、前回の適正規模のときの学校新築する場合の地方債は15億ぐらい借りるということであつたと思うのですけれども、すみません、ちょっと今記憶なので。全然これは足りないということになるわけですか、なるわけですよ。硬直化させても建てようというお考えあるのか。まだこの点は考え



が固まっただけではないでしょうけれども、方向性がもし伺えればというふうに思います。公債費比率のことを持ってきたので読み上げようと思ったのですけれども、それはやめます。

それから、3番目の観光地域づくりについて、私も昨年の予算委員会での質疑の模様をちょっと読み返してみました。これで本当にやっていけるのだろうかというものを感じたのです。羽生市のキャッセ羽生というのですか、私行ったことないので、その第三セクター、三セクが破産、破綻したという記事が載っていました。やはり三セクでうまくいっているところが本当にどこにあるのだろうかというくらいに今なっているのではないのでしょうか。三セク事業がどんどん潰れていると。これは三セクではないわけですが、三セクとしては認めていないわけですよ、ついでに伺いますけれども。町が、行政が関わって何かの事業をする、それがうまくいかない、こういうことが全国で起きているわけです。その代表が夕張なのです。いろんな遊園地だとか造って破綻をしてしまったと。夕張にすれば、炭鉱が潰れてどんどん人が減っていく中で、何かしなくてはいけないというそういう焦りがあったと思うのです。でも、冷静さを欠いたというよりは、あれだな、国や道の意見を私は聞き過ぎたというふうに思うのです、当時の市は。それで、そういうところに手を染めてしまったと、それで破綻をしてしまったということが言えると思うのです。嵐山町でもまだうまくいっていない段階で、こういうDMOというのも含めた形にしていこうというのは時期尚早だというふうに私は思います。この段階で進めるものではない、そうではないかなって思うのですけれども、もう一度伺いたいと思います。

4番目の、広報等でぜひそれは知らせてもらいたいと思います。児童の帰る時間が分かるからって、そっちのほうが大きいのか、大人の目をむしろ帰る子どもたちに目を向けさせることのほうが私は大きいのではないかなって。実際これ近隣でやっているわけですよ、子ども自身が。私も生で聞きましたけれども。私が聞いたのは6年生なのですか、放送で聞いただけですから。女の子がこれから私たちは帰りますと、大人の皆さんにぜひ、何だったかな、安全に帰ります、よろしくお願ひしますという、そういった内容だったと思うのですけれども。私は大人の目を引く、子どもに向けさせる、そっちのほうが、そっちを大きく見ていただきたいというふうに思うのです。これ実際やっているわけですから、そういうところでの事故とか事件というのは起きているのか。起きているので嵐山町はしないというふうにしたのか。ただこうではな

いですかで決めたのか、そこを伺いたいと思います。

以上です。

○畠山美幸委員長 順次、答弁を求めます。

高橋教育委員会事務局長。

○高橋喜代美教育委員会事務局長 それでは、まず、私から学校再編につきましてもっと慎重にやるべきではなかったか、早くやるようにという圧力があつたのではないかとということでございましたが、学校再編の委員会につきましては、町からの答申がございまして、今後の児童生徒の人数の減少を考えていくと、早急に町立小中学校の将来の在り方を検討する必要があるということで進めてまいりました。最初から再編統合ということではなく、一から将来を見据えた在り方を考えていくということで始まったものでございます。

また、委員の任期でございますが、令和5年の3月31日までということで、委員会が始まりましたので、その期間内で今回10回の委員会を開いていただき、慎重にご審議いただいたものと考えておりますので、それにつきまして特に圧力がかかったですとか、そういうようなことはなかったと思っております。

続きまして、七小の受賞の関係でございますが、こちらの記事につきましては、スペースにつきましては、入れていただいたような形でございますが、特に何かほかの記事を外したというようなことは聞いてはございません。何とか詰めていただいて入れていただいたというような状況でございます。

また、七小のよさを出さないというようなことでは全くございませんので、ご理解願いたいと思います。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 次に、馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 それでは、5月号の広報の関係をお答えいたします。

5月号に限らずなのですけれども、広報につきましては各課から載せてほしいという記事が上がってきてまして、こちらの広報担当のほうで編集しております。限られたスペースに載せますので、その月によって記事が多いときには当然上がってきた原稿をこちらのほうで縮小するなりして載せることもございますけれども、大抵の月は載せた後にスペースが空きまして、そのスペースのところに挿絵を入れたりなどして埋めることがございます。5月号につきましてそういった作業をする中で、スペース

が少しできそうだとということで掲載したというふうに聞いております。

以上です。

○畠山美幸委員長 次に、杉田総務課長。

○杉田哲男総務課長 15%を超えてもやるのかどうなのかというご質問でございます。

これにつきましては、まさに15%、これが警戒ラインということでお示しがされてございますので、そういった状況を見据えながら、今一般質問の中でも答弁させていただいておりますけれども、プロジェクトチーム、そういった中には財政担当も入っております。そういった中で少しでも有利な補助事業等メニューを探しながら、こちらの事業を推進していくというふうな方向性になるかと思えます。

以上です。

○畠山美幸委員長 次に、藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 私のほうからは、観光地域づくり法人の関係で答弁させていただきます。

まず、第三セクターとして位置づけをしていくのかというようなご質問があったかと思えます。私のほうではそういった位置づけで進めてきたという認識ではございません。また、DMOとしてやっていけるのかというところのご心配をいただいているわけでございますけれども、こちらにつきましても今回の議会でも答弁させていただきましたように、まずDMOの候補法人というものの申請をこの8月5日に出ささせていただいた段階でございます。あくまでもまず候補の申請、これが結果がどうなるかというのは年内には出てくるのかなと思えますが、仮に候補法人として認められたとしても、正式なDMO化に向けましては、観光庁のほうで2、3年、嵐山町のこの事業のことは見極めて、正式に認めるかどうかという判断が下るといような感じかなと思えますので、そのときにDMOとしてはまだまだやっていけそうもないだろうという判断をされると、いつになってもDMO化にはならないということかなというふうに思っております。

そういった中で、ラベンダーのほうは今黒字化に向けていろいろやらなければいけないというところでありまして、今までも答弁させていただいておりますが、ラベンダーにつきましては補助をいただいている関係で、ここ数年はまだ継続してラベンダーはある程度一定の面積は確保しながらやっていかなければいけないのかと。極端に言えば、ある程度年数たってしまうと、採算が合うような観光農園的なことで

考えることも選択肢の一つとしてはございますので、将来に向けては、ここの千年の苑事業が赤字にならないような方法というのが毎年毎年いろいろやってみて、どういうふうにやっていったらいいのかというところはずっと検討していかなければいけないのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 最後に、馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 それでは、大人の目を向けさせるほうが大事というお話をいただきましたけれども、嵐山町につきましては、下校時の見守り活動につきましては地域で実施していただいております。毎月、下校時刻予定表を学校のほうから頂きまして、区長さんのほうに配布しております。それを見て、地域の方がこの日は今日は何時に帰ってくるという形でチェックをして、見守っていただいております。職員につきましても、青色パトロールカーで毎日下校時刻に見守りを実施しておりますので、そういった形では地域の方に防災無線でお知らせするというよりは事前に子どもたちが帰る時刻をお知らせしてありまして、地域の方に見守っていただいておりますので、こちらにつきましては、各地、近隣の地域でもやっているのは見守り活動をしてくださる方に今日は何時に帰りますよというような、その認識づけで保護しているという話を聞いております。近隣の市町村でも以前に実施はしていたけれども、日光市の事件を受けて実施を取りやめたという話も聞いております。日光市の事件につきましては、その犯罪者がその放送を聞いて待ち伏せをして犯罪に及んだという情報がありましたので、そういったことを加味して、嵐山町では実施しないという形になっております。

以上です。

○畠山美幸委員長 最後の質疑です。

川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 学校再編なのですけれども、圧力というか、そういうものはなかったと、人数の視点から早急にということでおっしゃいました。そういう答弁でしたけれども、人数から見て、まだまだ検討する予知というか、余裕は十分あるというふうに思うのです。前の適正規模の段階が十分な調査研究がされているわけではないわけです。当時の岩澤町長の選挙での公約がこういう委員会をつくったわけですから、しっかりと教育委員会で調査研究して、こういう方向がいだらうということをやっ

たわけではないわけです。そういう点で、佐久間町長、奥田教育長には慎重な対応をしてもらったほうが今考えてみますと必要ではなかったかなというふうに思います。その点を伺いたいと思います。今の時点でよかったというふうに考えているのか。

それから、審議会の中でも学校がなくなっても別に構わないという人たち、あそこの人たちは全員でしたよね。学校がなくなって寂しいとかという意見は誰も述べていなかったというふうに、私が傍聴として出席というか参加したときにはそういう意見でした。だけれども、そういう人たちばかりではないわけです。学校がなくなって本当に寂しいという、そういう人たちの意見も皆さんは聞かなければいけないわけです。それ聞いているとは全然思えないのです。最後に奥田教育長が七小、自分がそういう出身だということでのなくなることに對して一言あって、私はあれは大事だなというふうに思うのです、ああいう一言が。そうではないと、もう決まったことだからということでの受け止めで皆さんに話すだけでは、それはいけないわけで、それはなくなったら本当に寂しいのだとか、困るのだとかという意見を聞かないと、それは自然に出てこないわけですから。そういう人たちにも寄り添うだけの意見を聞くことが私は必要ではなかったかなと思うのです。ぜひそれ町長、教育長に私は伺いたいと思います。

地方債についてですけれども、たしか適正規模のときに15億ぐらいの地方債を借りるということであったと思うのです。そうすると7億7,000万ですから、約半分しかこれだと借りられないというわけですので、こういう財政状況を考えても、先ほどのお話しかないですけれども、早急につて、こっちが幾ら計画つくっても財政が基になければいけないわけですので、財政の硬直化のしない範囲でやっぱり嵐山町の財政運営していくべきだと思うのです。町長、副町長、どちらかに伺いたいと思います。

第三セクターでありますけれども、先ほど三セクの話をして、全国でいろんなところで破綻していると、破産しているということを申し上げました。嵐山の観光地域づくり法人が果たして金のなる木になるのか、はたまた金食い虫になるのか、現時点では不確定な部分まだまだというか、1年目だけで1年通しただけですから、ただ、ここで見えているのは、やはり黒字は僅かであったということから見て、しかもそれは地方創生交付金が入ったのことでですから、今後の運営というのはかなり厳しいと、これは課長がお話ししたとおりだと思うのです。こういうものを私は続けていくことに疑問があるのです。なぜこういう組織をつくっていかなければならないのか、私は強い

疑問を持っているわけなのです。残念ながらその答えをいただくことができなかったわけですが、1点は先ほどの答えで、これ何年くらい続けていかなければいけないのか。交付金いただいていますから。それと併せて、観光法人について、これやめるといふ考えはあって持ち帰るべきだと思ふのです。その考えは何か支障を来すのか、問題を起すのかも含めて町長か副町長に伺いたいと思ふます。

それから、防災無線の関係ですが、日光市で起きたということで、なるほどそういう、あの事件確かにあって犯人も捕まったわけですが、捕まったというふうにも私も記憶していますけれども、ただその後も近隣ではこの防災無線でやっているわけなのです。見守り活動をしている人には分かっているのだということでもありますけれども、残念ながら見守り活動は縮小傾向にあるわけですが、何、ちょっと首を横に振ったので、その人数が分かたら伺いたいと思ふますけれども、やっぱり多くの人の目に気づいてもらうというか、目に止まってもらうということが私は必要ではないかなというふうにも思ふのです。見守り活動があるからということでおっしゃったわけですが、近隣だってあるわけですが、どこでもやっているわけですよ、この事業は。その上に防災無線で私たちの安全をということで、無事に帰れますよということでも訴えているということは私は大事なことだというふうにも思ふのですけれども、もう課長にこれ聞いても、課長はだから見守りの人数だけ。在り方を町長、副町長に伺いたいと思ふます。

以上です。

○畠山美幸委員長 順次答弁を求めます。

奥田教育長。

○奥田定男教育長 お答え申し上げます。

もっと丁寧に進めるべきではなかったのかという委員さんのご質問でございますが、ちょうど一旦見直しを決めた直後に私、教育長を仰せつかりました。その際、町長から指示を受けたことは丁寧に進めてくださいというこの1点だけです。したがって、委員さんおっしゃるように、町民皆さんにご理解いただけるように丁寧に進めるということが私の一番の頭にありました。1点目は、その審議会といいますか、議会のほうにそういうものの設置を認めていただいて、何といいますか、条例できちっとした形での議論を進めるということがまず丁寧に進めることの一つになるだろうなというふうにも思ふました。したがって、一旦立ち止まって多少不安を感じてい

る町民の方もいらっしゃるというふうに感じましたので、できるだけ早期に立ち上げるほうがいいのかなどという一つの判断がございました。

それから、町民の方に具体的に声をお聞きするという意味では、今回審議会の開会前に全ての未就学児、小中学生の保護者に再編についてのアンケートを取ることにいたしました。これについては当初もう少し慎重にという意見も中にはありました。ただ、この時点でどういう結果が出るにせよ、やはり町民の声を聞いてスタートするのが一番だろうという私の判断でアンケートは実施させていただいたところでございます。したがって、審議会での議論ももちろんできるだけ多くの人にご意見をいただけるように、審議委員の皆様にもそれぞれ幼稚園、保育園、区を代表している方々です。できるだけ自由な立場でご発言いただけるように配慮いたしまして、多くの声を生かせるような形で進めてきたというのは私の今の立場で、思いであります。

以上です。

○畠山美幸委員長 杉田総務課長。

○杉田哲男総務課長 財政的なことでございますので、担当のほうからお答えさせていただきます。

これにつきま……

〔何事か言う人あり〕

○畠山美幸委員長 町長答えますか。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 それでは、学校再編のことについてお答えをさせていただきたいと思います。

川口委員のほうから町民の声云々ということでありましたけれども、教育長のほうからお話があったように、スタートする前にアンケートを実施すると。このアンケートに対する関心度、これは普通の取り方よりも圧倒的に関心度は高かったと思います。それはなぜかといえば、数年にわたってそれなりに議論を深めてきた。それが突如ストップをしたということで、そういう面においては、それが結果的には非常に地域の方々、保護者の方々も含めて、関心度は高い中で取ったアンケートでありますので、その重要性というのはさらに価値としても高まったかなというふうに思っております。

また、圧力等々全くありません。それから、あとは七小を評価すると、再編のほう

に影響があるというふうに考えてください、全くそういうことはありません。それで、昨年の令和3年第2回の定例会のときに、川口議員のほうから一般質問の中で、「学校再編はいつ頃なのか」というタイトルで質問受けたわけです。あれっ、審議会もそのときはまだ正式には発足をしていません。条例をそのとき出しますよというふうになって、まだ可決もされていない段階で、川口議員のほうから、あれっ、川口議員の中ではもう再編が決まっているのかなって思いたくなるような聞き方をされておりましたので、あれっと思ったのですが、そのときの教育委員会のほうのお答えは、学校施設及び将来的な教育環境を踏まえると、できる限り早急に結論を出し、対応する必要があるというふうに、もう明確に答弁をしております。

それからあとは、今回の審議委員の方々の任期、これは来年の3月31日まで、令和5年の3月31日までであるわけです。これはみんな最初から分かっています。しかし、答申が出たのは今年の7月の22日、かなり前倒しで。これも本当であるならば、昨年度の3月ぐらいに出ていた可能性も十分ある。というのは、年を越してから、月に1回ではなくてもっと早めるべきだという委員さんの考え方の基に月に2回しましょうということで、そのスケジュールで組んでいたのです。そのとおりにいけば、3月の時点で答申が出ていたかもしれない。ただ、そのときにはオミクロン株が猛威を振るって、その審議会を開くことができなかった。そういう事情の中で7月まで来たということを見ると、委員さん一人一人も一日も早くやっぱり進めるべきだということで、共通な認識を持っていたのかなというふうに思ったのだと私は思っています。

廃校になることに対して悲しく思わない、思わない人はいないと思います。ましてや自分の母校がなくなるなんというのはこんなに悲しいというか、寂しいというか、そういうことはもう皆さん言わなくても十分理解をしていると思うのです。だから、そういうことも乗り越えて今回の答申を出していた。だから、それに対してどう思いますかと言われたときに、よくぞここまでまとめていただいた。だから、この結論に対して、100%私は賛成ですよという人はまずいないと思うのです。みんなこれに関しては70%でも30%あるよな、こっちは50%、50%の本当にぎりぎりのところで判断をしていただいたということでありますので、そういった皆さんの一つ一つの思いをやっぱり考えても、それ以上に一日も早く子どもたちにしっかりとした教育環境を提供することが優先であるという共通した認識の下にこういった結論が出たというふうに考えておりますので、その過程においては極めて適切かなというふうに思っております。



ます。

以上です。

○畠山美幸委員長 次に、地方債についての答弁を求めます。

杉田総務課長。

○杉田哲男総務課長 私のほうから地方債の関係につきましてお答えさせていただきます。

公債費負担比率、こちらにつきましては先ほど1回目の答弁でお答えさせていただきましたけれども、15%が警戒ラインと。こちらにつきましては、財政をつかさどる者につきましては、やはり一つの目安として慎重に受け止めなければならないというふうには考えてございます。そういった中で、今回の補正予算の中につきましては公共施設の基金、こういったものを積立てをお願いをしているわけでございますけれども、やはりそういったものを徐々に蓄えをしながら、地方債そういったものを最小限に、またプロジェクトチームの中にも財政担当入ってございますので、有利な財源を確保するといったところを視野に入れながら財政運営のほうを進めていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 高橋副町長。

○高橋兼次副町長 それでは、お答え申し上げたいと思います。

まず、千年の苑の関係でございますけれども、これは委員ご案内のように、町が千年の苑という事業を始めたわけです。現在は観光協会のほうでやっていることになっております。したがって、それには国からの補助金、そして町からの補助金をもらって今年度まで事業を進めてきたわけです。したがって、先ほど課長が答弁申し上げましたように、国の補助金をもらっている以上、それなりの事業はある一定のところまでは少なくとも続けていかなければいけないということです。最悪の場合には駄目なら補助金の返還ということもございますので、とてもそういうことにならないように今後どうやっていったらいいかというものをきちっと考えながら事業を進めていかなければいけないのかなというふうに思っております。したがって、先ほど課長が申し上げましたように、今年どうだったという反省会をして、いろんな反省点、改善点も出ておりますので、したがってその辺をしっかりと検討して、来年に向けて取り組んでいきたいというふうに基本的には考えております。

それと、見守りの関係でございますけれども、これはいろいろな考え方があるのかと思います。実際にやっている自治体もあるというお話でございます。ただ、町とすれば、今まで考えてきて、こういうことがちょっと支障があるのかなというような下で今やっていないわけです。したがって、今の社会情勢というのなかなか難しい時代に来ているのかなというふうに思っていますので、今後も一つの検討課題ということになるのかなと思いますけれども、しっかり研究をしていきたいというふうに思っています。

○畠山美幸委員長 人数について、馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 それでは、見守り活動をしている方の人数ということなのですが、申し訳ありません、具体的な人数は今把握しておりません。ただ、防犯ボランティアという形で各区のほうから毎年出しているのですが、こちらの人数につきましては減少傾向ということはございませんので、見守り活動をしてくださっている方の人数的には減少しているという傾向は把握しておりません。以上です。

○畠山美幸委員長 次の質疑者、渋谷委員です。どうぞ。

○渋谷登美子委員 全部で7問あります。どんどん進めていきますので。

1 番目です。生活保護世帯の実情を伺います。子どもを含む世帯、高齢者世帯、ひとり親家庭世帯、あと障害のある方もあったのですが、それは書いていないのですけれども。

2 番目です。コロナ禍によって、子どもの学力は学力テストによると変化はないと文科省のほうは言っていますが、一方で格差拡大が大きいと言っています。嵐山町ではどうなのでしょう。子どもの精神的ストレス、障害のある方、高齢者等に関して現れている現象について伺います。

3 番目です。団体補助金の在り方についてです。補助金団体の令和3年度の決算書を調べたのですが、部落解放同盟嵐山支部のほかには団体構成員の研修会等への日当、1回2,200円支出している団体はほかにはないのです。他団体では、ほかの団体、部落解放同盟嵐山支部以外は領収書のコピーが、写しが添付されているのですが、部落解放同盟嵐山支部については、それらは情報公開しても添付されていないのです。それで、私自身が日当旅費が適正であるかどうか判断できないのです。そして、補助の対象となる別表の補助対象事業が適切に審査されたとはちょっと考えられないので

す。嵐山支部のものが運動団体活動事業費補助金交付要綱というのですけれども、それは平成25年に制定されてから、その交付要綱自体が検討されていないのです。補助金適正化委員会の議事録も確認したのですけれども、これが全然検討されていないのです。しかも、それも議会決算予算で度々指摘していて、それが検討されていない。補助金、これは難しいなと思うのですけれども、修正予算を出して、反対討論まで出していながら何回やったか分からないと思うのですけれども、それなのに補助金団体の要綱とか、そういったものが検討されていなくて、他団体が5%減額したら、その分だけ減額するという形ではもう難しいのではないかなと思うので、補助金団体の要綱の改定が必要でありますので、その点について見解を伺います。

次、4番目です。会議録の作成についてです。令和3年度に関してもそうなのですが、会議録を読んでいますと、すごく丁寧な会議録と、それから全然何か要点筆記みたいな会議録といろいろあるのです。全体的に会議録の作成というのはどのような形でやっていくのか、やっていったのか伺いたいと思います。

それから、5番目です。これちょっと長いので、しかももう資料として頂いていますので、2番目からでいいのかなと思うのですけれども、1,000万円以上の入札に対して随意契約か否か。入札の場合の落札率を何うということなのですが、一遍さっと読んでいただいたほうがいいのか、どっちがいいのかなと思う。

○畠山美幸委員長 読まなくて大丈夫ですよ。

○渋谷登美子委員 総務課が答えるの。分かりました。では、読んでもらうだけでもいいです。

次に、6番目です。下水道事業では中川水循環センターは昨年の11月に汚泥消化バイオガス発電システムを稼働させています。これはかなり報道されています。私は地球温暖化対策の意味からいろいろなことを考えているわけなのですけれども、市野川流域下水道でもこういったものは可能であると考えたのですけれども、こういった先進地視察はなされたのかどうか伺います。

次に、これは私が今朝作った資料なのですけれども、国の地方財政計画を見ますと、地方交付税団体は基準財政収入額を超える地方交付税と臨時財政対策債を加える計算で、基準財政需要額を一定程度上回る方向になっています。そして、今見ていると、令和3年度は上回った額を財政調整基金に積み上げていくという形になっている。令和3年度の1人当たりの財政調整基金は4万1,599円との計算値ですが、それについ

てどのように評価するか。これは国の財政調整、地方財政のことを考え、要綱という報告書があるのですけれども、町村は1人当たりの財政調整基金の積立額は30万円ぐらい必要であるというふうになっているのです。ところが、嵐山町は令和3年度、すごく頑張ってやったと思うのですけれども、4万1,599円でした。それについて伺いたいと思います。

それから、人件費の今の状況なのですけれども、こちらのほうを見ていただくと分かるのですが、グラフのほうでも分かるのですけれども、グラフではないほうでいくと、人件費を最初パーセンテージでやったのですけれども、比率でやったのですけれども、そうではなくて人件費の一番下の表なのですけれども、一番下の表を見ますと、令和2年度は12億1,852万1,000円、令和3年度は11億6,751万7,000円で、これは会計年度任用職員を令和2年度から一定程度金額を上げて、期末手当を増やすということもしたので、令和2年度は令和1年度より上がっています。ですけれども、令和3年度は5,000万円ほど少なくなっているのです。これが職員たちにとって非常に厳しい状況になっているのではないかなと思うのです、人件費を削減したことで。それについて特に私が思うのは、削減の仕方もあると思うのですけれども、令和3年度はちょっとひどいなと思ったのは、ふれあい交流センターの職員を非常勤職員1人で対応させています。こういった問題というのがあるので、それについてはどのように考えていくのか。財政全体を見ていくと非常にバランスが悪い、バランスが悪いという問題が多いなということが分かってきたのです。これは4年間の推移を見てみたのですけれども、そのことについての評価、見解を伺います。

以上です。

○畠山美幸委員長 それでは、順次答弁を求めます。

前田福祉課長、1番、2番、お願いします。

○前田宗利福祉課長 それでは、私のほうからまず1番目の生活保護世帯の状況を聞くということでございます。

嵐山町の場合、生活保護の受給に関しましては、埼玉県が実施機関でございまして、西部福祉事務所が担当しております。実数は把握をしていないのですが、西部福祉事務所のほうで年度末、令和4年の3月末の数字、構成比率が出ているのです。嵐山町の場合、西部地区ということで出ているのですけれども、それをご紹介させていただきます。それから推計をして、嵐山町でこのぐらいではないかということで状況をお話

ししたいと思います。

まず、西部地区の比率でございますけれども、高齢者世帯が51.8%、母子世帯が4.2%、障害者世帯が15.5%、傷病者世帯が13.3%、その他の世帯が15.2%。これは構成割合なのですが、嵐山町の保護世帯の件数が181世帯ございました。ですので、この数字で推計をしていくと、高齢者世帯については93世帯、母子世帯については8世帯、障害者世帯については28世帯、傷病者世帯については24世帯、その他については28世帯というような、推計でございますけれども、この数字が今現状、令和3年度末の状況でございます。

続きまして2番ですが、コロナ禍において、子どもの精神的ストレスと障害者の方の格差ということでございますが、コロナ禍におきまして、子どもさんの相談ですとか、コロナが原因で相談ですとか、障害者の方についてもコロナが原因で相談ですとか、そういったものは特にはないのです。なので、嵐山町そういう相談がもっと増えるかなと思ったのですが、現在のところそこまで増えていないので、現在の状況としては、コロナ禍で子どもさんのストレスがとか、障害のある方がどうだということは特段相談もないという状況、少ないという、ないと言ってもあれですけども、思ったよりも影響はないというところで感じております。

以上です。

○畠山美幸委員長 次の答弁者、近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長 それでは、私からは高齢者に関して現れている現象というところで答えさせていただきます。

特にアンケート調査等行っておりませんので、介護予防事業等を行っている中で感じているところで説明させていただきたいと思っております。まず、コロナの影響ということで、令和2年度はかなり大きく影響を受けて、いろいろな活動が自粛されました。令和3年度に入ってから、地域の自主グループ活動の再開であったり、老人クラブの活動も徐々に再開してきております。また、やすらぎの利用につきましても、逆に閉館されては困るというような声も多く出ておまして、今のところは閉館せずに、感染予防に力を入れて実施をしているところでございます。見守り訪問をしていた中では、やはり心配で出られないのよねという方も一部いらっしゃいますが、全体的に見ては、高齢者の皆さん、ウイズコロナということで、少しずつ活動を始めていらっしゃるのかなというところで見ております。

以上です。

○畠山美幸委員長 次に、馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 それでは、私のほうから3の質問についてお答えいたします。

各団体に対する補助金につきましては、その目的や用途、内容により交付されているものと認識しております。運動団体活動事業費補助金は、同和問題の解決を目指すための活動に対し補助するものであり、その活動は公益性があると認められますので、補助対象となる経費につきましては妥当であると考えております。しかしながら、委員ご指摘のとおり、制定してから月日が経過しておりますので、補助金等適正化委員会において改定が必要と認めた場合には見直しを検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○畠山美幸委員長 次に、杉田総務課長、4、5、7です。

○杉田哲男総務課長 それでは、私のほうからまず4点目の会議録の作成につきましてお答えさせていただきます。

審議会の会議録につきましては、嵐山町審議会等の会議の公開に関する要綱に基づき作成をしてございます。この規定では会議終了後、速やかに定められた事項を記載した会議録を作成することとされてございます。その他の会議につきましては、要点筆記として、発言の内容、決定事項及び確認された事項が容易に理解できるよう簡潔に作成することとされています。令和3年度におきましては、審議会は延べ16回開催され、全文筆記の会議録が6件、要点筆記の会議録が10件でございました。

続きまして、質問項目5の1,000万円以上の入札につきましてお答えさせていただきます。

委員皆様にお手元のところに参考資料ということでお配りをさせていただきました。こちらにつきましては、ご指摘のございました件名、落札率、設計額、落札額、応札業者数、落札者、入札日、最低制限価格という順で記載をさせていただいてございます。1番目の埼玉県町村情報システム共同化、こちらにつきましては町村会にて業者選定を行いますので、そちらの定められた業者との金額によりましての随契という方法を取らせていただいております。公共施設個別施設計画に伴う業務委託、こちらにつきましては、業務委託の際、正確性からに基づきまして、プロポーザル方式ということで業者のほうを決めさせていただいております。プロポーザルで8者、指名をさせていただきまして、プロポーザル参加業者が2者でございました。こちら

でプロポーザルを実施し随契という形を取らせていただいております。それ以降の農村地域防災減災事業、こちらにつきましては町で定めさせていただいております1,000万円以上の金額につきましては、基本的には一般競争入札という方式を取らせていただいております。様々な業種ございますので、そういった事業の内容、正確性に基づきまして業者区分等々を定めさせていただきましての一般の公告により入札方式という形で取らせていただいております。落札率につきましては、一番低いものにつきましては79.46%から、一番高いものにつきましては97.01%という内容になってございます。

5番目につきましては以上でございます。

続きまして、7番目のご質問につきましてお答えさせていただきたいと存じます。

財政調整基金につきましては、令和2年度と比較して約3億8,000万円の増額となりました。基金比率につきましては、一般的に10%から15%が望ましいと言われてございます。当町の財政規模から見ますと、おおむね4億5,000万から7億円程度が考えられます。令和3年度の決算で15.5%となりましたが、令和元年度5.8%、令和2年度8%の状況から見ますと、交付税等の増額により積立てができた状態であり、令和2年度の財政状況類似団体の1人当たりの財政調整基金は8万4,766円であり、まだ安心できる状態ではないというふうに考えてございます。

人件費についてでございますが、令和2年度142名、令和3年度137名、令和4年度142名であり、令和2年度と比較して約5,000万、4.2%の減額でございますが、中途退職者の増によるところであり、適正な行政運営を行うための計画的な職員配置に努めてまいりたいと考えてございます。

以上答弁とさせていただきます。

○畠山美幸委員長 次に、清水上下水道課長、6番目です。

○清水延昭上下水道課長 それでは、私のほうからバイオガス発電システムの先進地視察についてお答え申し上げます。

国のバイオマス活用の推進基本計画につきましては、下水道汚泥についてはバイオマスとして非常に高いポテンシャルを持っているということで、その利用率を現在の75%から、2030年には85%へとする基本計画の変更を今年9月6日に閣議決定をしたところでございます。同じくバイオマスのリサイクル利用率につきましても現在の35%から2030年度は50%へと変更されているところでございます。また、県の環境基

本計画の中におきましても、流域下水道におけますバイオガスや熱エネルギーの利用促進を掲げておりまして、それに従って県下水道局は経営戦略とストックマネジメントを策定し、それに沿って平成31年4月に桶川市にあります元荒川水循環センター、そして昨年3年の11月に、これは三郷市にございます中川水循環センターでバイオガス発電設備を整備しております。その稼働によって、まず汚泥の焼却量の削減と、それと売電による再生可能電力の供給によって温室効果ガスの削減に大きくつながっております。このような先進地視察につきましては、もちろん県の施設でございますので、埼玉県には9施設、水循環センターがございます。そちらの関係者は当然その設備についての研修なりを行っております。また、一般の方の見学会につきましては、元荒川については各種団体などが年に数件ほど研修があるということです。また、昨年11月に稼働を始めた中川水循環センターにおいては、今年の6月に稼働開始から半年を記念いたしまして、一般見学会を開催しております。そこにはマスコミ並びに一般の見学者が、これ6月5日と6日に開催しております。50名ほどの参加があったということになっております。また、施設見学につきましては、コロナの影響で一般の見学が制限されておりましたが、昨年の11月に再開しております。感染防止対策として人数制限や事前予約制といった制限等はございますけれども、県内の5か所の水循環センターにおきまして申込みをしております。お問合せは直接水循環センターにさせていただくということがございますけれども、詳細は埼玉県下水道公社のホームページにご案内がございますので、そちらのほうをご参照いただけたらと思います。嵐山町におきましてもこの先進地視察は行っておりません。ですけれども、今年ゼロカーボン宣言をしている町として、このような温室効果ガスの削減に非常に大きな貢献をしている施設というのはぜひ見学なり研修をしていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 再質問どうぞ。

○渋谷登美子委員 生活保護世帯の実情なのですが、直接聞きに行くと教えてもらえるのだけれども、嵐山町で把握していないということは、嵐山町全体の生活保護世帯の実情を嵐山町の福祉課は今現在は把握できない状況であるというふうに考えていいのですか。だから、おかしいなと今聞いていたのですけれども、その点伺います。

そうすると、嵐山町は福祉政策として、生活保護世帯に関しては県の福祉課がやる



ので直接タッチしないということでもいいのですか。医療費なんかはこっちに取りに来るのではないかなと思うのですけれども、伺います。

それから、もう一つです。2番目です。コロナ禍によっての子どもの学力なのですから、格差が大きいというのはある程度把握されているのではないかなと思うのです。学校のほうでは、教育委員会では把握しているかどうかということが分かるでしょうか。そして、それはコロナが原因ではない、直接に特段相談がないということですから、現象としては全く現われていないということと考えていいのですか。そうすると、コロナによっていろいろ臨時給付金とか出していますよね。それに対応しての実際の課題は経済的なものとか、精神的なものでは出てこないということでもいいのですか。高齢者に関しては、ウィズコロナで皆さん令和3年からは動いていらっしゃるから大丈夫なのかなという、確かにそうなのだろうと思うのですけれども、その点について伺います。

団体補助金について伺います。私何回やっていますか、団体補助金の修正予算。4回以上やっているとします。そして、決算討論では、川口議員と私と何回も何回もやっていますが、これが何で補助金団体の適正化委員会の課題にならないのか伺います。

それともう一つ、監査委員に関しては、この補助金団体の報告書あるいは添付書類などは審査なさらないのか伺いたいと思います。これ私も本当に驚いたのですけれども、添付資料がついていないでやっているのかということがとても気になります。その点について伺います。

会議録の作成なのですが、そうすると、これは審議会に関してはあったということで、役場庁舎内の庁舎のことについて伺いたいと思います。これから嵐山町でプロジェクトチームが幾つもできるわけです。少なくともストップ温暖化、ゼロカーボンについて。それから、学校審査についてのプロジェクトができるわけです。庁舎内でどんな話合いが行われているのか分からなかったら困るので、会議録の作成はある程度しっかりした手順に乗って、それで何か見えていても、これは全然書いていないようなところもあるなという感じなのですが、それが情報公開請求して分かるようにしていただきたいのです。議会でもこれはちょっと難しいなと思いつつも、議事録を作る職員の人、非常勤の方をお願いしています。ですけれども、嵐山町全体で会議録を起こすソフトを購入してやっていくというのが必要かなと思うのです。寄居町とか吉見

町とかやっているところはあるので、それが一番必要だと思うので、その点について伺います。

それから、次5番目です。1,000万円以上の入札に対しての、これ表を頂いてありがとうございます。95%になったら、ほぼ談合していると言われてるのがもう常識的になっています。これはどういうふう考えたらいいのかなと思っているのは、90%以上は全部嵐山町の施設なのです。それが私は嵐山町から逆に税金が戻ってくるし、活性化になるからいいというふうを考えてよいのか。このところで公共工事も非常に少ないので、こういうところで仕事が欲しいかもしれないなと思ったりするのですが、その点についての考え方を伺いたいと思います。

下水道事業については、ぜひ行っていただくということで。

次の国の地方財政計画なのですけれども、私が本当にこれは問題が大きいなと思っていたのは、1人当たりの平均が、町村の平均が、基金の残高の平均が8万3,760円、いろんな市町村があると思うのですけれども、国の財政計画、令和4年の4月に出しているのは、町村1人当たりの基金残高は30万円ぐらい欲しいというふうになっていたのです。相当厳しいなと思っています。そして、人件費と物件費の関係なのですが、令和1年では物件費だったものが令和2年には人件費になったわけです。非常勤職員たちがみんなこっちに来た。だから、それはもうある程度仕方がないなと思っているのですけれども、物件費に予算が使われ過ぎているのではないかなというふうに考えています。それは、1つはマイナンバーカードを入れるためにいろんなお金入れていますよね。それが一番大きいのかなとされていて、それが人件費に変わってきている。そういった問題はあるかなと思うのですけれども。それと、計画もそうです。物件費のほうに入りますよね。財政計画ではなくて、いろいろな。例えば今回ですと、公共施設個別計画に関わる業務委託とか、そういったものは入ってくるわけです。それって、人件費をもう少し上げて物件費を減らすというふうな方式が考えられてもいいのではないかなと思うのです。扶助費と補助費は仕方がないかなと思うのです。扶助費は特に厳しい状況に今皆さんありますから、それはしょうがないかなと思うのですけれども、ここのところをもう少し考えたほうがいいのではないかなというふうに思うのですけれども、その点についてどうでしょうか。私は比率で見ると金額で見るとでは全然違うなと思って、一遍加えたものをやってみたのですが、これで考えていくと、嵐山町の財政計画というのは、予算のつくり方というのはまだまだ問題があり過

ぎるのではないかなというふうに思っていますので、その点について監査委員のご評価をいただきたいと思います。

○畠山美幸委員長 会議の途中ですが、暫時休憩いたします。再開を10時30分といたします。

休 憩 午前10時16分

---

再 開 午前10時28分

○畠山美幸委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

6番以外の再質疑の答弁からです。

まず、1番目、前田福祉課長。

○前田宗利福祉課長 私のほうから1番と2番のご質問のほう答弁させていただきます。

生活保護世帯への政策、町では考えていないのかということですが、まず絶対的貧困という貧困の捉え方と相対的貧困という捉え方があるのです。絶対的貧困という捉え方は、これはもう生きていく上で必要最小限の生活水準を満たされていないというのが絶対的貧困。相対的貧困といいますのは、これは所得です。その地域地域で所得も違いますけれども、その所得の中央値の半分に満たない世帯を相対的な貧困として捉えるという定義がございます。この2つの捉え方がございまして、県でやっている生活保護の政策につきましては、当然これは絶対的貧困に対する政策ということでやっていますので、町がどうのこうのと言うことはできないと思っております。ただ、相対的貧困というものについては、当然町のほうで相対的に貧困状態にある世帯はどれくらいあるかというのを把握をして、それに対する政策をしていかなければいけないと思っております。貧困による問題は何かあるかというところではございますけれども、1番は社会的に排除されてしまう。要はお金がないからやりたいことができないとか、いろいろなものに参加できないとか、そういった社会的な排除だったり、もしくは貧困によって能力の低下、これは要は学習したいと、子どもさんであれば当然高校、大学行きたいけれども、お金がないから行けないとか、もしくは資格を身につけたいけれども、お金がないから身につけられないと、そういったことが貧困によって起こると。ですから、相対的貧困の政策として社会的排除と能力の低下というところは町として政策が打てるのではないかなというふうには思っています。また、先ほどもお話をしましたけれ

ども、高齢者が51.8%、非常に高い。これは何でかといいますと、やっぱり年金だけでは難しい世帯が増えている。それも単身世帯です。単身の老人、高齢者世帯、この辺が問題になってくるというふうに思っていますので、町として打てる政策というのは、そういったところに政策を集中していくのだなというふうには感じております。

次に、コロナ禍での影響がなかったのかということでございますけれども、先ほども答弁させていただきましたけれども、コロナでという相談は幾つか受けますけれども、コロナが原因でという相談はなかったということでございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 2番目の答弁を求めます。

高橋教育委員会事務局長。

○高橋喜代美教育委員会事務局長 それでは、私からは2番の再質問につきましてお答えいたします。

コロナ禍によって子どもの学力テストに変化があるのかどうかということでございますが、こちらにつきましては、特にコロナ前とコロナ後に大きな変化はございません。国の調査によってそういった結果が出ておりますが、コロナによる影響様々、国から特に見解は示されておりませんが、当然のことながら学校休業ですとか、いろいろな面において子どもに影響がないということはないと思います。ただし、それによって不登校ですとか、そういうようなものが起きているというような状況は嵐山町においてはございません。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 杉田総務課長。

○杉田哲男総務課長 それでは、3番目の団体補助金につきまして、補助金適正化委員会の関係から総務課のほうで答弁させていただきたいと存じます。

こちらにつきましては、各課から実績報告等々をいただいたものにつきまして、年に1回、こちらの適正化委員会を開催させていただきまして、そちらのほうの支出額、内容等々示された項目につきましてご審議をさせていただいているというふうな状況でございます。当然その年度におきまして、ここ令和元年、2年につきましては、コロナ禍というところもございましたので、いろいろな団体が事業が縮小されているケースもございます。中には、全く執り行っていないというところにつきましては、補助金の交付をしていないというふうな状況でございます。

また、委員ご指摘の見直しの関係でございますけれども、こちらにつきましては、平成25年当時、また平成30年当時、先ほど一律1割というものがございましたけれども、そういった中で全体的な見直しのほうをさせていただいているというふうな経緯があるかなと思います。この補助金につきましては、各課の補助金交付要綱に基づきまして、その事業の目的に合った事業内容、そういったものを計上させていただいて審査をさせていただき、交付決定をしているというふうな状況でございます。また、これにつきましては、前回の見直しが平成30年というところもございますので、5年ほどたつてございます。そういった中でも、適正化委員会の中でもこういったものを再度調査をさせていただくというところはあるのかなというふうに考えてございます。

続きまして、4番目の質問でございます。会議録の関係でございます。こちらにつきましては会議の趣旨等々によりまして、全文筆記をするのか、要点筆記をするのかということで、各担当のほうに、課にお任せをさせていただいているというふうな状況でございます。全文筆記というふうになりますと、かなり職員に関しての負担、そういったものがあるかなと思います。要はこの会議の中でこういった趣旨でこういった内容が決定事項されたのかというところでの要点筆記というものが内部会議の中につきましては多々多いというふうに考えてございます。ただ、その筆記をするに当たりましても担当課職員等で今各課にボイスレコーダー等々も配置をさせていただきまして、録音をしながら要点のみを筆記をしているというふうなところも見受けられます。その辺につきましては、今後の会議録の編成につきましては近隣の状況も、今各市町村でそういった会議録を録音したものを文字に変換するソフトというものも今調査をさせていただいている状況でございますので、時代に合わせまして、全文筆記になるかというところはまた別問題といたしまして、職員の負担軽減につきましてはそういった方法も考えられるかなというふうに考えてございます。

続きまして、5番目の入札のほうの関係でございます。こちらにつきましては、お手元のほうに資料を交付させていただいておりますけれども、落札率の低い内容につきましては、やはり業務委託、そういった趣旨のものが、委託の内容が多いかなというふうに考えてございます。どうしても工事になりますと、原材料費等々がかかってまいります。そういった観点からも最低制限価格というものがあるわけでございますけれども、その工事費につきましても県内大手さん等々になりますと、やはり受注

件数も多いということもございますので、資材費の一括購入であったり、そういうふうなものに対してもやはり格差があるのかなど。町の方針といたしましては、町内で出せるものについては町内に出していくというところで、地元業者の育成というところから優先的に町内の発注をさせていただいているというふうな状況でございます。

続きまして、質問項目7の関係でございます。こちらにつきましては人件費、金額的な要素と人数的な要素というものがあるかと思えます。ここ数年退職者、定年退職等々によりまして職員の入替えが進んでございますので、そういった意味からも人数と金額につきましては相反するところが出てきているのかなというふうに考えてございます。事務を執行していく中につきましましては、やはり適切な人事配置というものは必要になってまいりますので、適正化の管理計画、そういったものに基づきましての職員配置を努めていきたいというふうに考えてございます。当然1人当たりの財政調整基金、こちらにつきましては、近隣状況というのは県で定められてございます嵐山町との同規模、類似の団体との比較で8万3,000円というものが嵐山町につきましても示されてございますので、そちらの数字のほうを答弁させていただきました。当然マイナンバーの事務事業であったり、公共施設の個別計画、そういった計画につきましましては、そういったものを定めさせていただいていないと、今後改修工事であったり長寿化に当たりましての適切な地方債、そういったものが受けられないというところもございまして、適切な管理の中で必要に応じて計画はつくっていくというふうな形になるかなというふうに考えてございます。

私のほうから以上でございます。

○畠山美幸委員長 最後の質疑です。

〔「監査委員」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長 監査委員からお願いします。

○堀江國明代表監査委員 それでは、お答えします。

3番の団体補助金の在り方についてですけれども、私が監査委員に就任した頃、このような団体の監査をしなければいけないという認識は当然ありまして、そのときにここにあります補助金適正化委員会というものがあるということで、適正に評価されているというようなことをお伺いしました。しかしながら、具体的に見てみないわけにはいかないのです、どの方式を取るかと。そこでピックアップ方式を取りまして、現状で監査委員というのは2人しかおりませんので、ピックアップ方式が一番適正かと

ということで主に金額の大きいところと、それから今取り沙汰されているような団体等を中心に行っているところです。この年内中には、今ちょっと申し上げられませんが、懸念のされている、我々が思っているところ2団体、やろうというふう思っております。

なお、このような適正化委員会に対してもどの方がどうだというのはよく分からないのですが、事務局さんを通して、団体の場合はこちらの一般会計でいえば剰余金のところです。これが今まで100だったものが急に剰余金が今期300になるとか、そういう剰余金が急に増えるとか、そういったものに関しては、大きく増えるところは気をつけてほしいと。そこで滞留してしまうわけです、内部留保的に。それが例えば、イベントが2年後にあるので、それに対する準備金ですと、これは適正だと思うのです。ところが、何だか理由が分からない中で内部留保されていたのでは、これはもう住民に対しては申し訳ないと私は思いますので、そういうところは気をつけるようにという指示だけは出しております。具体的には今後大きいところ、町に直大きく財政に関わるところを中心に行っていきたいというのが一つです。

それからもう一つ、7番目に関して、財政調整基金等の考え方ですが、課長さんがおっしゃるとおりだと私は思います。委員さんおっしゃるように率で見たほうがいいのか、実数で見たほうがいいのかというようなことの、どう考えたらいいのかというご質問なのかちょっと分からないのですが、もしそういうことであれば、経営分析の世界では率と実数、これは相互補完的に見ないといけないというのが鉄則です。例えば趨勢比率というのがあります。例えば1年度、2年度、3年度、1年度が1億、2年度が2億、3年度が3億だったとします、実数が。この趨勢比率というのは1年度の1億を100にした場合に、2年度、3年度はどういう比率かと。そうすると、1億、2億、3億ですから、最初は100%であれば、200%、300%となります。そうすると、これ随分すごいパーセンテージではないかということで、当然1回驚きます。しかし、例えば1円、2円、3円と変化しても、100%、200%、300%なのです、趨勢比率は。そうすると、率だけ見ると、実数を度外視したときに全部100%、200%、300%と見れてしまうわけです。これ同じように並列的に大変ではないかと、こういう判断をしてしまいます。ところが、実数を見たら1億、2億、3億、これは大変なことだと。でも、1円、2円、3円に関しては、比率は同じだけれども、実数はさほどではないということで取り沙汰しないというのが基本的な考えです。

戻しますと、財政調整基金に関しては、10から20がいいとか、10から15がいいというところで学者によって違いますが、これは自治体間の比較をするときに非常に大切な比率だと私は考えております。しかし、当嵐山町にとっては、それは当然大切なのですが、実数を考えるべきではないかなというふうに思っています。一応先ほどの説明で財政調整基金の残高は15.何%、実数は7億何千万ということになります。先ほどの人件費との絡みですけれども、財政調整基金をこのまんま、やっと15.何%の域に入ってきたのです。今まではもう5.何%、8.何%ですから、やっと何となく標準基準に入ってきたと。これを見るときに財政調整基金、今回4億何千万積み立てましたけれども、これを積み立てたものを差引きしないでそのまま見たとき、単年度収支は1億6,000万円ぐらいになるはずです。そうすると、先ほどの川口委員さんの質問に答えたのとはまた違うのですけれども、返済原資は年1億6,000ぐらいしか私はできないと思っています。ということは、今後大きい投資に関して公債、赤字、財政規模の対策債を使うのでしょうかけれども、非常に長いスパンで借りないと返済できないと思っています。したがって、今渋谷委員の質問に答えますと、やっぱり比率と実数を相互補完的に考えてほしい。それから、当自治体では実質単年度収支はよろしいのだけれども、単年度収支は1億6,000万円台ですから、これが返済原資、つまり財政調整基金はこのまま積み立てるという前提の上でもし考えた場合1億6,000しか使えない。人件費にもそれしか回せない。回してしまったら投資ができない、返済原資がありませんからと私は考えています。ですから、いまだに危機的状態ですというのが私の私見です。

以上です。

○畠山美幸委員長 ありがとうございます。

どうぞ、3回目の質疑です。

○渋谷登美子委員 聞いていて分からなくなった。1番、2番はいいです。

団体補助金の在り方についてなのですが、これは私は平成30年度に1回やって、それから見直しをしていないということなのですが、例えば議会であれだけ質疑をしたり、それから討論をしたり、修正案を出したりしていても、そこに補助金適正化委員会の課題になってこないというのはどういうことなのか伺いたいです。これ結構大きな問題です。何度もやっていますけれども、以前も中部資源循環組合ではずっと修正案を出し続けてきました。結局解散になったのですけれども、そういった問題という



のを常に修正案を出すということはどれだけ大変なことかということが分かっていなくてそのまま続けていく、そういうことの問題性を少数派ですけれども、議会がきちり上げているのにそれを認識していないということはどういうことなのか伺いたいと思います。

次、会議録の作成ですけれども、これは基本的に職員の方が負担にならないようにしてほしいと思うのです。だけれども、せめていつ会議があって、そして何を話して、誰か参加したかということぐらいは必ず庁舎内の会議録には書いてあるのかどうか伺いたいと思います。それが書いていないと、これは会議録にならないですね。その点を伺いたいと思います。

それから、入札の件ですけれども、基本的に嵐山町の町内の業者を優先するのはよく分かっているのですが、それでもなおかつ、これは95%、90%以上になるというのは、それでもいいのだろうかというふうな考え方もあると思うのですが、その点についてはほかの業者と違うということ、それから事務事業に関してはやらなくてはいけないということですが、次の7番目との関係とも行くのですけれども、事務事業の計画をつくらないと、今度債務が、地方債が受けられないという仕組みになっているのですか。そうすると、これはおかしな仕組みだと思うのです。こんなばかな話はなくて、私は嵐山町の職員がそれだと育たないではないですか。その点について伺いたいと思いますし、まず最初に何が問題かというのを職員が把握してから計画づくりをもし委託するのであるなら、こんなのできないから委託してしまえという感じでやられるのでは議会としても審査ができないし、町民としてもこれはちょっといがかかなと思うのですけれども、その点について伺います。

それと、今回の地方の財政計画のことなのですか、私が見ているのは、嵐山町は職員数と財政の割合には仕事量が、企画量が多過ぎてそれで職員に負担が行っているというふうに考えているのです。この点についてどのようにお考えか。そして、特に職員に負担が行くということは町民サービスもおろそかになるということです。一番大切な人と触れ合う部分で、ふれあい交流センターは人が1人しかいなくて、今までは歩いて行ってウォーキングで判こを押してもらったりしていたけれども、今町立図書館は居場所になっていて、高齢者の方がたくさんそこにいるという。本当はふれあい交流センターも菅谷地区の居場所でなくてはいけないのに、人がいないためにそういうふうな形になっていかないということがあって、ここのところ、私物件費と人件費

の考え方は見直したほうがいいのではないかなと考えているのですが、その点について伺います。これは町長です。

○畠山美幸委員長 順次答弁を求めます。3、4、5、7です。

杉田総務課長。

○杉田哲男総務課長 お答えをさせていただきます。

まず、補助金適正化委員会というところでございます。こちらにつきましては毎年度、例えば令和3年度予算等々で編成をする前、そういった中に、それとか年度当初にその補助金に関する基本方針というものを定めさせていただいてございます。そういった中で補助団体につきましては、一例で申し上げさせていただきますと、実績報告、そういったものを繰越額があるものについては減額を行っていく方針であったりだとか、扶助費的な経費を除いて増額は認めない、その予算の範囲内で執行していただきたい等々、方針を定めさせていただいてございます。そういった中でそのときそのときの年度の課題につきまして、方針に基づきまして予算編成、適正化委員会での判断というものをやっているという状況でございます。そういった中で先ほど答弁をさせていただきましたけれども、前回そういった大きな見直しが平成30年度に見直しをされた。それから数年たってございますので、適正化委員会の中でそういった調査、そういったものも可能ではないかというふうな答弁をさせていただいた次第でございます。

続きまして、質問項目の4番目でございます。会議録で内容でございますけれども、こちらにつきましては、会議録の審議会等の会議の公開に関する要綱、こちらを定めさせていただいてございまして、会議名、開催日時、開催場所、議題、公開、非公開の有無、また傍聴者数であったり、出席者の委員、また審議の内容、または概要というところの中でどういったことが議論されて、どういうふうな方向で決定をされたのかというところの中で、様式に基づきまして定めさせていただいているというふうな内容でございます。他の会議等々につきましてもこれに準じた形で、必要なものにつきましては記載をされているというふうに考えてございます。

続きまして、質問項目5の入札の関係でございます。こちらにつきましては、町といたしまして、一定のルールの中で設計をさせていただきまして、公開によりまして指名・一般競争入札等々で手続を取って開札を行っているというものでございますので、落札率が高いか低い、そういったものにつきましてはあくまでも結果でござい

ますので、こちらにつきましてもおのおのの業者が仕様書に基づきまして設計をされて、札を入れていただいた結果がこちらだということでご理解いただければなというふうに考えてございます。

続きまして、7番目の質問でございます。計画づくり、こちらにつきましては、必要なものにつきましては国、県等で法律等々に基づきまして計画書の作成というものが定められているものでございます。そういった内容につきましては、町といたしましてもきちんとした形で今後の行政運営を行っていく中で計画書を作成をしているというものでございます。やはりそういったものがないと、地方債等々も制限をされるというところもある場合がございますので、それがあからつくるところではございませんけれども、法律、規則等に基づきましての定められた計画を町といたしましてもきちんと定めていくというふうなものでございます。

また、財政の人件費等々の問題でございますけれども、こちらにつきましては先ほど来お話しさせていただいておりますけれども、定員の適正化の人数、そういったものを視野に入れながら適材適所で職員を配置をしていくと。ふれあい交流センターにつきましては、そちらのほうの会館の目的、そういったものを時代の流れとともにコンビニでの証明書等の交付、そういった事務の事務が移行ができるといった中から判断をさせていただきまして、貸し館というふうな取扱いをさせていただいたと。それに基づきましての館の予約、そういったものの事務ということで職員の配置をさせていただいているという状況でございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

今総務課長のほうからお話をさせていただきましたけれども、このふれあい交流センターに関しましては、今までは例えばごみの持込みだとかというのもあそここのところで手続を取ったりしていたわけです。しかし、そういった業務もなくなる。ですから、今の位置づけとしては、貸し館業務に特化した形になっておりますので、業務的にも非常に適切になっていると。それから、あとはまたマイナンバーカードを使った中で様々な手続も可能になってくる。これは今は最低かもしれませんが、これから必ずどんどん、どんどん割合は増えていきますので。それから、あとはそれに伴ってタクシー券の使い方も改善をして、そして大変好評を博す中、予算的にはかなり

伸びてしまいましたけれども、でもそれはそういうことで使っていただくならばということで考えておりますので、いいかなと思います。

あとは、今回の定例会においても、畠山議員のほうからご指摘というか提案がありましたけれども、キオスク端末だとか、そういったことの中でさらに利便性を高めていく、こういった努力はしっかりと検討してまいりたいかなと思います。嵐山町だけではなくて、今はDXという形で推進をしていくという、もう国を挙げての方向性があります。最終的には、例えば役場に来なくても様々な手続きができる、様々な相談ができる、そういった方向性にだんだん行くということが今大きな流れでありますので、そういった点からも極めて適正な方向に進んでいるものと考えております。

以上です。

〔何事か言う人あり〕

- 渋谷登美子委員 全然答弁が違って、例えば計画なんかを……
- 畠山美幸委員長 申し訳ございません。もう時間がないので……
- 渋谷登美子委員 そんなこと言われたって答弁が違うのだから。
- 畠山美幸委員長 でも、今町長が答弁されましたので。
- 渋谷登美子委員 全然違う答弁なのだけれども。分かった。ではよしにする。
- 畠山美幸委員長 本日、3番目の質疑者、小林智委員、どうぞ。
- 小林 智委員 それでは、総括質問させていただきます。

いろいろ前段のお話も準備してきたのですけれども、つながり一切はしよりまして、質問だけを申し述べます。町の財政規律に関連して、次の4点について伺います。

(1)、健全化判断比率4指標及び水道下水道事業の資金不足比率の評価と見解について伺います。

(2)、千年の苑事業開始からの財政支出総額と財政への影響について伺います。

(3)、水道事業及び下水道事業の公営企業会計化による財務諸表等の活用とその効果について伺います。

(4)、地方公会計制度に基づく財務諸表と財務報告書の活用の状況について伺います。

以上4点です。

- 畠山美幸委員長 それでは、順次答弁を求めます。

杉田総務課長。

○杉田哲男総務課長 それでは、まず1つ目の町の財政規律につきましてお答えさせていただきます。

健全化判断比率4指標の評価と見解につきましてお答えさせていただきます。令和3年度決算に基づく健全化判断比率につきましては、早期健全化基準、財政再生基準を全て下回り、健全化法の上では財政状況は健全段階であるという結果が出ました。評価と見解でございますが、実質公債費比率と連結実質赤字比率につきましては、数値は計上されておきませんが、それぞれ数値が前年度に比べて低くなり、黒字化していることから、前年に比べ好転していると考えているところでございます。実質公債費比率につきましては、3か年平均で、昨年と変わらず9.2%となったところでございますが、普通交付税や臨時財政対策債の増加により分母に当たる標準的な財政規模の数値が増加したことから、令和3年度の単年度数値の減少に大きく寄与しているため、公債費等の抑制については引き続き努めていかなければならないというふうを考えてございます。将来負担比率につきましては、令和3年度は47.0%となり、前年度と比較して18.1%の減少となったところでございます。財政調整基金等、基金への積立てにより充当可能基金が増加したことが数値の減少に大きく寄与したわけでございますが、将来負担額につきましては、僅かではございますが、増加しておりますので、引き続き町債の現在高の抑制等に取り組み、数値の抑制に努めてまいりたいと考えてございます。

続きまして、質問項目(2)でございます。千年の苑事業は平成28年度より実施され、観光地域づくり法人推進事業までの令和3年度決算までの総事業費が3億6,674万4,471円で、うち補助金が1億8,332万7,589円であり、2分の1の補助金でございます。残りは一般財源となるわけでございますが、工事費等につきましては地方債を活用する等により交付税算入されますので、厳しい財政状況であるわけでございますが、財政的に有利となるよう進めております。

○畠山美幸委員長 (4)どうぞ。4番目もお願いします。どうぞ。

○杉田哲男総務課長 続きまして、(4)の地方公会計制度につきましてお答えさせていただきます。

地方公会計に基づく財務諸表と財務報告書につきましては、平成28年度決算分から作成しているものでございます。毎年ホームページに財務諸表、財務諸表の分析、固定資産台帳を公開して、町の財政状況を広く周知するために活用してございます。ま

た、各種指標分析により、町の指標の推移等、状況の把握、固定資産台帳を活用した施設の老朽化の度合いを把握し活用しております。昨年実施しました公共施設等総合管理計画の改定につきましても固定資産台帳を活用したところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○畠山美幸委員長 清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 それでは、まず初めに（１）の上下水道事業の資金不足比率についてお答え申し上げます。

こちらの比率につきましても一般会計の健全化比率同様、毎年算定し、監査を受け、そして公表しなければならないとされております。資金不足比率の算定の必要性でございますけれども、公営企業の資金不足額が公営企業の財政規模である、水道で申し上げますと、水道料金、メーター加入金、それと検査手数料などから成る営業収益にどれぐらい占めているのかを指標化したして、経営状況の度合いを示すものでございます。公営企業は独立採算制の原則から必要な費用は自身の料金収入によって賄わなくてはならないとされておりますので、公営企業会計の赤字や借金が大きくなって一般会計に大きな影響を及ぼさないように経営の状況を常にチェックして、健全化に努めておるところでございます。

その資金の不足額につきましては、決算書の362ページの貸借対照表の中にございます。端的に申し上げますと、流動負債から流動資産を差し引いた額が資金の不足額となります。流動負債につきましては、会計年度の末日から、その後1年間に支払わなければいけない、例えば翌年度の企業債の償還金、または未払金、それと賞与引当金などがこれに該当します。水道事業の決算書で申し上げますと、こちらが1億450万円でございます。そこから流動資産、こちらにつきましても会計年度末の翌日から起算して1年以内に現金として回収される資産でございまして、現金預金、未収金、それと有価証券、貯蔵品などが該当します。こちらにつきましても水道事業会計の決算書では17億7,000万円でございます。先ほど申し上げました流動負債1億450万円から流動資産17億7,000万ということで、流動資産が圧倒的に多いために流動負債が賄えないということが生じませんので、資金の不足額はゼロということになっております。ですので、資金不足比率につきましては、資金の不足額がないために、毎年数値のほうは計上されていないというのが嵐山町の実情でございます。

公営企業会計、全国でご参考までに申し上げますと、水道、下水、交通、ガス、電

気、あと病院、観光施設等、公営企業はございますけれども、総務省が令和2年度の決算におけます資金不足団体について公表しております。下水道事業につきましては、全国で2,246団体ございます。そのうち3団体が資金不足比率の財政健全化基準20%以上である団体が3団体でございました。そのうち、その全ては下水道事業の中の農業集落排水事業の3団体でございました。今後とも先ほど申し上げたとおり経営状況の確認に努めてまいり所存でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○畠山美幸委員長 小林委員の再質疑からどうぞ。

○小林 智委員 まず、(1)の健全化判断指標、なぜここでお聞きしたのかといいますと、これの発端といいますか、私の中では、まず今回の決算においても監査委員の意見書がきちんとついておりまして、その中でもなかなか厳しい、まとめの中でも今後の状況を見るとなかなかきつことが想定されるというふうに言われておるのです。これは昨年もそう言われております。そんな中で法定のこういった判断比率が出てくるのはこれしか実はないのです。この指標しかなくて、これは当然法定ですから、報告事項として本決算の審議のほかとは別の議案として報告をいただいています。本来その場で質問すればよかったのかもしれませんが、この指標は当然ながらどこを取っても悪い数字がない、非常に健全であるという判断ができてしまうのではないかなというのが一つ。そんな中で、決算の中で、どうしてそんなに嵐山町は厳しいのという、これだけ見ればそうなのではないかなと思われてしまうのです。だから、そんなわけで、要はこれってどんなふうに見ていけばいいのということでお聞きしたのです。実際のところは、何が質問したいかということ、実際の決算状況を見ているのはこの指標だけではないでしょうということいろいろ見ていかなければいけないのではないかなということで最初にこのお話を聞かせていただきました。この指標につきましては、実は再質問ございません。

(2)に行きます。千年の苑、財政規律に関連しての質問の中で、千年の苑事業開始の財政支出総額をお聞きしたのは、直近の課題としてこれが財政へ与える影響ってどういうことになるのだろうかという。今回の決算説明会の個別の質疑の中でも実は担当課長のほうからラベンダー事業の本年度収支ということで、本当に概算数なのですけれども、ご報告いただきました。私も全部細かく数字記録していなかったのですが、本当の概算数で頭の中で聞いただけでお話しすると、収支が、入りが4,000数百、払

いがそれより300万ぐらい少ない金額。それで、入りの中で売上げがたしか1,800前後だったかと思います。その他収入という形で、そのほかに補助金が約1,800でしたっけ、ちょっと数字は定かでない、そのぐらいだったと思うのです。それなので、収入は4,000であると。支出のほうも4,000万近く、3,800万だったかな、そのぐらいの数字出ているので、差引き300の黒字ですという概算数いただきました。私概算で十分だと思います。細かい数字を申し述べるつもりはありません。この話を聞いたとき、これ一応担当課としては事業を進める中で報告、概算いただいたのだと思うのですけれども、この報告を聞いて誰しもが多分思ったと思うのですけれども、売上げの中が1,800で、4,000のうち約半分で、補助金が約半分だと。その他がちょっとありますけれども。払いのほうは4,000万支出していると。普通考えて、これ何でという話です。こういう捉え方を公表されたわけなのですけれども、これはやっぱり副町長の答弁にもありましたけれども、これは来年以降補助金もない中で、今後どう組み立てていくかと、どう収入を上げていくかということをご答弁いただきました。それはごもっともだと思います。

私、ちょっとここでやっぱり心配になったのが公会計といいますか、会計の中ではこういうふうに物事を捉えているのかなと思ってびっくりしたのです。収支、要はこの後公会計についてもちょっとお話聞きたいと思うのですけれども、単純に入りと出だけで現金主義でやっていますというのが公会計だから、要は昔でいう大福帳みたいな形で収支報告だけだと。その差額が収益だということなのですけれども、普通考えると、これって売上げ1,800で、支出が4,000で、赤字1,800というのが普通の考え方かなと思うのです。その1,800をどうやって埋めたかといったら補助金、これは観光協会でいえば町からの補助金で埋めましたというのが答えなのではないかなと。だからこの先どうするのという話になっているのではないかなと思ったのです。

逆に補助金ありきの話でなかったとしたら、支出のほうが問題だったのではないかなと思うのです。支出4,000と簡単に、この内訳をお聞きする機会なかったので分からないのですけれども、本来であればこの中に補助金に相当する1,800から2,000万の数字というのは投資額が入っているのではないかな。投資になっているのではないかなと思うのです。例えば今後ラベンダー園が順調に機能していくために補助金を使って今設備投資していくのですよと、あるいは基盤整備しているのですよ、そういうことをやるのが補助金の使い道なのだろうと思うのです。ですから、4,000万の支出を聞



かなかったのだけれども、本当はここが投資目的、投資だったというふうにお答えが来るのであれば、なるほどそういうふうに行っているのか、そうすると来年以降は補助金がなくてもこの投資が生んでいくのだろうか。1年、2年は赤字になるけれども、先はこの投資したラベンダー園が立派な施設になった、あるいはバーベキュー場がきれいになったとか、そういったことでどんどん新しい設備投資をしなくてもこれから黒字になっていくのだろうか、こういう絵を描くのが普通なのだろうと思うのです。そういうことで私、これこういう収支の考え方をしてしまうのだというのでびっくりしたものですから、質問させていただきました。

そこで、千年の苑事業については別の観点から、私あまり細かい数字得意ではないので、別の観点からお聞きしたいのですけれども、そうすると観光協会に対する監査というのは我々できない。今のところ時点ではしないわけです。できないのです。決算審査というのはいないのです。でも、補助金を投入する団体というのは、例えば地方自治法に言う財政援助団体、いわゆる出資団体です。それにこれ該当するとなれば監査対象になるということなのだろうと思うのです。この辺について明確にこれ入っているのか入っていないのかが分かるのだろうかと思うのですけれども、私知らなかったものですから、これがどうなっているのかお聞かせ願いたいということが2つ目です。なっているとしたら、その辺の趣旨、財政援助団体の内容の精査といいますか、そういうことはどのように行われているのですかということをお聞きしたいなと思います。私としては数字的なことよりも仕組みとして全体をどう見ているのかなということに着眼して、その点についてお伺いさせていただきたいと思います。

続いて、(3)番、水道事業及び下水道事業の公営企業会計化の、これも内容は伺いましたので、もちろんこれについて公営企業化されたので、特に問題ないのではないかなと思うのですが、下水道もなってもう2年目になるのかな。水道と下水道が両方なったのだけれども、これが公営企業会計化になったのだけれども、なかなかその帳票類の活用がうまくいっていないのではないかなと。というのは、報告とかもいただいて、あるいは決算の中で出てくる資料なんかを見せていただくと、大変膨大な資料が出てくるのですけれども、真に必要なところがちょっと分かりにくい。それから、途中で例えば補正予算を組むときなんかこの資料が出てくるのですけれども、必要な項目は最後の1ページだけで、それまでのところは決算資料のシミュレーションデータがそのまま出ているような気がして、それは必要なかなというような

ところもちょっと心配。それなので、全体でこれ公営企業会計化したのに、この財務諸表等の使い方がまだまだこなれていないのかなというのが感じたものですから、その辺について、もう一度お伺いしたいと思います。

もう一点、これについては見ていると、水道事業会計と下水道事業会計で中身、結果は同じような数字が出るのですけれども、形態がいろいろ違うのです、書式が。これってもしかして会計ソフトが違うのではないかな。別々なのではないかなと思うのです。これ別々に出た帳票は見にくいなのがあったので、これの統一化というのはなかなかできないものなのかな。ちょっとこれ今さらソフトを変えるなんてできないでしょうから、別々のソフト会社のためにこういう見にくい帳票になってしまったのか、それとも同じソフト会社なのだけれども、これは制度によって中身、水道事業会計と下水道事業会計、当然違うでしょうから、だからこういう厄介な表になってのですよということなのか、この点についてお伺いしたいと思います。

それから、4番につきましては、これもいろいろお話しすると長くなってしまうので、嵐山町の財政報告書、これ立派な資料があります。これが活用されていないのではないかなと。この場、なかなか私も委員としてこれを全部読み込んでいないのですけれども、これ使い道がたくさんあるのではないかなと思ひまして、どのように使われているのかなというので、その使い方。

これ何点かだけ教えてください。作成の流れ、これ去年のを見ると、今年の令和4年の3月頃できているのかな、できていると思います。決算認定は当然9月議会ですから、そのときに認定されて、その数字を基にこれも外部委託されて、多分これを作ったのだと思うのです。だから、その年の3月頃が公表なのかなというふうに見てのですけれども、その辺のどうしてそうなっているのか。

コンサル会社は今年から違うのですけれども、前回までは表紙にもコンサル会社の名前が入っているのです、これね。何だっけ……日本会計コンサルティング株式会社という作成者名がこうなっていて、それでどんとそのまんま出ているので、ちょっとあれと思ったのですけれども、今年からこの名前も消えているので、その辺も変わったのかなと思うので、これも委託状況といいますか、どんな感じで委託されているのかなと、どこまで委託しているのかなというのを伺いたいと。

最後にもう一個、公会計の中では、これ非常に民間の会社なんかで経験した人から見ると、この財務報告書というのは非常に見やすいです。分かりやすいです。これっ

て複式簿記のを焼き直したのですよね、今の会計制度はね。ここで決算で出てきた数字をこれの形に焼き直しする委託をしているのだと思うのですけれども、これ国の方針かどうか教えてもらいたいのですけれども、最終的には全部、出だしから複式簿記化していくというふうな方向なのかどうか、その点だけちょっと。もし方向だとしたら今どういう状況なのかというのをお聞かせ願いたいと思います。

すみません、長くなりましたけれども、以上です。

○畠山美幸委員長 順次答弁を求めます。

杉田総務課長。

○杉田哲男総務課長 それでは、(2)につきましてお答えさせていただきたいと思います。

資産的なものというところで、これにつきましては特別委員会の参考資料という形で皆様に企業支援課のほうから提示をさせていただきましたけれども、DMO事業補助金の中での支出の状況の中で、これから観光づくり法人として観光協会がやっていくもの、お土産品の開発であったり、そういったものの、これから販売するであろうそういったものにつきまして支出として含めさせていただいてございますので、そういった意味では、財産的なもの、そういったものも当然この中で生まれてきているのかなというふうには考えてございます。今単年度収支、補助金、売上げ、それが令和3年度幾ら入って、幾ら支出をしたのかというところにつきましては、決算で申し上げさせていただいた内容でございますけれども、含み財産といえますか、そういったものもこういった中には含まれているというふうにご理解をいただければなというふうに考えてございます。観光協会につきましては、小林委員のご指摘のとおり、監査のできる中には財政援助団体への監査、そういったものも当然でございます。年度は令和元年だったか2年だったか明確でございませんけれども、観光協会につきましては補助団体の監査ということで実施をさせていただいているという経緯がございます。

続きまして、質問項目の4番目でございます。こちらにつきましては、国のほうで示させていただいています統一的な基準による財務諸表の作成というところが示されてございます。それに基づきまして、嵐山町につきましても委託をさせていただきまして、こちらのほうの報告書を作成させていただきまして、決算終了後に公表しているというところでございます。こちらにつきましては、埼玉県内のほとんどの市町村

がこういった財務諸表の委託、これは国のほうから求められてございますので、こういった手法においてある一定の時期に公表しているというところでございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 次に、清水上下水道課長。先ほどの答弁漏れがありましたら、それも併せてどうぞ。

○清水延昭上下水道課長 先ほど答弁漏れがございまして、大変申し訳ございませんでした。

(3) 番の関係でお答え申し上げます。確かに水道と下水の決算書等で例を見ますと、ばらばらになっているところもありますし、また附属資料のところでも帳票が違ふというところがございます。こちらにつきましては、水道と下水のシステムを利用している違いもございすけれども、基本的に上下水につきましては、公営企業法、または規則、政令等によって財務諸表、損益計算書、貸借対照表、それと附属としてキャッシュ・フロー計算書の財務諸表等は当初予算、補正予算、決算のときに必ずその時点での経営状況を把握するために作成はしてございます。それによって、損益や正確な資産、負債の把握ができて、また毎年経営分析、経営比較分析を上水、下水、下水は公共下水と浄化槽それぞれ行っておりまして、それを毎年公開して、公営企業の全面的な見える化に努めているところでございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 杉田総務課長。

○杉田哲男総務課長 大変失礼しました。答弁漏れがございましたので、補足させていただきたいと思っております。

あと、委託の内容でございすけれども、こちらにつきましては令和3年度決算におきまして、こちらの財務書類作成支援業務報告書ということで委託で出させていただいてございます。令和3年度8月25日から令和4年3月11日までの工期の中で73万7,000円の請負金額で実施をさせていただいてございまして、税理士法人エム・エム・アイというところが請け負っているものでございます。こちらにつきましては、先ほど答弁させていただきましたけれども、統一的な内容ということで国で示されてございます内容につきましては第1章から第5章まででございます。財務諸表におきましては一般会計等の貸借対照表から始まりまして附属の明細書まで、また全体会計といたしましての貸借対照表から同内容でございす。また、連結会計といたしまして同

内容、また第2章といたしましてが財務諸表の分析の報告書ということで財務報告、第3章といたしましてがこちらの公表書類ということで概要版を、また第4章といたしまして財務書類の作成に係る資料ということで、決算の仕分表であったり資産債務の内訳簿であったり、議事録等でございます。第5章といたしましてが固定資産台帳ということで、こういった内容を報告の内容という形でさせていただいてございます。答弁漏れで大変恐縮でございます。よろしく申し上げます。

○畠山美幸委員長 小林委員の最後の質疑です。どうぞ。

○小林 智委員 すみません、もうあれなのですけれども、先ほどこちょっとお伺いした公会計制度の中で、今後完全複式簿記化まで想定されているのかどうか、どなたか教えていただければと思うのですけれども、それはないのでしょうか。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

杉田総務課長。

○杉田哲男総務課長 今こちらのほうの国で示されています統一的なこういったものが指標という形で出てございますので、今後はそういった形になり得るのかなというふうには考えてございます。ただ、いつからというところにつきましては、まだ明確なものは来ていないというふうに認識してございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 もう終わり。大丈夫ですか。

○小林 智委員 はい。

○畠山美幸委員長 ここで休憩いたします。10分。35分までといたしたいと思います。お願いします。

休 憩 午前11時25分

---

再 開 午前11時34分

○畠山美幸委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日最後の質疑者は狛守勝義委員です。どうぞ。

○狛守勝義委員 それでは、総括質問をさせていただきたいと思います。

私の質問は大きい項目で2つです。1つは基金について。これは決算書の349ページ、それから令和3年度定額基金運用状況調書、これを基に8つの小さい項目で質問させていただきたいと思います。

まず、①なのですが、基本的なことで、基金設置のメリットを教えてください。  
それから、②としては、定額基金というのはどういうものなのか教えてください。

それから、③は減債基金の積み上げ目標額をどのように考えているのか教えてください。

それから、4番目はふるさとづくり基金の積み上げ金額が6,614万9,000円、このうちふるさと納税分の金額は幾らになっているのか、これを教えてください。

それから、5番目として、公共公益施設建設基金設置の経緯、また増減額がゼロ円ということで、積み上げをしなかった理由、できなかった理由と言ったほうがいいのか、その辺のことをお話しいただければと思います。

そして6番目として、これは基本的にもう議決している段階なのでというふうに思ったのですが、一応、国民健康保険特別会計財政調整基金、これが1,746万9,000円の減額、取崩しになっていると、この理由を聞いておきたい。

それから、7番目としては、令和3年度定額基金運用調書の土地開発基金の決算年度中増減額の部分のところの詳細について聞いておきたい。

8番目として、令和3年度定額基金運用調書の奨学資金貸付基金運用額408万円、貸付金が408万円です。これ6人分ということですが、この内容をお聞きしたいということです。

それから、大きい項目の2番として、平沢土地区画整理事業について、これは主要な政策の説明書の115ページを基に質問をしております。1つは、平沢土地区画整理地内、現在はこれ仮換地状態であるのかなというふうに思いますが、そこで営業している事業者の法人税とか、また個人住宅の固定資産税と収税状況がどういう状況になっているのか。そして、それが町財政における効果としてどういう効果があるのか、この辺のことをお聞きしたい。

それから、②としては、将来の、ちょうどこの区画整理地内です。この収税見直しというのをどのように立てているのか、それを聞きたい。

そして、3番目として、事業完了までのこれからの課題です。それをどのように考えているか。

そして、4番目として、これまでの事業評価をどういうふうに考えているのか。

以上、よろしく願いいたします。

○畠山美幸委員長 それでは、順次答弁を求めます。

大項目の1の1、2、3、4、5、7を杉田総務課長。

○杉田哲男総務課長 それでは、私のほうから1番、2番、3番、4番、5番、7番につきましてお答えさせていただきます。

まず初めに、①の基金設置のメリットでございます。こちらにつきましては、財政調整基金であれば、税収が減少するなどした場合に、年度間の財政の不均衡を調整することができること、大規模災害など予期せぬ事態が発生した場合に即座に対応できる等のメリットがございます。また、減債基金につきましては、町債への償還を計画的に行うことができるメリットがございます。その他の特定の目的基金につきましては、特定の目的に基づき積み立てる基金でございますので、メリットといたしましては基金を積み立てることにより施設を建設する際などに一般財源の持ち出しを減らすことができ、それらも目的を計画的に進めることができるということでございます。

続きまして、②定額基金につきましてお答えします。

定額基金につきましては、特定の目的のために定額の資金を運用するものでございます。本町では土地開発基金、奨学資金貸付基金、介護保険高額介護サービス費貸付基金を設置しております。それぞれの基金の額につきましては、土地開発基金が5,000万円、奨学資金貸付基金6,400万円、介護保険高額介護サービス費貸付基金300万円となっております。

続きまして、③の減債基金の積み上げ目標につきましてお答えさせていただきます。

町債の償還を計画的に行うために設置されるものでございます。減債基金の積み上げ目標額でございますが、本町では全体的に基金が少ない状況でございますので、まずは財政調整基金の積立てをしっかりと行い、その次に公共公益施設建設基金などの特定目的基金の積立てを行うという計画で基金の積立てをしている状況でございます。また、減債基金につきましては、満期一括償還の地方債がある場合には元利償還分を定期的に積み立てる必要がございますが、本町におきましてはそういった条件で借入れをしている町債はございませんので、減債基金につきましては目標額を設定しておりません。

続きまして、④につきましてお答えさせていただきます。

ふるさとづくり基金の積立金のうち令和3年度にふるさと納税分として積立てを行ったものにつきましては、令和3年度にふるさと納税として受けたものを2,890万円、

令和2年度にふるさと納税として受けたが、基金に積立てをしていなかった分58万2,000円を合計した2,948万2,000円でございます。

なお、令和3年度にふるさと納税として受けたが、令和3年度に積立てが行えなかったものにつきましては、令和4年度の9月の補正予算で586万7,400円の積立ての予算を計上しているところでございます。

また、決算審査におきまして答弁漏れであったケースでございますが、スポーツ振興基金へも令和3年度に70万円、令和4年度に13万3,000円の合計83万3,000円の積立てを行ってございます。

続きまして、⑤につきましてお答えさせていただきます。

公共公益施設建設基金につきましては、平成5年3月に条例設置をされた基金でございます。それまで設置されておりました町民会館建設基金と住宅団地公共施設整備基金を廃止し、公共公益施設建設基金に統合し、新たに目的に橋上駅舎及びその他の施設の建設費を追加し、創設されたものでございます。令和3年度に積立てを行わなかった理由につきましては、先ほど申し上げさせていただきましたが、令和3年度に、まずは財政調整基金の積立てをしっかりと行い、その次に公共公益施設建設基金などの特定目的基金の積立てを行うという計画で基金に積立てを行ってまいりましたので、積立てをできる財源がございませんでしたので、公共公益施設基金への積立ては行いませんでした。

なお、令和4年度につきましては、9月の補正におきまして、こちらの基金へ約2億円の積立てを計上しているところでございます。

続きまして、⑦につきましてお答えさせていただきます。

土地開発基金の令和3年度の増減につきましては、増の部分、先行取得した土地の買戻しでございますが、2件ございます。1件目が武蔵嵐山駅西口広場整備事業、買戻し面積152.06平米、土地代金1,034万80円でございます。もう1件が杉山駐車場整備事業、買戻し面積1,546平米、土地代金278万2,800円、物件補償費25万4,800円、合計303万7,600円でございます。減の部分につきましては、土地の先行取得分につきましては2件ほどございます。1件目が町道1-3号、交差点改良工事分取得面積9.06平米、土地代金4万770円、物件補償費5万3,100円、合計9万3,780円でございます。もう1件が町道越畑306号線道路新設工事分といたしまして、取得面積356.48平米、土地代金46万3,424円、物件補償費10万6,200円、合計56万9,624円でございます。



以上、答弁とさせていただきます。

○畠山美幸委員長 次に答弁を求めます。

賛田町民課長。

○賛田秀男町民課長 1の6番についてお答えいたします。

国民健康保険特別会計財政調整基金の1,746万9,000円の減額、取崩しについてですが、令和3年度につきましては、積立金が5,555万4,938円で行いました。基金繰入れにつきましては、最終的には7,302万4,000円を取り崩すことになりましたので、積立金との差額が1,746万9,062円となりました。内容につきましては、主なものは国民健康保険税の収入の減や、県に支払う国保事業費納付金の増額等により取崩し等をしたものでございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 次に、高橋教育委員会事務局長。

○高橋喜代美教育委員会事務局長 私からは質問項目1の⑧につきましてお答えさせていただきます。

令和3年度奨学資金貸付基金運用額408万円は、大学等在学中の貸与継続者3名分、164万円及び大学等進学の新規貸与者3名分、244万円の合計額でございます。

なお、新規貸与者には普通奨学資金に加え、入学初年度にのみ貸し付ける特別奨学資金も貸し付けております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 次に、伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、平沢土地区画整理事業の各質問項目につきましてお答えさせていただきます。

まず、最初の①の法人税の実績でございますが、令和3年度実績におきましては約1,460万円でございます。個人住宅の固定資産税等の税収状況でございますが、なかなか個別に出すのが難しく、平沢土地区画整理全体から法人の固定資産税を引いた額で答えさせていただきますと、それが約6,100万円でございます。町財政における効果でございますが、平成23年度に一般質問で同様のお話しされまして、そのときにお答えしているのが、土地家屋の固定資産税総額が年間約8,550万円、土地家屋の増収が年間約8,550万円の増、法人町民税や償却資産を合わせると約1億1,040万円の増というふうにごその当時答えさせていただきます。それを令和3年度に当てはめま

すと約8,000万円の増というものでございます。よって、令和3年度から法人町民税や固定資産税の評価が変わりましたが、今現在でも8,000万円の増というふうになっているところでございます。

増収の今後の見通しでございますが、もう既に平沢土地区画整理事業については、使用収益が発生しておりまして、全てが課税になっている状況でございますので、年間約8,000万円の増加が引き続き続くというふうになるというふうを考えております。また、法人町民税、法人税が景気がよくなれば、法人町民税も上がりますので、一番のピークがプラス1,000万でございます。そうすると、景気がよくなれば年間9,000万円の増収が見込めるかなと考えているところでございます。

事業完了までの課題でございますと、まず精算金の問題でございます。単価は会員皆様の協力により1.8円というふうにさせていただきましたが、総額では4,130万円程度の精算金がございます。これは徴収される方もいますし、交付される方もいますので、それからその分がプラス・マイナス・ゼロでございますが、その4,100何がしをいただいて、その額をお支払いするその事務が今現在の平沢土地区画整理事業組合では最大の課題かなと考えているところでございます。

これまでの事業評価でございます。委員ご存じのとおり、平沢土地区画整理事業にはスーパーもございます。今現在スーパー含めて60店舗ございます。このにぎわいもこの事業をしなければできなかったというふうを考えております。当時を知っている方につきましては、不整形な農地で耕作も難しい、当時は不良耕作地もあったと、また排水についても問題があったのではないかとと言われて、その課題も全て解決して今のにぎわいがあったのではないかとというふうに、当時から行っている方につきますと、そのような効果が上がるように考えています。土地利用についてもとても有益になっていると考えているところでございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 伏守委員。

○伏守勝義委員 それでは、再質問のほうはちょっと絞ってさせていただきたいと思えます。

定額基金、これ②番なのですけれども、最初に基金金額、資金を、定額を設定して、当然それを運用していくと減っていくわけです。そうした場合には、例えば奨学資金なんかは45万円積立とということで、設定した金額で減った分はこれは補てんをしてい

くという考え方を定額基金の場合にはしているという、そういう捉え方でいいのかどうか、まずそれ確認です。

それから、あと減債基金の積み上げ目標額ということなのですが、順番的には、財政調整基金をまず最初にというようなお話でした。それで、財務省の関東財務局が令和2年度を対象にした財務状況把握の結果概要というのをインターネットから取り出して見たのですけれども、おおむね令和2年度は財政状況、嵐山町は非常にいい状況の評価になっているのかなというふうに思うのです。ただ、町債、地方債、それだと令和5年度に向けては地方債の元金償還額の増加が見込まれているということで、償還後の収支というのが再度赤字化の懸念もされるというふうに償還後の留意点というのが書いてあるのです。そうした場合に減債、要するに基金ですか、この金額が今あるわけですが、これを使わないで、その状況というのを乗り切れる状況にあるのか、その見通しです。そうした場合には減債基金も重点的に少し積み上げるという努力というのにも必要なのではないのかなというふうに私自身は思ったのですが、その辺の見解をお聞きしたいということです。

それから、次に公共公益施設建設基金についてなのですが、これから小中一貫、再編というようなことで学校の部分、建設するのか、また耐震寿命化でやるのかという、まだその結論は出ていないだろうと思うのですけれども、そうしたときに、一般の財源だけで到底収まらないだろうなというふうに思うのです。そうしたときに、これ債権の部分のところと、それからこの公共公益施設建設基金というものを積み立てていきながら、そしてそこから使っていくというような考え方をしていかなければならないと思うのですけれども、そうした場合に優先順位として今回はゼロ円というような形になっているということですね。ですから、それが令和4年度には増えたというふうにおっしゃっていましたが、その辺の見解もお聞きしたいというふうに思います。

○畠山美幸委員長 その3点でよろしいですか。

○狛守勝義委員 はい、それでいいです。

○畠山美幸委員長 順次答弁を求めます。

杉田総務課長。

○杉田哲男総務課長 ②のまず定額基金の関係についてお答えさせていただきます。

当然貸付けをさせていただければ、その分の原資が減るということで、それにつき

ましては定額基金でございますので、一般財源のほうから補てんをされているというふうな考え方だと思います。

③番目の減債基金の関係でございます。町といたしましては、今地方債等々の借上げにつきまして満期一括償還、そういったものが発生する場合につきましては、それに対応する減債基金というものを設置して、積立てをする必要があるかなというふうに考えてございますけれども、今特にそういったものがございませんので、これにつきましては地方債等の借入れの期間であったり、そういったものをコントロールしながら負担のないような形で行っていく形になるかなというふうに考えてございます。

続きまして、5番目の関係でございますけれども、こちらにつきましては公共施設の建設、長寿命化、そういった等々が考えられてございますので、今年度今9月議会の中で積立てをお願いしていると。今後もそういった財源が持てる場合につきましては速やかに積立てを行っていく形になるのかなというふうに考えてございます。こういった基金だけでは当然建設はできませんので、事業債であったり、また有利な補助金、そういったものを模索しながら、財政的な負担を極力減らしながらできるよう財政当局としては研究してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 いいですか。

杉田総務課長より、先ほどの狛守議員の総括質疑に対して、答弁の訂正を求められておりますので、杉田総務課長お願いいたします。

○杉田哲男総務課長 はい。貴重なお時間をいただきまして申し訳ございません。狛守議員の3回目の質疑の中で、各基金の上限額につきまして、積み増しをするのかというご質問の中で、私のほうで積み増しをするような表現がございました。こちらは、各条例の中で定められている金額が、貸付限度額の限度というところでございまして、積み増しをするという表現がございません。主要な施策の127ページの中で、教育の奨学金の貸し付け、こちらの積立金につきましては、条例の中で返済に引き続き、嵐山町に在住する方については、特別奨学金の貸付金が2分の1免除される、免除規定がございまして、免除されることとなります。積立金の免除額2分の1相当額を一般会計のほうから、基金のほうに積み立てをする形となります。おわびして訂正を申し上げます。

○畠山美幸委員長 以上で総括的な質疑を終了いたします。

これにて全ての質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○畠山美幸委員長 討論を終結いたします。

これより認定第1号 令和3年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

本案を認定すべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○畠山美幸委員長 挙手多数。

よって、本案は認定すべきものと決しました。

---

#### ◎閉会の宣告

○畠山美幸委員長 以上をもちまして、決算審査特別委員会に付託されました決算議案6件並びに議案第39号及び議案第40号の審査は全て終了いたしました。

5日間にわたりまして、慎重審議大変にお疲れさまでした。

また、堀江代表監査委員、長島監査委員、佐久間町長をはじめとする町理事者の皆様には大変ご多用のところご出席いただき、誠にありがとうございました。

お諮りいたします。決算審査特別委員会の審査報告の作成につきましては、正副委員長に一任させていただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○畠山美幸委員長 ご異議なしと認めます。

よって、本委員会の審査報告書の作成につきましては、正副委員長に一任させていただきたいと思います。

これをもちまして、決算審査特別委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前11時56分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年 月 日

委員長